

平成 15 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成15年 第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月 5日～12月19日(15日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
12月 5日 (金)	提案説明	
6日 (土)	休 会	
7日 (日)	〃	
8日 (月)	〃	
9日 (火)	会派代表質問	
10日 (水)	会派代表質問	
11日 (木)	一般質問	
12日 (金)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
13日 (土)	〃	
14日 (日)	〃	
15日 (月)	〃	〃 (政策課題に関する 集中審議)
16日 (火)	〃	〃 (総括質疑)
17日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日 (木)	〃	
19日 (金)	討論・採決等	

平成15年
小樽市議会
第4回定例会会議録目次

12月 5日(金曜日) 第1日目

1	出席議員.....	1
1	欠席議員.....	1
1	出席説明員.....	1
1	議事参与事務局職員.....	2
1	開 会.....	3
1	開 議.....	3
1	会議録署名議員の指名.....	3
1	日程第1 会期の決定.....	3
1	日程第2 議案第1号ないし第21号.....	3
	市長提案説明(議1~20).....	3
	提案説明 (議21 北野議員).....	4
1	日程第3 休会の決定.....	6
1	散 会.....	6

12月 9日(火曜日) 第2日目

1	出席議員.....	7
1	欠席議員.....	7
1	出席説明員.....	7
1	議事参与事務局職員.....	8
1	開 議.....	9
1	会議録署名議員の指名.....	9
1	日程第1 議案第1号ないし第21号.....	9
	会派代表質問 新谷議員.....	9
	会派代表質問 大竹議員.....	28
1	散 会.....	37

12月10日(水曜日) 第3日目

1	出席議員	39
1	欠席議員	39
1	出席説明員	39
1	議事参与事務局職員	40
1	開 議	41
1	会議録署名議員の指名	41
1	日程第1 議案第14号の訂正	41
	市長訂正理由説明	41
	採 決	41
1	日程第2 議案第1号ないし第21号	41
	会派代表質問 高橋議員	41
	会派代表質問 佐々木(勝)議員	58
1	散 会	67

12月11日(木曜日) 第4日目

1	出席議員	69
1	欠席議員	69
1	出席説明員	69
1	議事参与事務局職員	70
1	開 議	71
1	会議録署名議員の指名	71
1	日程第1 議案第1号ないし第21号	71
	一般質問 斎藤(博)議員	71
	一般質問 小前議員	76
	一般質問 森井議員	81
	一般質問 上野議員	86
	一般質問 若見議員	88
	一般質問 菊地議員	96
	一般質問 秋山議員	101
	一般質問 吹田議員	106
	予算特別委員会設置・付託	110
	常任委員会付託	111

1	日程第2	請願・陳情	111
		予算特別委員会付託	111
		常任委員会付託	111
1	日程第3	休会の決定	111
1	散	会	111

12月19日(金曜日) 第5日目

1	出席議員	113	
1	欠席議員	113	
1	出席説明員	113	
1	議事参与事務局職員	114	
1	開	議	115
1	会議録署名議員の指名	115	
1	日程第1	議案第1号ないし第21号並びに平成15年第3回定例会議案第6号ないし 第24号並びに請願、陳情及び調査	115
	予算特別委員長報告	115	
	討	論 若見議員	118
	採	決	119
	決算特別委員長報告	120	
	討	論 新谷議員	124
	採	決	125
	総務常任委員長報告	125	
	討	論 菊地議員	127
	討	論 小前議員	128
	討	論 佐々木(勝)議員	128
	討	論 森井議員	129
	採	決	130
	経済常任委員長報告	131	
	討	論 古沢議員	132
	採	決	134
	厚生常任委員長報告	134	
	討	論 若見議員	135
	討	論 吹田議員	136
	採	決	137

建設常任委員長報告.....	137
討 論 新谷議員.....	139
採 決.....	139
1 日程第2 議案第22号及び第23号.....	140
市長提案説明(議22、23).....	140
採 決.....	140
1 日程第3 「意見書案第1号ないし第15号」.....	140
提案説明 (意1ないし5、7 菊地議員).....	141
提案説明 (意6、8 佐々木(勝)議員).....	142
提案説明 (意9 高橋議員).....	143
討 論 横田議員.....	143
討 論 古沢議員.....	144
討 論 斎藤(博)議員.....	147
採 決.....	148
1 閉 会.....	149

議事事件一覧表

議案	議案	第1号	平成15年度小樽市一般会計補正予算
	議案	第2号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
	議案	第3号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
	議案	第4号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
	議案	第5号	平成15年度小樽市水道事業会計補正予算
	議案	第6号	小樽市公の施設の指定管理者に関する条例案
	議案	第7号	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
	議案	第8号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
	議案	第9号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
	議案	第10号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
	議案	第11号	小樽市重度身体障害者見舞金支給条例を廃止する条例案
	議案	第12号	小樽市と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例の一部を改正する条例案
	議案	第13号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
	議案	第14号	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案
	議案	第15号	小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案
	議案	第16号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
	議案	第17号	不動産の取得について
	議案	第18号	公有水面埋立てについて
	議案	第19号	市道路線の認定について
	議案	第20号	市道路線の変更について
	議案	第21号	小樽市非核港湾条例案
	議案	第22号	小樽市公平委員会委員の選任について
	議案	第23号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
継続審査中の議案	議案	15年3月31日現在	6号
	議案	15年3月31日現在	7号
	議案	15年3月31日現在	8号
	議案	15年3月31日現在	9号
	議案	15年3月31日現在	10号
	議案	15年3月31日現在	11号
	議案	15年3月31日現在	12号
	議案	15年3月31日現在	13号
	議案	15年3月31日現在	14号
	議案	15年3月31日現在	15号
	議案	15年3月31日現在	16号
	議案	15年3月31日現在	17号
	議案	15年3月31日現在	18号
	議案	15年3月31日現在	19号
	議案	15年3月31日現在	20号
	議案	15年3月31日現在	21号
	議案	15年3月31日現在	22号

15年3月議案	第23号	平成14年度小樽市下水道事業決算認定について
15年3月議案	第24号	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

意見書案

意見書案第1号	市町村合併と地方自治に関する意見書(案)
意見書案第2号	生活保護に関する意見書(案)
意見書案第3号	年金制度の改悪に関する意見書(案)
意見書案第4号	不払い残業規制など雇用安定に関する意見書(案)
意見書案第5号	イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書(案)
意見書案第6号	「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派遣に反対する意見書(案)
意見書案第7号	北海道警察における「捜査用報償費」流用疑惑の解明を求める意見書(案)
意見書案第8号	裁判員制度に関する意見書(案)
意見書案第9号	イラク滞在邦人の安全対策及び自衛隊派遣に関する意見書(案)
意見書案第10号	新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書(案)
意見書案第11号	観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書(案)
意見書案第12号	国から地方への税源移譲に関する意見書(案)
意見書案第13号	中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け金融対策に関する意見書(案)
意見書案第14号	地域における雇用対策の拡充強化を求める意見書(案)
意見書案第15号	奨学金拡充を求める意見書(案)

請願

請願第1号	認可外保育所への予算増額方について
-------	-------------------

陳情

陳情第18号	イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書提出方について
陳情第19号	イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書提出方について
陳情第20号	「経営支援特別資金」の継続方について
陳情第21号	銭函小学校通学路への歩道設置方について
陳情第22号	重度身体障害者見舞金の現制度継続方について
陳情第23号	「小樽市幼児ことばの教室」の稲穂小学校併設存続方について
陳情第24号	市民への情報開示とじゅうぶんな協議を行った上でのごみ処理施設建設着手方について
陳情第25号	市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方について
陳情第26号	市民とのじゅうぶんな話し合いを持った上でのごみ焼却施設の建設着工方について
陳情第27号	イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出方について
陳情第28号	乳幼児医療費拡充方について
陳情第29号	水道料金・下水道使用料減免制度の存続方について
陳情第30号	重度身体障害者見舞金の存続方について
陳情第31号	生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方について
陳情第32号	母子家庭医療助成の現行どおりの継続方について
陳情第33号	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について

質 問 要 旨

会派代表質問

新谷議員（12月 9日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢 自衛隊のイラク派遣に対する見解
- 2 改正ソーラス条約による港湾保安対策
- 3 財政問題
 - (1) 国保・病院会計赤字の問題
 - 一時借入金での財政措置は良いか
 - すでに赤字再建団体？
 - 国民健康保険料はいくら値上げになるか
 - 国保特別会計 改善策は
 - (2) 財政危機を招いた原因と責任
(築港再開発、石狩湾新港、大型開発)
 - (3) 他都市との比較は
 - (4) 健全化計画について
 - 市税収入・交付税の落ちこみをおりこむか
 - ごみ有料化でいくら増収になるか
 - 健全化は誰のために
 - 市民サービスを削減する前に優先する事業
 - 大型焼却炉や市立病院の統合改築は？
 - 石狩湾新港に対する負担金は見直しをうたうべき
 - 国に対しての要求 国庫補助負担金など
 - (5) 来年度予算編成は
- 4 議案第14号中小企業等振興条例の一部を改正する条例案について
 - (1) 施策の縮小・廃止は地域経済の発展を悪化させるもの
 - (2) 経営支援特別資金について
 - (3) 商店街近代化施設設置事業
 - (4) 商店街空き店舗対策事業
 - (5) 商店街グレードアップ資金
 - (6) いきいき市場づくり推進事業～屋台村の経済効果
 - (7) 雇用促進助成事業
 - (8) 福利厚生施設整備事業
- 5 議案第10号小樽市手数料条例の一部改正について
 - (1) 他都市に比べ安いといえるか
 - (2) 連絡所の一律廃止はやめるべき
- 6 議案第11号小樽市重度身体障害者見舞金支給条例廃止について
- 7 福祉医療助成制度について

- (1) 乳幼児医療助成一部負担は少子化を助長するもの
 - (2) 母子医療、母親の通院助成廃止はやめるべき
 - (3) 市老人医療助成廃止はやめるべき
- 8 ふれあいパスについて
- 9 その他

大竹議員（12月9日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案第6号小樽市公の施設の指定管理者に関する条例案
 - (1) 該当する公の施設と適用対象外施設
 - (2) 改正に至った事情と社会背景
 - (3) 新旧の違いと損害賠償
- 2 議案第7号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
 - (1) 改正の目的と効果
 - (2) 新旧の違い
- 3 財政健全化に向けての取組
 - (1) 市民と協働するまちづくり
 - (2) 外部評価への取組
 - (3) 21世紀プランと市民サービス
 - (4) 減免制度の見直し
 - (5) 歳入増と税の循環形態
 - (6) バランスシートと行政コスト計算書
 - (7) 人件費削減と民間委託
 - (8) 民間委託から直営に
 - (9) 市民のマイナス影響は最小に
 - (10) 補助金休止と代替案
 - (11) 小樽の歴史から学ぶ、財政健全化策
- 4 その他

高橋議員（12月10日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 政策課題について
- 3 全国都市再生モデル調査事業について
- 4 情報化の推進について
 - (1) 情報リテラシー（活用能力）

- (2) 新病院のIT化について
- 5 環境問題について
 - (1) 地球温暖化問題について
 - (2) ISO14001について
- 6 除排雪について
- 7 歯科保健対策について
- 8 少子化対策について
 - (1) 次世代育成支援対策について
 - (2) エンゼルプランについて
- 9 教育問題について
 - (1) 学校施設管理について
 - (2) 教員のIT指導力について
- 10 その他

佐々木（勝）議員（12月10日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 地方財政の確立について
- 3 三位一体改革について
- 4 市の16年度予算編成について
- 5 議案第7号に関連して
- 6 教育課題について
 - (1) 学校五日制とカリキュラム
 - (2) 総合学習
 - (3) 学校と地域
- 7 その他

一般質問

斎藤（博）議員（12月11日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 嘱託職員の雇用について
 - (1) 民間委託と雇い止め
 - (2) 低賃金、不安定労働者の切り捨て
- 2 管理職手当について
 - (1) 管理職手当の定義
 - (2) 手当を一方的に削減する権限の法的根拠

- (3) 回復措置
- 3 自衛隊と小樽市民について
 - (1) 過去10年の小樽出身入隊者数
 - (2) 新入隊者への市長の激励の挨拶の趣旨
 - (3) 小樽市出身自衛隊員、家族へ
- 4 その他

小前議員（12月11日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 事務事業の見直しについて
- 2 観光振興について
- 3 新市立病院構想について
- 4 教育問題について
- 5 その他

森井議員（12月11日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 政策課題について
 - (1) 組織機構の見直し
 - (2) ふれあいパス
- 2 ごみ減量化について
- 3 子供たちのために
- 4 その他

上野議員（12月11日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政健全化について
 - (1) 歴史的建造物の保全について
 - (2) 小樽病院建設について
- 2 小学校の適正配置、統廃合計画について
 - (1) 統廃合と跡地利用について
 - (2) 中心部のパークゴルフ場の活用
- 3 生活保護費について
 - (1) 厚生労働省の来年度予算編成において生活保護費の国庫補助率引き下げの方針にお

ける、当市の考え

4 その他

若見議員（12月11日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員長、教育長及び関係理事者

1 国民健康保険制度

- (1) 小樽市の国保状況
- (2) 国保料にかかわって
- (3) 資格証の発行
- (4) 「特別な事情」とは

2 小学校適正配置計画

- (1) 説明会の報告に関連して
- (2) 教育委員会と現場教師の教育の認識の差
- (3) 地域で子ども達を育てる

3 その他

菊地議員（12月11日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 子育て支援について

- (1) 「次世代育成支援地域行動計画」に向けての取組について
- (2) 保育料値上げについて
- (3) 放課後児童クラブについて
- (4) 「さくら学園」民営化について

2 お年寄りが安心して住めるまちづくりについて

- (1) きめ細かな除雪サービスを
- (2) 冬期間の家庭ごみ収集困難地域における高齢者世帯への対応について

3 その他

秋山議員（12月11日7番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政健全化案に関して

- (1) 15年度の収支圧縮の見通しは
- (2) 受益者負担の視点は
- (3) 市民の分かりやすい説明を

2 教育問題に関して

- (1) 「放課後児童クラブ」の利用料は
- (2) 子供の居場所づくりとは
- (3) 現事業との関連は
- (4) 特殊学級の現況について
- (5) 特別支援教室に関して
- (6) 「こども110番」に関して

3 児童虐待に関して

4 ドッグ・ランの設置を

5 その他

吹田議員（12月11日8番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 次世代育成支援について

2 放課後児童クラブについて

3 市道の維持管理について

4 廃棄物処理について

5 テレビ難視聴地域の解消について

6 その他

平成15年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第1日目

平成15年12月5日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長 小山秀昭
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成15年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山口保議員、小林栄治議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第21号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第20号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では全国都市再生モデル調査事業費、町内会館等建設助成金、身体障害者療護施設「あさりファミリア」の車両購入に対する補助金、生活支援ハウス「はる」の建設事業費補助金、次世代育成行動計画策定経費、私立保育所運営費負担金、スキー競技会関連施設整備費などを計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する分担金及び負担金、国・道支出金、寄付金、諸収入、市債を計上し、なお不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金を計上いたしました。また、債務負担行為の補正につきましては、特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」等改築事業費補助金のほか、来春の工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに2億5,386万9,000円となり、財政規模は676億2,29万3,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、住宅事業においてオタモイB住宅1号棟の建替事業費の一部を繰越明許費として計上し、老人保健事業では医療給付費に不足が生じる見込みであることから所要の補正を計上するとともに、水道事業において水質基準改正に伴う分析機器などの購入費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第20号までについて説明申し上げます。

議案第6号公の施設の指定管理者に関する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、公の施設の指定管理者の指定の手続等必要な事項を定めるものであります。

議案第7号事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、市長の内部組織及び事務分掌を改め、並びに所要の改正をするとともに、関係条例を整備するものであります。

議案第8号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、失業者の退職手当について必要な改正を行うとともに、所要の改

正を行うものであります。

議案第9号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税所得割の課税標準、固定資産税の課税標準の特例措置及び軽自動車税の申告書の全国統一化等について必要な改正を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、登録原票の写し又は証明書の交付手数料、証明手数料、閲覧手数料及び複写手数料を改定するとともに、と畜場法の一部改正に伴い引用条項の改正を行うものであります。

議案第11号重度身体障害者見舞金支給条例を廃止する条例案につきましては、重度身体障害者に係る見舞金支給制度の見直しに伴い条例を廃止するものであります。

議案第12号と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、と畜場法施行令の一部改正に伴い、引用法令名の改正を行うものであります。

議案第13号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例に関し、所要の改正を行うものであります。

議案第14号中小企業等振興条例の一部を改正する条例案につきましては、中小企業等に対する助成その他の支援制度の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第15号鯉御殿条例の一部を改正する条例案につきましては、鯉御殿の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第16号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、くん蒸施設の廃止及び新設に伴い使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号不動産の取得につきましては、オタモイB住宅建替事業に係る土地2万152.62平方メートルを取得価格2億1,936万1,269円をもって、小樽市オタモイ1丁目28番3号石川マチ子さんほか5名から取得するものであります。

議案第18号公有水面埋立てにつきましては、塩谷漁港区域内に漁港施設用地を造成するための公有水面埋立て免許出願に係る意見について、異議のない旨を北海道知事に答申するものであります。

議案第19号市道路線の認定につきましては、オタモイ1丁目のオタモイ竜徳保育園通分線ほか31路線を、それぞれ認定するものであります。

議案第20号市道路線の変更につきましては、塩谷緑ヶ丘団地環状線の起点を変更するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、議案第21号小樽市非核港湾条例案の提案の趣旨を説明申し上げます。今回で13回目の提案です。

前回の提案以降、重大な問題になってきたのは、いわゆるイラク支援特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣の問題です。

去る11月29日、イラク北部のティクリートで日本人外交官2名が何者かによって射殺されました。どの勢力による犯行かは明らかではありませんが、だれによるものであれ、我が党はこういうテロ行為は許すことのできない暴挙と糾弾し、犠牲となられた方に哀悼の意を表し、ご家族の皆さんにも心からお悔やみを申し上げた次第です。

この事件は、改めてイラクは危険な地域だということを浮き彫りにしました。自衛隊の派遣は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法、いわゆるイラク支援特別措置法に基づいていることは、皆さんご承知のとおりであります。この法律の第2条、基本原則で、「戦闘行為が行われることがないと認められる地域で実施するものとする」と定められています。アメリカのイラク占領軍の最高司令官が繰り返し「イラク全土が戦闘地域だ」と述べていることとあわせ、自衛隊のイラク派遣は憲法違反であることはもとより、イラク特別措置法にも反する暴挙であることは明らかです。

この派遣の是非は、これからの日本の大きな政治の問題となるものでありますが、今回の条例案の提案に当たって指摘したいのは、今回のイラク戦争でアメリカが劣化ウラン弾を使用した結果、現在、イラクで放射能汚染がまたもや重大な問題となりつつあることです。自衛隊の派遣が予定されているイラク南部のサマワも政府は安全だと言いつつありますが、それも保証の限りでないことに加え、劣化ウラン弾による放射能汚染が問題となっており、もし自衛隊員が派遣されたら被爆するおそれがあります。アメリカが使用している劣化ウラン弾は、戦車などの鋼鉄を貫く威力を出すために、ミサイルや砲弾の弾芯に比重の重い金属ウランを使用しているからです。劣化ウラン弾は命中すると高温で燃え上がり、放射性物質が微粒子となって遠くまで飛び散り、地上に広範囲にたい積することになります。戦闘行為が終結した後でも、長期間、被爆のおそれが生ずるのです。

1991年の湾岸戦争の際にアメリカが使用した劣化ウラン弾によって、イラクの民間人ばかりでなく、湾岸戦争時のアメリカ帰還兵にも、がん、白血病、免疫不全などの症状が広範囲に出て、今でも苦しんでいます。アメリカ軍が劣化ウラン弾を使用した地域を占領した米兵にこれらの症状が広範囲に見られる事実は、長期間滞在しなくても、短期間であっても被爆の危険があることを教えています。自衛隊が派遣される予定のサマワに既に放射能汚染が問題となっているわけですから、非常に心配です。被爆国の日本として、自衛隊の派遣でなく、放射線医療の蓄積がある医療支援こそ、イラク国民が真に日本に期待している支援ではないでしょうか。

小樽に寄港したことのあるキティホークはもとより各艦船が、湾岸戦争はもとより今回のイラク戦争に参加していることは、皆さんもご承知のとおりです。アメリカ艦船には、核兵器搭載の可能性があることに加え、劣化ウラン弾で装備されたミサイルや砲弾が搭載されていることは、もはや疑う余地がありません。非核港湾条例制定の必要性は、かつてなく高まっています。

次に、指摘しなければならないのは、アメリカの大統領が11月24日、アメリカ史上最大の国防予算に署名したことです。この予算の中には、10年ぶりに小型核兵器研究の凍結解除が盛り込まれました。破壊力5キロトン以下の小型核兵器は、今回のイラク戦争型を想定し、地中貫通型の小型核兵器で地下に潜む敵兵や強固なざんごうを破壊するねらいです。5キロトンとは、どれくらいの破壊力か。広島に投下された原爆は15キロトンですから、広島型の3分の1以下の破壊力といえば皆さんも想像できるでしょう。今回の国防予算には、この核兵器開発とともに弾道ミサイル開発費用91億ドルが計上されています。この史上最大の国防予算は、米ソ冷戦時代のアメリカ軍の海外駐留、これを基本的に見直し、アメリカの言うことを聞かない国を

先制攻撃するために、より機動的な再配置を世界的規模で展開するためのもので、今回のイラク戦争のようなやり方を全世界で展開しようというものです。

ブッシュ政権が1年前、「悪の枢軸」と規定し、イラクなどとともに先制攻撃の対象に挙げている国の中に北朝鮮も含まれており、米艦船が他港に比べ頻繁に入港する本市にとって、アメリカの世界戦略の変更は人事ではありません。ぜひ非核港湾条例を制定し、市民の命と安全、財産を守るために、議会として各会派の皆さんが賛成し、力を尽くしていただくことをお願いし、提案説明といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月6日から12月8日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 山 口 保

議 員 小 林 栄 治

平成15年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第2日目

平成15年12月9日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員
事務局長 厚谷 富夫
財政部財政課長 小山 秀昭

社会教育部長 嶋田 和男
総務部総務課長 貞原 正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川 明充
庶務係長 三浦 波人
調査係長 大門 義雄
書記 丸田 健太郎
書記 島谷 和大
書記 橋場 敬浩

事務局次長 法邑 秀弥
議事係長 中崎 岳史
書記 渡辺 美和
書記 山田 慶司
書記 松原 美千子

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、森井秀明議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議題第1号ないし第21号」を議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、イラクへの自衛隊派遣について、お尋ねします。

イラクのアメリカ、イギリスの占領に対して、イラク国民の怒りを呼び、この反感を悪用して、さまざまなテロリストグループが流入して、イラク国内は反米抵抗とテロがこん然一体となっています。これを打開するためには、アメリカ、イギリスが撤退し、国連の枠組みでイラク復興を行うことが、根本的にはイラク国民の協力の下に、イラク復興を進めることが可能になり、テロリストの策動の余地をなくしていくことができます。こうした中、11月29日、イラク北部のティクリートで、日本人外交官2人が襲撃され、死亡しました。どんな理由があれ、こうした蛮行は許されるものではなく、2人の外交官とご家族に、心からお悔やみを申し上げるものです。

このような中、小泉首相はあくまで自衛隊をイラクに派遣する方針で、今日、基本計画を閣議決定することです。今、自衛隊のイラク派兵に反対する行動が、全国各地で広がっています。12月5日発表の共同通信社による全国世論調査でも、派遣すべきでないが33.7パーセント、慎重に検討すべきが56.3パーセント、早期に派遣すべきがわずかに7.5パーセントでした。派遣に当たっては、北海道の自衛隊が送られるということですが、札幌市の上田市長も、砂川市の菊谷市長も、自衛隊のイラク派遣に反対を表明しています。菊谷市長は、「地方自治体というのは住民の生命と財産を守ることが目的です。自衛隊員も地域の住民、自治体は黙っているのではなく、堂々と物を言わなければならないのではないのでしょうか」と述べています。イラクへの自衛隊派遣に対する市長の見解をお聞かせください。

次に、改正ソーラス条約による港湾保安対策について、伺います。

アメリカで起きた同時多発テロを契機として、港湾においても保安対策を強化する必要があることから、2002年12月、国際海事機関において、海上における人命安全のための国際条約、いわゆるソーラス条約の改正が採択されました。この改正により、500総トン以上の外航貨物船が寄港する港湾において、一定の保安対策を講じることが必要となりました。本港の港湾施設で、条約の対象となるのは、どの施設か。フェンス、各種監視カメラ、照明設備、保安要員を必要とするのは、どの港湾施設か。また、費用は国が3分の2を負担し、道内分で40億円ということですが、小樽市の負担は幾らになりますか。この種の問題は、国の責任で財源手当をしてもらわなければなりません。条約が発効する2004年7月1日まで対策が整わなければ、本港の外国からの船舶の入港に支障が出るおそれがありますので、国に対策の強化を要求することは緊急の課題です。市長はこの点について、国に対して意見を申し出ているのかも、お答えください。

次に、財政問題について、お尋ねします。

小樽市の財政状況は厳しい状態が続き、「赤字再建団体転落のおそれ」などと広報おたるに書いております。2002年度決算によれば、国民健康保険の累積赤字は33億8,700万円、病院は44億円に達しています。これは、本来一般会計から繰出金をもって穴埋めすべきを、貸付金をもって支出してきました。この貸付金自体が財政の重圧になっていますが、その資金は金融機関からの一時借入金で賄ってきました。このような財政措置が本来あっていいものかどうか、見解をお聞かせください。

また、当然、一時借入金には金利がかかりますが、これまでの金利累計は幾らになりますか。

国保と病院両事業の累積赤字を加えた2002年度の実質収支は、76億4,000万円の赤字で、標準財政規模の2割を大きく超え、23.3パーセントに達しています。本市の財政は、事実上、赤字再建団体に転落しているのではないですか、お答えください。

また、国民健康保険料は17年度から値上げを検討しているといいますが、どの程度と試算していますか。赤字を市民に転嫁しては、ますます保険料を払えなくなります。市長は国に対して、国保特別会計改善のために、何を要求していますが、お聞かせください。

また、本市としての改善策についても、お答えください。

次に、財政危機を招いた原因と責任について、伺います。

総事業費140億円、市費84億円を投じたマイカル小樽の築港再開発は、完全な失敗でした。市費負担の大半は、起債を財源としたため、公債費の元利償還は100億円を超えています。財政健全化対策を報道したマスコミも、築港再開発事業などで増大し、歳出を圧迫している公債費に対する市の責任も問われるべきだと書いていますが、これは我が党の主張だけではなく、市民の声です。ましてやJRへの駅舎無償譲渡は、市民批判の強いものです。駅舎無償譲渡にした98年度の市の赤字は64億円で、標準財政規模の18.7パーセントに達しており、財政危機をじゅうぶん予測できたはずですが。小樽市の財政に、第三者へ寄付するような余裕は全くなく、JRへの駅舎無償譲渡は、地方自治法第232条の2の「公益上必要な場合」に該当せず、適正さを欠き違法無効だったと市長も認めないわけにはいかないと思いますが、いかがですか。築港再開発事業は、間違っていたことを率直に認めて、責任を明らかにすべきです。責任ある答弁を求めます。

このほかにも、国や道の言いなりに、過大な朝里ダムの建設や中央通再開発など、大型公共事業へ市民の血税を注ぎ込み、それらの元利償還が、現在でも市財政を圧迫しているのは明らかです。15年当初での公債費元利償還合計額は一般会計で78億1,652万円になっていますが、大型開発の事業別元利償還総額と15年度分の負担分と期限について、お示しください。

さらに、小樽港の衰退を招いた石狩湾新港への負担金も、市財政の重圧になっていることは、これまでの議論で、市長も認めています。このような市財政の大きな危機を招いた原因と責任を、市長はどう認識しているのか、お答えください。

次に、他都市との比較でお尋ねします。

小樽市の14年度の公債費負担比率は19.6パーセントです。15パーセントで黄信号、20パーセントを超えるると赤信号と言われていますが、13年度決算で、全道で小樽市より悪化している自治体数、主な市をお示しください。

また、これらの自治体で、赤字再建団体に指定されているところはありますか。

次に、財政健全化計画について、伺います。

小泉内閣の下で、長引く不況が深刻さを増し、市税収入は平成9年度以降、約14億9,600万円落ち込み、普

通交付税は平成11年度以降、17億4,800万円も削減され、合わせて32億4,400万円にも及びます。市長は健全化計画を見直し、平成16年度から3年間で、40億円の財源を確保するとしていますが、現実に毎年落ち込んでいる市税収入や普通交付税の減収を、健全化計画の中に織り込むつもりか、お聞かせいただきたいと思えます。

2,000の事業を見直すということですが、どこまで進んでいるのか、また、家庭ごみ有料化を17年度から行うと打ち出しながら、見直し事業に入れていない理由は何か、また、歳入増5億円のうち、ごみ有料化で、幾ら当てにしているのか、お聞かせください。

健全化の対象事業は、聖域なく見直しと言いますが、現在、示されているのは、市民生活にかかわるものが大半です。言うまでもなく、地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本にしていますから、小樽市が市民のために独自に行う施策は、当然この責務を果たすべきものであります。市の単独扶助費の総額は4億6,133万円で、市の財政負担となっている石狩湾新港の負担金とほぼ同じ金額です。ここを見直さず、なぜ重度身障者や生活保護世帯、母子世帯など、弱者に痛みを強いるのでしょうか。健全化は、だれのために行うのですか。財政危機をもたらした責任は、市民にあるのでしょうか、お答えください。

市民サービスをカットする前に、無駄な補助金団体や第三セクターの見直し、有価証券の売却、各種基金の活用、議員の海外視察の廃止などを優先して行うべきだと考えますが、いかがですか。

また、健全化を進める上で、大型焼却炉や市立病院の統合新築は延期するのでしょうか、市長の見解と、今後これらの事業はどうするのか、お聞きいたします。

また、聖域なき見直しを言うのであれば、石狩湾新港負担金は思いきってやめるべきではないですか。北海道は、平成15年度の収支不足が1,720億円に達し、このままでは赤字再建団体になるとして、16年夏をめどに、財政立て直しプランを策定する計画を立てており、その中で大型事業を位置づけ、石狩湾新港管理組合の事業見直しを打ち出しております。同じく石狩市は、財政構造改革方針で、一部事務組合負担金の縮減に向け、ごみ処理や港湾など、他の構成団体と一部事務組合の複合化などの検討を進めるとしています。これまで議会で、新港の負担金が現状の額を超えないなら続けると、市長は答弁しておりますが、これを撤回して、少なくとも道や石狩市のように、財政方針に見直しをうたうべきではありませんか、お答えください。

次に、国に対しての要求について、お尋ねします。初めは、国庫補助負担金についてです。政府は地方分権の名の下に、三位一体と称して、地方自治体に対する国庫補助負担金を来年度から3年間で総額4兆円を削減、来年の分は1兆円と聞きます。国庫補助負担金の8割は、社会保障と文教関連で、削減は国民生活を直撃するものです。無駄な公共事業への補助金はもちろんやめるべきですが、本来、国庫補助負担金の目的は、憲法で保障されている国民の権利である福祉や教育などを、一定の水準で保障するためのものであり、大幅な削減は、国民の権利への重大な侵害となります。本市における国の一般会計からの国庫補助負担金は、すべて市民に役立つものばかりです。来年度の見通しは、どうでしょうか。市民の利益を守る上でも、国に対しては、国庫補助負担金と地方交付税の増額、税源移譲を強く要求すべきです。あわせて低利借換え、償還期間の延長など、願うべきではないでしょうか。これらの取組はどうしているのか、伺います。

このような状況の中で、来年度の予算編成はどうなるのか、特に財源確保について、お聞かせください。

次に、議案第14号小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案について、お尋ねします。

条例では、市内の中小企業などに対し、必要な助成を行うことによって、中小企業等の健全な発展、地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることをうたっています。小樽市統計による事業所数は、平成13年度7,

758件、最高時の昭和56年の9,723件より1,965件減っています。就業者は、12年度6万8,553人で、昭和45年8万9,880人より2万1,327人も減り、完全失業者は、昭和45年1,911人から平成12年には4,615人、約2.4倍に増え、さらに今年9月現在の北海道の完全失業率は5.6パーセントと、状況は悪化の一途です。また、市内の企業倒産は、11年から15年で119件にもなっています。こういうときだからこそ地域経済と雇用を守る施策が必要なのに、施策を縮小、また、廃止するということは、地域経済をさらに悪化させることになるのではありませんか、いかがですか。

そこで、経営支援特別資金について、お尋ねします。この制度は平成14年にできて、わずか2年で廃止するとのこと。14年度の融資実績は45件で、金額は1億8,950万円、15年度10月末で9件、3,500万円の実績です。小樽商工信用組合の破たん後、運転資金を必要とする中小企業で、事業の継続が見込めるが、北海道信用保証協会の保証を受けることが困難な場合、融資を受けられるということで、中小業者にとっては、たいへんありがたい制度でした。残念ながら、これまでに6件の倒産で、市の損失補てんは1,901万8,000円になっています。確かに市が8割の損失補てんをするということで、リスクはあります。しかし、銀行の貸し渋りがある中、不況下でも必死に頑張っている小樽の中小企業を支え、経済発展のためにも、制度を存続すべきではないでしょうか。マイカルへは地元企業に比べ、けた違いの優遇をしているのですから、このくらいの支援はしかるべきと思いますが、いかがですか。

次に、商店街近代化施設設置事業について、伺います。現制度では、事業費の20パーセントを助成しているものを、今度は5,000万円以上の事業に限定するということです。そうであれば、本年度、花園銀座3丁目商店会に支援したような、商店街みずからが市道大通線歩道新設工事にあわせて、インターロッキングブロックを購入するといったような事業はできなくなります。新聞によれば、11月10日、ポスフルとイオンが資本業務提携に合意したということをご報告していますが、地元商店街にとっては、またまた脅威です。こういうときに、不況とマイカルで二重の打撃を受けている地元企業を守るため、事業の削減はやめるべきです。いかがですか。

次に、商店街空き店舗対策事業は、商店街活性化事業助成制度に統合するということですが、活性化事業費は既に縮小されています。都通り、サンモール一番街、花園銀座の中心3商店街に限って見ると、空き店舗率は、マイカル開業前の平成10年は1.0パーセント、開業後、平成12年は5.1パーセント、13年4.7パーセント、14年4.9パーセント、15年6.9パーセントと、増加傾向にあります。中心商店街は小樽の顔、観光客もたくさん来るところですから、独自制度を残して、引き続きの支援をし、空き店舗の活用でまちの活性化を支援すべきと考えますが、いかがですか。制度改定について、商店街とは合意を得ているのか、お聞きします。

次に、商店街グレードアップ資金の有利子化について伺います。この事業の負担金、負担している件数は、13年度12件、14年度は15件、15年度13件と、よく利用されており、商店街もよい制度だと評価しております。制度存続の声も聞かれます。商店街の活性化につながるのであれば、これまでどおり無利子で行うべきではありませんか。いかがですか。

次に、いきいき市場づくり推進事業も、15年度に活性化事業に統合され、補助金も30万円から10万円に減額されました。市場の現状は、たいへん厳しいということをお聞きしておりますが、13年度に実施された市場活性化研究事業はどう生かされているのか、あわせて今後の市場支援策もお聞かせください。

また、まちづくり事業として、小樽屋台村を立ち上げるということですが、場所や市の経済効果をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、雇用促進助成事業の廃止について、お尋ねします。この制度は、対象者が工場等を操業開始から3か月以内の雇用で、1年以上雇用されている人という限定はありますが、起業家にとっては、たいへん助かるものです。これまでの利用をお示してください。労働者の定着あるいは新規雇用につながる制度を廃止することは、事業の立ち上げや拡大にブレーキをかけることになるのではありませんか。同時に、労働力の確保は人口定着策にもなりませんか。今年11月の人口は14万7,011人、前年同月比マイナス1,551人です。減り続ける人口に歯止めをかける上でも、制度を存続すべきです。いかがでしょうか。

次に、福利厚生施設整備事業助成も廃止するといいますが、これまでの利用件数と内容について、お知らせください。助成対象は食堂や更衣室などとなっていますが、労働者が気持ちよく働ける環境を整えることは、重要なことです。市内事業所で、この事業が必要なところや要望しているところはないのか、調査の上の結論なのか、伺います。

次に、議案第10号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について、お尋ねします。

財政健全化の視点として、他都市に比べ安いものは、道内10万人以上都市の平均まで引き上げるといっていますが、証明手数料で平均以下は二つ、残りはすべて平均を大きく上回ります。利用の一番多い住民票の比較では、札幌市350円、函館市300円、苫小牧市、江別市250円、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、室蘭市の5市は200円です。これで、他都市に比べて安いと言えるのですか。また、小樽市を除く9市の平均をとっても239円で、300円は上げすぎではないのか、お答えください。また、札幌市を入れている理由も、お聞かせください。札幌市は政令指定都市で、ほかの政令指定都市と料金は同一です。また、小樽市より平均賃金も高く、条件が違います。平均をとるのであれば、類似都市との比較で判断すべきではないですか。9市中5市は200円ですから、料金は据置きにすべきです。いかがですか。また、これまで値上げをするときは、参考人の意見陳述を行っています。その手順を踏んでから、決めるべきです。

あわせて、連絡所の廃止についても、伺います。説明会は、各地区連合町会役員を中心に行いました。せっかく地域で説明会を開いているのに、なぜ役員以外の住民を入れなかったのでしょうか。本当に必要としている住民の声を、どのように聞いていますか。現在の連絡所にかわる新たなサービスの検討として、市内コンビニエンスストアで取次交付を行うとしていますが、地域では既に閉店しているところが数か所あります。急にコンビニエンスストアが閉店した場合や、高校生などアルバイトも多く、万一の場合の責任の問題など、問題が多すぎませんか。また、住基ネットによる利用減少の見込みを、廃止理由の一つに挙げていますが、おのおの連絡所でどんな影響を受けているのかをお示してください。連絡所利用は大幅に減ってはいるものの、桂岡のように1.3倍に増えているところもあります。住民にしてみたら、手数料は値上げされる、連絡所はなくなるでは、踏んだりけったりです。一律に廃止せず、地理的条件も勘案し、桂岡、朝里、蘭島など、残すべきではありませんか、お答えください。

次は、議案第11号小樽市重度身体障害者見舞金支給条例を廃止する条例案について、お尋ねします。

重度身体障害者見舞金は、所得制限を導入し、ふれあい見舞金と一本化することで、約4,900人が支給から外され、事業費も2,450万円削減されます。生活保護世帯、母子世帯は児童扶養手当を全部支給を受けている世帯以外は対象外、重度身体障害者も世帯主のみが対象です。支給対象をこんなに絞った理由をお聞きします。そして、あまりの心のなさに驚くばかりです。ふれあい見舞金は、昭和50年から実施された福祉灯油を廃止したかわりに平成元年から始めたものですが、事実上の福祉の後退でした。それでも、身障者や母子世帯に分け隔てなく支給されていたのに、また、後退です。しかも、母子家庭は、児童扶養手当支給に大幅な

所得制限が設けられ、生活はたいへんですから、少しの見舞金でも励まされるものです。また、夫が軽度身障で、妻が重度身障者の方は、新制度では支給対象外です。何のバックもない、自分たちのような弱いところしかつかない、福祉の小樽にならなければならないのに、自分がそういう立場でなければ苦しみはわからないと、胸にこたえる言葉でした。介護保険料、医療費など、お金がかかるのですから、5,000円のお金であってありがたいことなのです。マスコミも、お年寄りや生活弱者に果たすべき行政の役割は、他都市以上に大きいはずだ、市民の生活権を守る福祉に手をつける前に、ほかに圧縮できる事業はないのかと批判していますが、初めに削減ありきの態度を改めるべきです。これは市長の真心の問題ではありませんか、お答えください。条例廃止を撤回し、制度を維持すべきです。いかがですか。

次に、福祉医療助成制度について、お尋ねします。

北海道の制度では、重度障害者、母子家庭、乳幼児医療の初診時一部負担金を徴収しています。小樽市はこれをカバーするどころか、道に右倣えで、制度の改悪です。小樽市が単独で行っている事業のうち、初めに、乳幼児医療費の初診時一部負担の対象となる人数をお示しください。小樽市の合計特殊出生率は、平成12年度1.07と、全道平均1.23を下回っています。小樽市エンゼルプランに載っているアンケート調査では、少子化の理由の第1位に、子育てにお金がかかることを挙げています。初診時一部負担の廃止といっても、受診する病院の数や子どもの数によって、負担は大きくなります。少子化を助長するものですから、改めるべきではありませんか。

次に、母子医療についてです。母親の通院助成を廃止する計画ですが、何人が対象になりますか。母子世帯は、母親が一家の大黒柱ですから、健康で働かなければなりません。一生懸命働いても収入は低く、かけ持ちで仕事をしている人もいます。児童扶養手当の支給状況で見る母親の給与収入は、年収185万円以下が57.7パーセントもいます。廃止をすると、病気になっても収入が低いと、病院にかかれなくなるおそれはじゅうぶんあります。この制度のおかげで、これまでたくさんの母親が助けられたのに、廃止するのは酷ではないでしょうか。懸命に頑張っている母子世帯に、温かい手を差し伸べるところか、制度を打ち切るとは、何と冷たい市政でしょうか。制度廃止をやめるべきです。お答えください。

次に、小樽市老人医療制度について、伺います。小泉内閣による医療の改悪が次々に行われ、北海道医師会も、今年3月9日、小泉内閣退陣の決議を上げたほどです。国による医療の改悪から、少しでも市民の健康と命を守るべき市の制度も、改悪されてはたまりません。65歳から69歳までの市民税所得割が非課税世帯の医療費自己負担の2割を助成する、小樽市老人医療制度を廃止するということですが、対象は何人になりますか。14年5月に行った小樽市高齢者一般調査によると、現在、困っていることや将来不安に思うことで最も多いのは、健康の58.7パーセント、自分の介護29.1パーセント、生活費26パーセントで、現在、病気がある人は、78パーセントにも上っています。収入はほとんどの人が年金で、そのうち200万円未満の世帯が28パーセントもあります。廃止によって、当然受診抑制が起き、病気を悪化させる要因となることがじゅうぶん考えられるのに、廃止する根拠は何ですか。今年は介護保険料の大幅引上げと、来年も連続して年金が引き下げられ、不安は募る一方です。こういうときこそ、市が独自にできる制度を続けるべきではないでしょうか。お答えください。

次に、ふれあいパスについて伺います。

1977年、70歳以上の老人に対するバス料金の無料化についての請願が出されて以来、20年間に、同じ趣旨の請願で52件、陳情3件が提出されました。議会では、継続審査が繰り返されましたが、ついに前市長、新

谷市長も公約に挙げざるをえなくなり、20年にわたる市民の運動が実を結んだもので、いわば市民の宝とも言うべきものです。それだけに、ふれあいバスがどうなるのか、高齢者はたいへん心配しています。平成12年に行ったふれあいバス利用状況調査では、制度への感謝と継続希望や変えないでほしいという人が、65.7パーセントを占めています。ふれあいバスが実現したときは、敬老祝金や下水道料金の減免制度の見直しを行って、財源に充てました。これに対して、全会一致で、「市民生活優先の政策を考えたとき、本市福祉政策の後退の感を深くするものであり、福祉政策の見直しなどに関しては、慎重かつじゅうぶんに周知の上で提案すべきであると思われる」と、附帯決議を上げています。こうして、ようやく制度ができてまだ数年なのに、もう見直しをしようとしています。ある老人クラブでは、遠くから参加している人もいる、みんな集まって元気になるのに、有料になったら来られなくなるのではないかと、仲間を心配すると同時に、まちへ出て買物をする経済効果も忘れないでほしいと話しています。実際、中心商店街では、買物客が減るのを心配しています。ふれあいバスに、受益者一部負担を導入した場合の利用制限や地域経済への影響をどう考えているのか、お聞きします。そもそもこの事業の目的は、高齢者の積極的な社会参加を促し、心身の健康保持と生きがいづくりにあります。この観点から、現行どおりに制度を維持すべきだと考えますが、いかがですか。また、見直しをするとしたら、利用者負担はどれだけになるのか、お聞かせください。ちまたでは1回100円になるのではないかと、専らのうわさです。仮に中央バスの言うように、ふれあいバスは10億円使われているとすれば、中央バスには5億円入ることになり、市は現在の中央バスに払っている2億円を、財政効果として当て込んでいるのではないですか。そうでないと言うなら、見直しはどのような対策を考えているのか、お聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イラクへの自衛隊派遣問題についてであります。まずこのたびの奥、井ノ上両外交官の突然のふ報は、我が国にとりまして極めて衝撃的な事件であり、その残虐非道な行為に対しましては、国民の一人として強い怒りを禁じえません。イラク復興にかけたお二人の崇高なご意思と、これまでのご功績に対し、深く敬意を表しますとともに、残されたご家族の皆様に、小樽市民を代表して、心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

このような厳しい現実を目の当たりにするとき、本年7月に、いわゆるイラク復興支援特別措置法が成立した時点と比べると、現地の情勢も刻々変化してきており、ご質問にもありました世論調査などを見ても、国内世論にも変化が生じてきているのではないかと思います。自衛隊派遣にかかわる基本計画が今日にも閣議決定されると報道されておりますが、私は、我が国がイラク復興支援のため、金銭的な無償供与のみではなく、給水や輸送、医療などの分野で貢献していくことが、国際社会の一員として重要なことであり、そのために自衛隊がないうることもまた、大きいと考えております。しかしながら、自衛隊の派遣時期につきましては、諸外国の動向を注視し、国民感情にもじゅうぶん配慮をするとともに、派遣される自衛官の安全確保が可能な限り図られるよう検討し、慎重に決定されることが必要ではないかと考えております。

次に、改正ソーラス条約による港湾保安対策についてであります。対象となる港湾施設は、500総トン以上の外航貨物船や国際旅客船が、一定数以上停泊する岸壁及びそれと連続する荷さばき基地等とされています。本港においては、コンテナヤードのある港町ふ頭をはじめ、輸入穀物船やロシア船などが数多く停泊する勝納ふ頭、中央ふ頭、第3号ふ頭などの大部分の岸壁並びに荷さばき地において、フェンスや監視カメラ、照明設備の設置など、所要の保安対策が必要となるものと考えております。また、これに係る費用につきましては、現段階での国の試算では、本港分として約6億円と積算されており、このうち市の負担は3分の1の2億円と想定されております。

次に、港湾保安対策に係る国への要請であります。このたびの港湾保安対策は国家の危機管理という観点から、国が主体的な役割を果たすべきものと考えており、特に財源手当てにつきましては、北海道の場合、他府県とは異なり、財政基盤のぜい弱な市や町が港湾管理者となっていることから、特段の財政支援措置を講じるよう、これまで北海道市長会や北海道港湾協会などを通じて、再三、国に対して要請を行うとともに、私も先般12月2日には、国土交通省に出向き、直接意見を述べてきたところであります。国の財政措置につきましては、現在、関係省庁間で協議が行われているところでありますが、今後とも北海道も含めて、道内他港と連携を図りながら、国に対して強く要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、財政問題について、何点かご質問がありました。

まず、国民健康保険事業と病院事業会計への貸付金についてであります。国民健康保険事業に対しては、昭和63年度から、病院事業に対しては、平成5年度から、それぞれの会計の累積赤字や資金不足を補てんするために、一般会計から貸付けを行っております。特別会計や企業会計は、本来それぞれ独立採算で運営することが望ましい姿ですが、赤字の金額も多く、貸付けにより措置しているものでありますので、ご理解を願います。なお、貸付けに伴う資金調達経費は、一般会計の年度内経理資金全体との割合で案分計算しますと、累積で約8億7,700万円となると試算しております。

次に、国保事業会計、病院事業会計への貸付金を含めた財政の実態についてであります。いずれの貸付金も、それぞれの会計の累積赤字などに対する措置をとったもので、短期間にその全額を回収することは困難であり、将来の財政負担の要素にもなるものと考えております。したがって、本市の財政状況は、一般会計の決算数値より、実態はさらに厳しいものと認識しております。

次に、国民健康保険料の値上げの試算状況と赤字の改善策であります。初めに保険料改定の検討についてであります。平成14年度制度の改定で、今後70歳から74歳までの前期高齢者が、毎年1歳ずつ増加することに伴う医療費の負担増などにより、収支の悪化が見込まれることから、国保財政の健全化を図るため、保険料改定の検討をしなければならないと考えています。なお、今後の医療費の推移や制度改正の状況等を見極めなければなりませんので、現時点では具体的な数値を申し上げることはできません。

また、国保特会の改善策についてですが、制度改定により今後の収支の悪化が見込まれることから、これまで高齢化など、当市の特殊事情に配慮した財政支援について、国に対し要望しております。今後も、全国市長会等を通して強く要望するほか、収納率向上対策や医療費適正化対策などに、引き続き努めてまいります。

次に、財政危機を招いた原因と責任についてというご質問でございます。最初にJRへの駅舎の無償譲渡についてであります。当該無償譲渡は地方自治法に基づき、議会の議決を経るなど、法律上の手続に即して行われたものであり、また、駅舎として供用されることで、公共の福祉の増進に寄与することを目的と

する土地区画整理事業の当該目的を達成することが可能となることから、市といたしましては、公益上必要な場合に該当すると判断したもので、当該無償譲渡は適正かつ適法に行われたものと考えております。

次に、築港再開発の責任を明らかにすべきとのことでありますが、この再開発は築港駅周辺地区、約55ヘクタールのまちづくりであり、地区内には未利用地が存在するなど、現段階では再開発の途上にあります。複合商業施設の立地は、広域集客や雇用の面で地域経済の活性化に寄与しており、今後、予定されている道営住宅の建設によっては、定住人口の確保が図られるものと期待しております。未利用地は、民間投資の誘発や雇用の促進効果などを念頭に置きながら、再開発地区計画の土地利用方針の見直しを検討するなど、土地利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、幾つかの事業の元利償還のお尋ねであります。平成14年度までに借り入れた起債の償還予定では、まず築港駅周辺地区再開発事業は、元利償還金総額は約95億8,500万円で、平成15年度の元利償還金は約4億9,000万円、償還期間は平成34年までとなっております。朝里ダム建設事業は、元利償還金総額は約174億4,000万円で、平成15年度の元利償還金は約5億9,300万円、償還期間は平成35年までとなっております。中央通地区土地区画整理事業は、元利償還金総額は約18億8,000万円で、平成15年度の元利償還金は約1億4,000万円、償還期間は平成26年度までとなっております。

次に、財政悪化の原因であります。一つには、長引く景気の低迷と人口の減少などで、市税収入が減収となっていること、また、交付税も国税収入の減少や国の構造改革の影響で減少しているなど、一般財源の減収が続いていること、加えていわゆるバブル崩壊後の経済対策に伴う市債償還や扶助費、急速な少子高齢化の進展に伴う保険事業や医療助成などの財政負担が増加しており、今後も増加が見込まれることなどが大きな要因であると考えております。なお、これまで進めてきた事業は、それぞれ本市経済の活性化や都市の社会資本整備のために実施してきたものであり、財政負担は伴いますが、必ずしもこれらが財政状況の悪化を招いたものとは考えておりません。

次に、公債費負担率であります。平成13年度決算での小樽市の公債費負担比率は18.6パーセントで、道内市町村のうち、高い方から143番目であり、主な市では、網走市が最も高く29.2パーセントで15番目、その他人口10万以上の都市では、釧路市20.3パーセント、北見市19.5パーセント、旭川市19.3パーセントなどです。また、財政再建団体は、道内では士別市が昭和41年度に再建完了して以来、新たに指定はされておられません。

次に、財政健全化計画について、何点かご質問がありましたが、まず新しい財政健全化計画の収支における歳入の見通しであります。確かに市税収入は近年その減収が続いており、厳しい見通しであります。国庫補助負担金や普通交付税も含めて、現在、議論されております三位一体の改革の動向を注視し、どのように新しい収支試算に織り込むか、検討してまいりたいと考えております。

次に、事務事業の見直しの状況であります。本年7月に財政健全化の見直しを踏まえた平成16年度予算の編成についての庁達を出し、例年年末に行っている予算編成日程を前倒しして、事務事業の分析・検討を行いました。その中でも、市民の皆様にかかわりの深い事業で見直しの検討対象としたものを、このたび案としてお示しをいたしました。その他の事業につきましても、今後、具体的な予算編成の中で決定してまいります。国や道の制度改正や財政状況によっては、さらに検討しなければならないと考えております。

なお、家庭ごみの有料化につきましては、現在、審議会に諮問中であり、その結果を待って、健全化計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、財政健全化の目的であります。現在、またこれからも想定される厳しい社会情勢の中で、今後とも安定的に継続可能な行政運営ができる財政体質をつくることを目的としており、財政再建団体への転落を避けるためには、あらゆる事務事業の再点検をし、歳入歳出の両面から、徹底した見直しを行わなければなりません。そのためには、一定程度、市民の皆様にも負担をお願いしなければならないものと考えております。

次に、補助金団体等の事業についてであります。補助金の見直しにつきましては、団体の運営費補助金などについて、予算編成までに一定の考え方をまとめる予定であります。第三セクターについては、庁内に検討委員会を設置し、検討中ですので、若干時間を要するものと考えておりますし、有価証券の売却につきましては、出資の経緯や財政効果などもございますので、今後の課題と考えております。また、基金の活用については、財源の厳しい中で検討していかなければならない課題であると考えております。

なお、議員の海外視察につきましては、議会の中で、ご検討いただきたいと考えております。

次に、広域連合の行う焼却施設につきましては、今後のごみ処理に対応するため、計画に従い進めていく考えであります。

また、病院の新築統合につきましては、新病院の規模や機能をさらに慎重に検討し、一般会計の負担も踏まえて、判断をしてみたいと考えております。

次に、石狩湾新港管理組合に対する負担の見直しにつきましては、これまでも母体としての小樽市の負担軽減のために、さまざまな働きかけをしてきており、今後も引き続きその努力を行ってまいりたいと考えております。なお、石狩湾新港管理組合を含めた一部事務組合に対する負担見直しにつきましては、新しい健全化計画の中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、国庫補助負担金についての問題ですが、来年度の見通しであります。現在、国政レベルでいろいろ議論がされているところであり、年末に向けた国の来年度予算編成の状況を注視していきたいと考えております。

次に、国への要望であります。現在行われております来年度予算に向けた国庫補助負担金の削減と地方への税源移譲につきましては、関係大臣により調整が行われているようであり、一部、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁となる補助金等の削減案に対しては、去る12月3日、全国市長会をはじめとした地方6団体から、厳重に抗議したところであります。また、地方債の低利借換えや償還延長についても、従来から、全国市長会を通じて要望しているところでございます。

次に、平成16年度予算編成であります。今議会でもご議論いただく財政健全化の検討項目を含め、事務事業の見直しを着実に実行できるよう、年末からの具体的な予算編成作業に当たりたいと考えております。財源確保については、不確定要素が多く、財源調整のための基金もわずかなことから、苦慮しているところであり、たいへん厳しい予算編成になるものと考えております。

次に、小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案についてのお尋ねであります。まずこの条例案につきましては、平成7年に、本市中小企業の商工業施策の一本化を図るべく、全部改正を行い、商工業振興に取り組んできたところであります。その後の社会経済情勢の変化、企業を取り巻く課題やニーズの多様化に対応するため、今回、一部改正の提案をしたものであります。見直しに当たりましては、厳しい財政状況の中でも、市内中小企業の皆さんの現状を踏まえ、一定の役割を終えたもの、同種の助成制度を一本に統合するなどの整理をし、国や道、関係機関の施策との調整を図ったものであります。さらに、新たに地場

企業の皆さんにとって必要と考えられる対策として、財政的支援のみならず、ソフト面としての経営診断、人材育成の支援策を創設するなど、今後とも地域経済活性化のため、各種支援事業を積極的に推進してまいります。

次に、経営支援特別資金であります。現在、庁内の融資制度検討会議において、同資金も含め、融資制度の今後の在り方を検討しているところであります。平成13年、商工信組の破たんにより、緊急措置として緊急経営安定資金を実施いたしました。その後依然として厳しい中小企業の経営状況を踏まえ、平成14年度に経営支援特別資金を創設し、本年度も継続をしております。残念ながら、同資金は現在まで6件の事故が発生し、約1,900万円の損失補償を行っているところであり、厳しい本市の財政状況や、この資金が緊急的・応急的なものであったことから、本年度をもって廃止を検討しているところであります。今後とも国や道、金融機関との連携を密にし、中小企業の皆さんのニーズに的確にこたえられるよう、市としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、商店街近代化施設設置事業助成であります。この事業は平成7年度に制度を創設して以来、商店街団体のハード整備に対する支援策として活用されてまいりました。その主なものといたしましては、花園北門商店街の街路灯整備、サンポート事業協同組合の身障者対応のエレベーター設置などであり、また、昨年度はTMO事業として実施された都通り商店街のアーケードの大規模改修や、花園銀座商店街のロードヒーティング敷設、駐車場の整備などの事業に対して、国・道とともに支援したところでございます。この制度を活用し、中心市街地における商店街団体の基盤整備は、一定程度進められてきたとの判断から、今後、小規模な事業につきましては、商店街団体に負担をお願いすることになりますが、一方、TMO構想に盛り込まれているような大規模な事業が実施される場合には、これまでと同様の助成内容により、引き続き支援を行うものであります。

次に、商店街空き店舗対策支援事業の統合であります。この事業は平成9年度に制度を創設以来、商店街団体の空き店舗解消に向けて、商店街にとって必要な業種、業態の導入を図るための効果的な施策として、実施をしてきたところであります。これまでの実績として、11団体、27件に助成してまいりましたが、平成15年度に入り、現在までのところ、新たな支援申請はない状況にあります。今後、商店街活性化事業助成に統合されることとなりますが、これまでどおり商店街団体にとって、効果的な事業に対しまして、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。また、事業の統合につきましては、市商連をはじめ、中心部の商店街に対し、既にお話をしており、おおむね理解をいただいているものと考えております。

次に、商店街グレードアップ資金についてであります。この資金は平成8年に創設した制度であり、現在、市内において1年以上の事業実績を有し、商店街を活性化するために、近代化事業を行う市内の商店街団体を対象に、融資限度額が1億5,000万円以内、融資期間が15年以内で、無利子融資を行うものであります。制度創設以来、これまでに15団体がアーケードやロードヒーティングの整備などで利用しておりますが、おおむね大規模な整備事業は一定程度進められたものと考えております。また、今回の見直しに当たりましては、現下の本市の財政状況を踏まえたとき、今後、この制度を維持するには、後年度の財政負担が厳しいものと判断し、平成16年度からは有利子融資に変更してまいりたいと考えております。

なお現在、市の利子補給の年利率は、1.7パーセントの固定ではありますが、できる限り低利での融資となるよう、市内金融機関とじゅうぶん協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、いきいき市場づくり推進事業についてであります。本事業は平成12年度に市内九つの市場により、

小樽市場連合会が結成されたのを機に、市内小売市場に対する支援事業として実施してまいりました。ご質問の市場活性化研究事業は、市場にアドバイザーとして専門家を派遣することにより、効果的な販売促進活動や、地域に親しまれる魅力ある市場の在り方などの検討を行ったものであり、それらの成果として、魅力あるイベントの開催や空き小間の効果的な活用など、市場の活性化が図られたものであります。しかしながら、市場を取り巻く状況は、依然として厳しいものがあり、今後とも、個別に市場が実施する活性化事業に対しての支援や、市場の課題解決に向けた専門家の派遣を行うなど、引き続き市場の活性化に向けた支援を行ってまいります。

次に、小樽屋台村についてであります。今回、開設予定している屋台村については、本年度の全国都市再生モデル調査に採択された小樽市の提案書に基づき、国費を活用した社会実験の一つとして取り組む事業であります。国への提案に当たりましては、商店街の一角を占める将来的な市場の在り方、方向性についても、あわせて検討したいとのことから、開設場所は中心市街地の中でも空き小間の多い中央市場ということで考えており、現在、市場関係者と実現に向けた詰めの話合いを進めております。また、この事業は、小樽雪あかりの路の開催期間中に実施する予定であり、観光客をはじめ、多くの市民の方々が訪れることを期待しておりますが、あくまでも実験的な取組であり、今後、これらの成果を踏まえ、民間主導による本格的な実施に向けて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用促進助成事業であります。平成7年度に制度を創設以来、これまで8年間に、平成15年度も含めて、延べ17事業所に対し助成し、雇人数では126名となります。この助成は、工場等の設置により雇用機会の拡大を図ることを目的としておりましたが、実情は設備投資による合理化目的のものが見受けられ、必ずしも雇用の拡大につながらない側面もあり、国や道においても、同種の助成事業が実施されていることから、市といたしましては、当該助成制度を廃止するものであります。

次に、福利厚生施設整備事業であります。この事業は、人口増対策の一つとして、平成6年度に制度を創設し、これまで100事業所に対し、主に従業員の休憩室、食堂、更衣室などの整備に当たり、従業員の確保、定着を図ることを目的として助成をしてきており、一定の効果を上げたものと考えております。しかしながら、市内企業の状況を見ますと、必ずしも助成金の有無にかかわらず、福利厚生施設の整備、改善は進められてきており、本事業については、一定の役割を果たしたものと判断しております。

なお、市内事業所に対し、福利厚生施設に関する具体的な要望等の調査は行っておりませんが、日ごろ市内事業所の方々からは、さまざまな機会を通じご意見を伺っており、これまでこの制度について特段のご要望は受けておりません。

次に、手数料条例案について、住民票の複写手数料を例にお尋ねがありました。本市の住民票等の手数料は、昭和59年以来改定されておらず、この間に、道内人口10万以上の都市の額との間にかい離が生じたことから、このたび改定しようとするものであります。額の決定につきましては、道内10万人以上の都市の平均額のほか、苫小牧市などの250円、函館市の300円、近隣都市である札幌市の350円など、個別都市との比較、さらには本市の厳しい財政状況も勘案して、300円にしようとするものであります。

次に、連絡所についてであります。初めに、説明会になぜ住民を入れなかったのかということですが、このたびの説明会は、市内の各地区連合会、連合町会ごとに地域住民の実情を承知しており、また、単位町会の束ね役でもある175町会などの会長や役員を中心にご案内をし、さまざまなご意見をいただくことを目的に、延べ12回開催したところであります。

次に、コンビニの取次交付についてであります。コンビニの取次交付を実施している自治体の視察を行い、本市においても、コンビニを利用した取次業務は有効と考えており、個人情報の保護にじゅうぶん配慮し、実施の検討を進めております。

次に、住基ネットによる各連絡所での影響であります。説明会では、今後、各種公的年金の受給手続きなど、住基ネットの利用範囲が拡大され、住民票の写しが不要になることから、窓口利用者は減少することが見込まれると説明したものであります。なお、住基ネットによる連絡所での利用者数の影響は、住民票の写しの利用目的などを集計しておりませんので、把握していません。

次に、連絡所の一律廃止はやめるべきとのことではありますが、連絡所の見直しは、本市の新行政改革第2次実施計画に、サービスセンターの充実強化とともに位置づけされており、サービスセンターにつきましては、既に昨年よりワンストップ行政サービスを開始し、その充実強化に努めているところであります。連絡所の見直しについては、現在、大きく利用者が減少する一方で、管理経費は増加しており、費用対効果からも問題があること、さらには住民説明会での意見などを総合的に勘案して、すべての連絡所を廃止しようとするものであります。市といたしましては、現在、連絡所にかわる新たな行政サービスを創設し、今後とも市民サービスの低下にならないよう、進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉に関して何点か、ご質問がございました。

初めに、見舞金の支給対象であります。重度身体障害者見舞金は約5,800名の方に、また、ふれあい見舞金は独居老人世帯、母子世帯、障害者世帯合わせて約4,000世帯に、それぞれ支給しているところであります。この二つの見舞金につきましては、対象者が重なっていたり、両制度の支給対象者が年々増加し、これに係る財政負担も大きくなっている現状にありますので、対象世帯を見直すこととしたものであります。なお、身体障害者見舞金支給条例は廃止いたしますが、独居老人世帯、母子世帯、身体障害者世帯を対象として、毎年12月に支給しているふれあい見舞金は、道内各市とも、社会福祉協議会や共同募金会の単独事業として実施しているところが多い中で、本市としては、制度を維持するため、両団体との共同事業として継続してまいりたいと考えております。

次に、福祉医療助成制度であります。乳幼児医療費の初診時一部負担の対象者は、平成15年11月1日現在で5,012人となっております。また、初診時一部負担金助成廃止と少子化との関係ではありますが、乳幼児医療助成を含めた福祉医療助成制度全体を安定的に継続していくためには、北海道の制度を基本としていかなければならないことから、道の制度に合わせて、初診時一部負担導入を考えております。しかしながら、少子化対策の側面もありますので、北海道の制度に上乘せしている乳幼児医療の3歳児、4歳児の通院を、市の単独施策として継続していきたいと考えており、少子化を助長するものとは考えておりません。

次に、母子医療助成における母親の通院の対象者ですが、平成15年11月1日現在では1,403人となっております。また、制度廃止をやめるべきのご意見ですが、母子医療助成を含めた福祉医療助成制度全体を安定的に継続していくためには、市の上乗せ部分を見直し、北海道の制度を基本として、ご負担いただくことが必要であると考えております。

次に、老人医療助成の市単独分に係る対象者は、平成15年11月1日現在で114名となっております。また、廃止する根拠についてですが、老人医療助成制度を安定的に継続していくためには、北海道の制度を基本に、市の上乗せ部分を見直す必要があります。したがって、老人医療助成の市単独施策分の廃止につきましては、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、ふれあいバスの受益者負担を導入した場合の利用抑制と地域経済の影響であります。平成15年に実施したバス事業者の利用実態調査によりますと、ふれあいバスの延べ利用回数は約560万回と推計されていますので、ある程度の利用は抑制されるものと考えております。しかし、ふれあいバス導入により、地元商店街からは、消費者が減ったとの声も一部にありますので、受益者負担導入により、最寄り品などの消費者動向に変化はあるものと考えております。

次に、現行どおりの制度の維持についてですが、健康と生きがいづくりの観点もありますが、バス事業者からは、約11億円の利用実態に見合った市の負担が求められており、現行での市の2億円負担も難しいことから、現行どおりの制度を維持することは、極めて難しい状況であります。

次に、利用者負担についてですが、バス事業者からは、利用した分に見合う適正な運賃の負担を求められておりますので、利用者からは、乗車ごとに半額程度をご負担いただきたいと考えております。また、市の負担についてですが、この場合でも、現状の2億円を市が負担することは極めて難しい中で、利用実態と運賃収入とのかい離分について市の負担を強く求められておりますが、財政効果を少しでも出したいと考えておりますので、現行の2億円を圧縮する方向で、引き続きバス事業者と協議してまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問をいたします。

最初に、財政問題について、伺います。

市財政の危機を招いた原因と責任という点で伺います。マイカル誘致の築港再開発は、雇用の活性化につながったとおっしゃいましたが、間違っていなかったということですが、しかし、物事を進めるときには、どんな場合でも、計画に対してどんな結果が出たかと評価するのが当然です。その一つとして、人口の問題があります。定住人口5,000人をうたっていましたけれども、平成11年、市の人口は15万3,284人です。現在は14万7,011人、6,273人も減っています。先ほど若竹の道営住宅ができるとおっしゃいましたけれども、ここは戸数150戸です。とても及びがつかないものです。

それから二つ目に、雇用の問題ですが、確かにマイカルが開業した当時は、マイカルに勤めていた人は3,831人でした。しかし、現在は2,326人、1,500人も減っております。そして、テナントの出入りも激しくて、そのたびに失業者が出ています。それから、マイカルの破たん、OBCから固定資産税は入らないわけです。しかし、築港再開発の関連の元利償還は、これから100億円近くということで、これが市財政を圧迫しているのではないのでしょうか。マイカル開業前後の市の財政状況を見ますと、経常収支比率で見ると、平成9年度95.7パーセント、10年度94.5パーセント、11年度92.8パーセント、12年度94.3パーセント、13年度97.3パーセント、14年度99.3パーセントです。また、公債費負担比率は、9年度が16.3パーセント、10年度17.4パーセント、11年度17.7パーセント、12年度18.2パーセント、13年度18.6パーセント、14年度19.6パーセントと、悪化の一途です。マイカル開業前から財政状況はたいへん悪かったのに、強行したわけです。そして、小樽経済の起爆剤とはならなかった、これは多くの市民が失敗だったと言っているわけですよね。それを認めないのはおかしいのではないのでしょうか。

それと、先ほど朝里ダム、中央通再開発、これのこれから返していかなければならないお金287億8,000万円、ちょっと計算して足し算したので間違っていたらすみませんが、これだけのお金を返していかなければ

ならないのです。ですから、こういった過大な事業、そういうものの元利償還が市財政を圧迫しているのは、数字に現れているのではないのでしょうか。見通しが甘かった責任があるのではないが、ここをもう一度お伺いします。

それから、公債費負担比率で、他都市の比較を伺いました。小樽より財政悪化が進んでいる自治体は、142もあるということです。しかし、赤字団体に指定されているわけではないということですね。小樽市は、市民に対して、赤字団体になるかもしれないからと、必要以上に意識づけしているような気がするのです。自治体の役割からして、市民サービスを切るのは、ほかにどうしても見直しの事業がないときで、まだまだ歳出で抑制できるものがあると思うのですけれども、市長はこれからこの点について、どういうふうにか考えるのか、何をしようとしているのか、先ほどちょっと漠然としておりましたので、もう一度聞きます。

それから、石狩湾新港についてですけれども、なかなか見直しを文言にするというふうにはなりません。しかし、北海道も石狩市も、ちゃんと文言にしているわけですよ。そして、新しい問題として、ソーラス条約による新港負担分もあります。これは2億円と聞いておりますので、この負担分を払うとしたら、約7,000万円になりますよね。これが新たな出費となります。いろいろな面から考えても、石狩湾新港は小樽市の財政にとって本当に重荷になっているわけです。市長は3定で、古沢議員の質問に、管理運営費、経費の見直しなど、具体的抑制策について、母体間で協議を進めていると答弁しておりますし、先ほど言ったように、北海道、石狩市、両者とも見直しと言っているのですから、ここはきっぱりと、小樽市も見直しの仲間入りをしてほしいのではないですか。そういうことで、どうでしょうか。

それから、ごみの問題です。ごみの有料化は、審議会の結果を待つということですが、審議会是有料化を話し合うということですよ。ですから、これは予算委員会で、若見議員に対して、環境部は函館市、室蘭市を例に、有料化で3億円の歳入となる、そして資源物収集経費には1億円はかかると、部長も答弁しております。差引き2億円、少なくとも2億円、これを歳入増に充てる、そういうことを検討しているのではないのでしょうか。

それから、商店街グレードアップ資金や商店街空き店舗対策事業の地元の合意を得ているようなことをおっしゃいましたが、私たちが聞いているのは、小樽市から言われれば、それ以上は言えないというのが現状ではないのでしょうか。本当はこういった制度を残してほしい、そう思っているのですよ。やはりこれから、先ほど言いましたけれども、ポスフルがイオンの傘下になるとしたら、本当に脅威で死活問題なのです。小樽の経済を支えているのは中小企業ですから、中小企業に支援するのは当然だと思います。ですから、先ほどの経営支援特別資金も廃止を検討するというのですけれども、廃止を検討するというのは、どうも納得がいかないのです。廃止するということなのでしょうか。それとも、検討して、廃止をしないということもありうるのか、この辺はいかがですか。それで、行政としても、こういう制度について、もう必要ないというわけではないのですよね。ですから、ぜひ中小企業を守ると、こういう点で残していただきたいと思えます。

それから、手数料なのですけれども、見直しの視点がどうもはっきりしないのです。道内10万人以上都市の平均まで引き上げるというふうに言っています。しかし、この住民票を、これ一つだけに絞りますけれども、平均は239円ですから、250円ならまだしも、300円というのはおかしいのではないのでしょうか。それで、規定が札幌市を入れている見直しもあれば、そうでないものもありますね。聞くところによりますと、保育料は入れていないということですね。ですから、この見直しの視点の規定の仕方もおかしいのですよ。そして、

平均も小樽市を入れるのか、入れないのか、それもはっきりしておりません。小樽市を入れれば、もっと下がるはずで。住民票200円から300円、わずか100円というかもしれませんが、100円ショップが、今、大はやりです。前は、マイカルの方に100円ラーメンがありましたよね、なくなりましたけれども。そういう100円というものが大事なのです。ですから、これは市民の意見を聞いてから、決めてほしいと思います。

それから、重度身障者見舞金の廃止です。これは、なぜ支給対象を世帯主だけにしたのでしょうか。理由をお聞かせください。先ほど、お金がかさむということでした。しかし、重度身障者は、世帯主だけではないのです。家族もいる場合もあるのですよね。確かに、そういう身障者とか、増えるかもしれないのですけれども、小樽市独自の福祉施策があってもいいのではないですか、それが自治体の役割だと、私は思うのです。

そして、新ふれあい見舞金、母子世帯へ支給するといいますがけれども、全額児童扶養手当を受け取っている人のみです。それ以外は外されているのですよね。こういうふうにして、頑張っているそういった方々に対して、廃止、やめるとするのは、本当に私、先ほども言いました。市長の真心ではないかなと思うのです。いろいろつらいことがあっても、自立して頑張っているのですから、ぜひこれは残してというよりも、全部に支給してほしいし、それから母子医療の母親の通院もそうです。自立して頑張っている人方に対して、ぜひ支援すべきだというふうに思います。以上、何点が言いましたけれども、お伺いいたします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） たくさんありましたので、再質問のご趣旨を取り違えるかもしれませんが、お答えしていきます。

最初に、財政の問題で、マイカルの問題、それから朝里ダム、中央通と、いろいろご質問がございまして、これは従来からいろいろご指摘を受けていることとございまして、従来からもお答えしてきたとおりでございまして、特段変わった答弁になりませんが、先ほども申し上げましたけれども、小樽市にとって必要な事業として進めてきたということとございまして、マイカルの破たんというような状況については、当初想定しえなかったということで、若干、計画が変わってきたということがあろうかと思えます。そんなことで、それはそれとして、今、再建に我々としてもできる限りの支援をし、そしてまた、雇用の方も何とか守ろうということで、取組を進めているところでございまして、その辺はご理解を願いたいと思います。ただ、財政を圧迫して、見通しを誤ったのではないかというふうにおっしゃいますけれども、それはそういう見解もあるかと思えますけれども、私どもとしては、見通しを誤っているわけではなくて、朝里ダムは朝里ダムで給水についてはじゅうぶんされておりまして、中央通はまだ未完成ですけれども、今、都市再生のモデル事業で、いろいろこれからの横軸の検討も進めてまいりますので、それはもう少し経過を見ていただきたいと思えます。

それから、新港の問題ですけれども、確かに管理運営協議会、母体間で協議を進めています。その中でも、とにかく緊急を要するもの以外の事業は、とにかく中止してほしいということで、延期してほしい、凍結してほしい、そういう要請はしております。したがって、先般も道の副知事とお会いしたときに、そういう話もしておりますし、私どももぜひそういう方向で道も頑張ってくれというふうをお願いしております。文章に入れるかどうか、これは相手のあることで、今回入れていませんでしたけれども、小樽市単独でこれ

を先取りしますという話になりませんので、三者の協議の中で調べていく問題ですから、入れることについては、今後検討して、その中に入れていくことについては、問題ないと思いますので、そういう方向で、今、検討していきます。

それから、ごみの有料化の問題、これは環境部長が前に答弁したということですが、確かに歳入増につながります。そのことについては、前からもお話しているように、休・祝日の収集回数とか、そういう市民要望を満たしていくために、この財源を充てていきたいということで考えておりますけれども、まだ最終的にどうなるかというのは、審議会の結果を見なければわかりませんが、歳入増については、そういう市民サービスの向上の部分に充てていきたいというのは、基本的な考えでございます。

それから、商店街の問題で、地元合意がないのではないかというお話ですが、私どもとしては、おおむねいただいたと思っています。

それから、経営支援特別資金は、これは一応我々の原案としては廃止したいということで提案していますが、先ほどもお答えしたとおり、庁内の検討委員会の中で、今、引き続き検討しているということで、ご理解を願いたいと思います。

残りの部分につきましては、担当部長から、それぞれ答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一) 公債費負担比率の関係でございます。

確かに、お話のとおり、年を追うごとに率が上がってくるということで、公債費を払うために、一般財源に充てられる額の率が増えてきているというのも、事実でございます。ただ、いわゆる各自治体によって、それぞれの財政構造の違いもありますし、悪化の状況というのは、単にこの表だけでとらえるということだけには限らないと思いますが、私どもがお話しておりますのは、いわゆるこのシミュレーションの中で、現行のままですと、3年後で84億円の収支不足が生じるということで、17年度には、標準財政規模の20パーセント以上になるというおそれが非常に強くなってきておりますから、そういう意味で、今、健全化を強力に進めていこうということで、やっているわけでございます。今後、確かに起債の問題もありますので、今のところ17年、18年あたりがピークになりますけれども、現行でも、やはり考え方としては、返す以上のものは借りないというような形の中でやっておりますし、この辺はやはりシビアに見ながら、健全化のために努力をしていかなければならないと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市民部長。

市民部長(池田克之) 新谷議員の再質問に、お答えいたします。

手数料の見直しについての視点、考え方でございますけれども、この見直しにつきましては、幾つかの複数の視点を持っておりまして、お話にございました10万以上の都市の平均値を参考にしたというのが一つ、そのとおりでございます。これにつきましては、本市の場合は、市長からお答えしましたように、約20年間、このことについて見直しをしていないと、据え置いてきているということでございまして、その間に改定等も行っている自治体もございますし、また、今後それぞれの自治体で、また、その辺の見直しをするというような要素もあると、このように思っております。

それから、やはり市民の視点といいますか、市民の方が、住民票の写しの例でございますけれども、1年

間に何件交付申請をするかといった、そういった市民生活への影響というようなものもちょっと考えて、この際、市民の理解と協力をいただいて、改定をさせていただきたいということ、そしてご案内のとおり、本市のたいへん厳しい財政事情があるわけでございますので、その辺の財政効果も期待をいたしまして、300円に改定をお願いしたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 福祉部長。

福祉部長(山岸康治) 私の方から、障害者見舞金とふれあい見舞金の世帯を絞った理由について、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、市長の方からお答えいたしましたとおり、両制度の支給対象者が重なっていたり、あるいは支給対象が年々増加している、こういう状況の中で、財政負担が大きくなってきてございまして、こういう見直しの過程で、各市の状況も調べさせていただきました。そういう中で、身体障害者の見舞金につきましては、10万以上の都市では、函館、帯広の2市でございます。それから、ふれあい見舞金につきましては、他市では、ほとんど社会福祉協議会あるいは共同募金会、こういうところで、歳末見舞金を原資にしまして実施してございます。そういう中で、市も共同で実施しながら制度を継続していきたいという過程の中で、各市の状況を見ますと、このふれあい見舞金につきましても、生活保護世帯を除く要援護世帯といいたしうか、従来から世帯単位で行ってきてございます。そういうこともございまして、何とか維持していくためには、こういう形で世帯に着目しながら、その世帯の収入状況というものを考慮した形の中で、見舞金を支給していきたいと、こういう考え方でございます。

また、母子医療の関係でございますけれども、これにつきましては、従来、道の制度で、母子家庭の場合は、母親の場合は道の制度では入院、それから子どもの場合は通院・入院と、こういう形での医療を見てきてございます。その通院の部分について、小樽市が独自で上乘せをしまして、やってきているわけでございますが、実は道の制度の中で、平成11年、財政負担からいいますと、10分の4ほどが市の負担で、10分の6は道の負担ということであったわけですが、平成12年から5年をかけて、これを10分の5にするといいたしうか、1割負担、市の持ち出しが多くなると、こういう状況になってございます。そういう過程で、私も何とか維持してきた経緯があるわけでございますけれども、この制度を何とか安定的に継続していくためには、ご負担していただくことが必要であろうと、こういうことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問をします。

初めに、マイカルの問題なのですけれども、市財政を圧迫しているのではないかと、こういう質問に対して、答弁がありません。

それと、先ほど数字で示しましたが、数字が何よりも顕著に語っているのではないのでしょうか。

それから、石狩湾新港についてですけれども、これは相手があることですからおっしゃいましたけれども、その相手が、北海道も石狩市も見直しをすると、ちゃんと文言にうたっているのですよね。それで、文言に入れていくことを検討をする、これでよろしいのですか。

それから、ごみの有料化です。これはもう早々と、平成10年改定された新行政改革実施計画で、有料化を

検討すると書いています。平成9年に引き続き、有料化に関して、部内で調査研究すると書いてありますし、審議会有料化について諮問するのですよと。当然、部内で財政効果を検討しているのです。しかも、前回の予算特別委員会、又は厚生常任委員会で、環境部が言ったことは否定されるのでしょうか。これはどうでしょうか。

それから、重度身障者の見舞金、それから新ふれあい見舞金はいいいのですよ。けれども、対象者を今までどおりもっと広げていただきたいと、特に言っているのです。

それから、母子医療です。何度も言いますが、安定的にやっていく、それは言葉だけで、実際に母親の方は切られるのですよ。収入が低い人がほとんどですよ。やっぱり母子世帯は、母親が一家の大黒柱なのですよ。ぐあいが悪くても、安心して病院にかかれないと、これどうなりますか。やはり最後は、生活保護となるのかもしれませんが。けれども、そういうふうにならないように、自立して、自分たちで頑張ろうとやっているわけですから、これはぜひ残してほしいと思うのです。それで、他都市がやめているから見習うというのではなくて、小樽市がやはり市民のために、独自の制度を残してもいいのではないですか。確かに財政が苦しいのはあります。けれども、自治体の役割を認識して、市長はもちろんどんな役割かというのは、言わなくてもわかると思うのですけれども、そこを考えてほしいし、重身の見舞金の支給条例、これは今までの制度では、福祉の増進を図ることを目的とするというふうに書いてあるのですよ。ですから、こういう点で、市民に負担をかぶせるのではなくて、これはどんな事業を見直しても、どうにもこうにもならないというのであればわかるのです。けれども、その前にやる必要があります。小樽市独自の単独の扶助費は、先ほど言いましたけれども、ちょうど石狩湾新港の負担金と同じぐらいのお金なのですから、これをいつか中止してもいいのではないですか。この点はどうでしょうか。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝廣） 最初のマイカルが市財政を圧迫という問題ですけれども、先ほどもありましたように、事業がたくさんありますから、これ一つだけがというのではなくて、こういう厳しい財政状況になって、こういう過去の公債費の償還費、こういったものは、確かに財政の重みになってきているというのは事実かと思えます。

それから、新港の問題ですけれども、我々、従来からずっと道庁に対して、見直しすべきだ、すべきだと言ってきたのですよ。やっと道庁が重い腰を上げて、今回、その項目に入れたかどうかは別ですけれども、見直ししましょうという、やっと同じ土俵になったわけですから、私どもの主張が逆に通ってよかったなと思っていますけれども、ただこれは国がありますので、国との関係でどうなっていくかというのが、まだあります。その状況を見なければなりませんけれども、財政の健全化の見直しの中には入れていきたいと、こう思います。

それから、ごみの有料化で、財政効果はないのかと、財政効果は確かにあります。あるので、その部分は、市民ニーズの強いものに充てていきたいと思います。

それから、扶助費の関係ですけれども、確かに私も5年目になりますけれども、何とか今までこの制度を維持したいということで頑張っていたわけですよ。そして、15年度もいろいろな予算のやりくりをして、現行制度を維持してきました。しかし、もうこれからやりくりができない状況になったものですから、それで

聖域なく見直しをしよう。ですから、いろいろなすべての部分について見直しをして、これから一定のご理解もいただこうと努力していますが、まだ最終決定でございませんので、まだこれからいろいろなご意見がありますから、そういったご意見も伺いながら、最終的に市の財政状況がどうなのか、歳入がどうなのかというのが、一番見えていない部分、先ほど言いましたけれども、不透明ですので、そういったことも含めて、最終的には、新年度予算の中で確定をしていきたいと思っています。

議長（中畑恒雄） 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時10分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 15番、大竹秀文議員。

（15番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

15番（大竹秀文議員） 平成15年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して、会派代表質問をさせていただきます。

我が国は、今、少子高齢化や国民意識の多様化などにより、戦後から20世紀終盤まで使用してきた物差しでは推しはかれない大きな転換期を迎えております。先の大戦後は、物のない悲惨な生活から早く抜け出したい一心で、なりふり構わず、物の豊かさを第一に掲げ、生活水準では中産階級を願い、国民こぞって求めた40年だったと思います。ところが、右肩上がりの経済成長も、バブル神話の崩壊により、奈落の底に突き落とされてしまいました。そして、21世紀までの10年の空白期間が、バブル崩壊の後遺症による経済の低迷と先行き不安を引き起こし、いまだに上陸地点を見つけない混迷の時間を漂流しているのが現状ではないでしょうか。これらの対応策として、国政では改革という旗印の下、行財政の立て直しや経済の振興に向けた新たな取組がなされてきましたが、いまだ明るさが見えないのが現状であります。

一方、地方自治体に対しては、地方分権という名の下に、地域がみずから考え、実行し、責任を負うことが強く求められております。これを言いかえると、まさに地域の力量、地域の独自性が問われる地域社会の確立が不可欠であり、そのためには、新たな視点に立った地域づくりが、今、必要となっているのではないのでしょうか。

本定例会においては、何件かの条例改正案が提出されておりますが、議案第6号と第7号について、まずお尋ねいたします。

議案第6号は、地方公共団体における指定管理者に関する条例改正であります。これは地方自治法の一部改正により、公の施設の管理委託制度が、指定管理者制度に改められたことによります。そこでまず、このたびの改定条項で該当する公の施設とは、どのようなものがあるのか、また、適用対象外の施設についても、あわせてお示してください。

また、このたびの改正に至った事情には、どのような社会背景があったのでしょうか、お伺いいたします。

民間業者が指定管理者として、地方公共団体の指定を受け、その施設の管理を代行するわけですが、この制度改正における新旧の違いを項目ごとに対比して、お示してください。

また、事故があったときの損害賠償についても、あわせてお聞かせください。

次に、議案第7号について、お伺いいたします。

この条例改正は、地方自治法の第158条に関するものなのでしょうか。

また、改正の目的とその効果、条例改正による新旧の違いをお示しいただきたいと思います。

小樽市の財政が大変だ、金がないから思うように市民サービスもできないと、嘆き節ともとれる非常事態が、広報などでも早くから市民に語りかけられておりました。このたび市長は、第4回定例会終了後に翌年度の予算編成に関する取組を発表するのが普通であります。第4回定例会前に財政健全化対策を各会派にご説明され、取組への並々ならぬ決意を表明されたものと受け止めております。我々与党自民党としても、再建団体に転落しないよう、大いに議論していかなければと思っております。そのためには、お金がないときは知恵を絞れと言われていたように、市民とともに知恵を絞り、汗を流していかなければならないと考えております。小樽の現状と将来展望を考えると、社会基盤の整備が一段落し、物質的にも充足しつつある現在、これまでの価値観が見直され、個性的な市民ニーズの把握と的確な対応策が、地方自治体に求められているのではないのでしょうか。また、少子高齢化により、福祉や教育などの分野でのニーズが増大し、多様化しており、さらに核家族化や地域社会の変化により、家庭と地域社会の在り方、行政と市民の役割分担などを見直す必要に迫られております。そのほか、環境問題など、現代社会が抱えている課題に対応するためには、市民一人一人の生活の見直しと、市民全体での取組が必要となってまいります。また、最近の市民意識では、仕事中心のライフスタイルの見直し、余暇時間の増大、情報化の進展などにより、市民のまちづくりへの参加意欲が高まり、以前ありがちだった役所に対する要求型から提案型へと変化してきており、まちづくりの方針やさまざまな課題の解決に、市民の参加と選択を重視していくことが必要となるのではないのでしょうか。これまでの中央集権体制による全国横並びの地域配分は、もはや期待できない状況の下、地方自治体がこれまでの蓄積や地域の特性を生かし、住民の意向に沿って、自主的にまちづくりを進めなければならない、いわゆる地方分権社会確立への対応策が、急務となっているのではないのでしょうか。そこで、お伺いいたします。

市長は、たびたび市民の市政参加の充実を図り、市民と協働するまちづくりを目指した市政を推進すると発言されております。地方自治には、団体自治と住民自治がありますが、最近の社会状況の変化を踏まえ、これからの小樽という自治体のあるべき姿と、市民と行政の役割分担、協力関係をどのように進めていこうとしているのか、加えて市民との協働を目指すために、効果的な情報公開の手法も、あわせてお聞かせください。

また、市民と行政が、同じ土俵の上で議論し、方向性を共有するための手法として、行政評価に内部評価と外部評価の両方を導入することにより、市民と行政のかい離を縮小することができ、協働のまちづくりに寄与するものと考えますが、外部評価の導入を取り入れるおつもりはございませんでしょうか、お聞きいたします。

次に、先に示された財政健全化の視点について、質問いたします。

まず、歳入についてお伺いいたします。市民と歩む21世紀プランでは、市民福祉の向上を基本理念とし、市民と行政が一体となって、個性豊かで魅力あるまちづくりを進め、市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目指すことを目的に掲げております。このたびの財政健全化策では、聖域なく見直すこととしており、他都市に比べ安いものは、道内10万以上都市の平均まで引き上げるとのことです。このことは、各市とも似たような歳入構造となり、どこの都市に住んでも、同じようなサービスしか受けら

れない、極論すれば金太郎あめの、特に魅力を感じないまちになってしまうことにつながりはしないかと、心配になります。このような状況にあっても、若年人口の増加と定住を目指し、小樽の独自性を強調しながら、魅力あるまちづくりにまい進し、このまちに住んでよかった、このまちに住み続けたいと感ずるようになり、また、小樽市の発展を願う21世紀プランの施策とも矛盾を起さぬように、小樽の独自性や魅力をどのような形で市民に訴えていくおつもりなのか、市長のご所見をお伺いいたします。

歳入を増やし、歳出を抑えるのが、財政再建の早道ではありますが、税金という歳入で、すべての市民サービスを賄うことから考えますと、歳出を一方では削れたが、そのために別の歳出が増えるのでは、財政再建の意味がなくなってしまいます。水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しでは、生活保護世帯への減免廃止及び引下げが予定されており、水道料金については、保護費の中で措置されている関係もあると聞いておりますが、廃止されることによる新たな市費負担が出るということになりはしないか心配ですが、いかがでしょうか。

また、生活保護法の目的とその運用について、生産人口に該当する人とそうでない人への基本的な対応に違いがあるのかどうか、お聞かせください。

また、生活保護法の目的として、受給者の自立に向けた指導・助言をしていると思いますが、どのようになされ、どのような成果を現在上げているのか、プライバシーの侵害に触れない範囲で、具体的な事例を挙げて、ご説明願います。

財政健全化にとって、新しい歳入増は、一番重要なことであります。税収以外の歳入増には限度があります。税収増は、市内の個人や企業に利益を上げていただき、より多く税金を納めていただくしかありません。これからは、地方交付税もなくなる覚悟で、自治体を運営する手だてを考えておかなければなりません。小樽市の収入は、税金と手数料や使用料の諸収入であります。個人や企業の収入は、給料であり、売上げであります。自治体の収入は、市民サービスのために使われます。個人収入の給料は、次代を担う子どものため、社会に役立ち、自立できる人間を育てる教育投資に使ったり、次の世代への橋渡しとして、家族が生きていくための生活費に投資されます。現在、我々がこの世で生活できているのは、先人が脈々と続けてくれたその投資のおかげであります。企業の売上げは、仕入れや社員の給料、設備投資、税金などに使われます。このように、個人や企業の支出は、いずれも家庭や企業を継続するために活用され、循環型社会を確立しているのではないのでしょうか。同じような観点から、地方自治体が新たな歳入を検討するに当たっては、歳入増となる歳出計画と費用対効果、波及効果と長期展望も含めて検証し、税金の効率的な循環形態を確立することがますます重要となるのではないのでしょうか。そこで、地方自治体が税収を上げ、よりよい市民サービスを継続するために、今、早急にしなければならない施策と手法をどのように確立する必要があるとお考えなのか、お聞かせください。

平成13年第2回定例会の私の代表質問で、バランスシートと行政コスト計算書について、質問いたしました。それに対し、市長は、「バランスシートは市の将来の財政負担や資産の状況が明らかになることから、行財政改革を進める上で有効であり、また、市民への情報公開の面においても意義あるものと認識しております。12年度決算をベースに再度作成してまいりたいと考えております。行政コスト計算書につきましては、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスをコスト面から把握するもので、バランスシート同様、行政改革を進める上で有効であると考えております」と、ご答弁をいただいております。そこで、このたびの財政健全化に向けた取組に当たって、これらのバランスシートと行政コスト計算書

が、どのように活用されたのか、お尋ねいたします。

次に、歳出に対する取組について、お伺いいたします。人件費の抑制は、財政健全化のためには、避けて通れない大きな課題であろうと思います。しかし、地方公務員法の中で身分保障されているため、民間が導入しているいわゆるリストラによる人件費の削減ができない状態であります。その対策として、退職者不補充による人員削減という手段はいたし方ないと思います。また、経費削減に向けては、市場原理を導入した民間委託により、直営のときより後退しない市民サービスを少ない経費で提供しようとしており、これも必要なことであります。しかし、退職者不補充の人員削減には、長い年月が必要となります。また、民間委託が直営で運用するより、経費が削減されたとしても、直営部門に残った職員には、退職するまで給料を払い続けなければなりません。これでは、民間委託をして削減した経費以上に、財政負担が増すことになる場合があるのではないのでしょうか。民間でできることは民間でとありますが、財政健全化のためには、単に民間委託を急ぐのではなく、退職者や欠員の不補充をしながら、正規職員の削減と臨時職員の補充を同時進行させ、事業の効率化を図りながら、正職員がある程度削減されるまで、直営で事業を進める方がよいのではないかと思います。ある程度的人员削減や配置転換ができた時点で、民間委託をすることにより、財政の効率的な運用ができるのではないのでしょうか。

これと同じように、市立保育所の民間委託についても同じと思いますが、いかがでしょうか。

また、嘱託員と臨時職員の雇用の在り方について、財政健全化を進める上で、これからどのように取り組むおつもりなのか、お聞かせください。

一方、一般ごみの収集業務で、直営と委託では、1トン当たり1万円前後の開きがあります。1日200トンのごみが収集され、半分が直営、半分が委託としますと、1日100万円の経費の開きがあります。これが月20日稼働すると2,000万円、年に直すと2億4,000万円の経費が余分にかかっていることとなります。しかし、そうだからといって、全部すぐ民間委託にかえることは、先ほど述べましたように、問題が残ります。そこで、先ほど提案した方法と、少し角度を変えた手法として、既に民間委託されている業務を、ある程度の期間、職員を配置転換しながら、直営で運営し、時期が来たら再度、民間委託をしたらいかがでしょうか。現在のリサイクルセンターの民間委託経費は、年間幾らかかっておりますか。これから建設されるリサイクルプラザや寅吉沢、桃内の最終処分場の管理・運営などについても、同様の検討をしてはいかがでしょうか。

廃止や休止、延期を検討する事業も、たくさん挙げられておりますが、事業の財政効果上、いたし方ないものもありますが、事業をやめることによる市民に対するマイナス影響は、できるだけ避けなければなりません。そこで、廃止や休止、延期するかわりに、何かほかの施策を検討する余地はないのでしょうか、お伺いいたします。

また、市内の8連絡所が廃止となるようですが、今まで近くで利用していた市民にとって、何がしかの影響があるかと思えます。そこで、これらに対する代替案として、郵便局などの窓口でワンストップサービスできる方式を依頼することは、できないのでしょうか。経費の削減と市民サービスの向上にもつながる方法だと思いますが、いかがでしょうか。

小樽の観光産業は、基幹産業として、これからも期待されております。過去8年続けて経済常任委員会に所属していたこともありまして、私は観光産業の視察などで感じたことは、多くのまちでは、新規の投資で、テーマパークや集客施設等を新しく建造し、観光産業を興そうとしておりましたが、結果的には失敗するところが多かったようであります。一方、小樽を訪れる観光客のニーズは、元からあるものに少し磨きをかけ

ただけの、素顔に近い小樽の特異性に魅力を感じてもらっているのではないのでしょうか。これからの地方分権社会が目指すべき地域とは、他都市にはない魅力を、より多くストックすることだと思います。また、観光拠点だけでなく、小樽に住んでいる市民自体が住み心地のよさを満喫し、外から来る人たちに誇りを持って、我がまちを語り、おもてなしできる、そんなまちづくりを官民一体となって構築していくことを、市民は求めているのではないのでしょうか。このたびの休止する事業の中に、歴史的建造物保全等補助金がありますが、今回の施策が、将来、小樽市全体のまち並み景観や観光資源の喪失といったことにつながらないのか、心配しております。代替案も含め、市長のご所見をお伺いいたします。

財政健全化は一朝一夕にできるものではありません。小樽市は過去に財政再建団体になったことがあります。これは昭和31年度から昭和34年度までの安達市長の2期目のときから、4年間でありました。また、市立小樽病院は、昭和23年に企業会計に転換後も、不良債権の増加により昭和54年度には経営健全化団体の指定を受け、特別債導入により財政再建に当たりました。また、昭和48年のオイルショックを契機に、我が国経済が高度成長から低成長時代に移行し、昭和50年度には、現在の小樽市と同じような財政状況に陥り、再建団体への転落という空前の財政危機に直面したことがありましたが、このときは再建団体にならずに何とかぐり抜けた歴史もあります。歴史は繰り返されると言われておりますが、いい対応策を過去の体験から倣うことも必要ではないのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

最後になりますが、財政健全化に向けた取組に対し、市長は聖域なく見直すと宣言されておりますが、市民から見ると、その見直しが偏った施策と評価されることのないよう、じゅうにぶんに熟慮されて、翌年度の事業計画及び予算計上となるよう、切に念願し、再質問を留保し、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 大竹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公の施設の指定管理制度について、幾つかお尋ねがありました。まずこの制度の対象となる公の施設の範囲につきましては、港湾施設や市道、公園など、法令によりその管理者が定められているものを除くすべての公の施設となっております。したがって、現在、その管理を委託している総合体育館や観光物産プラザばかりでなく、市民会館や博物館など、現在、直営で運営している施設についても、その管理を行わせようとする場合には、この制度の対象施設として含まれるものであります。

次に、今回、公の施設の管理に関して、地方自治法の改正が行われた背景についてであります。近年、体育施設や美術館、福祉施設などにおいて、公共的な団体以外の民間団体においても、じゅうぶんなサービス能力があり、かつ効率的な運営をしている事例が出てきております。このような状況の中で、総合規制改革会議や地方分権改革推進会議から、公共施設の管理の在り方の見直しについて、指摘があったことを踏まえ、総務省が政策改革ビジョンの中で、積極的に取り組む姿勢を明らかにし、民間事業者の有するノウハウを有効に活用することを目的として、法の改正に至ったものと理解いたしております。

次に、管理委託制度から指定管理者制度に変更になったことによる主な違いであります。まず公の施設の管理について、これまで委託業務として、地方公共団体の管理権限の下に、委託を受けた者、いわゆる受

託者が行ってきたものを、今後は指定管理者を指定して、業務を代行させることとなります。また、使用許可についても、以前は受託者はできませんでしたが、新制度では代行できることとなっておりますし、管理主体についても、公共的団体、公共団体に限られていたものから、議会の議決を得て、第三セクター以外の株式会社なども含め、広く民間事業者全般に拡大されたところであります。

なお、事故があった場合の賠償責任であります。基本的には、施設の設置者としての市が責任を負うこととなりますが、仮に管理者の業務執行上の問題に起因するものであれば、市として管理者に求償することになるものと考えております。

次に、事務分掌条例の一部改正であります。事務分掌条例は、地方自治法第158条を根拠とし、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務を定めるものであります。今回の条例改正につきましては、市民サービスの向上及びスリムで効率的な行政運営を目的として、内部組織の見直しを行ったものであります。改正内容につきましては、機能的な行政運営を行うため、企画部の業務を整理し、企画政策部門などを総務部に編入するとともに、土木建築部門をまとめ、総合的なまちづくりを推進するため、土木部と建築都市部を統合し建設部とし、市長部局で2部を削減するものであります。

次に、財政健全化の取組について、何点がご質問がありました。初めに市民と行政の協働についてですが、これまで右肩上がりの経済に支えられ、幅広く公共サービスを提供してきた自治体は、厳しい財政状況に直面し、また、画一的な行政システムでは、多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応することが難しくなってきました。このような中、私は心の豊かさを尊重し、社会に貢献することや、自己を豊かにすることに意欲を持つ市民の皆さんの力が、たいへん重要なものと認識しており、共通する一つの目的に向かって協力して働くこと、いわゆる行政と市民の協働が、これからのまちづくりには欠かせないものと考えております。本市は、運河論争を契機とした市民相互あるいは市民と行政との対話の歴史があり、その精神が今も市民の皆さんの中に脈々と受け継がれております。市民の皆さんのまちづくりに対する意欲から、イベント雪あかりの路が生まれ、最近では地域の方々が先頭に立って盛り上げている手宮夜桜ライトアップというイベントも好評を博しており、これらは市民の郷土に対する誇りと情熱の結集、さらには行政のバックアップがもたらした成果であると思っております。そのほかフィルムコミッションのボランティアスタッフや冬期間の砂まきボランティアなど、市民によるすばらしい取組も根づいてきました。今後も、市政全般を通して、市民の皆さんと行政が協働してまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、市民の皆さんへの情報公開についてであります。これまでも行ってきております市長への手紙やメールによる要望など、市民の声に絶えず耳を傾けるとともに、出前講座や公式ホームページの充実などとあわせて、情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政評価についてであります。本市では、平成12年度に、総合計画の事務事業について、内部評価を施行し、また、平成15年度には、総合計画の中間点検を行政評価の手法を導入して行ったところであります。これらの評価は効果的、効率的行政の推進のため、また、職員の自己啓発や政策形成能力の向上、市民への説明責任などを果たす目的で実施されたわけですが、成果指標の把握がまだじゅうぶんであるなど、行政評価の手法がじゅうぶんに確立されていない中での実施でありました。外部評価は、市民による客観的評価や協働型まちづくりを推進するための市民との情報の共有という点で、必要なことであると承知しておりますが、一方では、市民の行政事務に対する熟知度や、委員によって評価の方向性が変化するなどの課題があることから、他都市の実施状況を見極めながら、問題を整理し、外部評価の方法や導入時期等

について、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化について、何点かご質問がありました。このたびの財政健全化の視点は、国の管理下となり、実質的に市としての自立性を失う財政再建団体への転落を避け、厳しい社会経済情勢の中でも、市政を継続的に運営することであり、その上で21世紀プランを着実に実行するためにも、他都市に比べて低額なものは、市民の皆さんへのご負担もお願いするものであります。本市の行政サービスが一部他都市並みになるとしても、この危機的な財政状況の中で、行政と市民の皆さんの役割を明確にし、認識いただくことも重要であると考えております。画一的なシステムでは市民ニーズに対応できなくなった今こそ、また、都市間競争が激化する時代だからこそ、私は市民の皆さんとの協働が大切であると認識しております。これからのまちづくりは、これまでの慣例や手法にとらわれることなく、小樽の個性や特徴を生かし、市民の皆さんとともに、心豊かに幸せに暮らせるまちを目指さなければならないものと考えております。

次に、減免制度の見直しに関連して、何点かご質問がありました。水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しについてであります。生活保護費では、飲食物費や被服費などの個人的経費と、電気・ガス・水道料金など世帯の共通経費を合わせた金額を、国が決めた基準に基づいて支給しております。そのため、保護費の中で、水道料を支給しながら、水道料を減免することが、生活保護支給額の実質的な増額になるものと考えております。したがって、減免廃止、引下げ後の料金については、被保護世帯が保護支給額の中から負担していただくこととなりますので、市から新たに負担することは考えておりません。

次に、生活保護の目的と運用についてであります。目的は、自分たちの能力や資産を活用しても生活ができない世帯に対して、その生活を保障し、再び自分たちの力で生活ができるようになるまでの間、経済的な援助を行いながら、その世帯の自立を助ける制度であります。そのため、運用としては、被保護世帯の中で、働ける人はその能力に応じて働き、収入を得ることが必要になるので、65歳未満で高校生、傷病・障害等のため就労が困難であると判断した者以外は就労の対象とみなし、就職が決まるまで、継続的に就労指導を行っております。また、就職していても、明らかに能力の活用がふじゅうぶんであると判断した場合には、増収となるような転職指導も行っております。

次に、受給者の自立に向けた指導・助言についてであります。就労対象者には、就職が決まるまで、毎月、求職活動の状況を文書で報告させるなどの指導をしており、求職活動状況の把握を行っております。また、平成8年からは、ハローワークのOBを就業指導員として採用し、就職活動について、ケースワーカー、ハローワークとの連携を強化するなどの改善を図り、昨年度では233人に就業指導を行い、107人の就職をさせ、46パーセントの就職率と、大きな実績を上げているところであります。さらに、平成13年からは、国から技能修得費を積極的に活用するよう指導があり、少しでも就労のために有利になるよう、昨年度は9人に対し、ホームヘルパー2級の資格取得の経費を支給しており、その結果、7人が就職するなど、大きな実績を上げております。

次に、税の効率的な循環形態の確立についてであります。たいへん難しくかつ重要な問題であります。税収入の増を図るためには、まず地域の経済が活性化することが必要であり、現在、産学官によります地域経済活性化会議において鋭意検討中ですが、その成果に期待するとともに、今後もその活動と活性化のための施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。また、市内での経済循環を考えたとき、市内の税は市内の需要増にとの考え方から、地元企業への優先的な発注についても、引き続き基本としたいと考えております。さらに、市外との経済循環を考えると、昼間の流入人口を増やすことや、小樽ブランド及び

市内企業への受注増につながる施策がますます必要となってまいりますので、今後とも観光客の誘致促進や地場産業の育成などに、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

次に、バランスシートなどの財務諸表と財政健全化の取組であります。今回の財政の健全化の視点をバランスシートに当てはめて考えてみますと、スリムな行政をつくり、財政体質の改善が図られることにより、バランスシートの規模も縮小するものと考えております。具体的には、基金等の流動資産の減少に対応するため、既存の施設の有効活用により、有形固定資産の規模を適正に保つことにより、将来の負債となる市債の発行を制限して、資産と負債のバランスを保つことが必要となります。今回の財政健全化の取組につきましては、ここ数年の財源不足の解消を早急に図ることを目的としておりますので、当面は、一般財源ベースでの歳入増や歳出の削減を中心として取り組んでいきたいと考えております。

次に、人件費の抑制と民間委託であります。今までも民間委託の実施に当たっては、委託する業務に従事する職員については、配置転換や職種変更を行い、他の人員を必要とする業務に従事させるなど、効率的な人員配置を行っております。今後も民間委託を進めるに当たっては、効率的な人員配置に留意して、委託の規模及び時期を検討したいと考えております。

また、市立保育所の民間委託につきましても、同様の考えで検討したいと考えております。

次に、嘱託員と臨時職員であります。嘱託員につきましては、一定の業務を専門的に行ってもらうために、業務の質や量に対応して、多様な形態で任用しております。また、臨時職員につきましては、退職者不補充などによって、正規職員が欠員状態である箇所や、長期療養や育児休業などで正規職員が不在である箇所において、その箇所の業務処理を補助させるために任用しております。現在、財政健全化に向けて、組織・機構の見直しを進める中で、正規職員の縮減を図っておりますが、嘱託員、臨時職員につきましても、適正配置に配慮し、縮減に努めなければならないものと思っております。

次に、既に民間委託している業務の直営化についてであります。先ほど答弁いたしましたとおり、効率的な人員の配置にも留意して、民間委託を進めておりますので、一度民間委託をしたものを直営に戻すことは、委託先との関係もあり、現実的には困難であると考えております。

次に、天神のリサイクルセンターの民間委託経費についてであります。資源物の選別、圧縮・こん包業務の委託額は、平成15年度では約1,740万円であります。

次に、建設予定のリサイクルプラザは、北しりべし廃棄物処理広域連合が設置し、管理・運営するものであり、運営方法については、今後、効率性や経済性などをじゅうぶん勘案しながら、具体的に検討していきたいと思っております。

また、市のリサイクルセンターや最終処分場の管理・運営につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、直営に戻すことは困難であると考えております。

次に、事業の廃止、休止などに絡む施策の展開であります。このたびの健全化の取組では、限られた財源の中で、やむをえず一部従来のサービスを続けられない廃止や休止をする事業もありますが、一方で、子育て支援や次代を担う子どもたちへの施策に一定の配慮もいたしました。厳しい財政状況の下では、これまで以上に、最少の経費で最大の効果を上げることを考える必要があり、今後もより効率的で市民ニーズを見極めた事業選択を検討していきたいと考えております。

次に、郵便局などの窓口を利用して、ワンストップ行政サービスができないかというお尋ねであります。平成13年に施行されました地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、住民

票の写し等の交付事務が可能となりました。この交付事務を郵便局に依頼することは、機器の設置など、設備費やその後の維持管理費に多額の費用を要することから、現時点では難しいものと判断しております。このため、連絡所にかわる新たな行政サービスとして、郵便局の窓口を利用した郵便請求の利用拡大に努めるほか、市役所当直室での時間外交付やコンビニでの取次交付、高齢者等への宅配について、実施の検討を進めております。

次に、歴史的建造物保全等補助金であります。昭和61年度より、特に必要と認める歴史的建造物の保全等に対し、助成してまいりましたが、このたびの財政健全化に当たり、平成16年度は助成率を低減し、17年度からは、財政状況が好転するまでの当分の間、休止することとしたものであります。17年度以降のそれぞれの歴史的建造物の改修予定と内容につきましては、現時点で把握しておりませんが、基本的には融資のあつせん、制度の活用や技術的な支援により、保全を行ってまいりたいと考えております。ただ、緊急に対応しなければ保全が困難な場合には、個々の内容をじっくり検討した上で、その保全が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、過去の財政再建の経験を生かすべきとのご意見であります。財政再建には、組織の再編を含む人件費の抑制対策、公債費の増加防止のための建設事業の抑制、そして事務事業の見直しが肝要であり、過去の再建策も同様に行われました。昭和50年代の取組では、組織・機構、役職にとらわれず、庁内に幅広く人材を求めた財政健全化対策委員会を設置して取り組んだ例もあり、来年度以降は、庁内の若手職員などによる検討の場を設け、新たな発想も取り入れていきたいと考えております。また、一時期、市の財政再建が小樽市のマイナスのイメージにつながり、斜陽のまちと呼ばれたこともありましたが、運河の再整備を機会に、まちづくりへの市民意識が高まり、それらの成果として、さまざまな市民イベントが実践され、現在のまちのにぎわいをつくり出しています。今後とも、過去の貴重な経験を踏まえながら、今日の厳しい状況から一日も早く脱却し、地域の活性化を持続できるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 15番、大竹秀文議員。

15番(大竹秀文議員) 今、ご答弁いただいて、ほとんどだいたいそうかなと思う部分もありますけれども、何点かお聞きしておきたいことがありますので、再質問をいたします。

まず、議案第6号において、改正に至った事情と社会背景の中でなのですけれども、今、各地方自治体も含めて検討されておりますPFIの関係もございしますが、その辺の事情はどうだったのかということです。PFIに関してはどうだったのかという部分をお聞きしたいと思います。

それと、外部評価への取組についてでございますが、市長は、今後検討するというところでございますが、前から言われていますように、市民とのパートナーシップをやっていく上で、どうしても協力していただくためには、要するにその辺のことが市民に責任を持っていただくという形をとらなければならない部分かなと、私は解釈しているのですけれども、この外部評価につきまして、いま一つ早急にといいますが、進めていただきたいという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

それから、民間委託から直営について、現在では困難だというご答弁がございました。それにつきまして、確かに困難ということは、今、民間に委託しているという問題がありますので、その生活もあるとはいいますが、ただ、これだけ財政的に大変になっている現状を考えますと、市の財政というものは、すべて市民の税金というか、国民の税金の中からも含まれたものでやられていることから考えますと、できるだけ無駄と

いいですか、再建させていかなければならないという体制づくりの上からも、その辺を検討してみて、民間委託へ再度持っていくという形にしないと、どうしても私は残った職員に対する生首が切れないという、そういう状況がありますので、そういうことができないのであれば、逆に人件費をそちらの方にもう少し向けていく場合に、民間委託を逆に直営にということがありうるのではないかなという思いをしておりますので、もう一度ご説明願います。

それから、先ほど郵便局の関係で申しましたけれども、それについては、経費がかかるという面があると言いました。その後に、郵便を使った市民サービスといいですか、郵便を使った中でのいろんな市民サービスがあるようにも伺いましたので、その内容的には、どういことをすればそういうことになるのかということ、私もよく知らなかったものですから、その辺のことを再度ご説明願います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝廣） P F Iの問題ですけれども、P F Iは個々の事業によって、導入するかどうか、判断していくものでありまして、現状ではなかなかP F Iを導入した場合のいわゆるV F M、バリューフォーマーというのですか、これがどういう状況になるのか、ここの把握が一番問題でありますので、これは個々のケースによって、それぞれ判断していかなければならない。ただ、このP F Iを導入するかどうかも、相当お金がかかるものですから、そういう意味で、現状では公の施設の指定管理とはまた、別な話ではないかと思えます。

それから、外部評価の問題ですけれども、確かに制度的には非常にいい制度でないかと思っておりますけれども、実際問題として、道内でもわずか二つのまちしかやっていない状況です。この評価の手法がまだ確立されていないという部分もあると思えます。それから、先ほども申し上げましたけれども、多岐にわたる行政事務に対する評価員の熟知度といいですか、行政事務に対してどこまでご存じかといいますか、そういった問題あるいはまた、委員によって評価の方向性が変化するという、そういった課題などもたくさんあるようでございますので、そういった状況をじゅうぶん整理しながら、今後、問題点を整理しながら、導入時期について、研究してまいりたいと思っております。

それからもう一つは、一度委託したものをまた直営でやってということのお話ですけれども、理論的にはそういうことも考えられないわけではないのですけれども、ただ、現在、委託しているものを、市がそれを取り上げて市が直営でやって、再度という話になると、現に委託先の雇用の問題、いろいろな問題が生じるのでないかと思っておりますし、その理論は、どうも役所の論理だけではないのかなという感じがしますので、非常にこれは難しい問題でないのかなと思っております。

それから、連絡所の問題、郵便局の問題ですけれども、郵便局を利用するというのは、郵便請求で住民票を請求してもらったらどうかと、そういうことでございます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 15番、大竹秀文議員。

15番（大竹秀文議員） 今、いろいろ再質問で伺いまして、あともう少し細かいことにつきましては、後の場で質問したいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 森 井 秀 明

議員 斉 藤 陽 一 良

平成15年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第3日目

平成15年12月10日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長 小山秀昭
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、大橋一弘議員、若見智代議員をご指名いたします。

日程第1「議案第14号の訂正」を議題といたします。

市長から訂正理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 12月5日に提案いたしました議案第14号小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案につきまして、第14条中の改正を第8条中の改正とする誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。なお、今後、議案の提出に当たりましては、じゅうぶん注意してまいりますので、なにとぞご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） お諮りいたします。

本件につきましては、これを承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、これを承認することに決しました。

日程第2「議案第1号ないし第21号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

28番（高橋克幸議員） 第4回定例会に当たり、公明党を代表して、質問します。

初めに、財政問題であります。

内閣府が9日に発表しました2003年7月から9月期の国内総生産GDPの改定値は、実質で前期比率0.3パーセント増となり、11月発表の速報値0.6パーセント増から、伸びがほぼ半分に下方修正されました。年率換算も1.4パーセント増に減速しており、厳しい経済状況は、ここ数年、変化が見られないと思います。これらについて、本市の状況も含め、市長の見解を伺います。

さて、本市の財政状況を見ますと、財政力指数は0.466で、経常収支比率は99.3パーセントとなっており、道内人口10万人以上の10市の中では最も悪い数字となっております。このような中、7月には鈴木助役より、「財政健全化計画の見直しを踏まえた平成16年度予算の編成について」という庁達が通知されました。以後4か月を経過し、財政部を中心に各部において、さまざまなことを検討されてきたことと思います。そこで伺いますが、平成15年度の決算見込みはどのようになるのか、平成16年度の予算編成についての考え方と現状、また、平成16年度、17年度の財政収支はどのように試算されているのか、お示しください。

財政健全化計画の中で、今後の取組として計画されている具体的方策の項目についてであります。人件費の抑制、管理事務費の縮減、事務事業評価システムの推進、市債発行額の抑制、遊休資産の売却など、それぞれどのように検討されてきたのか、現時点での各内容と財政効果をお答えください。

次に、政策課題についてであります。たいへん厳しい財政状況の中、平成16年度予算編成に向け、今後の

政策課題の検討項目が、新聞、広報誌などにも発表されました。市民にとっても大きな影響が懸念されるものも多く、さまざまな議論が必要と思います。そこで、その中から主なものを何点が伺います。

まず、1点目に、経営支援特別資金制度であります。この制度は、商工信組の破たんに伴って創設された緊急経営安定資金に続いて検討、設置されたものであり、地元業者にとって効果のある制度として利用されてきました。そこで、この制度に対する認識と評価について、市長の見解を伺います。また、平成14年度より現在までの利用はどのような状況なのか、問題点や課題はどのようなものがあつたのか、お示してください。

この制度は、本市の経済施策としても重要なものの一つと思っていますが、金額上限の低減設定の変更や借入条件などの内容改正も含めて、継続要望の意見も多いと聞いていますが、今後はどのように考えられていくのか、市長の見解を伺います。

2点目に、歴史的建造物保全等補助金についてであります。「歴史とロマンのまち小樽」をテーマとし、小樽の歴史的遺産であるまち並みや建造物を保存し、後世につなげていくために、昭和61年より補助金制度がスタートいたしました。これらの考え方や条例については、全国的に見ても、先導的な役割を担ってきたのではないかと考えています。これらについてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

また、この条例や補助金制度の目的と趣旨、そして創設以来どのように推移してきたのか、件数、金額についてお示してください。更に、歴史的建造物などを保存されてきた経緯や、これらの建造物の所有者や市民の意見、観光客の意見などはどのようなものがあるのか、お示してください。

本市の厳しい財政難は理解できますが、これからの小樽の歴史的財産の保全を考えると、今後の方向性について、また、保全の在り方や、この補助金制度についてはどのように考えられていくのか、市長の見解を伺います。

3点目に、ふれあいパスについてであります。平成9年よりスタートしましたこの制度は、現在までに多くの高齢者に利用され、本市の高齢者対策の重要な施策の一つでもあります。ゆえに、市民の関心は高いものがあり、今後の方向性が注目されているところであります。そこで伺いますが、開始年度より現在までの年度別の発行枚数と、おおよその利用者数、事業費についてお示してください。

また、中央バスとの話し合いについては、どのような経過をたどって現在に至っているのか、課題や問題点はどのようなものがあるのか、市長の見解を伺います。さらに、今後の考え方についてもお答えください。

4点目に、街路灯維持補助金についてであります。この補助金制度の経緯と内容や、スタート年度からの事業費の推移についてお示してください。また、今後の方向性と考え方について、市長の見解を伺います。

5点目に、水道・下水道料金の減免制度についてであります。本市の福祉政策の中で、いろいろな項目について検討をされていますが、所得制限等の一定の条件による考え方があるのは承知をしているところであります。さて、この減免制度についてはさまざまな意見もあるようですが、この制度の経緯と内容についてお示してください。また、影響が考えられる世帯数、金額についても、あわせてお答えください。さらに、今後の方向性と考え方について、市長の見解を伺います。

次に、全国都市再生モデル調査事業についてであります。国の都市再生本部は、都市基盤の再構築を支援する「都市再生プロジェクト」の一環で、すぐれたまちづくりプランに、調査費として総額10億円の予算で、「全国都市再生モデル調査」の171件を選定しました。また、道内からは、本市を含む10件が選ばれました。そこで伺いますが、この全国都市再生モデル調査の趣旨はどのようなものなのか、選定までの経緯も含め、お示してください。本市が提案したモデル調査は、「新都市軸を活用したまちづくり」となっておりますが、こ

の調査の目的と具体的な調査内容はどのようなものなのか、お答えください。また、実施に当たって、組織を編成し、具体的な事業を推進されていくようですが、どのような組織体制を考えているのか、どのように推進方法を検討されているのか、見解を伺います。この調査事業は、本市の港湾を含めたまちづくりに新たな構想を模索する上で、次につながっていくものになるのではないかとと思いますが、今後の考え方も含め、市長の見解を伺います。

次に、情報リテラシー、活用能力についてであります。情報通信技術やインターネットの進展と普及が進み、地域を超えた地球規模の交流が可能となってきました。しかし、たくさんの情報の中から入手し、活用したり、主体的に情報の受発信をするためには、情報リテラシーの向上が求められます。行政の情報化をよりスムーズに推進するためには、ハード面とソフト面の両面から考えなくてはなりません。今後、推進される文書管理、電子入札、電子決裁などの情報システム化や、インターネットを利用した市民サービスの充実などを進めていくには、市職員の情報リテラシーの向上が必要不可欠となっています。この点についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

さて、パソコン研修ですが、平成12年度から平成14年度までの3年間で行われた研修の受講人数、対象者、研修内容について、それぞれお示しください。また、研修を進めてきた中での問題点、課題、今後の予定についても、あわせてお答えください。

さらに、以前、検討項目として挙げられていた上級コースや自習型の研修については、どのように考えられているのか、見解を伺います。

市内LAN情報システム「クールズ」の運用がスタートし、活用とともに、職員の情報化への認識が変化していると思いますが、利用、活用状況についてはどのような状況なのか、また、今後、このシステムの内容についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、新市立病院のIT化についてであります。近年、高齢化社会の到来や、予防医学への視点が重要とされるなど、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。そのため、これからの新市立病院におけるIT化としての医療情報システムは、きめ細やかな患者サービスに対応するとともに、病院経営を健全に維持、運営するための支援機能を持たなければなりません。また、地域医療の核としての役割も期待されており、院内の枠を超えた情報収集、配信機能を担う必要もあると考えます。それらに対応するためには、ネットワークとデータベースを基盤とするオープン・分散・リアルタイム技術など、新しいシステムが必要であり、今後のIT化の大きな課題であると思います。まず初めに、これらについてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

平成15年に策定された新市立病院基本構想の中で、医療情報システムの項目が掲載されていますが、特にオーダーリングシステムについては、病院内すべての部門に関連するシステムであり、効果的な運営をするためには、どのような内容でシステムを構築していくのか、これによってさまざまな点で大きな影響が出てくると言われています。今後、準備室において、IT化に対する情報収集や調査、研究はどのように考えられているのか、専門的スタッフの増員なども含め、具体的にお答えください。

また、医療情報システムを推進していく上で、医師の認識をはじめ、システム習熟度により病院運営に大きな影響が出ているとの意見があり、準備段階での医療情報システムの必要性の認識と、情報の共有化や計画的な研修の実施など検討すべきと思いますが、これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。

医療情報システムを考えると、今の時点からIT化の環境づくりが重要になると考えます。そのためにはハード面として、パソコンの増設やサーバーの増強、また、院内LAN上で活用できるソフトの充実など、将来を見据えながら検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

次に、地球温暖化問題であります。地球温暖化の対象ガスは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など、6種類とされています。これらの温暖化への寄与割合から見ると、おおよそ二酸化炭素64パーセント、メタン10パーセント、フロン10パーセント、亜酸化窒素6パーセント、その他1パーセントという割合であります。また、排出割合で見ると、その90パーセントが二酸化炭素となっており、いかにこれを削減できるかによって、今後の温暖化に影響が出ると言えます。また、二酸化炭素など、温暖化ガスの増加傾向を考えると、行政が率先実行に取り組むことは、温暖化防止に大きな役割を果たすものと思います。実行計画が策定されて2年以上経過していますが、この間の経過、目標に対しての状況や、今後の課題や問題点について、見解を伺います。また、市民への結果の公開や温暖化の啓発について、どのように実施されてきたのか、市民の感想や関心度合いはどのようなものなのか、お答えください。さらに、今後の取組についても、あわせて見解を伺います。

実行計画の目的に「市の率先実行により、積極的に行動を促進する、職員一人一人が日常業務の中で実践する」とあるように、地球温暖化問題の基本的な認識に立った職員一人一人の意識改革を進めることが重要であると思いますが、この点について、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。市として具体的な研究や職員に対する研修の実施について、どのような取組を考えているのか、また、庁内の広報、啓発活動はどのように進められてきたのか、今後の予定も含めてお答えください。

次に、環境マネジメントシステムISO14001であります。ISO14000シリーズの中核をなす14001は、企業や団体などの組織が、環境に対する負荷を軽減したり、汚染、事故などを未然に防止したりする活動を継続的に実施するための環境を管理するシステムであり、別名「環境ISO」と呼ばれています。最近、環境問題が深刻さを増す中、企業だけでなく地方自治体も認証取得を目指す動きが多くなっています。平成15年10月末現在の認証取得件数は、全国で1万3,216件で、北海道内では241件となっており、そのうち地方自治体の取得件数は、札幌市、苫小牧市など15件であります。小樽の状況では2件となっており、ちなみにISO9000の取得は16件であります。このように自治体が取得することの意義と効果について、どのように認識をされているのか、また、今後の方向性はどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。以前、私の質問に対し、研究していく旨の答弁をされましたが、現状についてお答えください。

次に、除排雪についてであります。本市は道内でも比較的多雪地域であり、地形的に山坂が多く、道幅が狭いため、冬道状況は厳しい環境にあります。このため、市民が安心して快適な生活を送るためには、除排雪の対策が重要となっています。21世紀プランの中にあります冬道対策について、まず初めに、市長の見解を伺います。

新しい除排雪体制になって3年目を迎えますが、この間、市民の声の中には、「除排雪サービスが低下した」とか「以前より除排雪のやり方が悪くなった」というものがありますが、この点についてどのようにとらえているのか、見解を伺います。

さて、要望の多いものに「交差点の雪山撤去」や「車道端部の除雪による狭あい化」があります。限られた排雪回数や厳しい予算状況については理解できますが、この点については大きな課題であり、検討事項であると考えますが、今後どのように考えられていくのか、見解を伺います。

管理体制ですが、除排雪の指揮管理や施工マニュアル、業者の責任施工体制はどのようになっているのか、市のかかわりについてはどのような状況なのか、お示しください。また、除排雪の苦情などの受付並びに処理について、どのような体制で運営されているのか、昨年度の苦情の中で多く寄せられたものはどのようなものだったのか、お答えください。さらに、苦情対策について、責任施工の観点から、今後の評価対象の一つとして採用することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

通学路の除排雪についてですが、降雪期になりますと、歩道と車道の区別がなくなる通学路が多く、さらに道路幅自体が狭くなり、路面が凍結しているときには、危険と隣り合わせで通学をしている児童生徒が多いと思います。この通学路の除排雪計画については、どこでだれが計画を立てて実施されているのか、通学路の路面管理はどのように行われているのか、確認から除排雪の実施に至る流れについてお示しください。また、実際に危険な路面状況のときに、所管である教育委員会や土木部において、状況の調査や今後の通学路の除排雪対策について、早急に検討していただきたいと要望いたしますが、見解を伺います。

次に、歯科保健対策についてであります。平成11年度に行われた厚生労働省の歯科疾患実態調査によりますと、日本人1人当たりの永久歯の平均虫歯数、いわゆるDMFTは15.86本であり、虫歯が原因で抜かれた永久歯は5.91本となっています。これは、永久歯28本のうち半分以上が虫歯となり、2割が失われていることとなります。15歳以下の子どもたちの状況であります。平成5年に行われた前回調査と比較して、乳歯での虫歯保有数は45パーセントで、12ポイント減少し、乳歯プラス永久歯でも78パーセントで、12ポイントの減少であり、低い年齢ほど減少傾向が見られる状況にあります。これらについてどのように認識をされているのか、また、本市の状況について、わかる範囲でお示しください。

これからの歯科保健対策を考えていくときに重要になってくるのが、子どもたちに対する適正で確実な対策と考えます。乳歯の時期と生えたての若い永久歯は虫歯になりやすく、歯の異常は、知能の発達や成長過程にも大きな影響があると言われております。また、歯科診療医療費は医療費全体の約9パーセントとなり、決して小さな数字とは言えない状況にあります。今後の将来を考えると、歯科診療医療費抑制の上からも、この対策は重要なものと思っておりますが、市長の見解を伺います。

WHOが設定した、「2000年までにどの国も12歳のDMFTを3以下とする」という目標に対して、日本の12歳児のDMFTは2.44で、最近の傾向として緩やかに減少しているものの、欧州諸国と比較すると、非常に悪い数字と言わざるをえない状況であります。この歯科保健対策についてはどのように考えられているのか、見解を伺います。また、本市で実施されている母子歯科保健対策と学校歯科保健対策の主な内容とその効果について、お示しください。

虫歯の予防対策は、歯磨き、フッ素の応用、歯科検診などがあり、この取組によって結果に大きな影響が現れると言われております。歯磨きについては、先ほどの調査では、毎日ブラッシングをしている人は96パーセントで、回数では1日1回29パーセント、2回48パーセント、3回19パーセントとなっており、ほとんどの人が歯磨きを実施しているにもかかわらず、虫歯保有数の高いのは、適正な方法のブラッシング指導があまりされていないからではないかという意見も多くありますが、本市の状況とこれらについて、どのように認識をされているのか、見解を伺います。

近年、この予防対策で注目されているのが、フッ素利用であります。先ほどの調査では、15歳未満でフッ化物塗布を受けたことのある者は42パーセントであり、前回調査と比較すると、約4パーセント高くなっております。本市でもこのフッ化物塗布を実施していますが、実施状況とその内容、また、フッ素の虫歯予防

のメカニズムや利用方法、利用状況とその効果についてお示しください。

この項の最後に、本市の歯科保健対策について、将来構想と具体的な推進プランを策定し、5年ごとの達成目標を掲げて、特に子どもたちに対して推進していただきたいと提案、要望いたしますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

次に、次世代育成支援対策についてであります。平成14年に発表された「日本の将来推計人口」によりますと、少子化の主な要因であった「晩婚化」に加えて、「1家庭の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られており、現状のままでは、少子化は今後いっそう進行すると予想されています。この急速な少子化の進行は、これからの社会全体に極めて深刻な影響が考えられるところでもあります。このため、国において、本年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、次代の社会を担う子どもの育成のための強力な環境整備が推進できる状況になりました。さて、本市は、他都市に比較しても、たいへん厳しい少子化の状況にあります。教育委員会の資料によりますと、小学校の児童数は、ピーク時の昭和33年で2万9,363人であり、平成15年では6,586人となっており、ピーク時に比較をすると、78パーセントの減という驚くべき数値となっています。本市の少子化の状況について、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。また、この法律の背景と趣旨について、お示しください。さらに、次世代育成支援対策については、今後、どのように検討されていくのか、内容、スケジュール、考え方について、見解を伺います。

次に、エンゼルプランについてであります。本市のエンゼルプランは平成11年度よりスタートし、その計画期間は、平成20年度までの10年間となっています。今年度で5年目を経過し、明年度より折り返しの5年となります。そこで、このエンゼルプランの計画期間の前半を終了する年度の総括として、各推進事業の達成状況や進捗状況、さらに特徴的な事例などがありましたら、お示しください。

少子化の状況について、想像していたよりも速い速度で進んでおり、このエンゼルプランにおいても現状と合わない部分があったり、今後の予定で、一部見直しを検討する施策や事業があるのではないかと思います。これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。また、次世代育成支援対策との関係、位置づけはどのようになるのかも含めて、お答えください。

次に、学校施設管理についてであります。学校施設については、子どもたちの学習や生活の場であり、また、緊急時には避難用施設として使用される重要な公共施設であります。この観点から、以前にも質問をさせていただきました。本市の小中学校も改築や大規模改造が行われてきていますが、今後の予定としてはどのように考えられているのか、見解を伺います。また、それらの判断基準や条件についても、あわせてお答えください。

以前の質問で、各学校の基本データ作成の必要性を提案し、教育長は学校カルテの検討を答弁されましたが、現在、どのような状況で進められているのか、お示しください。また、中長期的な保全計画についても、早急に検討される旨の考えを示されましたが、現状をお答えください。

さて、施設補修のおもしろい事例がありますので、紹介をいたします。北山中学校では、昨年から本年1月の冬休みにかけて、汚れていた東側の階段の壁を塗装、そして巨大壁画の作製が行われ、北海道新聞にも掲載されておりました。これは、当時の学校長より「地域と協力しながら、学校が親しまれる環境にしたい」との提案があり、父母、地域住民、教職員が夏休み期間に壁のペンキの下塗りをし、1月、冬休みの期間に、美術部の生徒たちが、シラカバをデザインした壁画を描いたわけです。この件を通して、きれいになった壁を見た生徒や父母、教職員の心には、いろいろな思いが加わったのではないかと思います。また、補

修についてのとらえ方も変化したようでもあります。この点の感想と、学校の施設管理の在り方について、今後どのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

次に、教員のIT指導力についてであります。小樽市内の中学校に続き、ようやく小学校についても、インターネットが使用できる情報教育環境が具体的に見えてまいりました。このようなハード整備について、他都市と比較してみると、遅れている状況にありましたが、これでようやくスタートラインについたところではないでしょうか。

さて、このハード整備に伴って重要になってくるのが、教育現場におけるITの活用をいっそう進めるため、教員のIT指導力のさらなる向上をどのように図っていくかという問題があります。21世紀を担う子どもたちに基本的な資質として必要とされる、新しい情報手段による情報活用能力を育成していくことが重要であると思いますが、この点についてどのように認識されているのか、教育長の見解を伺います。また、情報教育に対する教員の認識はどのように変化をしてくれているのかも含めて、お答えください。

次に、教員のコンピュータの活用についてですが、コンピュータを操作できる教員、授業などで指導できる教員については、ここ数年間でどのように推移してきたのか、また、他都市との比較ではどのような状況なのか、お示してください。

教員のIT研修についてですが、平成14年度ではどのように取り組んできたのか、また、問題点や課題はどのようなものがあつたのか、お答えください。

文部科学省が目標としている数値に対して、今後どのように考えられているのか、具体的な取組についてはどのように検討されているのか、教育長の見解を伺います。

以上、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をお願いします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

財政問題について、何点かお尋ねがりましたが、まず、経済状況についてであります。本年12月の日本銀行札幌支店の金融経済概況によりますと、道内の景気は、最終需要面を中心に弱めの動きが続いており、個人消費では、天候要因等から弱い動きが続いているほか、民間設備投資も、企業の投資計画は前年を大幅に下回り、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっております。また、雇用環境は一部に改善の動きがあるものの、なお厳しい状況にあるとしております。

北海道財務局小樽出張所公表の後志管内経済概要によりますと、全体として厳しい状況が続いているとしておりますが、住宅建設の分野では、持家、貸家など、前年同期を上回っていることや、輸出においては、中国へのコンテナ航路の効果で好調を維持されるなど、明るい兆しも見え始めております。しかしながら、個人消費の冷え込み、公共投資の減少などの影響は大きく、本市におきましても、まだまだ実感できるだけの回復には至らず、先の見えない状況にあるものと考えております。

次に、平成15年度の決算見込みであります。年度半ばであり、法人市民税など不確定要素もありますが、景気低迷の影響で、収納率の低下による減収も危ぐされ、税収の予算額確保は厳しい状況にあると認識しております。普通交付税は予算額を確保できる見込みであります。特別交付税は、各地で起こった災害など

の影響から減収が予想されるほか、本年度の給与改定分の地方財政措置や、国の補正予算の有無が定かではありませんので、現在、決算見込みを立てることが難しい状況にあります。いずれにいたしましても、これからの大雪などの追加需要に対する財源となる基金の残高も少ないことから、たいへん厳しい状況にあると認識しております。

次に、平成16年度予算編成についての考え方でありますが、例年、年末に行っている予算編成日程を前倒しして、既に7月から事務事業の見直しを進め、その検討の状況や平成14年度決算を踏まえて、各部に予算要求枠を指示しておりますが、今議会でも、ご議論いただく財政健全化の検討項目も含め、事務事業の見直しを着実に実行するとともに、21世紀プラン第3次実施計画との整合性をとりながら、年末からの具体的な予算編成作業に当たりたいと考えております。

また、平成16年度と17年度の財政収支についてであります。健全化の取組により、一定の財政効果が見込めますが、主要な一般財源の方向性が、国の「三位一体の改革」がどのようになるのか、そのことに左右されるため、不確定要素が多く、見通しを立てられない現状であります。いずれにいたしましても、財源調整のための基金もわずかであることから、たいへん厳しい状況になると考えております。

次に、平成12年11月に策定した財政健全化計画の取組についてであります。人件費の抑制につきましては、退職者不補充などにより、平成13年度以降130人余りの職員の削減や、特別職、管理職手当の削減、時間外手当の抑制に努めてきたほか、管理事務費の縮減につきましては、これまでも予算要求のシーリング枠設定や、執行段階での経費削減に取り組んでまいりました。事務事業評価システムの推進につきましては、総合計画の中間点検に導入して行ったところでありますが、課題もあり、今後とも研究していきたいと思っております。市債発行の抑制につきましては、建設事業の緊急性、必要性などを見極め、事業を厳選することで、平成12年度、13年度の約38億円から、平成14年度では27億円、平成15年度は24億円台まで抑制を図ってまいりました。遊休資産の売却につきましては、貸付地の購入意向調査を行い、積極的な売却に努めており、大きな物件は別にして、毎年1,000万円以上の売却を達成しております。これらの財政効果により、当初平成17年度で約150億円の収支不足が見込まれましたが、それを約84億円まで縮小できる見込みとなったものであります。

次に、政策課題について何点かお尋ねがありました。

まず、経営支援特別資金の認識と評価であります。平成13年、商工信組の破たんにより、緊急措置として緊急経営安定資金を創設いたしました。その後、依然として厳しい中小企業の経営状況を踏まえ、平成14年度に経営支援特別資金を創設し、本年度も継続しているところであります。この融資制度は、市内中小企業で事業継続が見込め、北海道信用保証協会の保証を受けることが困難な場合に、運転資金を融資することから、厳しい経営環境にある中小企業の皆さんに広く利用いただいていたものと考えております。一方、本年度に入りまして、融資申込みが減少傾向にあります。特に、厳しい本市の財政状況の中で、応急的、緊急的な制度とはいえ、損失補償が起きたことを重く受け止めているところであります。

次に、利用状況であります。融資実行は平成14年度が45件、1億8,950万円であり、本年度は現在までで9件、3,523万円となっております。また、問題点や課題としましては、融資実行を高めるために、損失補償割合を市が8割、金融機関が2割としたことにより、事故の発生による財政的リスクが大きいことや、保証人として相保証を認めていることなどが挙げられます。

次に、今後の在り方ではありますが、現在、庁内の融資制度検討会議におきまして、同資金も含め、融資制

度の今後の在り方を協議しているところであります。その中で損失補償割合の見直し、納税確認や保証人の在り方などについて、検討を進めているところでありますが、残念ながら事故が発生し、既に損失補償も行っており、厳しい本市の財政状況や、この資金が緊急的、応急的なものであったことから、現時点では廃止も含めた検討を進めているところであります。

次に、歴史的建造物保全等補助金につきまして、何点かご質問がありました。

最初に、補助金制度についての認識についてであります。この補助金制度は、昭和58年に制定した「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」に基づいて昭和61年度から実施をし、平成4年に新たに制定した「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」により、平成5年度から内容拡充を図ったものであります。本市の制度につきましては、全国の中でも先駆的なものであり、その早い時期の創設が、市民や建物所有者の保全に対する認識の向上につながり、より多くの歴史的建造物の保全や小樽らしい景観の創出に大きく寄与したものと考えているところであります。

次に、景観条例や補助金の目的と趣旨についてであります。景観条例につきましては、市の良好な都市景観を保全、育成、創出することにより、歴史と自然にはぐくまれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進め、市民文化の向上に資することを目的としており、補助金制度につきましては、小樽らしい都市景観の形成のため、特に必要と認められる歴史的建造物の保全等に対して支援を行うものであります。歴史的建造物の補助金につきましては、昭和61年度から平成14年度までの17年間に合計122件、金額にして合計約3億5,800万円となっております。

次に、保全の経緯についてであります。昭和58年に制定された保全条例では、31件の歴史的建造物の指定にとどまっておりましたが、平成4年に制定された新条例では、保全すべき建物を登録歴史的建造物として登録し、このうち特に重要と認めるものを指定歴史的建造物として指定しており、現在、登録歴史的建造物が94件、このうち指定歴史的建造物が66件と増加しております。これら単体指定と並行して、景観地区の指定も行い、当初の2地区6.3ヘクタールから、現在では8地区79.3ヘクタールとなり、点としての歴史的建造物の保全から、面としてのまち並みの保全へと拡大してきたところであります。

次に、所有者等の意見であります。建築物の所有者からは「持ち主が当然保全に努めるべきだが、何らかの行政支援は必要」といった意見もあり、また、市民や観光客からは「古い建物と歴史的なまち並みが保全され、小樽の魅力につながっている」という意見も聞かれます。

次に、歴史的建造物保全の今後の方向性や保全の在り方ですが、市内の歴史的建造物は、小樽市の魅力あるまち並みを形成し、観光資源としても活用されるなど、本市の貴重な財産と認識しており、保全に当たっては、所有者の理解と協力を得ながら、引き続き、市としてもできるだけの支援に努めてまいりたいと考えております。

補助金制度については、このたびの財政健全化に当たり、平成16年度は助成率を低減し、17年度からは財政状況が好転するまでの当分の間、休止することとしたものであります。

平成17年度以降、それぞれの歴史的建造物の改修予定と内容については、現時点で把握しておりませんが、基本的には融資のあっせん制度の活用や技術的な支援により、保全を行ってまいりたいと考えております。ただ、緊急的に対応しなければ保全が困難な場合には、個々の内容をじゅうぶんに検討した上で、その保全が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてであります。交付対象者のおおむね8割の方に交付しております。制度開

始から現在までのふれあいパスの発行枚数は、JR乗車券も含まれますけれども、平成9年度1万9,227枚、平成10年度1万8,875枚、平成11年度1万9,633枚、平成12年度2万433枚、平成13年度2万1,357枚、平成14年度2万1,790枚、平成15年度11月末で2万1,664枚となっております。また、平成12年のアンケート調査から、交付者のうち約96パーセントが利用しております。また、事業費につきましては、平成9年度1億4,411万6,000円、平成10年度1億4,358万5,000円、平成11年度1億8,998万6,000円、平成12年度1億8,987万6,000円、平成13年度2億1,082万7,000円、平成14年度2億1,073万8,000円、平成15年度は予算で2億1,100万円となっております。

次に、バス事業者との話合いの経過であります。スタート当初は、交付対象者を基にバス利用率や年間利用回数を勘案し、1億3,500万円で契約しましたが、その後、バス事業者において、毎年6月と2月の年2回実施している利用実態調査からの推計による利用実態と市の負担額との間にかい離があることから、バス事業者と市が協議をし、市の財政状況を勘案しながら、平成11年度は1億8,000万円、平成13年度は2億円と、契約金額を引き上げてきました。平成15年度の契約に当たり、バス事業者から、ふれあいパスの利用実態と市の負担額とのかい離が、民間企業が協力できる範囲を超えており、利用実態に即した適正運賃の負担を求められました。市といたしましても、財政状況が厳しいことから、現行以上の負担は難しい中で、制度継続に向けて協議をした結果、平成16年度に向けて、かい離是正について誠意を持って協議することで了解を得て、平成15年度については現行どおり契約したところであります。15年度に入り、バス事業者から改めてかい離の是正を求められておりますので、市といたしましては、この制度を継続するため、協議を重ねているところであります。

次に、ふれあいパスについての課題等についてであります。市の厳しい財政状況の中で、どの程度財源を確保できるのか、受益者負担については、どのような方法で、どの程度負担いただくのか、また、バス事業者にどの程度のかい離を是正することにより、ふれあいパスを継続できるかが課題等と考えております。

また、今後の考え方についてであります。バス事業者からも、利用した分に見合う適正な運賃負担を強く求められておりますので、利用者からは、乗車ごとに半額程度をご負担いただき、市の財政状況も極めて厳しいことから、現行の2億円を圧縮する方向で、バス事業者と引き続き協議をしていきたいと考えております。

次に、街路灯維持費補助金についてであります。この制度は夜間における治安の維持及び交通の安全を図る目的で昭和37年3月に制定された「小樽市街路燈助成規則」に基づき、街路灯の設置に対する助成、次に、昭和41年9月には、その対象を維持費にも拡大した助成制度であります。補助金の交付先につきましては、商店街組合と町内会からなる「小樽市街路防犯灯組合連合会」となっており、事業費につきましては、当初の50万円から毎年度増加し、昭和54年度1,000万円、昭和58年度3,500万円、昭和61年度5,000万円、平成5年度5,500万円となっており、平成8年度からは、昨年度まで5,300万円を補助しております。今年度につきましては、財政健全化に向け、補助金の20パーセント削減の方針の中、組合と話合いを続けてまいりましたが、急激な補助金の削減は町内会に与える影響が大きいため、5,000万円としたところであります。今後の見通しにつきましては、金額を基準とするのか、支払った電気料の一定割合にするかなど、引き続き、組合と協議してまいりたいと考えております。

次に、水道・下水道料金の減免制度であります。この制度は保護世帯を対象に昭和45年10月から実施しており、51年度から、老人世帯、母子世帯、身体障害者世帯を加え、今日に至っております。減免対象世帯

数につきましては、昨年10月に新たに所得制限を導入して見直しをし、平成15年3月末現在、約1万1,000世帯、このうち老人世帯が71パーセント強を占めております。また、減免額ですが、現行では、基本料金、使用料金とも2分の1としており、減免額は年々増加し、平成14年度におきましては、約2億3,400万円となっております。

今回の減免制度の見直しによる影響ではありますが、対象世帯数に変わりはありませんが、減免額につきましては、減免率を2分の1から4分の1にすること、また、保護世帯の減免を下水道料金のみとすることによりまして、1億円程度になると予想しております。

次に、減免制度の今後の考え方ではありますが、今後も老人世帯の増加は確実でありますし、道内主要都市の減免の状況や本市の財政状況を考え合わせますと、現状では、今回見直しした4分の1減免が限界であると考えております。なお、母子世帯などの減免対象世帯の認定につきましては、低所得世帯が漏れることのないよう、配慮してまいりたいと考えております。

次に、「全国都市再生モデル調査事業」について、何点かご質問がありました。初めに、この調査の趣旨についてであります。国におきましては、全国を対象にして、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、平成14年度から全国都市再生のための緊急措置として、全国の都市再生の取組を支援しているところであり、その一環として、地域の自由な発想をまちづくりの具体的な取組につなげるため、全国各地の先導的な都市再生活動を、「全国都市再生モデル調査」として、新たに支援することとなったものであります。経緯につきましては、本年7月に内閣官房都市再生本部から募集が行われ、8月に本市の「新都市軸を活用したまちづくり」をテーマに提案したところ、9月22日に選定されたものであります。

次に、本市が提案したモデル調査の目的についてであります。本年度整備が完了します「中央通り」を骨格として、JR小樽駅と小樽港を結ぶ新都市軸を活用した新たなまちづくり方策を検討し、中心市街地の活性化に弾みをつけようとするものであります。

具体的には、中央市場での屋台村の開設や、第2号ふ頭の上屋に設置された映画口ケセットの活用について、社会実験を実施するとともに、それらを通して市民や観光客などに、その活用策等などについてのアンケート調査を、「小樽雪あかりの路」開催期間中に行うものであります。また、社会実験やアンケート調査結果を検証しながら、協働のまちづくりを進める観点から、『個性と活力あふれる「おたる」の再生』などについて、市民の皆さんと話し合ったいと考えております。

次に、実施に当たっての組織体制ではありますが、社会実験などを進めるに当たりましては、「小樽市都市再生モデル調査推進委員会」を設置し、その中にJR小樽駅周辺地区、中心商店街地区、小樽港周辺地区の三つの部会を設けたいと思っております。また、話し合いの場として、推進委員会の委員やまちづくり関連団体、さらには幅広く一般市民に参加を求めて、ワークショップ形式での懇談会を開催する予定であります。

次に、モデル調査事業終了後の考え方ではありますが、この調査は、小樽駅から第3号ふ頭までの各地区が抱える問題や課題の整理を、社会実験やアンケート調査などを通して検証するものであり、今後は、市街地の区域と港湾の区域の一体的なまちづくりや、官と民が協働してのまちづくりに、この調査結果を役立ててまいりたいと考えております。

次に、市職員の情報リテラシーの向上に関してではありますが、現在では、組織の資産を構成する要素は、「人、物、金」に「情報」を加えた4要素で考えるべきであるとされており、ITを活用し、行政の情報化を進めていくことにより、組織が活性化し、サービスの向上と業務の効率化が図られるものと考えておりま

す。情報を取り扱う能力「情報リテラシー」は、市職員の基本的な能力として重要性を増してくるものと理解しておりますので、今後も、よりいっそう市職員の情報リテラシーの向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、職員のパソコン研修であります。受講人数は、延べ人数で12年度は294人、13年度は334人、14年度は405人となっており、受講対象は臨時、嘱託を含めた職員としております。研修内容については、基本ソフトの「ウインドウズ」、ワープロソフトの「ワード初級」「ワード応用」、表計算ソフトの「エクセル初級」「エクセル応用」の五つのコースを実施しております。

パソコン研修に関しての問題点であります。職場でどのように実践していくかが問題であります。職場でのパソコン利用に際して不明な点がある場合、ヘルプデスクの役割を情報システム課が一部果たしておりますが、職場内でも解決できる職員全体の情報リテラシーの底上げが必要だと考えておりますので、次のステップである応用ソフトや情報セキュリティに関して、どのような受講コースを設けるかが課題であります。今後の予定としては、各課1ホームページの実現を進めるために、ホームページ作成の研修会を新たに実施する予定であります。

上級コースや自習型の研修についての検討であります。パソコンの利用が進んできると、それぞれの業務に関連したデータベース用の応用ソフトの利用が必要となります。少し高度な内容になりますので、その習得には、従来のような集合型研修がよいのか、eラーニングを利用した自習型の研修がよいのか、可能性を検討しているところであります。

次に、庁内LAN情報システムの活用に関して、職員の情報化への認識の変化であります。庁内LANの機能を利用することを通して、情報は待っているのではなく、みずから取得するものであること、そして取得した情報は職員間で共有を図っていくことが必要であることの情報共有に対する認識が高まってきていると考えております。また、活用状況についてであります。庁内LANは、職員向けホームページ、eメール機能と、ファイルサーバによるデータ共有の三つの機能で構成されております。職員の情報共有を図るために、庁内LANに開設したホームページを「ツールズ」と名づけ、平成13年4月に「会議室予約状況確認」からスタートしたメニューも、「例規集検索」「議事録検索」「行事日程表」「気象情報」「職員録」等と、項目を増やして充実させてまいりました。

なお、庁内LANの今後の内容であります。新しい機能の追加を検討していくとともに、セキュリティ対策を実施し、確実に運用していくことが必要であると考えております。

次に、新市立病院のIT化について、何点かお尋ねがありました。

まず、医療情報システムに対応する新しいシステムの必要性についてであります。ご指摘のとおり、医療情報システムの導入により、院内におきましては、医療の質の向上、診療情報提供の促進、医療安全性の向上や経営効果が期待されております。院外においては、将来的に、地域医療機関などとの情報ネットワーク化の推進が必要になってくるものと考えております。新病院の医療情報システムの導入に当たりましては、最新のコンピュータ技術を研究することも必要と考えておりますので、今後、先進病院の事例研究や、最新の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、IT化に対する情報収集や調査などあります。オーダリングをはじめ、医療情報システムの導入は、適切な診療情報の提供やインフォームド・コンセントの徹底により、患者から信頼される医療サービスの提供につながります。その実現のためには、他業種と比較して、医療分野にこのような情報システムの

導入事例が少ないことから、システムの構築から稼働まで、専門のコンサルタントのノウハウの導入も検討しております。

また、今後の先進病院の視察などにより、情報収集や調査を行っていくとともに、早い時期から院内に検討部会を設置し、システムの構築について研究していきたいと考えています。なお、専門的スタッフの増員については、今後の推移を見て検討してまいりたいと思います。

次に、医療情報システムの必要性の認識と情報の共有化などではありますが、医療情報システムはご指摘のとおり、院内すべての部門に関連するシステムでありますので、より効果的な運営をするためには、医師を含めた職員のコンピュータに対する知識と習熟度の向上に努めることが重要であると考えております。新病院の医療情報システムの導入につきましては、医師を含めた職員のコンセンサスはある程度得られていますが、今後、勉強会の開催などにより、システムに対する認識をさらに高め、情報の共有化を図るとともに、準備段階から稼働まではもちろんのこと、稼働後においても、計画的な職員研修を行ってまいりたいと考えております。

次に、将来を見据えたIT化の環境づくりであります。現在、部門別には医事システムや臨床検査システムなどを導入しているほか、庁内LANの活用もしているところであります。新病院におけるIT化に向け、ハード面、ソフト面について、何点かご提言をいただきましたが、新市立病院での本格的な導入に生かせる環境づくりとして、病院職員がパソコン操作になれるための院内講習会の実施などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化の問題で何点かご質問がありましたが、小樽市温暖化対策推進実行計画の経過については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成13年度に小樽市温暖化対策推進実行計画を策定し、四半期ごとに進行管理を行っております。温室効果ガス排出の削減目標については、平成17年度に、平成11年度比で2パーセント以上を削減することとしておりますが、平成14年度の進捗状況は、平成11年度比で6.7パーセントの削減となっております。しかしながら、平成13年度、14年度は、暖冬による削減効果が大きいと思われることから、今後も引き続き、削減に向けて努力していかなければならないと考えております。

次に、市民に対する実行計画の進捗状況の公開であります。温暖化対策推進実行計画の進捗状況については、小樽市のホームページや広報おたるでお知らせしているところであります。また、市民に対する温暖化の啓発につきましては、平成13年2月に、「環境にやさしい小樽市民ルール」を策定するとともに、平成13年度に設置した市民が主体となった市民ルール推進員会議が、意識啓発を含めた具体的な活動を行っております。

次に、市民の温暖化に対する関心度であります。今年度、市民ルール推進員会議において、地球温暖化に対する市民意識調査を実施しており、来年2月ごろに、アンケート結果がまとまる予定であります。今後は、このアンケートの集計結果を参考に、市民ルール推進員会議と協働して、地球温暖化についての市民啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、温暖化に対する職員の意識改革であります。小樽市温暖化対策推進実行計画を適正かつ確実に実践していくためには、職員一人一人が地球温暖化について正しい認識を持ち、事務事業を進めることが大切と考えております。このようなことから、本年11月25日に地球温暖化の意識向上と実行計画の取組について理解を深めるため、職員研修会を実施しております。今後も、職員の意識向上に向けた方策を、温暖化対策

推進実行計画策定会議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、自治体がISO14001を取得する意義と効果についてであります。ISO14001の認証を取得することは、行政が環境問題に積極的に取り組む姿勢を示し、市民や地元企業はもちろん、職員の環境に対する意識を高めるためにも有効であると考えております。しかし、ISO14001の認証取得や進行管理を行うには、専任体制の整備のほか、登録や更新に係る費用などが必要になるため、本市の現状からすると、たいへん厳しいものと考えております。このため、現段階では、現在の温暖化対策推進実行計画の着実な推進を通して、環境問題に対する職員の意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、除排雪についてご質問がありました。まず初めに、21世紀プランにおける冬道対策についてであります。快適な冬の暮らしを確保するために、雪に強い道路、交通を維持することが最も重要な取組の一つであることから、21世紀プランの中では、緊急性が高く、市民ニーズも強い施策として、重点プログラムに位置づけ、その基本計画に基づき、現在、実施中であります。

次に、新しい除排雪体制についてですが、従前は除排雪業務を細分化し、それぞれを委託発注しておりましたが、平成13年度から、除排雪業務を地域ごとの共同企業体に一括発注し、業者間の連携を図り、責任施工による地域総合除雪体制としたものであります。ご指摘の件につきましては、委託業者や重機オペレーターの変更により、地域特性に合った作業の経験不足から、除雪の仕上がり状況の差も考えられることから、苦情等を分析し、業務責任者やオペレーターの研修会などを行いながら、技能の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、市民からの苦情、要望については24時間体制で受付し、市を介さず直接処理するなど、迅速な対応ができ、市民サービスの向上や地域に密着した除排雪体制であると考えております。

次に、交差点の雪山撤去であります。歩行者や車両の安全通行に支障がないように、交差点の雪山の処理を行っております。処理の判断につきましては、基本的には、業者が道路パトロールにより処理計画を立案し、協議の上実施することとしています。今後とも業者との連携を図りながら、交差点の雪山が適切に処理されるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、車道端部の除雪による狭あい化については、排雪は大きな費用を伴うことから、従来の路肩部分に積み上げる拡幅除雪や、新たにロータリー車のみによる排雪方法の試行などにより、狭あい化解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、管理体制についてであります。除排雪作業については、委託契約の仕様書に基づく出勤基準や施工方法などに従い、委託業者が、指揮管理や施工マニュアル、施工体制などを自主的に判断し、行っております。市といたしましては、道路パトロール等により、その業務内容の確認を行うとともに、気象情報の提供や国道、道道との排雪時期、雪捨場の調整などを行っております。

次に、除排雪の苦情についてであります。受付は、委託業者が常駐する各地域の除雪ステーションを中心に土木部でも行い、その後、除排雪作業にかかわるものはステーションで、除排雪計画やロードヒーティングにかかわる要望、苦情については市で対応しております。また、昨年度の苦情、要望の件数については1,375件あり、そのうち除雪の要望が441件32パーセントを占めており、排雪要望が262件19パーセント、ほかに置き雪などの除雪後の苦情が228件17パーセントとなっております。

また、苦情対策を今後の評価対象の一つとして採用してはどうかとのご提案であります。苦情の原因として、地域性や気象状況など、業者の作業に起因しないものもあることから、今後の検討課題と考えており

ます。

次に、通学路の除排雪計画についてであります。通学路のほとんどが市道であるため、土木部で教育委員会や小中学校校長会の要望を聞きながら、市道全体の除排雪計画の一部として策定し、実施しております。また、路面管理については、独自の道路パトロールのほか、学校、教育委員会、地域住民からの情報に基づき、現場を確認の上、必要な措置をとっております。

次に、歯科保健対策について何点かお尋ねがございましたが、最初に、国が平成11年度に実施した歯科疾患実態調査についてであります。日本人の歯科保健状況は改善されてきており、特に母子歯科保健においては、健診やフッ化物塗布などによる効果が大きいものと考えております。また、本市の状況であります。平成13年度の虫歯有病者率では、1歳6か月児が6.23パーセント、3歳児が35.1パーセントであり、これは全国の水準3.98パーセント、33.7パーセントにはとどきませんが、北海道の平均7.30パーセント、38.9パーセントよりよい状況となっております。

次に、乳幼児からの虫歯予防対策であります。乳歯と若い世代の永久歯の虫歯予防は、生涯を通じての虫歯予防の観点からたいへん重要でありますので、今後も、さらに対策を進めてまいりたいと考えております。市では、母子保健対策として、今年度より試行的に、保育所でのフッ化物塗布を行っております。

次に、12歳児の永久歯の平均虫歯数であります。ご指摘のとおり、北欧などの歯科保健先進国と比較しますと、日本では虫歯が多いと言いますが、全国的に12歳児の虫歯は減少傾向にありますので、今後、さらに母子保健や学校保健による歯科保健対策の充実が必要と考えております。

次に、本市の母子歯科保健対策と学校歯科保健対策の主な内容であります。母子歯科保健では、健康診査及び保健指導、フッ化物塗布を行っており、学校歯科保健では歯科検診と学級活動等での虫歯予防対策の指導を行っております。この効果についてですが、乳歯においては年々虫歯が減少しており、永久歯では小学校低学年の虫歯の減少が見られております。

次に、歯磨きについてであります。虫歯予防に正しい歯磨きは非常に有効でありますので、市では、保育所や幼稚園において適正な歯磨き指導を進めており、昨年度は27か所、1,258名に対し、実施指導を行ったところであります。

次に、フッ素利用についてであります。市では昨年度、フッ化物塗布を保健所における小児歯科相談として、来所児1,180名のうち1,058名に、また、幼児検診の受診者1,779名のうち1,199名に対し、行ったところであります。また、フッ素の予防メカニズムについては、歯のカルシウムが溶け出す脱灰の抑制と、カルシウムの再石灰化を促進する働きがあります。年々、全国的にフッ素の使用が拡大されてきており、その効果は、一般にフッ化物塗布やフッ化物配合歯磨き剤で約50パーセントあると言われております。

次に、将来構想と推進計画であります。本年3月に「健康おたる21」を策定し、4月より推進をしたところであります。歯科保健については、この中で、平成22年度まで、フッ素入り歯磨き剤の使用を90パーセント以上、虫歯のない幼児の割合を80パーセント以上とするなど、達成目標を掲げており、今後もこの計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、少子化対策について何点かお尋ねがございましたが、まず本市の少子化についての認識であります。未婚化、晩婚化が進むことによって、その結果として少子化が進む現象は本市だけではなく、全国的な傾向であります。平成12年の国勢調査の結果を見ますと、女性25歳から29歳の未婚率は、全道34市の中で1位、35歳から39歳は全国672市の中で6位と高い順位にあります。このことなどから、本市の少子化がいつそう進

んでいる状況であると認識しており、たいへん残念なことだと思っております。結婚や出産は個人の選択にゆだねられるものであり、少子化対策に抜本的な方策はないと言われておりますが、いずれにいたしましても、少子化の問題は本市にとって重要な課題でありますので、今後とも、これまで実施してきた子育て支援、住環境の整備、雇用対策など、複合的に推進していく必要があると考えております。

次に、次世代育成支援対策推進法の背景と趣旨であります。国は少子化対策として、平成11年の新エンゼルプラン、平成13年の待機児童ゼロ作戦など、さまざまな施策を実施してまいりましたが、平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」において、少子化は、今後いっそう進行するとの予測が示され、日本の社会経済全体に深刻な影響を及ぼすとの判断から、立法化がなされたものと認識しております。また、法の趣旨としては、子育ての第一義的な責任は父母等が負うものとしながらも、国や地方自治体には子育て環境の、事業主には雇用環境の整備を求めた包括的な子育て支援対策であると考えております。

次に、小樽市での取組であります。法では、各自治体において「地域行動計画」の策定を義務づけており、先月、部長会構成員をメンバーに、「行動計画策定会議」とその下にワーキンググループを設置し、計画策定に着手したところであります。現在、ワーキンググループの中で、小樽市での子育て事業の点検や、年明けに実施を予定しているゼロ歳から小学生までの保護者を対象にしたニーズ調査の方法について検討しております。また、計画策定に当たっては、子育て事業にかかわる方々のご意見をお聞きすることも重要であり、新年度に「地域協議会」の設置を検討しております。計画の実施年度は平成17年度から5年間を前期、その後の5年間を後期と定めており、16年度中に前期計画を策定したいと考えております。

次に、小樽市エンゼルプランについてであります。ご指摘のとおり、今年度で前半の5年間が終了することになります。特徴的な事業としては、子育て支援センターを2か所開設したことにより、子育てサークルの育成・支援、相談業務など、センターを核とした多様な事業が展開できたものと考えております。また、保育事業においても、障害児保育や延長保育など特別保育事業の拡大、認可外保育所の助成拡大に取り組んできたところであります。

次に、エンゼルプランの見直しであります。先ほど申し上げました行動計画策定のワーキンググループにおいて小樽市が実施している子育て関連事業の点検とあわせて、エンゼルプランの中間総括を行っているところであります。地域行動計画とエンゼルプランは相互に関連するものであり、エンゼルプランの見直しや点検、総括も含め、行動計画の中に反映させていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、通学路の除排雪対策についてですが、市教委は、これまで各学校に対して、校舎周辺の除排雪が必要な箇所の地図を作成していただき、これを基に土木部と相互に連携をとりながら、児童生徒の通学の安全確保に努めております。

また、通学路の危険箇所については、学校や地域住民からの情報を基に、教育委員会の職員が現地へ出向き、危険な状況を把握するとともに、土木部との連携の下、除排雪することとしております。今後も地域住民のご意見を基に、児童生徒の安全の確保に努めてまいります。

次に、学校の改築や大規模改造など、施設の整備についてであります。ご指摘のとおり、学校施設は災害時の避難用施設ともなり、市民生活についての役割もあり、大切な施設であると考えます。このため、校

舎整備は計画的な進行を要することから、老朽化や緊急度を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、施設整備の判断基準等についてであります。国の補助事業の目安として、耐力度調査に基づき、一定の点数以下の場合、また、鉄筋コンクリート造で建築後50年以上を経過している場合、大規模改修事業においては、建築後20年以上経過した建物等が対象であります。本市の施設整備におきましても、これらの判断基準を参考に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校のカルテについてであります。現在、各学校ごとの工事及び補修、修繕等の資料を整理し、作成中であります。今後、現地調査を行うなどしながら、各学校施設の点検項目を明確にし、その把握に努めたいと考えております。

次に、中長期的な保全計画についてであります。学校施設の状況を把握の上、どのような整備が必要なのか、総合的に判断する必要があります。したがって、先ほど答弁いたしました。基礎データ資料としての学校カルテの分析や、耐震化優先度調査などの結果を踏まえながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、美術部の制作に係る活動についてですが、「地域と協力しながら学校づくりを」という校長の提案を受け、父母、地域住民、教職員が夏休みに階段の壁を白く塗装、その上に美術部の生徒が壁画をかいたものであります。北山中学校はシラカバの樹林に囲まれており、壁画のテーマに選ばれました。完成後、校舎を訪れた際、校長先生に案内され、拝見したことがあります。この壁画制作は、数年前、東側階段の壁に当時の美術部の生徒がナナカマドやイチイの絵をかいており、地域と学校との深いつながりが感じられます。美術部の制作経験が全生徒の注目を集め、校舎を大切に、学校を愛する心につながっていくことを願っております。市内各小中学校の環境整備啓発に役立てていきたいと考えております。

次に、情報活用能力の育成についてですが、学校教育において、みずから考え、みずから学ぶ力を育成するため、情報活用能力を育成することは大切であると考えております。現在、インターネットへの接続などの環境整備の進展に伴い、コンピュータ活用に対する教職員の関心は高まっており、講習会等への参加も増加する傾向にあります。今後も教職員の情報活用能力の育成をいっそう高めるよう、指導に努めてまいります。

次に、教員のコンピュータの活用ですが、市内の小中学校において、平成14年には操作できる教員は59.1パーセント、隣の札幌市では85.2パーセント、指導できる教員は市内25.5パーセント、札幌市52.9パーセントでした。平成15年には、コンピュータを操作できる教員が市内で71.4パーセント、札幌市85.3パーセント、指導できる教員も市内31.7パーセント、札幌市56.6パーセントとなっており、年々両市とも指導力が向上している状況にあります。市教委といたしましては、14年度に「教員のためのITセミナー」を行い、15年度には実技講習会を10回開催いたしました。今後、研修内容についても、操作できる教員から指導できる教員へのグレードアップに向け、改善・充実に努めてまいります。

最後に、今後の具体的な取組についてですが、文部科学省では、平成17年度までに、おおむねすべての教員がコンピュータを使って指導できるようにすることを、目標の一つに掲げております。こうしたことから、今年度は、操作を主な目的とした研修から、コンピュータを活用した授業を中心とした研修となるよう、内容及び開催回数の充実に努め、これまで延べ約160名が受講しております。今後も、研修会の充実はもとより、実践事例の紹介など、授業に役立つ情報提供にいっそう努めてまいります。

議長（中畑恒雄） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

18番（佐々木勝利議員） 第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表し、質問をいたします。

まず初めに、イラク現地で尊い命を奪われました奥克彦大使と、井ノ上正盛一等書記官に対し、心から哀悼の意を表し、ごめい福をお祈り申し上げます。

昨日9日夕、政府は、臨時閣議で、イラク復興支援特別措置法に基づく自衛隊派遣の概要を定めた基本計画を決定しました。改めて私たちはこの計画に反対の立場です。少なくともイラクの現状が大きく改善されるまで、実行を見合わせるべきと考えるからです。それが私たちの切なる願いでもあります。この派遣は、日本の進路を大きく変える危険な道であると考えます。政治に携わる者、とりわけ首相の判断が問われることとなります。右か左か、国の命運を担って、決断を迫られているときです。まして、尊い人命がかかっているときだけに、選択には実行する勇気と立ちどまる勇気、やめる勇気があると思います。今は、やめる勇気が大きく求められているのではないのでしょうか。精神論だけで済まされないとします。

平和立国を指針と決めた、定めた日本は、外国で戦争しないことを国是として、外国に武器を売ることも禁じてきました。中東のどの国とも争ったこともなく、経済貢献で評価を受けてきました。この10年余り、自衛隊は国連の平和維持活動PKOに積極的に参加し、平和協力の道を進んできました。これからも、その方向に間違いないと確信するところです。

しかし、それと今回のイラク派遣とは全く別のことではないでしょうか。今、イラクに自衛隊を送ることは、あまりにも危険すぎると思います。せっかく積み上げてきた平和貢献にも、大切と考える日米関係にも、成り行き次第では、かえって大きな問題を生むことにはなりはしないか、そんなことも考えさせられます。教育、とりわけ平和教育の重要性を痛感して、ともに考えていく決意を新たにいたしました。市長のイラク派遣問題に対する見解を伺います。また、市長の平和観についてお聞かせください。

次に、地方財政の確立について、お伺いいたします。

地方財政はバブル崩壊後の景気低迷、景気刺激のための減税により、地方税や地方交付税の原資となる国税が減少し、国の景気回復振興策に地方の公共事業推進が活用され、その財源として地方債の増発などが頻繁に行われました。このため、地方自治体の借入金残高は、1980年度の39兆円が、2000年度には181兆円と、4.6倍の数字にはね上がり、02年度末は200兆円弱となっているということが明らかになりました。国税、いわゆる5税の減収により、地方交付税交付金の積算基礎が年々減少し、02年度は11兆8,000億円の収入しかないのに、実際の交付税交付金は19兆5,000億円措置されています。差額は、一般会計からの加算と交付税特別会計借入金で賄われています。特別会計からの借入金が増加し、それに伴い、地方負担分は01年度は28兆5,000億円、02年度が30兆3,000億円となり、地方負担分の償還は2026年までに行われる、そのピークは2007年度から2010年ごろになると言われています。地方財政の見直しが急務となっていると言われています。

そこで、国と地方の歳出の割合は、国が今では37パーセント、地方が63パーセント、通称1対2と言われていましたけれども、今は2対3という比率だと。これに対して歳入は、国税58パーセント、地方税42パーセント、これが3対2の割合になっている。この差を埋めるものとして、地方交付税、国税5税、中身は所得税32パーセント、法人税35.8パーセント、酒税の32パーセントと消費税の29.5パーセント、そして今取りざたされているたばこ税、これが25パーセントが地方に移管されているのが現状です。これ以外にも、義務教育費国庫負担金などの国庫支出金、国庫負担金、補助金、委託金があります。国から地方に税財源移譲される金額は、地方全体の歳入の37パーセントを占めている。小泉内閣は、最終的に閣議で、国庫補助金負担金の削減・廃止をはじめ、地方交付税の財源保障機能の見直しなどを含めて、税源移譲を三位一体で1年以内に改革案を取りまとめるよう決めました。しかし、実際の論議は、国・地方の役割分担を踏まえた制度論議よりも、初めに国庫支出金の削減ありきの議論を前提とした内容になっているのが現状です。

自治体への税源は必要かと問われれば、二つの大きい意見があるようです。一つは、自治体が行政任務に合う課税権を持たなければ、地方分権は絵にかいたもちだろうという学者の意見。また、税源移譲を論じる前に歳出適正化が必要である、それだけで財政は好転するという意見があります。この点を踏まえて、市長の見解を伺います。

次に、三位一体改革について。直近になって小泉総理は、平成16年度予算において、1兆円を目指して国庫補助負担金の廃止・縮減を行うほか、税源移譲についても16年度に確実にを行うので、国庫負担金所管大臣において、この方針に従って改革案を取りまとめるよう指示しているところです。この指示に従って、関係各省庁は改革案を取りまとめ、政府においてこの取扱いを協議しているのが現状です。報道によると、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担割合の引下げが検討されています。

そこで、お伺いいたします。この市に与える影響はどのぐらいになるのか、お示ください。また、このことについての市長の見解、そしてこの間の一連の動きにどう対応したのか、お伺いいたします。

次に、市の16年度予算編成についてであります。先ほどもその前も、予算編成について何点か質問がありましたけれども、私の角度から質問してみたいと思います。10月31日付庁達によると、平成16年度予算の編成については、例年の日程を前倒しをして行っていると。また、現在、国は三位一体改革で地方財政計画の見直しを行っており、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲について検討しているが、その具体的内容は年末の予算まで決まらない状況にあること。一方、市の財政状況は、長引く景気低迷の影響などにより、市税収入の増も見込めない。平成16年度予算を取り巻く環境は、今までにも増してたいへん厳しい状況にあること。新年度予算は、現在進めている財政健全化の取組と21世紀プラン第3次実施計画と整合性を図った上で、編成を行う必要があると述べられています。

以上の点を踏まえて、一つに、平成16年度予算編成の特徴についてお聞かせください。二つ目に、予算編成作業の現状と今後の日程についてもお示ください。

次に、議案第7号に関連して、平成16年度の組織・機構の見直しについて、何点かお聞きします。

まず、各部機構改革の中で目玉になっているグループ制の導入について、少し理解していきたいと思えます。表題には「柔軟で機動的に対応できるグループ制の導入」とありますが、イメージがわかりません。何のためにするのか。それと、大事な点と私は思うのですけれども、機構改革の中で市民とどうかかわっていくのか、この点も私は危くしています。そういう点で、このグループ制について具体的に説明していただきたいと思えます。

次に、子ども発達支援センターの新設にかかわってです。子ども発達支援室、幼児ことばの教室、さくら学園療育相談など、業務を統合したデイサービス施設として、それぞれ3施設を統合する内容であると聞きますが、それだけに、保護者とのじゅうぶんな話し合いが必要であると考えます。特に幼児ことばの教室は、この所管が学校教育部となっているだけに、この問題の深さというか、大事な手続といえますか、そういう点があると思います。経過と今後のことについて、説明いただきたいと思います。

次に、教育課題について。この点について、今回は時間を割いて、提言を含めてお聞きしたいと思います。

まず、教育をめぐる情勢はどうなっているのか、改めて考えてみたいと思います。子どもたちは、こんな言葉があります。勉強がわかるようになりたい、友達とは仲よくしたい。一方、保護者は、子どもたちが伸び伸びと力を発揮してほしい、学校や教職員に対しては、どの子も丁寧に見てほしい。一方、教職員は、問題を抱えた子どもが増えているのに、また、たくさんの訴えにこたえきれない。40人学級では、子ども一人一人を見るのも大変。個別指導も苦勞する。子どもたちに何よりも生きる力をつけたいと苦悩しているのが現状だというふうに思います。しかし、このような子どもたちの声や、子どもを思う保護者、現場教職員の声をじゅうぶん聞くこともなく、いわゆる政治主導の教育改革が次々と出されているのではないのでしょうか。

その一つは、首相の諮問機関である教育改革国民会議の17の提言です。文部科学省はこの提言を受けて、2001年1月に、教育改革新生プランを出しました。その内容は、習熟度授業、奉仕体験活動、道徳教育の充実、「心のノート」の配布、問題を起こす子の出席停止、優秀な教員の表彰と不適格教員への厳正な対応、そして教育基本法の見直しと教育振興基本計画の策定です。

もう一つは、小泉構造改革の中での教育改革です。構造改革は、財政再建と優先して、「民間でできることは民間で、地方でできるものは地方で」の旗の下に進められているのではないのでしょうか。市場原理、競争主義の徹底、規制緩和、地方分権を基本にした教育論議抜きで、教育改革が進められていると思います。その内容は、教育への株式会社参入、構造改革特区による規制緩和、学校選択の自由、コミュニティスクールの導入、公立学校の公設民営化、義務教育費国庫負担制度廃止など、これまでの教育システムを根底から壊すものと考えます。

中央教育審議会は、2003年3月、教育振興基本計画を先送りして、教育基本法の見直し答申を行いました。このような政治主導の教育改革は、子どもたちや教職員をいっそう苦しめるものであり、苦悩する教育現場にこたえるものにはなっていないと思います。まず、政府がやるべきことは、子どもたちが生き生き学び、教職員が子どもたち一人一人と向き合い、指導できる教育条件をつくることではないのでしょうか。国際的に見ても遅れている40人学級を30人以下学級にすることが不可欠であり、最優先すべきことと考えます。このことは、教職員の切なる要求であり、多くの人々が支持するものと考えます。

そこで、質問に入っていきますが、まず初めに、学校週5日制とカリキュラムの関係について伺います。

一つ目の完全学校週5日制と学習指導要領についてです。2002年度から完全学校週5日制が始まりました。ゆとりの教育の中で、子どもたちが豊かさを実感でき、生きる力をはぐくむことをねらいとしたにもかかわらず、商業誌などで騒がれた学力低下論に呼応するかのようになり、文部科学大臣の「学びのすすめ」に始まり、学習指導要領最低基準説、算数などに見られる学習指導要領から削除した内容の復元など、明らかに知識理解を中心とした旧学力重視の方針転換している様子が見られます。学習指導要領はあくまでも教育課程編成の大綱的な基準としてとらえ、各学校においては、憲法・教育基本法に定める教育の目的を達成するため、創意そして工夫を凝らした教育実践に取り組むことが重要と考えます。この点についての教育長の見解

をお聞かせください。

次に、教育は、未来を担う子どもたちとともに歩む活動であります。教職員が自主的・自律的な学校において、初めて生き生き活動が実現されると思います。子どもたちの育ちが保障される教育は、学校・家庭・地域の三者の協力の中で発揮されるものであり、中でも教職員の協力・協働を基本にした学校の活性化が不可欠となっています。そんな諸課題が山積する現在の学校教育は、そこで働く教職員が健康で働くことのできる権利の確立と、労働条件の整備にかかっていると考えます。その点を踏まえて、端的に伺います。今ある現在の教職員の研修にかかわって、特に教職員の専門的な研究活動に助成金を支出をして支援する、そういうことが望まれていると思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

次に、総合学習についてです。総合学習は、個別の教科で得た知識や技能を活用する機会となるばかりでなく、問題のより完全な解明と解決のため、教科の分析学習や教科外の活動で、何を深く学ばなければならぬかを知る絶好のチャンスです。総合学習が充実することによって、逆に教科の学習への本格的な取組の意欲を起こさせることにもなります。調べ学習で子どもたちが積極的に取り組んでいる姿や、発表集会などでの成長をぜひ見ていただきたいと思います。そこからは、学力低下の不安は解消されるのではないのでしょうか。総合学習の質を高めていくことは、教科内容を厳選して減らしたとしても、真の学力をつけることにつながっていくと確信します。

そこで、何点かお聞きします。小樽の総合学習の現状と課題について、具体的にお聞かせください。また、先ほど申しましたように、調べ学習などの取組に対する手だてや条件整備についても伺いたします。

次に、学校と地域との関係です。学校は、地域住民の日常生活圏にある施設の中で最も身近な存在であり、学校施設・設備は地域コミュニティの拠点として、そこで生活する子ども、教職員、地域の人々が話し合い、いつでもだれでも使えるように整備する必要があると考えます。地域全体が子どもの成長にかかわっていくことができるよう、学校では教育内容、方法、学習活動など、学校の考え方や取組を地域の人と話し合い、子ども教育に関する情報・課題をともに共有し合いながら、相互理解を深めるといことがたいへん重要だと思っております。地域の意見を学校運営に生かすことができるしくみが必要だというふうに思います。そのため、学校を構成している子ども・教職員と保護者・地域の人々による学校運営の意見表明など、学校と地域の連携の場を組織する必要があるものと考えます。

そこで、お聞きします。地域では地域協議会や学校協議会などをつくって、学校が地域コミュニティの拠点として機能していくような取組が必要と考えます。いかがでしょうか。

地域住民の学校運営への参加については、今も申し述べたような取組が必要だというふうに思います。全国的に学校評議員の制度を導入しながらやっています。そこで、小樽の学校評議員の現状について、伺います。導入に当たって、市教委の一定の考え方が示されています。これからも、この点を踏まえて進めていくことが重要と考えます。先ほどの子ども発達支援センターの問題、学校統廃合の問題、そういうような表現で使われていて、まずは、じゅうぶん市民や地域の人々の意見を聞きながら進めていく、この方法が大事だというふうに私は思っております。

最後に、ここにドロシー・ロー・ノルトという人の言葉がありますので、これを紹介して終わりたいと思います。「子ども」という題です。「批判ばかりされた子どもは、非難することを覚える。殴られて大きくなった子どもは、力に頼ることを覚える。笑い物にされた子どもは、物を言わずにいることを覚える。皮肉にさらされた子どもは、鈍い良心の持ち主になる。しかし、激励を受けた子どもは、忍耐を覚える。称賛を受け

た子どもは、評価することを覚える。フェアプレーを経験した子どもは、公正、これを覚える。友情を知る子どもは、信頼を覚える。かわいがられ、抱きしめられた子どもは、世界じゅうの愛情を感じることを覚える」というふうに言っております。本当に、現場を経験した者としては同感であります。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝彦市長登壇)

市長(山田勝彦) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、自衛隊のイラク派遣についてであります。昨日、いわゆる基本計画が閣議決定され、今後、その派遣にかかわる具体的な実施要綱の策定に着手するとのこととあります。私は、基本的には、我が国はイラク復興支援のため、給水や輸送、医療などの分野で貢献していくことは、国際社会の一員として重要なことであり、そのために現時点で自衛隊がなしうることもまた、大きいものと考えております。

しかしながら、イラク国内の治安状況の悪化が伝えられている中で、国民の中にも、その派遣時期については慎重に検討すべきとの声も出てきており、私といたしましても、その派遣時期につきましては、諸外国の動向を注視するとともに、派遣される自衛官の安全確保が可能な限り図られるよう検討し、慎重に決定される必要があるのではないかと考えております。

次に、私の平和観についてであります。戦争のない平和な世界が実現されることは全人類の悲願であるとともに、世界で唯一の被爆国として、我が国が、今後も国際社会の先頭に立って訴えるべきテーマであると思っております。現実の問題として、イラクばかりでなく、世界の中で、テロなど紛争状態にある国があることは非常に残念なことであり、それぞれの国に少しでも早く平和が訪れるよう願わずにはいられません。その過程において、我が国としてできる支援については、国際社会との連携の中で、可能な限り実施していくべきではないかと考えております。

次に、地方財政の確立についての見解でありますけれども、地方分権は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の分権型社会を形成することが目的であります。この分権型社会の形成のためには、国と地方の役割分担に応じて、地方の税財源の充実・強化が図られることが必要であり、国の歳出削減の手段として、地方へ負担を押しつけることがあってはならないと思っております。厳しい財政状況にある地方自治体は、どこも懸命の財政健全化の努力をしており、地方財政の最大の課題である三位一体の改革が、今、まさに正念場を迎える中で、本市をはじめ、財政力のぜい弱な北海道の各自治体は、税財源移譲の内容と方法次第では、いっそう厳しい状況に置かれるのではないかと不安を持っております。真の分権型社会を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくためには、課税客体の少ない地方都市にも配慮した地方自主財源の充実強化が必要不可欠であると認識しております。

次に、三位一体改革に絡んで、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の補助率削減による、市に与える影響についてであります。来年度に、現行の4分の3の国庫補助率が3分の2に引き下げられた場合、一般財源での影響額は、生活保護費で約6億円、児童扶養手当で約7,000万円の増額が見込まれます。私といたしましては、このような補助率の削減は、単に地方への負担転嫁でありますので、絶対に認めるわけにはいかないと思っております。この新聞報道後、全国市長会としてはたいへん大きな問題であるとして、

国に対しまして、11月28日に、全国知事会、全国市長会の連名で、また、12月3日には、全国市長会、全国市議会議長会など地方6団体で、地方への負担転嫁であるので絶対に容認できないと、国に対し強く申入れを行ったところであります。

次に、平成16年度予算編成についてであります。特徴としましては、これまでにない非常に厳しい財政状況の中での予算編成をせざるをえないという状況であります。特に財源問題が一番の課題であり、健全化の取組により、一定の財政効果が見込めるものの、財源確保については、国の三位一体の改革がどのようになるのか、現在のところ見えておりませんので、不確定要素が多く、苦慮しているところであります。財源調整のための基金もわずかであることなどから、たいへん厳しい予算編成になるものと考えております。

また、現状と今後の日程であります。例年、年末に行っている予算編成日程を前倒して、既に7月から事務事業の見直しを進め、その検討の状況や平成14年度決算を踏まえて、各部に予算要求枠を指示しており、今議会でもご議論いただく財政健全化の検討項目を含め、事務事業の見直しを着実に実行するとともに、21世紀プラン第3次実施計画との整合性もとりながら、年末からの具体的な予算編成作業に当たりたいと考えております。

次に、平成16年度の組織・機構の見直しであります。初めにグループ制の導入についてであります。このたびの組織・機構の見直しは、市民サービスの向上及びスリムで効率的な行政運営を目的としております。現在の市の組織は、いわゆる縦割りのライン組織であります。課・係を基本としていますが、グループ制とは、課や係を廃止し、組織の最小単位を大きくするとともに、業務の繁閑や新たな課題などに応じ、柔軟に職員をグループ編成して業務を行うものであります。このグループ制を一部導入して、市民ニーズへの迅速な対応及び業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、子ども発達支援センターの新設についてであります。現行3施設で行っている療育相談業務をセンター化することにより、乳幼児療育機能の充実が図られるものと考えております。先月、各施設を利用いただいている保護者の方々と話し合いを行い、センター化についてはご理解いただいておりますが、交通の便や、ご指摘の幼児ことばの教室の保護者からは、幼児療育と学校教育との連携について要望等が出されており、教育委員会との協議も含め、再度保護者との話し合いを開催するなど、問題解決に努力してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えします。

まず、学習指導要領についてですが、学習指導要領は、義務教育について一定の水準を確保するために、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものであります。このたび、全国的な学力低下が心配との指摘に伴い、学習指導要領の取扱いや教科書の指導内容、方法について、新たな方向が文部科学省から示されましたが、このことは各学校において、さらに創意工夫による実践を促したものと理解しております。

次に、専門的な研究活動への支援についてですが、小樽市教育研究所は、教育研究団体等に対し、調査研究委託事業を実施し、その成果の普及を図ることによって、本市の学校教育の水準の向上・充実に資するよう努めております。本年度は、学校・研究団体・研究活動の助成事業として、研究推進校小中学校3校、研究協力校6校、研究推進団体1団体、研究協力団体10団体に対して、研究活動への奨励・援助を行っている

ところですが、今後も、教職員の研究活動の内容の充実に向け、教育研究団体への支援に努めてまいります。

次に、総合的な学習の時間についてですが、この時間は、みずから学び、みずから考え、その実践の中から学び方や物の考え方を習得するなど、学習活動が総合的に働くことを目指しております。このため各学校では、地域や学校の特色に応じた課題を中心として、環境や福祉、健康などの課題に取り組んでおります。さらに、教科との関連を基に、学ぶ力が児童・生徒の身につくようにするなど努力が進められており、その実践に注目しているところであります。

次に、調べ学習の取組についてですが、市教委としては、平成12年度より、総合的な学習にかかわる予算として配当をしており、その中で、児童・生徒の調べ学習を行う図書館・博物館へのバス乗車料金、講演会の講師謝礼、さらには学校図書・教材の購入費などの費用として充てており、今後も、児童・生徒の総合的な学習への取組を深めるために配慮していきたいと考えております。

次に、学校を地域コミュニティの拠点とすることについてですが、学校に集う地域の方々間に連帯意識が生まれ、その結果、子どもたちを地域全体で育てるなど、さまざまな取組がされることは大切なことと考えております。このたび文部科学省では、地域における子どもの居場所づくりの計画を検討していると聞いており、地域コミュニティへの視点と重なるものではないかと、その推移に注目してまいります。

最後に、学校評議員についてですが、平成12年度の学校教育法施行規則の改正で、職員会議とあわせて校長の諮問機関と位置づけがなされたことから、市教委としても学校評議員制度の導入に向けて、平成14年度から、小学校2校、中学校2校において、モデル事業に取り組んでおります。これまで、モデル校の校長及び評議員の双方から、ご意見・ご要望などをお聞きしておりますが、学校評議員制度について、前向きなご意見などをいただいております。これからの方向としては、地域に開かれた学校と学校の説明責任などを実現するため、学校評議員が、平成16年度の当初から、各学校で設置されるよう努めてまいります。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) 再質問をさせていただきます。

一つ目は、グループ制の関係のところですが、先ほどの答弁は、あくまでも事務的な事業といいますが、組織再編にかかわる庁内の役割といいますが、機構を変えると、ここのところと市民のかかわりというか、こうすることによって、市民との意見交換の場だとか、これも政策的なところにも関係するのですかというように、私は聞いているのです。あくまでも庁内の部分だということで、目的は何かということと関係するものですから、その辺のところを説明願えますか。私の言っている質問の意味をとらえられていないのか、そのところをもう一回聞かせてください。

それから、どんな効果があるかというところで、話の展開はしていいと思うのですが、それが一つ。

それから、子ども発達支援センターの関係です。けっきょく、ことばの教室の所管が教育委員会の方にあると。一方では、後の部分については、福祉部で所管していると、こうなっているわけですね。だから、そもそも今活動している動きの中から二つの所管が出ているということ、しっかり認識しないとしないのではないかなと思うのです。それから、ことばの教室の方は、所管が教育委員会ですから、教育委員会との対応が必要になってくるということですね。後のところは福祉部と、それぞれの所管のところに対応しているということから、一本化するにしても、じゅうぶんな理解が得られた上で進めるということが必要でないかと思うのです。そういう面で考えれば、先の答弁は、一本化ということにもう動いているわけだから、じ

ゅうぶん理解を得られた上で進めていくのか。しかし、今の話では、もっと話合いをしていかなければならないのだというところにおいて、何を話合いしていくのか。

それから、教育の関係で、今、総論的なところで話をさせていただいています。細かいところについては、各委員会の方で入りたいと思いますけれども、私、教育委員会とやりとりしたり、今、こうやって聞いていても、現状をどう認識しているかということに係るのだと思うのだけれども、言葉一つとっても、私の方で現状こうなっているよというふうに申し述べて、そのところにも触れて答えがあるかなと思ったのだけれども、質問項目にないから、ぶつり、いわゆる聞いたことだけに答えてくるというやりとり、このところがちょっとあれだなど、そういう点が一つあるのです。だから、聞かれたことだけに答えていく、それはもちろんだけれども、思いを語っているわけですから、その思いをやっぱり受け止める。

そのいい例が、ここで例えば総合学習と私が言ったら、言いかえて総合的な学習と、こう言うのですよ。そうすると、行政用語だけがひとり歩きして、それがネックになるというか、総合学習というのは大きな意味で総合学習ということが大事だと言っているのだけれども、文科省の学習指導要領に基づく総合的な学習だと。そうすると、その枠の部分だけでの取組がどうなのかということだけにとらわれている。学校ですから、現場ですから、そのとらえ方によって、もっと大きく学習活動を展開しているところもあると思うのです。私が何を言いたいかということ、その部分で、行政用語だけの範ちゅうの中で物を考えていくという、これからのこともありますけれども、それを、やっぱりこれからの部分については、必要以上にやっていかなければならないと思うのです。だから、一つは、今言ったように、今置かれている教育の現状を、質問がないから答えていけないという。関連でいいです、再質問の形になりますから。この現状について、どう教育長が受け止めているか、その辺についてお伺いします。

それから、そのいい例が、また、学校評議員と学校協議会の関係でも、協議会というものの位置づけというか、解釈とありますが、そういうことも含めてじゅうぶん議論していきたいと思うのです。そういう面からしてくれば、先ほど私が聞いたのは、学校評議員の関係。このところも大事なことは、導入に当たっても、じゅうぶん原案づくりについても、その辺のところは、さっきの話からいくとあったのだけれども、諮問機関だから、その手続きに基づいてやっているということであるのだけれども、平成13年の第3回定例会の武井議員の質問に、こう答えているのです。一つは、導入する考えがあるかと、こう聞いていきました。その段階では、今、その内容について注目していると。そして、その後の手続きは、小中学校の学校長会の方にも、導入に向けた取組の検討をお願いしていくと。こういうこととあわせて、なおいろいろな問題があったり、指摘されているところがあるということから含めて課題があるので、いろいろと考えていきたいと。その折には、各学校の教職員や地域・保護者などの理解を深めながら進めますと、これが大事なことだと、こういうふうに回答しているのです。

それで、私の方で聞いているのは、導入に当たって、そういう取組の基本というものが押さえられていたものですから、これから評議員制度を具体化していくときには、このことが当然大きな点だろうと。いろんな面で説明不足というか、こういうものがある中で進めていくということについては、問題を残すことになるわけですから、私の聞いたのはそういうことで、このときに確認されたことの基本は変わっていませんねと、こういうふうに聞いたのです。その点は。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） 初めに、グループ制ですけれども、難しいことではなくて、現在の組織、課・係がありますけれども、その課・系の壁を取り払おうということです。そして、従来ですと課単位で、こっこの課は忙しい、こっこの課は暇だというときに、忙しいところは忙しい、暇なところは暇ということで、それぞれに動いていたわけですけれども、その壁を取り払うことによって、両方で何か忙しいときには、グループを組んで対応できるということをごさいますて、そう難しく考えていかななくてもいいのではないかと考えていますけれども、市民とのかかわりという面からいけば、従来と別に変わりはないだろうと。ただ、そういうグループ制をすることによって、逆に素早く対応できるものもあるだろうと。メリットはあるだろうと思えますけれども、特に来年は、全庁ではなくて、試行的にやりますので、そういった状況も見て、今後のことも考えていきたいと思っています。

それから、子ども発達支援センターの問題で、私も、保護者の方々からの要望も聞きました。要望の主なものは、基本的にはこの相談業務について窓口一本にすることはいいと。しかし、幼児ことばの教室だけはあそこでやってほしいということですから、そのことについては、これからどういうふう結論が出るかわかりませんが、話し合いはじゅうぶんしていきたい、また、いい方法を見つけていきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 最初に、ご質問の中で、いろいろ議員の教育問題に対する所見をお聞かせいただきましたが、ここから質問に入りますと発言されましたので、そのことについてお答え申し上げたので、ご理解をいただければと思います。

今、教育問題、非常にいろいろな形で出ているというのはご指摘のとおりであり、そしてそのほかに国庫補助金の問題などがありまして、文部科学省は財政的なところに、視野が今、そちらの方を向いているものですから、教育問題の現実的な課題については、一向にこういう説明がございません。そういう状況もあって、私も心配していることについては、議員と同じところを心配している状況でございます。そういうふうに、質問というところで視点を当ててお答えしたので、ご理解をいただければと思います。

また、総合学習ということですが、先ほど行政担当者というお話がありましたが、行政の形でいう総合学習というのは、特殊教育の中で総合学習という言葉が出てきて、そしていろいろな授業とか研究が行われているわけで、私どもは普通教育、義務教育の中では総合的な学習と言っておりますので、その混乱を避ける意味で、正確に総合的な学習ということでお答えしましたので、このことについてもご理解をいただきたいと思えます。

それから、学校評議員制度では、私、その当時、体を壊しまして、そして会議に出ていなくて、前任の奥村部長が答弁をいたしましたので、その後、その報告を受けておりまして、例えば教職員団体、校長会、教頭会、社会教育委員会、PTA連合会その他に、この学校教育法施行規則にあります学校評議員制度について説明を申し上げまして、いろいろなどころでご意見を聞いて、しかもモデル校を4校にお願いして、その報告を聞いて、今回、発足させようとしているわけです。しかし、学校評議員制度というのは教育委員会が設置するものではなくして、各学校の校長が必要と考えたところで、地域から3人から5人ほどの委員を選定いたしまして、こういうふうにして設置したいからと言って、教育委員会、これで承認してくださいという

申請が出て、子どもがそれを認めるわけです。ですから、4月から7月までの1学期の期間を充当して、よく学校で研究して、そういう評議員制度に取り組むようにと、今、指導しているということですので、ご理解いただければと思っています。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) そういうことというか、聞かれたことは答えます、聞かれないことはしない、確かにそのとおりなのです。そういうことなのだけれども、そういう思いを語る場面というか、これはこれから今後のことになりますから、そのことを。

それから、総合学習と総合的な学習、私はそれもまた、今の言葉で言うと、いわゆる障害の人にかかわる学習だから、総合学習。こっちの方は普通教育だから総合的な学習と、こういうことの範ちゅうからとらえられないというのかな。もっと総合学習という、一体何だろうかということも含めてやりとりしなかったら、特殊学級の方だって、言葉の整理だけでいってしまう部分が多いから、その事に当たるときにも、じゅうぶん議論をして、そして共通の認識に立たなければ、すれ違ってくるのではないかということ、私は言いたいのです。

さっきの評議員の制度も、そういう基本的なことを確認しながら進めてきているということだから、今の4月から7月までにやりますと、こういう日程とか、こういう部分というのはじゅうぶん理解していないと思うのです。理解しているところは理解しているのかもしれないけれども、その理解するに当たっても、今の言ったじゅうぶんな意見を聞きながら進めてくださいと、こういうことだろうというふうに思うのです。だから、今の話の中では、今回、小樽市教委の評議員制度導入に当たって、本格的にやりたいというふうに思っている部分についても、丁寧にやっていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) ただいまご指摘をいただいた件、教育委員会として配慮に欠ける面もあったかと、そういうふうに反省いたします。私も現場の教員の一人でしたので、教員を経験された議員の立場もじゅうぶんわかりますので、今後そういうことで努めてまいりたいと、そう思います。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 大 橋 一 弘

議員 若 見 智 代

平成15年 第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成15年12月11日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会 委員長	西條文雪
教育長	石田昌敏	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	企画部長	山田厚
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	池田克之	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	中塚茂	小樽病院 事務局長	小軽米文仁

消 防 長 田 中 昭 雄

社会教育部長 嶋 田 和 男

総務部総務課長 貞 原 正 夫

学校教育部長 菊 讓

監 査 委 員 厚 谷 富 夫
事 務 局 長

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充

庶 務 係 長 三 浦 波 人

調 査 係 長 大 門 義 雄

書 記 丸 田 健 太 郎

書 記 島 谷 和 大

書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥

議 事 係 長 中 崎 岳 史

書 記 渡 辺 美 和

書 記 山 田 慶 司

書 記 松 原 美 千 子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、井川浩子議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

16番（斎藤博行議員） 一般質問を行います。

小樽市は、今、財政再建という大変な難事業を行政と市民が一体となって取り組まなければならない、まさに正念場を迎えています。市職員の人件費は、2年連続のマイナス人勤により3パーセント、そして来年4月からは調整手当の全廃により3パーセント、そしてこれも来年4月からになりますが、市独自の財政再建に向けた賃金引下げにより3パーセント、5パーセント、7パーセントと賃金がダウンしていきます。平成18年度には、平成13年度と比較して約13パーセントの基本賃金のダウンとなっています。これは再建団体に指定され苦勞したまちよりも、厳しい賃金の状況であるというふうに理解しております。

また、市民生活においても、保育料の値上げ、ふれあいパス制度の見直し、各種助成金制度の見直しなどの方針が示され、市民の皆さんに負担や我慢をお願いすることになるろうとしています。他都市並みに引き下げるにしても、また、他都市並みに引き上げるにしても、痛みは伴います。たとえそれが今まで小樽市として、そして、多くの市民の皆さんの理解の上で上積みしていた措置であっても、また、負担を軽くしていた措置であっても同じだと思います。特に今回は、そうした小樽の独自の施策部分に手をつけることになり、そのため多くの項目が、この間長い間小樽に暮らし、働き、子どもを育ててきたお年寄りや明日の小樽を担う子どもたち、そして子どもたちを育てている親、さらには、体の不自由な方などに集中するような内容になっています。

小樽市の財政再建の必要性は、皆さんがおっしゃいます。そしてまた、15万都市として身の丈に合ったまちづくりを進めることも、多くの皆さんが訴えております。スリムでコンパクトなまちづくりが、そして情報が公開され、行政の説明責任がきちんとされる、そんなまちを目指すことは、多くの皆さんが同意していることだろうと思います。だからこそ、今、議論されている財政再建に関する取組については、よりいっそう率直に市民の皆さんに情報を提供していく必要があると痛感しています。

例えば、今、一つの水準として取り上げられている他都市の状況を比較する際にも、他都市の実施状況や平均値について、それぞれ項目ごとに都市名を示した資料を提供するなどの努力が、これからも必要だと考えます。こうした議論については、今後もいろんな場面で議論させてもらいたい、そう思いまして、今回、私は3点に絞って質問したいと思います。

まず最初に、小樽市が進めようとしている民間委託、これからは施設の管理を指定管理者に行わせるということになるのでしょうかけれども、今は民間委託、そのように言わせてもらいたいと思います。民間委託と嘱託員の雇用に関してお聞きしたいと思います。

小樽市には、約600人の嘱託員が働いております。働く職場、職種、勤務時間、賃金などは多種多様であり

ます。1日に3時間だけ働く人、午前と午後に勤務時間が分かれている人、夜間だけ働く人など多様です。また、賃金も時給680円の方から日額、月額と大きな隔たりがあり、資格や経験についても、それぞれの職場に合わせたものを求められているのが現状であります。12月5日、小樽市は賃金の一律3パーセントカットを嘱託の組合に提案いたしました。先ほど述べたように、労働条件、年収、勤務の仕方等々がばらばらの嘱託員に対する一律賃金引下げは、いかがなものかとの思いを強くしております。財政効果が年間2,790万円と聞いても、なおその思いは強いものがあります。

一方、嘱託員の雇用問題は、16年前、一方的な雇用の打切りに反対した闘いの中で、一定の整理がつけられているところです。以来、嘱託員はそうした厳しい条件の中でも、雇用の安定を第一に考えて働いております。しかし、当時議論した中で、今、提案をされようとしている施設等の民間委託が想定されていなかったことも、また事実だと思えます。施設の民間委託に当たっては、公共性の確保、市民サービスの維持、受皿の適正さが求められております。また、今後、福祉施設を検討するときには、今、利用している方々の理解も重要な要素になると思っています。そうした中で、民間委託により配置されていた職員は、正規職員の場合、異動により適切な他部局へ配置替えになります。そこに勤務する職員そのものを削減することにはなりません、全市的には職員の減少につながっている、そのように認識しています。しかし、嘱託職員の場合には、その施設が残り、自分がやっていた仕事もあるのに、雇い止め、つまり首になってしまうおそれが広がっています。そこで、改めてお聞きしたいと思えます。

最初に、小樽市が財政再建策の一環として進める民間委託の影響、その効果について伺います。来年度、民間委託される施設の名称、勤務している嘱託員の数、年間に支払われる報酬総額、これには交通費なども加えた総人件費を示していただきたいと思えます。そして、今後、委託するに際して必要な委託料も示していただきたいと思えます。財政効果がわかるように、各施設ごとについて、お示しいただきたいと思えます。

次に、嘱託員は、長い間、市職員の勤務時間などにより、対応できない職場や特別な資格や技術を必要とする職場を中心に働いております。そして、その賃金も低額であり、雇用についても1年ごとの雇用の更新という不安定なものです。こうした低賃金、不安定な労働条件の中で、行政サービスの第一線を守ってきた嘱託員の雇い止めにつながる民間委託策について、雇用主としての市長の考えをお聞かせください。

次に、透明・公正な行政システムの確立、民主的で公開された政策決定システムの確立、そして何よりも条例や規則に基づく行政の推進、これは財政再建を進める上で、市の職員や市民の皆さんに協力をお願いする際の基本的な考えであることは言うまでもありません。こうしたことから、小樽市職員の管理職手当の在り方について伺います。

小樽市は、平成9年から課長職以上の職員に支給されている管理職手当の削減を続けております。さらに、今回、その削減率を引き上げようとしております。改めてお聞きします。管理職手当は、公務員賃金制度の一環に位置づけられている手当です。小樽市は、賃金制度の基本を国公並みに置いており、諸制度についても同様の考えに立っております。このことは、先の臨時会で確認させていただきました。そういったことを踏まえて、改めて管理職手当の定義をお聞かせください。

次に、時間外手当、休日勤務手当の意味もある手当としての管理職手当が、当事者の了解もない中で、一方的と言われても仕方がない経過の中で削減されているわけですが、この間、削減された、言い換えれば、支給されなかった管理職手当の総額は幾らになるのか、お示しく下さい。市職員の賃金手当などは、条例事項であるというのが基本にあります。地方自治法や地方公務員法など、いろいろな法律によって公務員の賃

金・手当は規定されているわけですが、先ほども述べましたが、あのような経過で管理職手当の一つを削減することができる、そういった法的根拠をお示してください。給与条例の施行規則の何条部分を市長決裁によって決定したという内部手続の説明ではなく、そうした決裁が合法的処置だと言える法的根拠をお示ください。

今回の削減は、財政危機を背景にしたものと聞いております。また、平成9年には、行政改革の名の下に行われたとも聞いております。そうであれば、少なくともそうした説明が関係職員にされていたのであれば、行政改革、財政再建の見通しが立った段階で完全復元するべきだと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

私の質問の最後になりますが、自衛隊のイラク派兵についてお伺いします。

ブッシュ大統領の戦闘終結宣言後も、イラク全土で戦闘が続いています。米英軍だけでなく、派遣されている他の国の軍隊、さらには国連機関や赤十字国際委員会、そして民間のホテルまでが攻撃を受けています。イラクは紛れもなく戦場です。今、政府は、その戦場に自衛隊を送り込もうとしています。しかも、今回、派遣される陸上自衛隊の第一陣は、北海道の旭川にいる第2師団、そして引き続いて、札幌にいる第11師団が中心となることも既に決定済みです。内閣は、派遣に向けた手続を進めています。この問題については、市長も既に今議会において答弁されているわけですが、私には納得できない部分もありますので、問題は、よその国の話、一般的な話ではなく、小樽市民にとっても関係のあることなのだという事を明らかにしながら、市長の考えをただしていきたいというふうに思います。

まず最初に、小樽市においても、毎年新卒者を中心に若者が自衛隊に入隊しています。過去10年でいいですから、入隊した人数を教えてください。市長は、毎年新入隊員を励ますために開かれる自衛隊入隊予定者激励会に来賓として出席しています。この会の主催者は自衛隊父兄会ですが、贈られる記念品は小樽市長の名前がついております。毎年市長は、その席上で入隊予定者を前に、その職とその責務に触れ、激励のあいさつをしております。改めて、ここで、そのあいさつの趣旨をお聞かせください。

最後になりますが、今、述べたように、自衛隊入隊者激励会に来賓として出席し、激励のあいさつをし、記念品を贈って入隊させた若者が、ほとんど私は契約違反だというふうに思うわけなのですが、そういった状態で戦闘地域でない、米軍支援ではない、そう言われながら、今、派遣されようとしています。小樽の若者を激励して自衛隊に入隊させたそういった立場の人間として、市長の今の気持ち、さらにはそういった若者のイラクへの派兵についての考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)(拍手)

市長(山田勝麿) 斎藤博行議員のご質問にお答えいたします。

最初に、嘱託員の雇用に関連して、まず民間委託についてであります。現在、民間委託を検討している施設は、さくら学園、点字図書館、鯨御殿、室内水泳プールであります。各施設における嘱託員の配置人数及び平成15年度当初予算で計上された報酬額であります。点字図書館につきましては2名で432万9,000円、鯨御殿は4名で386万5,000円、室内水泳プールは7名で1,608万3,000円となっております。なお、さくら学

園には嘱託員はおりません。また、施設の委託料につきましては、現在、積算をしている段階であり、お答えすることができませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、民間委託による嘱託員の処遇であります。嘱託員につきましては、一定の業務を専門的に行ってもらうために業務の質や量に対応して、さまざまな分野で多様な形態で任用しており、基本的にはその特定の業務が終了すれば任用も終了するものと思っております。しかしながら、施設の管理委託や業務の委託で職を失う嘱託員については、一定の配慮をしなければならないものと考えております。

次に、管理職手当についてであります。まず定義であります。国家公務員においては、俸給の特別調整額と呼ばれているもので、管理又は監督の地位にある職員の特殊性に基づき、支給される手当であるとなっております。支給要件などにつきましては、管理監督者は職務の困難性と高度の責任を有し、勤務の態様においてもみずからの判断で勤務すべきところが多く、一般にその勤務を時間ではかることが不適当なものであるなど、勤務の特殊性に着目して支給されるものであります。なお、この手当の支給を受ける職員は、時間外勤務手当、夜間勤務手当又は休日勤務手当は支給されないことになっております。

次に、管理職手当の削減総額であります。課長職及び1級医師5パーセント、次長職及び部長職10パーセントを独自削減した結果、平成9年10月から平成14年度までの累計では、約6,900万円となっております。

次に、管理職手当削減の根拠であります。管理職手当につきましては、準則にのっとり支給の範囲を条例で定め、支給額の算出方法を規則で定めるとともに、独自削減については規則の附則で行っております。規則の制定については、市長の裁量の範囲でありますので、財政状況等の判断の下で、独自に決められるものと考えております。なお、本則で定めるか否かについては、特例的であるか、あるいはまた、臨時的であるかどうかなどによって適切に判断すべきものと考えております。

次に、回復措置についてであります。平成9年10月から財政上たいへん厳しいということで、特別職と管理職の独自削減を行うということで、管理職手当については課長職5パーセント、次長、部長職10パーセント削減してまいりました。その後、財政状況はなおいっそう厳しさを増し、来年度は職員の給料の独自削減を行う予定でありますし、特別職と管理職についても同様の削減を予定しています。これらは、財政健全化のめどである平成18年度まで実施することを考えており、健全化の推移も見なければなりません。基本的には平成19年4月から独自削減を解消したいと考えております。

次に、自衛隊と小樽市民について何点かお尋ねがございましたが、初めに過去10年間の小樽出身者の自衛隊入隊者数であります。平成6年から平成15年度まで毎年15名ないし25名で推移をしており、この間の合計は210名であります。

次に、入隊予定者の激励会の関係であります。私は公務の予定と重なりまして出席はしておりません。助役がかわって出席をしております。最近、二、三年のあいさつの趣旨を申しますと、入隊に対するお祝いの言葉に続き、国内における自然災害などでの復旧活動、国外での国際平和のための活動などについて述べ、最後に入隊予定者が国民の期待にこたえうる自衛官になることを祈念する旨の内容となっております。

次に、自衛隊のイラク派遣についてであります。現時点では派遣の時期が具体的ではありませんが、イラク国内の治安状況の悪化が伝えられている中で、ご家族の方やご親戚の方々にとってはたいへん心配のことと思っております。私としましては、諸外国の動向を注視するとともに、派遣される自衛官の安全が確保されるようじゅうぶん検討し、派遣時期については、慎重な上にも慎重を期していただきたいと思っております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

16番(斎藤博行議員) 何点が再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、施設の民間委託の財政効果の部分なのですが、委託料については、現在、積算中だというふうなお話をいただいたわけなのですが、それが例えば、今、嘱託員に払っている報酬よりも低くなるという部分を、どうやって確認しているのかをお聞かせさせていただきたいと思います。なぜ財政再建に効果があると判断しているのか。極端に言うと、委託料が嘱託の件費よりも高くなるケースがないというふうにどうして判断されているのかをお聞かせさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、管理職手当の部分については、回復について一定の考えを示されたと思うのですが、私が聞いているのは、給与条例の施行規則について、附則をつくってやっていますということではなくて、どうしてそういう附則をつくれたのか、その法的な根拠を教えてくださいと聞いているわけで、違法にやっていると言っているのではない、条例違反ではないのですけれども、その条例なり、規則なり、附則をつかった法的な根拠はどこにあるのですかと。要は、市長の裁量にあるというふうにおっしゃっているわけなのですが、それはどこに書かれているのですか、それを教えてくださいということであります。

それから、三つ目は、自衛隊のイラク派兵についてであります。小樽からも平均15ないし20名程度の若者が自衛隊に入っているということは、当然、旭川や札幌、さらには海上自衛隊や陸上自衛隊にも小樽市民、元市民というのですか、少なくとも例えば両親なり、ご家族が小樽に住んでいるという方がいるということも考えられるわけでありまして。そうした中で、そういった自衛隊に入隊するときの市長がおっしゃっている自衛隊の入隊の趣旨というのが、国内、国防というのですか、いわゆる領海、領空、領域を守る自衛隊で頑張ってくださいという趣旨でお話ししたのだらうと思うのです。それから、今、国連の決定に基づくPKOについても、これは自衛隊がいろんなところで活動しているのも事実だと思うわけなのですが、今回のイラクのような戦闘地域に準ずるようなところ、そういったところに対戦車砲みたいなものを背負って、米軍を支援しに行くということを私は言っていなかったというふうを考えているわけです。そういう意味で、今、自衛隊員に出されようとしている命令は、もともと自衛隊に入った人たちにとっては、契約違反に近いようなものではないのかと、そういうふうを考えているわけでありまして。その法的な解釈でなくて、市長は激励するときの気持ちとして、こういう状態を想定して頑張ってくださいと、そういうふうに言ったのかどうかについても考え方をお聞かせさせていただきたいと思います。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 初めに、民間委託による財政効果の問題ですけれども、まだ正確な試算はできていませんけれども、当然財政効果が出るということで進めております。

それから、管理職手当の関係で、法的な根拠ということですが、先ほども申し上げましたけれども、これは規則でやっており、規則の制定は市長の権限ということになっています。しかもこういう一時的などいいますか、臨時的な措置ですので、附則でやっているということですので、その点はご理解を願いたいと思います。

それから、イラク派遣に係る自衛隊員の関係ですけれども、先ほども言いましたけれども、激励会に私は

行っていませんので、助役がかわって行ってあいさつをしているということでございます。しかし、先ほど申し上げましたとおり、現状イラクの国内状況、治安状況が非常に厳しいということが報道されておりますので、そういった状況もじゅうぶん政府の方で確認をしていただいて、自衛官の皆さん方の安全が確保できる、そういったことを確認の上、そしてまた、派遣の時期についても、慎重にそういったもろもろの諸条件を勘案した上で決定していただきたいと思っております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

16番(斎藤博行議員) 自衛隊のことで、最後にもう一度お聞かせいただきたいと思っております。慎重なことを市長はおっしゃっているわけなのですけれども、わかりやすく聞きたいと思っております。

市長は、今のイラクにイラク支援特措法が想定しているような非戦闘地域が存在すると思いませんか。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝鷹) 非戦闘地域があるかどうかというのは、国会でも何かあったようでございますけれども、私も確認しているわけではありませんので、お答えすることはできませんけれども、調査団が何回か行って調べてきていますから、そういった調査の内容をじゅうぶん把握してほしいと思っております。

議長(中畑恒雄) 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 12番、小前真智子議員。

(12番 小前真智子議員登壇)(拍手)

12番(小前真智子議員) 平成15年第4回定例会に当たり、一般質問の機会をいただきました。新人でもあり、見当違い、的外れの質問もあろうかと存じますが、市長はじめ、関係理事者の市民によくわかる易しいご答弁を期待申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず最初に、事務事業の見直しに関連してお伺いいたします。

本市では、財政難から聖域なく事務事業を見直すとの市長方針が示されました。聖域なく見直すというやり方は、一見平等に聞こえますが、一方では市長の政治姿勢を見えにくくしていると思っております。明日を担う小樽の子どもたちのために、教育費だけはカットしないというように、各部の事務事業の優先順位を明確に示され、市長の見直し姿勢を強く打ち出した方が、市民の受益者負担を含め理解を得られると思うのですが、いかがでしょうか。市長のご所見をまずお伺いいたします。

次に、観光の振興に関連して、お尋ねいたします。

現在、協会病院で年間に扱うお産の数は900件弱とのことですが、このうち200件ほどが里帰りお産です。親が小樽に居住している関係から、娘が本市に里帰りしてお産をするというのが里帰りお産です。この里帰りお産で小樽に帰る妊婦の居住地は全国にまたがり、ときには外国で生活されている方もおられるとお聞きしております。

そこで、私の提案ですが、子どもの誕生を記念して親が祖父母が記念植樹をして、その子の名前のプレートを取りつけるなどの取組をしてみたいはいかがでしょうか。今、小樽では中心市街地は整備されつつありますが、それとともに緑も減少しているのはとても寂しいことです。市民の森とか記念植樹の森とか、小樽公

園のどこかに実現できないものでしょうか。帯広では、公園と花の課という部署が窓口になり、その年に誕生した子どもの中から50名の方を抽選して、エゾヤマザクラかブンゴウメの2種類を用意し、負担は全額ライオンズクラブのご厚意とのことで、市及び家族の負担はないとのことです。この企画のよい点は、子どもが小学校に入学した、成人した、結婚したなど、その子どもの人生の節目節目に、本人及び家族が植樹した樹木に何度も何度も会いにこの地を訪れるということでありますから、本市においても永続的な観光客誘致施策として、里帰りお産の実態がある今こそ取り入れてみてはいかがかと思ひ、提案申し上げます。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、新市立病院構想の救急体制について、お伺いいたします。

本年10月中旬、大阪府の市立岸和田市民病院を視察してまいりました。だんじりで有名な人口20万4,000人のまちです。この病院を選んだ理由は、24時間の救急体制を持ち、診療科目が20科など、本市の新病院構想と似ているところから視察してまいりました。この病院のベッド数は350床で、職員数は嘱託員を含めて550人で運営されているとのことです。また、医療収入に占める人件費の割合も48パーセントとのことでありますから、健全経営であるとの印象を受けました。年間オペ数は4,200件で、常時150人から200人の入院待機患者がいる状況であるとの説明もいただきました。

この病院の経営戦略上ですばらしいと思えるところを挙げますと、1年に1度、外来患者を対象に3日間にわたって待ち時間調査が実施され、予約時間から医師に会うまでを30分以内としている点、近隣8市の市立病院が連携して、ゴム手袋から注射器、注射針に至るまで、毎月共同購入している点、診療科目ごと20科の委員会が毎月1回開かれている点、給食では治療食は医療の一部との観点から栄養士が3人と、スタッフ10人で食事をつくっているそうですが、普通食はすべて民間委託している点などがあります。もちろん、物品、物流システムもすべて外部委託されており、お聞きいたしますと、その方が合理的であるとのことでした。その他、受付や外来時の呼出しは、すべて受付ナンバーだけで放送され、目の前に患者が来て、初めてフルネームで確認するというように、患者へのプライバシーの細かい配慮もなされていました。また、私どもを会議室に案内してくれた事務長が、照明の落ちた廊下を私たちが進むとき明かりをつけ、通り過ぎると明かりを消すという徹底した節約ぶりも強く印象に残っています。

そこでお尋ねいたします。本市の市立病院構想にあります24時間の救急体制は、側聞するところによりますと、ベッド数は8床、看護師は8名、医師は小児科、外科、内科の各医師がその都度対応するとのことですけれども、市立岸和田病院ではベッド数は6床なのに看護師は25人、救急の診療専門医師も4名配置されています。本市の新病院構想の救急体制で24時間の救急に対応できるのでしょうか。一刻を争う救急時に、一般外来を担当している医師が駆けつけるという構想で、専門医が一人もいないというのでは不安でなりません。新病院構想に頻繁に登場いたします患者様という言葉が、真の意味で患者が患者様という扱いになるのかどうか、市民は注目していると思ひます。市長の率直なご所見をお聞かせください。

次は、教育委員会に何点が質問をさせていただきます。

まず初めに、銭函パークゴルフ場の受益者負担について、お尋ねいたします。

銭函パークゴルフ場の平成14年度の利用者は2万600人です。平成15年度の利用者は2万4,100人と3,500人増加いたしました。収入は平成14年度530万6,300円に対しまして、平成15年度では決算見込額ではありませんけれども、530万6,100円とわずかに減少しています。その原因は、70歳以上の施設利用料無料の方が1,200人増加したことに加え、回数券や年間利用券などを利用する人が増加したことが大きな要因です。300円の

一般利用者が2,300人も増加しているのに、収入が伴っていないというのが現状であります。このパークゴルフ場に係る年間経費は、1,300万円から1,400万円とのことでありますから、収入が530万円では毎年800万円余りの収支不足が生じ、補てんを余儀なくされております。また、本市の財政がひっ迫していることもあり、このままの状態が続きますと、利用者が増加しても無料の利用者が増え続けて、収入がどんどん減少する結果も想定されます。そこで、市民の方々からもご心配いただいておりますので、千歳市が実施しています市外者を別料金にして、さらに市内の70歳以上の方からも100円から150円程度の料金を徴収する方式を取り入れてはいかがでしょうか。このやり方で、平成15年度の利用者数を割り返し計算してみても、300万円の増収になるだけで、まだ500万円の補てんを生じる計算になります。利用者の49パーセントは市外者であります。小樽市民がなかなかプレイできないという苦情もよく聞こえてまいりますので、この問題を解消するためにも、ぜひお考えいただきたいと思っております。受益者負担の観点も含め、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、卒業式、入学式における国歌の実施率について、お尋ねいたします。

本市の卒業式、入学式における国歌の実施率が年々高くなってきていることは喜ばしいことではあります。側聞する実態は気になるところが多々ございます。一昨年のことになりますが、ある中学校の卒業式で、教頭先生が式次第に沿い国歌斉唱と述べたところ、重ねるように隣にいた男の先生が校歌斉唱と大声で呼びかけ、ピアノ伴奏で先生と生徒が声高らかに校歌を歌い上げました。その間、テープの弱々しいメロディに合わせて、校長先生と教頭先生だけが国歌を歌われ、来賓や父母はあっけにとられて、その場面を見ていたという、笑えないシーンがあったと聞いております。また、その日の夕方、教育委員会から同校に対して、国歌について斉唱の報告を求められましたが、同校は斉唱したと報告したそうです。また、この春の小学校の入学式では、校長先生がだれもいない式場に来賓だけを入場させて国歌を歌い、その後、扉が開かれて新1年生や父母、在校生が入場して式典が行われたそうです。その中では、国歌の斉唱はないままに終わったのに、その後の教育委員会からの報告では、その学校では入学式で国歌は斉唱されたと報告されております。教育委員会の報告では、国歌斉唱率は高まったと報告がなされておりますけれども、現状は一向に改善されず、相当かい離れた実態にあります。

そこでお伺いをいたしますが、教育委員会では国歌の取扱いについて、日常どのように指導されておられるのでしょうか。さらに、校長先生一人では実施しにくい学校に対しまして、教育委員会ではどのような指導、助言をなされておられるのでしょうか。また、この前段に述べました実態を教育長は把握されておられましたか。教育長の忌たんのないご所見をお伺いいたします。

次に、教育問題、最後の質問になりますが、小樽の教育全般について、何点かお尋ねいたします。

まず、1点目は、教育全般にわたる諸問題について、課題は何であるのかを含め、もっとスピードをつけて改善してほしいという要望です。本市の教育は少しずつではありますが、年々改善されてきていることは承知しております。しかし、あまりにも時間がかかりすぎます。何か大きな原因、抵抗があるのでしょうか。市民の方からも、子どもが在学中何も変わらなかったという不満の声が寄せられています。また、現役の校長先生からも、小樽と後志の教職員の人事交流をもっと積極的に促進し、活発化しないと、教育効果が上がらないとの声も聞こえてきます。そんな中、今月一日、学校適正配置等調査特別委員会が開催されました。教育長は、四、五年かけてじっくり行くと答弁されておられましたけれども、現在、本市で生まれる子どもの数は年間500人程度です。これでは適正配置が終了したときに、また、次の適正配置に手をつけることになりはしないかと憂慮しております。本市の教育を思うとき、大胆かつ的確に手を打つ必要があると考えます。

2点目は、ある小学校で行われている読書の木という取組があります。この運動は、子どもたちに1冊でも多くの良書に出会わせることを目的に、学校全体で取り組んでいる運動です。しかし、同校で熱心に取り組んでいた先生が他校に赴任になった途端、この運動に対して不熱心になったという実態があると聞いております。教育は、先を見据えた一貫性が大切と考えます。こうした取組は、継続されなければ教育の向上はないのではないのでしょうか。教育長のご所見をお伺いいたします。

3点目は、もっと小中学校の連携が必要ではないかということです。本市の小中学校は距離も近いことから、学校間の交流をもっと促進すべきだと考えます。学校間あるいは子どもたちの諸問題解決、また、地域の催事などを含め、積極的に連携を深めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、中学校の校長先生は自分の持っている教科で授業を行ってはいかがでしょうかという要望です。校長先生は、学校管理者として毎日たいへんお忙しいことは承知しておりますけれども、開かれた学校、地域に密着した学校づくりのためにも、私は校長先生にぜひ授業を受け持っていただきたいのです。現状と今後のお考えをお聞かせください。

5点目、京都の教育委員会では、専門主事として校長経験者を採用し、1人で10校程度の学校を担当、3か月に1度の割合で各校を巡回して、校長先生のサポート役と教師の力量アップのため、訪問指導と呼出し指導を行い、その成果は年々上がってきているとお聞きしております。本市でもこの制度をぜひ採用していただきたいものです。ご検討を期待して、一般質問を終わります。

なお、再質問はいたしませんので、市長及び教育長の明快で率直なご答弁をお願いいたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 小前議員のご質問にお答えいたします。

まず、事務事業の見直しについてであります。現在の危機的な財政状況にあって、限られた財源の中で何を優先し、どんなことを市民の皆さんに我慢していただくのか、取捨選択をしなければならない状況であり、現状の予算規模を維持することは、たいへん困難であると考えております。しかしながら、現在、少子化社会が進行していることから、子育て支援や次代を担う子どもたちに対する施策は重要であると認識しており、このたびの検討案でも、それらに一定の配慮をしております。財政健全化の実施に当たっては、議会議論も踏まえ、全体のバランスも見ながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、小樽公園に市民の森などの実現ということですが、当公園には、ロータリーの森などの記念植樹のほか、桜、ツツジ、また、クリやミズナラなども植えられており、市民の皆さんに楽しんでいただいております。ご承知のとおり、小樽公園は市の中心部に位置し、100年以上の歴史を持つ総合公園ですが、時代に合った公園として再整備が求められております。今後、市民の皆さんにも参加をしていただき、当公園のあるべき姿を検討していくことにしており、ご提言の市民の森などの取組についても、今後、研究してまいりたいと考えております。

また、記念植樹の関係でありますけれども、市内のロータリークラブなど奉仕団体にも周年記念で植樹をしていただいておりますが、ご提言のありました子どもの誕生記念の植樹につきましては、場所や管理の方法など課題もありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院の救急体制のお尋ねでありますけれども、岸和田市民病院の救急体制は、1次から3次までに対応する救急救命センター的な運用を行っているため、相応の人員配置がされていると聞いております。新市立病院では、2次救急を主体に考えているため、岸和田市民病院とは大きな違いがあるものと思っております。基本構想では看護師の配置については、ICU、CCUを含めた救急集中治療部門として1看護単位を構成し、看護師合計では41名になっておりますが、小樽市の救急医療体制につきましては、今後、その在り方も含め、医師会など関係機関とじゅうぶん検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 小前議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、銭函パークゴルフ場の受益者負担についてですが、芝生養生などの年間支出経費に比べ、収入が少ないことは承知しております。ご提言がありました受益者負担につきましては、これまでに市議会のご議論や市民の皆様からの市長への手紙などを通して意見をいただいているところであります。市内在住70歳以上の方の受益者負担につきましても、パークゴルフ場及び他の施設についても、道内各地の状況調査結果などを参考にしながら、平成17年度の実施に向けまして、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、卒業式、入学式における国歌の実施についてであります。ご指摘いただいた2年前の事例などについては、平成14年第1回定例会でもご指摘やご議論があり、教育委員会としては当該校の校長を指導し、現在は是正されております。また、その後、毎年、定例校長会議等で儀式の在り方等を見直すなど、内容の充実に向けた指導を重ねております。今年度の卒業式等に向けて、各学校の指導状況を把握し、個別指導を実施するとともに、教育委員会職員を派遣するなど、校長会と一体となった取組に努めてまいります。

次に、人事交流についてですが、管内の人事異動を効果的に進めるため、昨年4月1日付けで後志管内の人事異動実施要領や本年10月20日付けで人事交流実施要綱が出されたところであります。小樽市は、これまでも管内唯一の市であり、札幌市に隣接しているため、管内や他管内から当市に異動を希望する教職員が多い状況にあります。このようなことから、市教育委員会としましても、人事交流を活発にするための方策として、管内交流はもとより、地域特性を生かし、当市と札幌市、石狩管内及び他管内都市部などとの人事交流を進めるよう、道教委に提言しているところであります。いずれにいたしましても、教職員は、多くの地区や地域を経験し、その地域における日常生活や子ども、保護者との触れ合いを通して、力量や資質などが磨かれていくものと考えております。今後もより効率的な人事交流が行われるよう、後志教育局に適切な内申をしてまいります。

次に、小学校適正配置計画についてですが、計画の実施時期については、平成16年3月まで児童数の推移など、基本的な実態調査についての説明に当て、その後4月から実施計画の検討に入ることを考えております。実施に当たっては、地域ごと、周年行事などに配慮しながら、三、四年かけて実施したいと考えており、計画策定が確定次第、学校適正配置等調査特別委員会に報告し、ご議論をいただきたいと考えております。

次に、読書の木の取組についてですが、読書の木は子どもが本と出会い、親しむことができるように読書週間などを通して行われており、読書習慣の形成に大きな役割を果たしていると考えます。継続は力なりという言葉もありますが、各学校においてさまざまな形態の読書活動が展開され、広がりを持たせることが児童・生徒の心や学力の向上に寄与するものと考えており、さらに指導を深めてまいります。

次に、小学校と中学校との連携についてですが、各小中学校では年度末に児童・生徒の引継ぎの話合いを行ったり、小・中合同の校長会や生活指導委員会を開催するなどして、情報交換に努めております。また、中学校の先生が小学校に向向き、専門分野を生かした授業を行うなどの試みも行われております。教育内容の一貫性や系統性を踏まえ、教育活動を充実する必要がある、市教委としまして、小・中連携を進めている先進地に先生方を派遣し、研修を深めております。今後ご提言の趣旨を踏まえた実践資料を配布するなどして、小・中連携の取組がいっそう充実するよう、指導に努めてまいります。

次に、校長と児童・生徒の触合いですが、校長の授業という形をとらなくても、集会における校長自身の人生観や教育観などを児童・生徒に伝えることが大切であると考えております。校長は、授業参観などを通して、先生方に指導・助言するなど、教師の先達としての役割を担っておりますことから、日々時間を惜しまず、適切なアドバイスをすることにより、授業の効果を上げることができるものと考えます。近年、公開研究会の開催校が増加するなど、校長のリーダーシップの下、地域の開かれた学校を目指し、各校が競い合う状況が生まれており、いっそうの充実のため、教育委員会として支援してまいりたいと考えております。

最後に、校長経験者の学校派遣についてですが、全国的に三重県、東京都、京都市などで実施計画を持っており、道教委でも校長経験者を指導主幹として各教育局に配置し、学校経営について指導・助言に当たっております。小樽市に対しても、毎年市内のすべての小中学校を訪問し、アドバイスをいただいております。その結果について報告を受けております。また、市教委では、指導室を設置し、指導主事がすべての小中学校を年数回訪問し、学校経営や教育課程等にかかわる指導・助言を行っております。さらに、先生方の指導力の向上に向け、教科等の授業参観を伴う学校訪問を18校、延べ35回実施しており、学校教育指導の充実に努めているところです。

議長（中畑恒雄） 小前議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

5番（森井秀明議員） このたび、市財政健全化を目的とした政策課題が提案されました。この資料に目を配るたびに、今の理事者の苦勞が感じられます。しかしながら、この厳しい状況が市の無駄と思われる部分を考えさせられ、また、今まで思いつかなかった発想や工夫、また、行動力が生まれる大きなチャンスだと思えます。ぜひ枠にとらわれない発想や工夫を捻出できる環境を、さらにつくっていただきたく、改めて要望いたします。

それでは、政策課題を含め、幾つかの質問をさせていただきます。

まずは、組織・機構の見直しについて、質問をいたします。街なか活性化計画での後期事業など、まだ行われていない事業について、現在、検討中となっております。それらについて、中心市街地活性化対策室の廃止が検討されておりますが、今後は新たにできるまちづくり推進室ですべてを行うということによろしいのでしょうか。現在、具体的な計画はされていませんが、今後まちづくりを考えていかなければならない場所、第一に第3号ふ頭、こちらは今までならば港湾部、経済部、又は土木部など複数の部が混合して対応していたと思われれます。また、将来的に駅前広場への対応なども複数の部、課が対応していくことになるのかと思えます。このように、複数の部や課で対応していたことを推進室が代表し、対応していくという考え方によろしいのでしょうか。さらには、学校適正配置等調査特別委員会でも話題となりましたが、住宅街にお

ける通学路や生活道路での安全確保や緑陰道路整備など、市民の住みやすさを求めたまちづくりが行われていかなければならないと思います。そのようなことに対する施策も、今後、推進室が主体となり窓口となると考えてよろしいのでしょうか。これらのことを含めて、他の部でも幾つかの再編成がありますが、今までの経緯、流れを損ない、市民サービスが低下することだけは避けなければならないと思いますが、損なわないようにするための対策を具体的に考えておられますでしょうか。お答えください。

次に、ふれあいパスについての質問をさせていただきます。受益者負担を求めることを検討されているかと思いますが、どのような形で負担を求めるのか、お教えてください。受益者負担を市民に認めていただくために、民間協力を求め、利益循環が起るような有益なパスをつくらなければならないと私自身は考えますが、いかがでしょうか。

次に、ごみ減量化について質問します。減量に伴う有料化で、市民においては金銭面以外の負担も考えられると私は思いますが、その問題点は、現在では何が挙げられておりますか。また、ごみの収集・減量化に対し、ごみ収集企業以外の民間企業への協力要請やさらなる市民への周知徹底は考えておられますか。さらに、このごみ減量化に対して、市民反応は何かありましたでしょうか。ありましたら、ご答弁をお願いいたします。

ごみ減量化を今後考えていくに当たり、環境の問題や自然を保全していくことに対する意識を高めなければならないと感じますが、市民へのさらなる周知方法、また、教育等への呼びかけなど、有料化以外でこれらの意識を高めていく対策や方法は検討されておりますか。

最後に、このような財政が厳しい中で、保育所の定員拡大や子ども発達支援センター新設など、子どもたちの親や現場の意思が酌まれた支援を行うということになれば、これらの市の施策は高く評価されていくであろうと思われます。これからは次代を担う子どもや孫のために、また、これから小樽を次世代へ継承するための政策を主としてさらに打つべきではないでしょうか。すぐに結果の出ることではないですが、先を見通した大事なことだと私は思うのですが、このことについて市長の見解をお願いしたいと思います。

再質問は留保し、一般質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 森井議員のご質問にお答えいたします。

政策課題に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、組織・機構の見直しについてであります。部の再編では、土木部と建築都市部を統合し、建設部といたしますが、その中にまちづくりの総合的な企画調整機能と事業推進機能の全庁的強化を図るため、まちづくり推進室を新設いたします。推進室の業務といたしましては、街なか活性化計画をはじめ、市内の交通施設、河川、都市再生などにかかわる複数の部での対応が必要なまちづくりの重点施策について、事業実施に至るまでの調整業務などを予定しております。また、住宅街における道路関係などにつきましては、基本的には担当課で行うものでありますが、まちづくりにかかわる場合には、窓口となることも考えております。

次に、市民サービスの低下を避けるべきとお話でございますが、今までも機構改革を実施する際には、

じゅうぶんな事務の引継ぎなどを行い、市民サービスが低下することがないように、万全の体制をとっておりますが、新年度の実施に向けて、特に統合・再編を行う部局については、スムーズな移行ができるよう、じゅうぶんな事前準備を行うよう指示したいと考えております。

次に、ふれあいバスについてであります。現在、バス事業者とも協議を重ねているところでありますが、バス事業者からは、利用実態に見合った負担を強く求められており、市の負担のほかに、利用者から乗車ごとに半額程度をご負担いただきたいと考えております。また、民間協力により、ふれあいバスに付加価値をつけて、利益循環を起こさせてはどうかとのご質問であります。ふれあいバスの交付を受けていない方やJR乗車券を選択している方をどうするかなど課題もあります。さらには、民間の協力が不可欠なことから、今後の研究課題と考えております。

次に、家庭ごみ有料化に係るお尋ねであります。本年11月5日に廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問いたしました。市の考え方としては、ごみの減量化施策の一つとして、家庭から出されるごみは有料で、資源物については無料で収集することにより、ごみの排出抑制と資源化が図られるものと考えております。そのような方法になれば、各家庭での減量の取組と資源物との分別において、これまで以上に手間がかかることになり、こうしたことにつきまして、市民に協力をお願いすることになるものと考えております。

また、ごみ収集減量に関するごみ収集業者以外の民間企業への協力要請であります。循環型社会を形成するためには、事業者、市民、行政、三者の連携と協力が必要であり、市では本年1月からごみの減量化や再資源化に積極的に取り組んでいる店舗を、エコショップに認定する制度を立ち上げ、その認定店を広報おたるや市のホームページに掲載するなど、広く市民に周知を図っており、今後とも民間企業の意見なども聞きながら、ごみ減量化施策への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、有料化に対する市民の声であります。現在のところ、市長への手紙で有料化を進める前に経費節減に努めるべきだというご意見が1件寄せられております。

次に、環境問題に対する市民への意識啓発であります。市では、これまでも市民を対象として、動く市政教室による桃内のごみ埋立処分場や天神のリサイクルセンターの見学のほか、環境問題をテーマにした研修会の開催や先進自治体及び民間の資源化施設の見学会などを通じて、意識啓発を行っております。また、環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議において、地球温暖化など環境問題についての意見交換を行っているほか、同会議から提言を受けて、環境家計簿の市民配布や市民アンケートの実施などを行っております。さらに、ごみとリサイクルの出前講座においては、ごみ減量やリサイクルのほかに、環境問題の説明や家庭でできる段ボール箱生ごみたい肥化の実演も含めて、市民と対話しながら進めているところであります。そのほかにも、小学生を対象とした小樽のごみとリサイクルの冊子を作成し、総合学習資料や自主研修資料として利用していただいております。今後においても、啓発活動の内容・充実を図るとともに、市民との対話の機会を大切に、よりいっそう市民意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、子育て支援対策についてであります。子育て支援は子どもを生まやすく、育てやすい環境づくりが最も重要なものと考えております。16年度には、保育所待機児童解消のため、市立保育所において、50名の定員拡大を実施するとともに、乳幼児の療育相談機関として子ども発達支援センターの新設を考えております。また、少子化が急速に進行する中で、子育て支援策の充実が国を挙げての課題であり、今年7月、次世代育成支援対策推進法が公布されたところであります。市におきましても、法に基づき、地域行動計画

の策定に着手しており、平成11年度からスタートしている小樽市エンゼルプランの中間総括や年明けに実施するニーズ調査の結果を分析しながら、子育て支援対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

5番(森井秀明議員) 再質問を幾つかさせていただきます。

組織・機構に関して、また、まちづくり推進室のお話に関しては、今後、経過を見て、改めて今後質問させていただきたいなと思っておりますので、今日はこちらの方は質問しません。

ふれあいパスについてなのですけれども、ぜひこちらの方は研究していただけたらなと思っております。私自身の考えではありますけれども、例えば高齢者優待証の中にロープウエーの半額優待というものがあります。これも同じく中央バスで経営されていると思うのですけれども、この半額優待ということに対して、市は助成をしているというようなお話は聞いたことはありません。その助成がなくとも、半額優待ということとは可能なのかなと思っております。今後、中央バスの方から、いわゆる利用実態のとおり受益者負担とともに、市の方から助成がというようなお話が出ているみたいなのですが、市の考え方としては、やはり財政が厳しく、しかしながら、継続はしたいという意味と、今の中央バスの考え方が全くかみ合っていないと思われま。最初に発想と工夫というようなお話もしましたけれども、今までほかの市で行っているような、ただ受益者負担とか、又は市に対して幾らかのお金を払うことによるバスの支給とか、そういうようなことではなく、民間協力をぜひしていただいて、市長がいつもおっしゃるような民間と市と市民の皆さんで協力してやっていきたいというようなお話の中の一つでもあると思いますので、今後はやはりそういうような行動力とかも市に求められてくるかと思えます。ぜひ考えていただけたらなと思えます。

ごみ減量化について質問をさせていただきたいのですけれども、問題点についての答弁が自分にはわかりづらかったので、もう一度問題点について何が挙げられているのか、具体的にお答え願えればと思います。また、エコショップが実施されているというようなことなのですが、現在、まだエコショップは13店舗しか登録されておらず、全然周知徹底されていないと自分自身は思います。今後どのように周知徹底を行うのか、その辺に関しても答弁願えればと思います。

ごみの有料化というものが、市としてはいわゆる減量、又は資源化につながるというようなご答弁だったと思うのですけれども、有料化に伴う問題点、自分自身が把握している中なのですけれども、既に有料化を実施している、ある10万都市、平成11年に有料化をして、資源ごみが無料でごみ袋に値段をつけることによって、いわゆる埋立ごみ、又は生ごみや焼却ごみを有料化にするというような施策を行っている、市のお話ではなく、市民の声を幾つか私の方で得ていますので、発表させていただきたいと思えます。実際に有料化を導入することによって、逆に分別をしない人が増えたというような話を聞きます。いわゆる資源ごみ無料時に、ほかのごみを合わせて排出する人たちが多くなったと。また、そのような出来事が起きることから、町内会で収集時間に監視体制、又は管理体制を組まなければならなくなった。いわゆる収集日朝早くから収集されるときまで、町内会で監視体制を組まなければならなくなり、その分の負担も町内会でかかるようになった。また、ごみステーションをかぎつきにしなければならなくなったと。いわゆる監視時間外にごみを捨てるような人たちが、どうしても増えてしまったと。また、ごみの中身を確認しなければならなくなった。これは、プライバシーの侵害にもなってくると思えます。また、回収袋、こちらの方はごみ袋に対しての証紙を張って値段をつけるというような形での利益循環なのですが、ひとり暮らしの方々とか、又は残業して

いるような方々がごみ袋を販売しているところや捨てる時間がどうしても限られしうために不便になったというような話、また、大量に家にため込んだり、コンビニやガソリンスタンド等のごみ箱に捨てる人も増えた。有料化は確かに減量化につながりますし、資源化に対しての意識も高まると思うのですが、現在、市として、市民の方々に分別意識を高めるために、いろいろな問題を抱えながらも、お伝えしたりとかしていると思います。しかし、ただ、現状有料化を実行したとなると、今、お話ししたような資源ごみが無料で、家庭ごみが有料になった場合に、このような問題が現状起こっている市がありますので、この解決策をある程度やはり把握した状況の下で施行しなければ、市民に金銭だけではなく別の負担が高まる可能性があると思われるので、ぜひこの点を考えていただきたいと思いますが、それに対しての見解をいただきたいと思います。

あとは、現場の意思とか、このような今の市民の声とかが、いわゆる施策によってかき消されてしまったりとかする場合もあるのではないのかなと思っております。施策によって、その声がかき消されないようにというような配慮もしていただきたいと思いますが、その辺についての見解をお願いしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） ごみ問題について、環境部長からお答えいたします。

最初に、ふれあいパスにかかわっての民間の協力をもらって、利益循環が起きるようにというお話がございますけれども、これはやはり民間の協力がなければできませんので、今後どのように民間にお願いして、そういった経済効果が上げられるようなことが考えられるのか、それは少し研究させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 環境部長。

環境部長（安達栄次郎） ごみ問題につきまして、何点かご質問があったわけでございますけれども、まず初めに、エコショップは、現在のところ13店舗認定をされている。そのことが市民にあまり周知されていないのではないかとございまして、これについては、市のホームページでいろいろお知らせしたり、あるいはまた、市の広報などで今のところお知らせをしております。ただ、この間、いわゆるエコショップを希望する業者、協力をしていただける業者が、今までいろいろ市の方との話合いの中で進んできた経過がありましたので、今、ある一定程度の店数になったということで、今回、市民ニュースやテレビなどを通して、広く市民の皆さん方にお知らせをし、協力をお願いしていきたいと。また、このことにつきましては、その他に講演会や市政教室などもございまして、いろいろな機会をとらえてお知らせをしてみたいと考えてございます。

それから、有料化に伴う問題点ということで、10万人以上の都市の市民の声ということで、私、今、初めて聞いた部分もございまして、確かに森井議員がおっしゃったような点も、やはり心配されることではないかと思っております。そういったことで、この対策については、これから審議会の中でもいろいろ話されると思いますが、やはりまず大事なことは、有料化制度について、広く市民に理解を得るための努力を、市としてこれからいろいろしていかなければならない。特にこれは市民との対話の機会、あるいはまた、広報やメディアを通じて、いろいろと市民に情報を発信していきたい。そして、市民のさまざまな疑

問に対してお答えをする、こういったことの繰り返しをしていかなければならないだろうと思っております。また、実際のごみステーションの管理の問題につきましては、現在、廃棄物事業所などにおいても、ステーションの指導については、ある一定の指導員を配置しておりますけれども、こういった指導員を増員するなど、そしてその指導員がそれぞれの地域ごとのステーションの方々といろいろお話をする、こういったことの積み重ねの中で解決をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、こういう制度を発足させるとした場合に、市民の皆さんの理解を得るように、最大限努力をしていかなければならないものと考えております。

議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

4番（上野正之議員） 初めに、危機的財政難により、本定例会に財政再建団体転落を回避するための財政健全化案が市長より提示されました。過去のことを論じてもいたし方がありませんが、将来に向かって反省しなければならぬところは、謙虚に反省しなければいけないと思います。

そこで、今回の財政健全化案のうち、人件費を削ることはいたし方ないと思っても、事務事業費抑制においては、将来、財政が健全化したときに元に戻すことができるものもあると思います。先般、新聞にも載っておりました小樽の貴重な財産であります歴史的建造物の保全が危ぶまれております。将来、悔いが残らないよう、保全に努めていただきたく、答弁をお願いいたします。

今回の財政健全化案が市民や市職員の理解と努力によりクリアができて、次に大きな問題があると思います。それは、新市立病院の建設問題です。250億円から300億円をかけての新市立病院建設において、本当に市民の財政的負担がないのでしょうか。市長は、新市立病院の建設を第一の公約に掲げておりますが、今回の基本構想を推し進めるか、又は財政難を考慮に入れて、もう一度新市立病院建設の基本構想を見直す考えがあるのか、お答えをお聞かせください。

次に、小学校の適正配置計画のことについて、お尋ねいたします。この計画につきましては、今、地域別に説明会を開催しておりますが、その反応をお聞かせください。中学校の適正配置のときも、いろいろ問題がありました。廃校後の跡地利用のことについては、2校は現在、活用されておりますが、1校はまだ活用されていません。小学校の廃校後の跡地利用については、適正配置計画と同時に跡地利用計画を市民に、また、地域の方たちに示した方がよいと思います。例えば跡地利用として、今、高齢者のみならず、市民の間にパークゴルフ人口が急激に増えております。特に高齢者の方々は遠くに行くには大変なことです。銭函のパークゴルフ場も、小樽の人よりも札幌の人の利用が多いと聞いております。小樽の中心部において、パークゴルフができる場所はなかなか見当たりません。特に小樽の市有地においては、皆無だと思えます。そこで、跡地利用計画にパークゴルフ場を計画してはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、生活保護費の国庫補助率引下げにつきましては、本日の朝の新聞報道のとおり、政府与党は2005年に先送りの方針を示しました。私も少しは安心しましたが、あくまで先送りであります。この引下げに関する市長のお考えをお聞かせください。

最後になりますが、本年度から3年間にわたり、財政健全化計画の実施が始まると思います。庁内はもちろん、市民の皆さんがともどもに痛みを分かち合わなければなりません。しかし、その計画と同時に、夢が

現実になるような小樽市の将来計画を市民みんなで考えて、この小樽に住んでよかったと思える小樽にしようではありませんか。

終わりに、財政難の折、市民も職員もみんな頑張ろうとしております。我々議員も、議員報酬削減などを考えてはいかがでしょうか。

再質問を留保し、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 上野議員のご質問にお答えいたします。

最初に、歴史的建造物の保全についてであります。昭和61年度より、特に必要と認める歴史的建造物の保全のため助成をしております。このたびの財政健全化に当たり、平成16年度は助成率を低減し、17年度からは財政状況が好転するまでの当分の間、休止したいということであります。平成17年度以降のそれぞれの歴史的建造物の改修予定と内容については、現時点では把握しておりませんが、基本的には融資のあっせん制度の活用とか技術的な支援により、保全を行ってまいりたいと考えております。ただ、緊急に対応しなければ保全が困難な場合には、個々の内容をじゅうぶん検討した上で、その保全が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新病院の構想の関係でございますけれども、基本構想の見直しをするのかというお尋ねであります。新市立病院の基本構想は既に策定しておりますので、今後、新市立病院の規模、機能について、医師会など関係機関との話し合いや北海道との相談などを進め、基本構想の方針を踏まえて、改めて事業費なども精査をしながら、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、小学校の適正配置計画に伴う跡利用であります。跡利用の基本的な考え方につきましては、該当する施設を地域の都市機能として有効活用するにはどうしたらよいかという、このような視点で検討することが大切だろうと考えております。したがって、小学校の跡利用計画も、このような視点を踏まえながら、地域の皆さんやPTA、教育団体などと意見交換を重ねながら、庁内における跡利用検討委員会で協議を進めますが、選択肢を広げ、あらゆる角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護費の国庫補助率の引下げの問題であります。来年度に現行の4分の3の補助率が3分の2に引き下げられた場合、一般財源での影響額はおおよそ6億円の増額が見込まれます。新聞報道後、全国市長会としては、たいへん大きな問題であるとして、11月28日に全国知事会、全国市長会の連名で、また12月3日には全国市長会、全国市議会議長会等地方6団体で、地方への負担転嫁であるので絶対に容認できないと、国に対し申入れを行ったところであります。なお、新聞報道によりますと、昨日、政府与党は生活保護費の国庫補助率の引下げについては、平成17年度以降に先送りしたようではありますが、今後につきましても、関係団体を通じて、国に対し、地方への負担転嫁にならないよう要請してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 上野議員のご質問にお答えいたします。

地域別13説明会場の反応についてですが、本市における児童数、学級数の減少など、現状についての理解

が深められたものと考えております。また、保護者や地域の方々から、質問、意見・要望等も多く出されておりますので、これらを集約し、学校や市広報等を通じ、市民にお知らせいたします。今後1月から3月までの間に適正配置計画について、さらに聞きたいとのご要望があれば、説明に伺いたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 4番、上野正之議員。

4番(上野正之議員) 1点だけ再質問いたします。

歴史的建造物の保全のことでございますけれども、この件につきましては、代表質問でも何人かの方が質問しているというように、本当に大事なことだと思います。小樽はこれから冬を迎えて、雪の対策、特に雪害によってそのものがだめになるという可能性もございますので、これを元に戻すことができない、本当に大事なことでございますので、財政危機でございますけれども、これにつきましては、慎重にまたかつ大胆に保存に向けてよろしく願いいたします。また、何を保存するかということも、民間でも、今、小樽の歴史的なものでこれは大事だということを調査する方もいます。小樽市が頼めば、たいへん高い金につきましますが、民間の有志の方や、ボランティアといったら失礼なのですが、そういう方もいますので、そういう方のご意見をじゅうにぶんに聞いて、これはもう本当に半年、1年を待たないのだというものがありますので、そういうことも視野に入れながら、保全に向けてよろしく願いをいたします。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝鷹) 歴史的建造物は、現在、登録されているものと指定されているものと両方あります。したがって、今のところ改修予定は聞いておりませんが、そうした中で助成がなければ解体するというような話になった場合には、やはりこれは大事な財産ですから、その保全をどうしていくか、それは個々の状況をじゅうぶん聞きながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長(中畑恒雄) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 早速、一般質問を始めます。

初めに、国民健康保険制度について、お尋ねをいたします。現在、国民の36パーセントが加入する市町村の国民健康保険ですが、保険料の滞納世帯の増大に呼応して、保険証の取上げの制裁措置が劇的に広がっております。国保制度の存続を揺るがすものです。小樽市では、平成15年8月末、国保加入世帯数は3万1,750世帯、資格証の交付は278世帯、3か月証、6か月証を合わせると、1,142世帯の方に正規の保険証が届いておりません。生活がどんなにたいへんでも保険料を納めなければ、正規の保険証を与えないということが、どんなに健康や命に直結するのでしょうか。

小樽市で起きた事例を紹介いたします。50代の働き盛りの方でした。生活保護の申請もできず、共同アパートで独居生活。わずかな貯金を切り崩し、生活されていきました。胃かいようを繰り返し、ある日、洗面器いっぱい吐血をしますが、助けを求めるともできず倒れ込み、たまたま訪れた兄弟に発見されて医療機関で受診されました。血圧も下がり、薄れゆく意識の中、保険証がない、検査はできないと大きな病院に搬

送される中も心配されておりました。こういう方々に寄り添う温かい行政はないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

国保料にかかわってお尋ねをいたします。小樽市の国保料滞納世帯は、国保世帯のおよそ11パーセントの3,747世帯です。所得階層を見ますと、60万円未満が滞納世帯の36パーセントを占め、100万円未満は12パーセントで、これだけでも滞納世帯のおよそ半分を占めます。高い国保料が家計を圧迫しています。小樽市の1人当たりの国保料は、国保改悪前と比べて、現在は上がっております。おたる国保だよりでは、小樽市民1人当たりの医療費が高いことも強調されております。保険証が手元になければ、安心して健康管理ができません。資格証で受診できることを知らない市民がたくさんおります。それだけではなく、お金がないために受診できない方もいらっしゃいます。資格証を発行しても、収納率を向上させることにはあまり効果がなく、悲しい事態だけを招いています。国保料を見直さなければ、何の問題解決にもならないのではないのでしょうか。住民の切実な願いでもあり、自治体としての最大限の努力を求めます。市長の見解を伺います。

資格証の発行にかかわってお尋ねをいたします。国言いなりの資格証、短期証の発行は直ちにやめていただき、滞納者の実態をよく聞いて、実情に見合った対応をしていただきたいと思います。そして、国に対しても国の責任で行う社会保障として、保険料滞納世帯に対するこのような制裁措置をやめるよう求めています。切望しますが、市長の見解をお聞かせください。

悪質と思われる滞納者の考え方を教えてください。

資格証、短期証が発行されている方のうち、該当する方は何人おりますか。すべての被保険者に正規の保険証を届ける改善の徹底を強く求めますが、いかがですか。

小樽市では、資格証を発行される場合、対象者をどのように決めますか。資格証発行までご苦労されながら、市民とかかわる努力をされていると思いますが、発行までのプロセス、資格証を発行されてきたこととのかかわりを具体例を添えてお答えください。実際、面接されてきた方の全体に占める割合をお答えください。滞納理由は具体的に押さえられ、資格証の発行をしているのでしょうか。国の方針と照らして適切な対応となっているか、お答えください。

参議院厚生労働委員会で、坂口厚生労働大臣は、保険証を取り上げるかどうかは自治体の判断であると述べました。自治体が努力をして、住民の健康を守ることが必要です。市長の見解を求めます。

国保証の取上げは、災害、そのほか政令で定める特別な事情があると認められた場合は適用しない。厚生労働省も特別な事情の判断は、法律の趣旨にのっとり各市区町村、地方自治体が判断すると述べています。小樽市国民健康保険被保険者証交付要綱第3条には、特別な事情について示されております。その中には、第4号、恒常的に生活困窮と認められる場合、第5号、掲げるもののほか、市長が認める事由ということが挙げられておりますが、国保料を払いたくても払えないという特別な事情をどのようにお考えですか。この第3条、第4号、第5号にかかわる部分には、具体的にどういう方が当てはまるのですか。何件の相談があるか、お聞かせください。

失業と不況であえぐ市民の現状があります。納入の意思があっても、本人の責任に属さない理由で未納だという人は、特別な事情そのものです。お考えをお聞かせください。

小樽市の単独基準に世帯の中に失業者が出た場合も特別な事情に該当させるよう求めますが、いかがですか。

市長は裁量権を行使し、特別な事情を市民の実態に応じて拡大するよう求めますが、お考えをお聞かせく

ださい。

今年7月9日に全国商工団体連合会などの厚生労働省交渉で、保険料分納そのものが特別な事情と、厚生労働省が認めました。小樽市でも積極的に取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

市長は資格証の発行をやめて、小樽市で悲しい事件が起こらないように、いっそうの努力を求め、この項の質問を終わります。

次に、小学校適正配置計画に関連して、お尋ねをいたします。今回、説明会場で、「今、地域で子どもたちを育てようとしている。地域の中で子どもたちは育つものであり、主人公は子どもたちである」という声がないへん印象に残っています。子どもたちは、学校がなくなるのか、学校をなくさないでほしい、自分は転校するかもしれない。こんな会話をしていることをご存じでしょうか。子どもたちの心に大きな石を投げ入れたことにはなりません。このことに関して、市長、教育委員長のお考えをお聞かせください。

保護者からは、学校がなくなるかもしれないという不安はもとより、適正配置計画が何も決まっていないという説明に対して、いたずらに不安を駆り立てないでほしい、子どもたちのために考え直してほしい、少人数を有利に考えてほしい、学校をなくさないでほしいという率直な意見・要望が寄せられたことは、学校適正配置等調査特別委員会での委員の質問に対する答弁でも、教育委員会側もじゅうぶん承知のことと考えます。今回、寄せられた決して少数意見ではないこれらの貴重な声を、本当に重く考えたなら、学校適正配置計画は白紙に戻し、保護者と本当に向き合うべきではありませんか。市長、教育委員長のお考えはいかがですか。

小学校の適正配置ありきでなく、小樽市の少子化の中の教育の在り方を複数の選択肢を持って考えることが、なぜできないのでしょうか。市長、教育委員長の見解をお聞かせください。

今回、説明会場から財政が厳しいから適正配置計画なのかという、率直な質問もありました。子どもたちのためといいますが、行政改革の中に適正配置計画はどう位置づけられておりますか、お聞かせください。

今回、説明会場で学校の先生たちからは、1学年1学級で頑張る教育を目指してもいいのではないかと。少人数だからできるよさがあるとの意見がありました。今の段階では、1学年を複数の学級にしていく教育を目指す教育委員会の考え方と、このまま頑張る教育を目指す現場教師の考え方に差があると考えますが、教育委員長のお考えをお聞かせください。

冒頭、紹介したように、地域の方は地域で子どもたちを育てている実感を持っておりました。10月に行われた教育問題懇話会でも、家庭や地域の役割を深めるのが学校の役割ではないか。地域と学校が離れたところにあると、行事に参加しにくいというパネリストの発言もありました。地域から学校がなくなる適正配置計画を進めることは、地域と学校のつながりが求められているときに、それに逆行することになるのではないのでしょうか。教育長の見解をお聞かせください。

再質問を留保して、以上で私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 若見議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度について、何点かご質問がありました。

初めに、国保にかかわって温かい行政をということでございますが、今年の3月から無保険証状態の解消を図るため、すべての加入者に対し、本証、短期証、資格証のいずれかを交付するよう改善を図っております。なお、議員ご指摘のような事例がある場合には、その旨を申し入れいただくよう周知を図り、相談があった場合には、その状況により短期証や本証の交付をしております。今後とも、個々人の実情をよくお聞きさせていただきながら、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、国保料の見直しについて、自治体としての最大限の努力をとのことでありますが、保険料は、本来、医療費の額に見合った額にしなければ収支がとれないしくみになっています。しかし、小樽市の国保では、医療費は増え続けていたにもかかわらず、平成元年以来、保険料の値上げをしていないため、毎年赤字が生じております。昭和60年以降、多額の繰入れをしながら、保険者として最大限の努力をしてまいりましたが、平成14年度末で34億円の累積赤字となっております。今後は、前期高齢者の増加に伴う医療費負担増により、さらに収支の悪化が見込まれることから、保険者として国保財政の健全化に向け最大限の努力をするとともに、保険料改定の検討をする必要があると考えております。

次に、資格証の発行にかかわってのご質問でございますが、まず実情に見合った対応とのことでありますが、市としては、文書や電話による連絡及び臨戸訪問などをする中で、滞納者との接触を図りながら、実情に応じた対応に努めております。

次に、資格証等交付の制裁措置をやめるようにということですが、資格証等の交付は、保険料を支払っている世帯と滞納している世帯との間の負担の公平という面から、また、収納対策として滞納者との接触機会を増やし、実態把握をする上においても必要なものと考えております。

次に、悪質と思われる滞納者ということですが、あえて申し上げるとすれば、例えば市の方の話を全く聞かず門前払いをする方、今、病院にかかっていないから保険料を払わないという方、居留守を使う方、不在のため何度訪問、連絡票を置いてきても連絡のない方、納付約束を守っておらず何の連絡もない方などです。

次に、資格証、短期証が発行されている方のうち、悪質と思われる方は何人かということですが、11月末の保険証の交付状況では、資格証と3か月証の交付数は1,299件であり、そのうち696件が自主納付、又は納入約束などをされております。残る603件について資格証を交付しておりますが、現時点では接触ができておりませんので、悪質なのかそうでないのか区別ができず、人数は把握できませんので、ご理解願います。

次に、すべての被保険者に正規の保険証をということですが、平成12年度の法整備により、資格証が義務規定に改められており、特別の事情がある方を除き、できないと考えております。

次に、資格証対象者の決め方、発行までのプロセス、対象者とのかわりですが、資格証については、前1年間の保険料の全額未納者及び3か月証交付対象者で連絡のとれない方を対象に、資格証交付の予告の文書を送付して、その後、電話や臨戸訪問を重ねて接触に努めてきましたが、不在のため、訪問連絡票を置いてきても連絡のない方、納付約束を守らず何の連絡もない方などに対し交付をしております。

次に、滞納理由を押さえての資格証交付か、面接の割合ということでございますが、更新時点まで何の連絡もいただかず、接触が図れないために資格証を交付しておりますが、直近の滞納理由は把握できません。面接の割合ですが、納付が全くなく、資格証の交付対象となった方のうち、資格証交付の予告から保険証更新日の末日までの一月ぐらいの間に納付した方、又は面談できた方は約半数おります。国の方針に照らし、

適切かということではありますが、ただいまお答えしましたとおり、できるだけ接触を図るよう努めて交付しておりますので、国の方針に沿っているものと考えております。

次に、厚生労働大臣が資格証の交付は自治体の判断と述べたことについてであります。国の見解は法律・政令で定められた条件であり、その趣旨に沿って、その範囲の中で市町村において判断いただくとの答弁だったと承知しております。

次に、特別の事情にかかわっての問題であります。まず国保料を払いたくても払えないということが特別な事情の事由に当たるかどうかであります。法令及び本市の要綱では、特別な事情として、「災害、盗難、病気又は負傷、事業の休廃止、長期の失業、事業上の著しい損失、又はこれらに類する事由により保険料を納付することができないと認められる事情」となっておりまして、ご質問の事由については、個々の事情をじゅうぶんお聞かせいただいた上で、特別な事情に該当するかどうかを判断することになると思います。

次に、国民健康保険被保険者証交付要綱の第3条第4号、恒常的に生活困窮と認められる場合、それから第5号の前各号に掲げられるもののほか市長が認める事由、このことにつきましては、具体的にはどういう方が当てはまるのかどうかでございますが、第4号については、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者であり、また、第5号につきましては、個々の事由により判断することとしております。なお、特別の事情の相談受付件数は、平成15年9月の保険証更新時に4件ありました。

次に、市長の裁量権で特別の事由を拡大して、失業による未納者や世帯の中の失業発生も対象にせよとのことであります。小樽市では失業も特別の事由の一つとしてとらえておりまして、世帯を単位として個々の事情をお聞きしております。なお、貯蓄の有無なども含めた保険料の支払が困難であると認める場合には、特別な事情としております。

次に、分納そのものも特別の事情であると厚生労働省が認めたということではありますが、現時点では国から正式な通知はなく、承知はしておりません。

次に、小学校適正配置計画についてですが、子どもたちは学校で学び、家庭や地域ではぐくまれるものであります。適正配置は、子どもたちから学校や地域を取り去るものではなく、新たな環境を提供するため実施するものと思っております。

次に、説明会の意見・要望であります。適正配置等調査特別委員会で報告しておりますが、各会派からは実施すべきとの意見も多くいただいており、これらの意見を踏まえて、教育委員会が中心となって対応するものと考えております。

次に、少子化の中での教育の在り方につきましては、ご指摘の意見も大切にしながら、検討することが必要であると思っております。

次に、行政改革における適正配置の位置づけであります。本市の行政改革の目的は、時代に即応した簡素で効率的な行政の推進など三つの視点を基本にした、行政の全体的な再構築にありまして、財政の健全化のみを目的として策定されたものではありません。小中学校の適正配置につきましては、少子化による学級数の減少に伴い、児童・生徒の教育効果、学校整備など種々の課題が生じてきましたので、教育環境の充実も含め、これらに対応するために行政改革の実施計画に位置づけて、その改革に取り組むこととしたものであり、財政的な面から行政改革の検討項目としたものではありませんので、ご理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員長。

教育委員長（西條文雪） 若見議員のご質問にお答えします。

まず、小学校の適正配置についてであります。先ほど市長も答弁いたしましたように、子どもたちが学校で学び、そして家庭、地域ではぐくまれるものという意見に、私も同感でございます。適正配置は、決して子どもたちから学校や地域を奪うものではなくて、新しい環境を提供するために実施をするということでありまして、私どもも教育委員会の会議で、その方針に沿ってこれからも検討してまいりたいと思っております。

次に、説明会の保護者の意見・要望を重く受け止め、学校適正配置は白紙にということですが、教育委員会から13の会場におきまして説明会を実施いたしまして、保護者の方々あるいは地域の方々に対して説明をし、そしていろいろのご意見、ご要望等があったと聞いております。保護者のご意見、ご要望、また、各党派のご意見を勘案しながら、委員会の会議の中でこれからも検討してまいりたいと思っております。

次に、少子化の中での教育の在り方につきましては、ご指摘のご意見もじゅうぶんに踏まえながら、今後、教育環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、少人数教育について、教育委員会と教育現場との考え方に差があるのではないかというお話でございますけれども、何人かの先生方が少人数学級のよさについて、発言をされていることもわかっております。しかしながら、適正配置計画も大切であるというご意見も当然ございまして、今後、さらに、現場の先生方のご意見も聞きながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 若見議員のご質問にお答えします。

適正配置は、学校や地域に新しい環境を提供するため、通学区域の見直しにより行うもので、実施計画策定に当たっては、地域とのつながりを大事にしながら、検討を深めてまいりたいと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 7番、若見智代議員。

7番（若見智代議員） 再質問をさせていただきます。

国民健康保険について初めに聞きますが、先ほどの答弁の中にも、今が健康だから保険料を支払いたくないという声も実際にはあるようですけれども、今が健康だったら保険料を払うよりは今日食べる食事をどうやって確保していこうか、これが今の市民の率直な思いではないかなと思っています。それで、国の義務規定のある中、努力されている面があることはじゅうぶんわかりますけれども、資格証や短期証の発行が、市民の抱えている直接の問題解決にならないと思っているのです。民間のある医療機関では、お金がなくてもまずは病院に来てください、手遅れになる前にという無料定額診療制度を設けて取り組まれています。この取組は、治療と同時進行で公的制度などの申請を進めて、何の制度にも該当しなかった場合は、病院の持ち出しなのですけれども、ここまでして民間の医療機関は命と向き合っているのです。市長は、本当に命と真剣に向き合っているのか、その正規の保険証は、社会保障の中身として交付しなければならない立場に市長がいるかどうか、お考えをお聞かせください。

それから、資格証の発行されている方々の中には、特別な事情を持っているかもしれない、そういう人が含まれていることがわかっていながら、資格証の発行をされているのか、お答えください。

それから、小学校適正配置計画についてですけれども、この計画を白紙に戻して保護者と向き合うようお

尋ねをしたところですが、保護者がいくら意見や要望をこのように寄せても、適正配置計画を進めていくお考えなのか、率直にお聞かせください。会場に集まった保護者は、真剣に意見・要望を寄せてきたのだと思うのですが、本当に失礼に当たるのではないかなと思います。何のための説明会だったのでしょうか、お答えをください。

それから、財政のためではなく、子どもたちの教育を考えたときの適正配置計画ということだったと思いますが、そこでお伺いしたいのですが、実は9月25日に山形県で全国少人数教育研究会というのが開催されたという新聞記事を見ました。今の子どもたちの実態を考えると、少人数学級はぜひとも必要という、少人数学級や小規模校のメリットを生かした研究がずいぶんされているようです。それから、広島県の三次市では、人件費が1億円以上かかるけれども、学習の基礎をしっかりと身につける、このことは本当に生きる力になるということで、市費教諭を配置して20人学級の実現を目指しています。この立場に立ってない小樽市の教育に対する考え方をお聞かせください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 初めに、国保の問題ですが、確かに私自身も短期証とか資格証とかということは、本来的にはやめた方がいいと思うのです。しかし、これだけの滞納者がいて、そしてまた、財政に圧迫をかけていると、30数億円の赤字があり、そして毎年一般財源も入れているわけです。ですから、これがやっぱり健全に運営されることが一番大事ですから、そのために国としてもやむをえず、こういう措置をとったのだらうと思いますけれども、本来的にはやはりきちんと保険証を出すべきだとは思いますが、そういう実態なものですから、これはもうやむをえないのかなと思っています。

それから、特別な事情の問題については、先ほどからいろいろ説明申し上げましたけれども、できるだけ話を聞いて、実態に即した対応をしているということで、ご理解を願いたいと思います

それから、適正配置の問題でございますけれども、今回、教育委員会が説明したのは、やはり子どもの数が減ってきている。例えば児童数でいけば、昭和33年、小学校は2万9,363人いたのです。これが15年度では6,586人です。ですから、ピーク時の78パーセントも減っているのです。そういう実態というものを、市民の皆さんにもご理解いただきたいと。それから、学級数でも33年のピークのときには、573学級あったのですが、15年度ではこれが237学級で336学級減っているのです。ですから、こういうことをきちんと市民の皆さんにご理解をいただいて、その中でどうこの適正配置を進めていくかということで、教育委員会を中心に検討していると、こういうことです。

それから、少人数学級の問題、たまたま11月、日本児童文学研究センターのセミナーがありまして、京都大学の名誉教授の森毅先生が来まして、私の隣で話をしていましたけれども、少人数学級については、反対ではないけれども、かなりこれは子どもにプレッシャーをかけるという、先生がだんだん身近になってくるということは、子どもにすごいプレッシャーがかかるのだという話をしています、確かにそういう面で、ああ、なるほどなど、そういう考えもあるのかなというふうに思いましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 13会場の中での保護者や地域の方々の意見に耳を傾けないのかということですが、会場の説明会の雰囲気では、本当にやるのかという、あるいは賛成しがたいという意見もございましたけれども、半面、子どもの実際の数減少や、それからこれでは将来非常に大変だなという、そういうご意見も出されました。また、これは来年の4月から実施計画をつくる中で、地域で学校が対象になると思いますが、そのときにまた、保護者や地域の方々の真剣なご意見があると思いますから、それをお聞きしながら実施計画については検討をしてみたいと、そう思っております。

それから、先ほどご指摘がありました山形県の全国の大会ですが、これは北海道でいいますと、へき地複式の大会でございまして、明らかに郡部の小さな学校の全国的な集まりということで、承知をいたしております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 7番、若見智代議員。

7番（若見智代議員） 再々質問をします。

今、市長からご答弁いただきましたが、端的に私が聞きたいことは、正規の保険証は、社会保障の中身として交付しなければならぬ立場にいるかどうかということ、聞きたいと思っております。その社会保障の立場というか、特別の事情を申し出たり、弁明したり、市民一人一人にも権利として、こういうことが認められているのもこの制度のよさであって、自治体は困っている人に対して申請がなくても、こちらからどんどん働きかけていく、これがまさに社会保障の原点なのかなと思っております。社会保障の中身として、交付しなければならぬ立場にいるのかということで、お答えをお聞かせください。

それから、小学校の適正配置計画について、繰り返しになるかもしれないのですが、少し深めていきたいと思うのです。今、北海道では、67パーセントの小学校が1学年1学級の学校、適正配置しなくてもその自治体の条件を本当に生かしながら、教育の充実を目指しているのではないかなと思っております。山形の例では、その郡部の学校の研究をされているということもあるかもしれないのですが、そういう意味で逆行していかないかという素朴な疑問もあります。その辺もいかがかということですが、

それから、単に財政のためだけではないといいますが、子どもたちの抱える、例えば集団で遊べないなどの現状を克服していくために、この適正配置計画というものを進めていくとするならば、どうなのかなと思うのです。保護者は、子どもたちがこういう現状にあるからこそ、小規模校の教育を望んで、少人数学級の教育を望んで、あるいは適正配置計画の結果、大きな学校になって、そこで行われていく教育にすごい不安を持っているのではないかと、そういう意見が寄せられていたのではないかなというふうに思います。そして、その意味で先ほど答弁がありましたけれども、学校を残してほしいという意見が多かった。このことは、学校の適正配置等調査特別委員会の議論の中でもじゅうぶんその辺はわかっている、ただ、今、先ほどの教育長の答弁とは食い違うのかなと思っておりますけれども、その辺のところ、もう一度正確なところの見解というのを聞きたいと思っております。

最後に、行政に物申せぬ子どもたちの代弁者として質問させていただきますが、市長、教育委員長はじめ皆さんが知る子どもたちは、現在、教育を受けながら、そんなにゆがんだ心を持っているのかなということです。それで、決してそうではないと思うのです。子どもたちの思いを皆さんが本当にしっかり受け止めてくれなかったら、子どもたちのための教育というのはいったいどういうふうになるのかなという不安があります。だからこそ、保護者の方々は、今回、説明会場で真剣に意見を出し合っていたのではないかなと考

えます。この計画が現段階で子どもたちの抱える問題の解決の道になるのか、最後に聞いて終わります。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 正規の保険証を出すのが社会保障の原点ではないのかというお話ですけれども、その裏には、保険証を与えられる権利もありますけれども、保険料を払う義務もあるのではないかと、その上でこれが成り立つのではないかと、そう思っていますので、その点はご理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育委員長。

教育委員長（西條文雪） 質問の趣旨が理解できなかったのですが、今の適正配置計画は、まだまだ基本的な段階でございまして、これから何回もそういった地域の方々、保護者の方々との話し合いもしていかなければいけないし、その中で子どもたちの意見なんかも聞くこともあるかもしれません。そんなことで、先ほども申しましたように、新しい環境を提供するということで考えておりまして、子どもたちはそういった新しい環境に適合していけるといいますし、また、そういう子どもでないと、小樽の将来にとってはちょっと不安かなという気もいたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 前回の学校適正配置等調査特別委員会でもお答えいたしましたけれども、各会場の意見をお伝えしたところです。その間、1月から3月までの間にあっても、地域や学校の要望があれば出向きますともお答えしておりまして、そういう要望の中で、さらにご意見をくみ上げながら、新しい計画に向かって検討を深めてまいりたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 若見議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時40分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 重複する質問もありますが、通告どおり質問させていただきます。

初めに、子育て支援について、お聞きします。少子化の傾向は、全国的にも深刻です。2002年の合計特殊出生率は1.32と過去最低となりました。国においては、こうした事態を踏まえ、これまで保育対策を中心に進めてきた少子化対策を、すべての子どもを対象にした次世代育成支援対策に位置づけ直すとして、対策推進法の制定と児童福祉法の一部改正を行いました。法の制定により、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備を図るため、すべての自治体と従業員301人以上の事業主に、2005年から5年を1期として、10年間の行動計画の策定が義務づけられました。小樽市においては、市民の願いに沿った行動計画が策定されるよう望むものです。行動計画策定に当たっての取組について、お聞かせください。

次世代育成支援という壮大な提起にもかかわらず、保育関係の補助を除いて、国の財政的援助はないに等しい状況にあることから、自治体においては、民活型や利用者負担を強化するおそれがあるとの指摘があります。市の財政難を理由にした保育料の値上げ、放課後児童クラブの有料化は、まさにその先取りではないでしょうか、お伺いします。

財政健全化で見直しを検討されている保育料について、お聞きます。過去3回の保育料値上げの状況についてですが、昭和59年、昭和61年、平成元年、それぞれの値上げ幅、値上げしたことで保育料負担額がどれくらい増収になったのか、お答えください。保育料の引上げは、必ずしも保育料負担額増収には結びついていないと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

小樽市の保育所入所児童の階層を見ますと、入所児童数の30パーセントが生活保護、市民税非課税及び母子の世帯です。さらに、所得割課税の世帯までで約半数です。これらの世帯にこれ以上の保育料の負担が可能だとお考えでしょうか。全道他都市の水準に合わせるといいますが、本市においては、今の水準の保育料だからこそ、保育所はじゅうにぶんに活用されていると言えるのではないのでしょうか、お答えください。

小樽市には、小樽の未来を開く子どもたちが健やかに育つことができる社会の実現を目指すとして、既にエンゼルプランが策定され、計画が推進されています。第4章子育て支援の課題の中では、子育て家庭における経済的負担の軽減をうたっています。長い間の保育料据置きは、この支援策として位置づけられ、若者世代の定着策としては、積極的な施策だと評価できるものです。保育料の引上げは、保育所の利用率を下げ、市民の労働意欲を低下させ、人口減に拍車をかけることにつながりかねません。ひいては、地域経済の活性化にも大きな影を落とすこととなります。子育てと仕事の両立支援のために、放課後児童クラブの整備を急ぐことも支援策の大きな柱です。受益者負担を求める項目に、放課後児童クラブも上がっていますが、全道10万人以上の市では6市が無料です。有料化の前に、定員枠の拡大、開所時間の延長、土曜日の開所場所の増設、その他内容の充実など、保護者の要求にこたえることこそが先決だと考えますが、いかがですか。

次に、障害児の通園施設さくら学園について、お尋ねします。さくら学園の民営化を進める主たる理由は何ですか。保護者の中では、今の事業の内容を維持してもらえるのか、民間委託というだけで中身が全く不明りょう、不安であるとの声が挙がっています。障害を持つ子を抱え、親は療育、子どもの発達、経済問題や家族の問題など、さまざまな悩みを持ちながら必死に生きています。そういう人たちに、きちんと手を差し伸べることこそが、行政の役割ではないでしょうか。財政再建計画の一環として打ち出されている保育料の値上げ、放課後児童クラブの有料化、さくら学園の民営化は、国を挙げての次世代育成支援政策に逆行することになると思いますが、いかがですか。子育て支援に逆行する保育料の値上げ、放課後児童クラブの有料化、さくら学園の民営化はやめるべきです。

次に、お年寄りが住みやすいまちづくりについて、お尋ねします。先日、他地域の大学の教授より便りが届きました。高齢者問題を研究している方で、小樽市在住の方から「高齢者の生活110番」に寄せられた内容です。冬場は、ほぼ毎日、自宅前の道に除雪車が入ってくれるのですが、かかれた雪がそのまま庭先に積まれたままなので、その除雪のために大変な苦勞をするというものです。昨年、小樽市が高齢者の一般調査をしています。その中でも、行政などへの要望で2番目に多いのが除雪体制の充実になっています。昨年の第4回定例会で市長は、置き雪について他都市の実施状況を参考にしながら研究をさせてもらいたいとお答えになっています。研究された結果について、お聞かせください。

冬場は、置き雪と同時に、ごみステーションにごみを出すことも、特に困難になります。冬のごみ収集困

難地域にあっては、なおのことです。ごみ収集困難地域にあって、なおかつ高齢者世帯の対策についても、早急な対応が必要と思います。考えをお聞かせください。

福祉除雪サービスについては、協力していただけるボランティア団体を増やすなど、積極的な対応も評価できますが、同時に高齢者の一般調査では、除雪サービスについて知っていると答えた方は4割に過ぎません。周知の徹底、手続の簡素化などで、活用の利便性を拡大することも必要ではないでしょうか。

再質問を留保して、終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 菊地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域行動計画策定の取組状況であります。計画は平成17年度スタートとなっており、先月庁内に行動計画策定会議とワーキンググループを設置し、計画策定に着手したところであります。現在、小樽市での子育て事業の点検とあわせて、エンゼルプランの中間総括を進めており、年明けにはゼロ歳から小学生までの保護者を対象に、ニーズ調査の実施を予定しております。また、計画策定に当たりましては、子育て事業にかかわる方々のご意見をお聞きする必要があると、新年度に地域協議会の設置を検討してまいります。

次に、保育料の改定についてであります。お話のありました各年度の引上げ率は、改定作業時における入所世帯の階層構成を基礎に積算しており、59年度は12.46パーセント、61年度8.04パーセント、元年度は5.29パーセントであります。また、負担額の増収は保育料だけでなく、入所児童数の増減、各階層別の入所状況などの要素もあり、前年度決算額との比較では、59年度1,240万円、61年度84万円、元年度1,050万円の増収となっております。このたびの改定によっても、一定の増収は見込めるものと考えております。

次に、保育料と保育所利用についてであります。保育所は保護者の労働や疾病など保育に欠ける場合に利用していただく施設であり、保育料は利用者の課税額により応分のご負担をいただくこととなっております。今回の保育料改定は、国の基準と比較して、なお、25パーセント程度の軽減を行い、主な市の平均的な水準とするものであり、また、緩和措置として3年間の段階的改定などの手だてをとっておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、さくら学園の民間委託についてであります。委託に当たりましては、利用者サービスの視点や行政責任の確保、財政効果等、さまざまな観点から検討すべきと考えております。民間法人が運営する道内の施設を見ましても、公立と比べサービス低下になっているとは考えられず、逆にそうした法人は障害児、障害者を含めた多様な施設運営を行っており、乳幼児療育にも、その経験を生かした指導や幼児期から成人までの幅広い療育体制が期待できるものと考えております。

次に、財政再建計画による諸施策は、次世代育成対策に逆行するものご指摘ですが、行動計画の策定に当たりましては、財源も含め慎重な検討が必要であり、さらに計画の推進には、財源確保と安定的な事業運営が求められます。そのため、事業によりましては、利用者に適正な負担をお願いすると同時に、民間活用など財政効果も考えた施策が必要とされ、次世代育成対策に逆行するものとは考えておりません。

次に、置き雪についてであります。道内人口10万人以上の都市で、置き雪対策を実施している市は、札幌市、旭川市、江別市の3市となっており、札幌市は除雪作業後に有償ボランティアを活用した方法、旭川

市は除雪事業者が除雪時に置き雪にならないように配慮しながら除雪作業をする方法、江別市は除雪作業後に除雪業者が作業をする方法であります。これら他都市の方式を参考に小樽市で導入する場合は、有償ボランティアを活用する場合の確保の問題、除雪作業と並行して機械で実施した場合の作業効率の問題、さらには財源をどうするのかなど課題も多く、引き続き、研究してまいりたいと考えております。

次に、冬期間の家庭ごみ収集困難地域の対応であります。本市においては、急坂地域や積雪により狭あいとなる道路が多いため、従前からごみ収集が困難な地域については、地域の協力を得ながら、収集車の通行路が確保できた地域は、順次対応してきたところであります。しかしながら、現在においても、市内各所に収集が困難な地域が点在しており、高齢化が進むことを勘案しますと、さらなる対応の強化が必要であるとと考えております。

次に、福祉除雪サービスであります。申請につきましては、シーズンが始まる前に、広報や委託先の社会福祉協議会だより等により周知を図っているところでありますが、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。また、手続の簡素化についてであります。本人や世帯の所得を確認するための同意が必要なこと、申請書の記載も最小限度にとどめておりますので、これ以上の簡素化は難しいものと考えております。申請が困難な方につきましては、地域の窓口であります民生児童委員にもご協力をいただき、高齢者が簡単に申請ができるよう配慮してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 菊地議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは、学童保育政策の一環として運営を行っておりますが、保護者からいろいろな要望をいただいております。新年度からの対応に向けて検討しているところであります。また、受益者負担につきましては、他都市が開設しております児童クラブの状況を調査しているところであり、一定の負担をお願いする方向で検討しております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 何点が再質問させていただきます。

保育料の値上げについては、過去何回となく議会でも論争になっていることなのですが、その都度保育料の値上げがけっきょくは入所率が下がることにつながり、また、保育料の収入減につながるということが議会で論議されてきています。今、市長がお答えになっていきますけれども、61年度の保育料値上げのときには、増収額がわずかに84万円です。この後、保育所の入所率がずっと下がっていったという経過もありますし、保育料の値上げがいかに保育所の利用率を下げるかということは、既に実証済みのことです。

もう一つ、保育料がいかにネックになるかということについては、認可外保育所の存在とその運営状況からも明らかなのですが、認可外保育所は、認可保育所がなかなか実施してこなかったゼロ歳保育とか、それから延長保育について先駆的な役割を果たしてきて、けっきょく認可保育所でそういうサービスができなかったときに、どんどん小樽市にも認可外保育所ができていったわけなのですが、今、その認可外保育所は、認可保育所が延長保育とかゼロ歳児保育とかサービスで拡大してきたことによって、やっぱり一番ネックになるのが保育料。みんな保育料を聞くと、入れたくても入れられないというふうにして認可外保育所でも子どもたちの数が少なくなっていくということがあって、今、本当に一番ネックになっているのが

保育料ということがあります。聞きたいのは、大して増収も求められないこのような保育料を、あえてなぜ上げるのかということについて、もう一度お聞きしたいと思います。

もう一つは、保育料の据置きがエンゼルプランの中ではきちんと子育て支援策として位置づけられてきた政策であります。次世代育成支援の計画がこれから始まって、そしてエンゼルプランの政策についても、効果というか、そのことについてはこれから検討されるときに、その前に、なぜ今、保育料の値上げが出てくるのか。これは市の財政が大変だ、大変だと言いながら、この機会に保育料をぼんと上げてしまおうという、そういう考え方なのではないかというふうに思います。その点についてひとつ聞きたいと思います。

それから、置き雪の問題なのですけれども、従来からさらなる検討課題だとお答えになりましたけれども、本当にお年寄りにとっては、今、この季節になって日々大変な悩みの問題なのです。考え方がまとまるまでは、具体的にはどのような手だてで苦情が来た場合とか対応していただけるのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 置き雪の問題は、土木部長から答えさせます。

最初に、保育料の値上げの関係でございますけれども、何回も説明申し上げていますが、小樽の軽減率が他市より非常に高いということなものですから、現状ではそこまでのサービスがなかなかできないと、そんな関係で、道内の10万都市の平均ぐらいまで段階的に引き上げたいと、そんなことでございます。

また、今日の新聞なんかを見ますと、公立保育所の運営費補助金が削除されて、税源移譲するという話がありますけれども、こういった問題も今後どうなっていくのか。保育所をめぐる問題も、急に大きな課題になってきておりますので、この点については、当然やらなければならない。全体的な見直しの中でこの部分についても、全道平均並みということで進めていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 土木部長。

土木部長（兵藤公雄） 置き雪対策でございますけれども、私どもといたしましては、これからの高齢化に向かひまして、重要な課題だという位置づけを持ってございます。先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、置き雪につきましてのそれぞれの費用の在り方だとか、それから作業方法、範囲等、いろいろな問題がまだ残っておりまして、今研究しているところでございます。それまでの間、どういう形で進めていくのかというお話でございますけれども、できるだけ委託業者の方に、可能な限りそういった場所につきましては、置き雪のないように何とかやっていただきたいということで、業者とも連携をとりながら、そしてまた、指導しながら対応していきたいと、このように思っております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

8番（菊地葉子議員） 保育料の問題について、最後にもう一度質問したいのですけれども、軽減率が非常に高い、道内都市の平均並みにしたいということですが、子育て支援については、保育料の問題、どう負担するか、この経済的な負担が子どもを生み育てられない大きな要因になっているということが、い

るいろいろな調査でも明らかになっています。市長は先ほどからいろいろな議員の質問に、子育て支援については本当に頑張ってやっていきたいということをおっしゃっていますので、小樽市の積極的な施策として、ぜひこれを取り上げていただきたいというふうに思っていることと、全道他都市平均並みと言いますが、子育てをめぐる状況を見ますと、例えば児童館の設置だとか、そういうことでは小樽は他都市に比べてずっと遅れてきているのです。ですから、ほかの都市から小樽に移ってきた方は、公園も少ない、児童館も少ない、それで図書館に行ってみたら児童書のコーナーも全くお粗末だと、そういうふうな評価ばかりなのです。私は、でも、保育料は全道一安いと、子育て支援は本当にやっているのだという施策が一つぐらいあってもいいのではないかとこのように思っています。実際、財政効果に大してならないような、そういう利用者にだけ負担を大きくするような保育料の値上げについては、ぜひ考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。このことを最後にしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝鷹） 増収にならないとか、子育て支援と逆行するとか、いろいろとお話ございましたけれども、61年度、確かに先ほど84万円とお答えしましたけれども、決算額でいいますと、相当の増収にもあるというふうに思っております。それから、昨日もたしかお答えしたと思うのですが、小樽は晩婚化、未婚化が非常に進んでいるという、数字上私もすごくびっくりしたのですが、これだけ保育料、今まで40パーセントも軽減して、依然としてそういう状況なのです。ですから、それは連動はしていないのだろうと思いますし、それから、先ほどそういう若者が転出するのではないかとのお話がありましたが、全道並みにするので、隣町に行っても同じぐらいの水準ですから、それはまた、違うのではないかと考えておまして、ただ、私どもとしては、保育料ばかりではなくて、総合的に子育て支援はしていきたいという基本的な考えは変わりませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

30番（秋山京子議員） 最初に、健全化案に関して、何点かお伺いいたします。

市の財政再建に向け、平成14年2月、財政健全化緊急対策会議が設置され、平成15年度から17年度までの3年間で、約150億円の財源不足解消のため、組織・機構の見直し、退職者不補充による職員数の削減、各種職員手当の見直し、管理職の給与削減、事務事業の見直し、簡素化、効率化、民間委託、各種委員報酬の見直し等、徹底した健全化の取組により、15年度は約22億円の収支不足を圧縮し、その圧縮効果が次年度以降にも及ぶため、現時点での収支不足は約84億円としておりますが、現状と見直しをお示し願います。

市は、財政再建団体への転落を避けるために、さらなる財源確保を目指し、このたび、16年度実施を含めた財政健全化案を示して、引き続き、事務事業の見直し、組織・機構改革、人件費の削減等とともに、市民に対しても負担を求める案が提示され、12月1日、広報おたるで市民に公表されました。小樽市は、昨年の広報5月号の「市の台所は火の車」から始まり、市民に対して財政の厳しさを訴え、土台づくりをし、さらに今年の広報9月号からは財政再建についてシリーズを組み、徹底して市民に市の財政立て直しについて理

解を求めてきていたものと思っていましたが、広報12月号のソフトタッチな紙面に、どの程度の市民が受益者負担という痛みと重みを受け止めたのかと不安が残りました。このたびの小樽市の求める適正な受益者負担とは、どこに基準を置き、どんな視点で、どの程度を市民に求めているのかを説明願います。

次に、厳しい社会経済情勢の中、国を挙げて経費削減が強いられつつある状況下において、小樽市はここ3年間で正念場と思いますが、示された見直し案について、市民が納得して応じられる負担とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、市長は今年6月号の広報おたるでの対談の中で、「小樽が本当のよいまちになるためには、市民と行政の協働のまちづくりが必要である」と述べ、「市が抱える問題も積極的に情報公開し、皆さんと一緒に考えながら改革をしていくことが重要だと思います」と語っておられますが、このたびの改革案についても、数値を挙げ、一つ一つの事業案について、市民にわかりやすく説明をしていくことも必要かと思えます。そのためにも、市民からの質問等の問い合わせに対し、一定期間、専門窓口の対応も必要かと思えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、教育委員会にお伺いいたします。

教育委員会は、財政健全化案に16年度から放課後児童クラブの開設時間の延長と定員増を示し、有料化を提案しておりますが、道内他都市の平均利用料に倣い、月4,000円から6,000円程度であろうとの新聞報道がありました。小樽市としては、どの程度の利用料をお考えなのかをお伺いいたします。

放課後児童クラブと少し観点が違うのかと思えますが、文部科学省は子どもの非行や問題行動を防ぐには、地域や家庭の教育力を高めることが必要不可欠との視点から、3か年計画で「子どもの居場所づくり新プラン」を実施するとして、16年度には全国7,000の小学校に、17年度は1万4,000校に広げ、18年度には全国の小中学校を対象に定着化を目指すとしている「地域子ども教室事業」について、事業の詳細と放課後児童クラブとの違い、小樽市教育委員会としてこの事業についてのお考えをご説明願います。

現在、小樽市は、小学校の適正配置という大事な事業を四、五年かけて行おうとしている状況下にあります。各地域ごとの説明会の中でも、放課後児童クラブの動向を心配する声も出ていましたが、教育委員会は放課後児童クラブについては、適正配置にかかわる小学校については、適正配置と並行して考えますと答弁しておりましたが、この間に、文部科学省の地域子供教室事業が進んだ場合、現在、実施している放課後児童クラブに関する事業との関連を、どのようにとらえられておられるかについても、あわせてお聞かせください。

次に、過日、「特殊学級がなくなると聞きましたが、本当ですか」との問い合わせがありました。教育委員会として、関係者の学習会が行われていたそうですが、この方は情報が入らないのか、なくなることだけが先行し、不安を抱いている様子を感じました。インターネット等の現状認識などの資料によりますと、特殊教育諸学校や特殊学級に在籍、又は通級による指導を受ける児童生徒の比率は、近年増加していて、義務教育段階に占める比率も増加傾向にあると記載されています。小樽市の平成10年から14年までの小中学校の概要を見ますと、学校数は小学校は28校ですが、中学校は適正配置があったので14年度には3校減って14校となっています。学級数は子どもの数で増減がありますが、特殊学級数については、小学校で平成10年は20クラス、翌11年は19クラス、12年は20クラス、13年は28クラス、14年は29クラスと増加しています。また、中学校の特殊学級数も、平成10年は9クラス、順を追って、11クラス、12クラス、11クラス、14クラスとなっています。一クラス1名という状況が多いようですが、このクラス増となっている数値の推移は、小樽市

も増加傾向にあるということなのでしょうか。現状をお聞かせください。現在の特殊学級から特別支援教室へと変わる背景と、小樽市の取組と現状について、説明してください。

次に、地域の子どもたちを犯罪から守るために、「こども110番」というステッカーをはって協力くださっている商店や個人宅がありますが、ステッカーによっては、「もし子どもが駆け込んだ場合は、このように行動して協力してください」と記入されているステッカーもありますし、ただ、「こども110番」とそのままのステッカーも見受けられます。地域の子どもたちを犯罪から守る運動が、「こども110番」のステッカーをはることになった経緯と、数種類のステッカーが出てきた背景、さらにはり出されての成果等を説明願います。実はこのステッカーを張るように依頼を受けたときに、具体的な説明がないままはっている家庭もあり、いざ、子どもが駆け込んできたとき、対処ができるのか不安であるとの声も聞きます。小樽市内、統一したマニュアルを作成し配布することによって、安心して自覚も新たにご協力いただけるのではと考えますが、いかがでしょうか。

次に、児童虐待に関して、お伺いいたします。テレビや雑誌、新聞報道の児童虐待のニュースを見聞きするだけで、一日中気持ち沈みます。小樽市の現状はどうなのでしょう、お聞かせ願います。虐待の早期発見、防止策といっても、身内以外の他人から虐待を受けたという場合は、発見、防止策は講じやすいと考えられますが、子どもと親という関係になると、現実、外部から発見し、通報ということ自体、非常に厳しい問題があると思います。

川崎市では、昨年の秋から児童虐待の早期発見、防止策の一環として、被害に遭っている子ども自身が直接相談できる連絡先を記した「子どもSOSカード」を、市内全児童生徒に配布した結果、今年7月に発表された14年度の市内児童虐待相談件数が過去最高の652件を記録、このうちSOSカードの最初に記されている児童虐待防止センターに寄せられた相談件数は318件と、前年度より166件増加しており、本人からの相談数は122件と前年度の31件から急増しているそうです。このカードは、小学生用と中学・高校生用の2種類があり、目の不自由な子どもには点字カードを用意したそうです。虐待の事例として、小学生用には一つ、よくたたかれたり嫌なことをされる。二つ、ひどいことを言われる。三つ、ご飯を食べさせてくれない。四つ、学校に行かせてくれないなどを挙げ、中学・高校生用には、さらに無視されている、性的嫌がらせを受ける、閉め出される、閉じこめられるなどを加え、相談に関しては秘密を守ることを明記、小学生用にはすべての漢字にふりがなをつけているそうです。外部からは発見しづらい、この児童虐待から子どもたちを守るために、小樽市もSOSカードの活用により、早期発見、防止策の一端としての利用はいかがでしょうか、お伺いいたします。

最後に、今年の第2回定例会の代表質問で取り上げ、ご検討いただきたく提案いたしました犬の公園、ドッグ・ランの設置について、お伺いいたします。皆様もご存じのとおり、社会状況の変化もあってか、犬は番犬として飼うというよりは、ペットとしてそれぞれの生活環境に合わせ、生きがいや潤いに、また、経済的な豊かさでは満たされない心の支えをペットに求めている飼い主が多くなっております。近年、心ある愛犬家の間で、しつけと犬らしさを取り戻す環境と、飼い主としての知識と情報交換の場として、リードを外して訓練のできる犬の公園、ドッグ・ランを望む声が多く挙がっております。市内でも早朝、人気のない広場や郊外の公園などで、周りに気遣いながらリードを外し、思いっきり走り回らせている光景も見かけます。市内のある愛犬家のグループは、しつけと飼い主のレベルアップを目標にして、公園課と保健所の協力をいただきまして、夏から秋まで連続して犬の運動会を開催し、愛犬家同士、お互いに知識や情報交換を行って

おりましたが、参加した愛犬家たちから、やはり訓練によって犬も飼い主もマナーや散歩に際しても、いろいろな情報を得て意識が変わったと、たいへんに喜んでおりました。そして、犬の運動会を通し、ペット動物などの愛護活動にも参加したいと語り合っておりました。そのメンバーの中には、小樽市の公園の位置づけになっても、ほとんど利用されていない公園があり、この公園をぜひ、小樽市の犬の公園、ドッグ・ランにしてくださいと期待して願っている方たちもおります。現在、小樽市は財政再建を目指し、事業の縮小やカットなど大変な状況も理解しておりますが、ドッグ・ランを希望する声も多くあることをお考えいただき、市長のご見解をお伺いいたします。

再質問はいたしません。前向きなご答弁を期待し、終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政健全化案に関して何点かお尋ねがありました。

まず、今後の収支見通しについてであります。現在、国の平成16年度予算編成に向け、三位一体の改革が議論されているところであり、市の主要な一般財源である市税と交付税の姿はまだ見えておりませんが、景気低迷による扶助費の伸びや介護保険、老人保健事業などへの繰出金の増加も見込まれるため、これまでの試算より収支状況は厳しいものになると考えております。

次に、このたびお示ししました受益者負担の視点等についてであります。一つは道内他都市に比べて低額なものは、他都市の平均的な水準まで引き上げていきたい。減免制度につきましては、道内他都市では例の少ない減免制度は廃止又は縮小をしていきたい。無料で行っているサービス等については、一定程度の負担を求めていきたいなどを基本的な視点としております。

次に、市民が納得し、応じられる市民負担とすべきとのご指摘であります。現在検討しております項目は、長年改定していない手数料や他都市と比べて低額なものや制度の存続のために必要な受益者負担などであり、また、激変緩和措置としての段階的な改定などの配慮も考えております。今後は、議会の幅広いご議論をいただき、年末から具体的に本格化します平成16年度予算編成の中で慎重に判断し、今年度中に策定を目指しております新たな財政健全化計画に反映していきたいと考えております。

次に、市民の皆さんへの説明と問い合わせの関係でございますが、このたびの健全化のために見直しを検討する主な項目については、議会の各会派の皆様方にご説明をし、広報おたる12月号で市民の皆様にお知らせをするとともに、緊急の記者会見で、各報道機関を通じても発表させていただきました。広報おたるでは、紙面の関係もありまして、各項目の詳細はお示しできませんでしたが、今後とも検討項目の内容や現状について、さらに市民の皆様へお知らせしていきたいと考えております。

また、財政健全化の問い合わせにつきましては、財政部財政課が窓口となっており、今まで数件のご意見、ご質問が寄せられております。そのほかにも、市長への手紙やホームページに市政についてのご意見をお寄せいただく場を設けており、これまで何件か寄せられておりますが、それらを利用してご意見を伺ってきたいと考えております。

次に、児童虐待に関するお尋ねであります。初めに小樽市の現状につきましては、昨年度、道の中央児

童相談所が取り扱ったものを含め、16件の児童虐待に関する相談がありました。そのうち、本市の家庭児童相談室では13件の相談があり、相談のケースによっては道の中央児童相談所など関係機関によるネットワーク会議を開催し、問題の解決に当たっているところであります。また、ご提案のありました「子どもSOSカード」につきましては、児童虐待の早期発見、防止のため大切なことと考えておりますので、教育委員会や市P連など、関係機関、団体と話し合ったいと考えております。

次に、ドッグ・ランの設置についてであります。公園は憩いや潤いの空間として多数の市民や子どもたちの散策や学校の遠足などにも利用されていると考えております。利用頻度の少ない公園におきましては、犬の運動会や里親探しなどに利用されており、愛犬のストレス解消や飼い方のマナーやしつけなど、飼い主同士の交流の場として利用していただいております。しかしながら、ドッグ・ランとしての設置につきましては、設置場所や管理の問題もあり、開設しております他都市の例も参考に今後とも検討すべき課題と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブについては、以前から時間延長など、サービスの拡大を求める保護者からの要望が寄せられており、また、議会においても児童クラブの充実を求めるご意見をいただいていた中で、待機児童の解消、開設時間の延長及び4月1日からの入会を目指すとともに、有料化についても提案させていただきました。まず、児童クラブの利用料についてですが、現在、おやつ代として月1,500円、スポーツ傷害保険料として、年500円をいただいております。今回、受益者負担をお願いするに当たっては、道内各都市の状況を見ながら設定してまいりたいと考えております。

次に、子どもの居場所づくりについてですが、この事業の背景には、家庭や地域の教育力の低下、青少年の異年齢、異世代間交流の減少、青少年の問題行動などへの対応が求められていることにあります。このために、地域の人たちが放課後や週末に学校を活用して、スポーツや文化活動などのさまざまな体験活動の指導ボランティアとして協力し、子どもが安心して活動できる居場所をつくることや、地域住民との交流を大きな目的としております。また、放課後児童クラブとの違いにつきましては、児童クラブは小学校1年生から3年生までの低学年児を対象としているのに対し、地域子ども教室では全小中学生を対象としており、教育委員会としましても、この二つの事業に積極的にかかわっていきたいと考えております。

次に、放課後児童クラブとの関連についてですが、安全な子どもの居場所を確保するという面では共通しているところもあると思われませんが、地域子ども教室事業の詳細がわかり次第、検討を深めてまいります。

次に、小樽市における特殊学級の現況ですが、小学校においては、平成15年度では在籍児童数48人で31学級であり、平成10年度に比べますと、児童数で9人、学級は11学級の増となっております。また、中学校においては、平成15年度では在籍生徒数20人で12学級であり、平成10年度と比べますと生徒数で6人の減ですが、3学級の増となっております。これら学級の増加については、特殊学級の新設や児童生徒個々の障害の程度を考慮し、通学条件に配慮した学級編制を行っていることによるものであります。

次に、特別支援教育についてですが、近年、養護学校や特殊学級の在籍や通級指導を受けている児童生徒の障害が多様化する傾向にあります。文部科学省の調査では、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの状況により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が普通の学級に約6パーセント程度在籍し

ている可能性がある」と指摘しております。このようなことから、これまでの特殊教育の対象ではなかった学習障害なども含めて、障害のある一人一人の児童生徒の教育的ニーズを把握し、これまで以上に個に即した教育を行おうとするものであります。教育委員会といたしましては、本年度、研修会や講演会を開催するなど、特別支援教育の在り方などについて、教職員や保護者の理解がいつそう深まるよう努めており、道教委などの特別支援教育の実施計画に対応してまいります。

最後に、子ども110番ステッカーについてですが、これをはることになった経緯は、平成13年に大阪府池田市で起きた児童殺傷事件を契機として、児童生徒の校外生活における安全を確保するため、取組が始まったものです。現在、このステッカーは、市P連が中心になり、市内中心部の小学校でステッカーや通学路地図を作成したことから始まっております。コンビニエンスストア防犯連絡協議会、ハイヤー協会、警察の協力を得ながらそれぞれ実施しており、子どもの安全を守るために関係する機関など、幅広い地域ぐるみの取組が進んでおります。また、成果については、子どもたちに自分の命は自分で守るなど、主体的に行動する意識の高まりが見られるようになったこと、地域を挙げて子どもたちの安全を守る意識が高まってきたことなどが挙げられます。また、子どもが駆け込んできた場合に、具体的に対処するためのマニュアルの作成配布については、市P連、校長会など関係団体と協議をしております。

議長（中畑恒雄） 秋山議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 9番、吹田友三郎議員。

（9番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

9番（吹田友三郎議員） 平成15年第4回定例会に当たり、一般質問の機会をいただきました。

既に、各会派の質問も終わり、最後の一般質問者となりました。よって、質問も重複してくるものもあるかと存じますが、観点も違いますので、通告どおりの質問をさせていただきます。

まず初めに、次世代育成支援法などに関連した質問をさせていただきます。先の通常国会では、次世代育成支援対策推進法、改正児童福祉法など、少子化関連の法案が成立しました。この法律は、本格的な次世代育成支援施策の充実、強化に向けた大きな第一歩を踏み出した法律でもあります。今回の法律は、地域、職域におけるアクションプラン、行動計画の策定など、少子化の流れを変え、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための枠組みを定めたものであり、国の少子化の危機を意識したものと思われまます。本格的な次世代育成支援を検討されている本市にとりましても、少子化問題は避けて通れない必須課題であります。

そこで、お伺いいたします。子育て支援の一翼を担っております保育園につきまして、現在、本市で行われている特別保育事業、産休明け、障害児、一時、延長保育などは、より充実を求められております。今後、休日保育、病後児保育という新たな取組が必要と国は示しており、休日保育などでは、他都市では1か所の施設を使い、その市内の保育園で働く保育士を活用して進めている例もあります。今後、本市はこれらの新たな特別事業の計画がありますか、お尋ねいたします。

現在、本市の保育料は、国基準と比較して、軽減率が40パーセントとのことですが、本市の過去の軽減率について、年度を示しお聞かせください。

保護者が負担しなければならない保育料も、16年度に向けて見直しの検討がされておりますが、現在、本市の徴収基準では、年齢区分を3歳未満児と3歳以上児の2区分としておりますが、3歳未満児、3歳児、4歳以上児の3区分を採用している都市もあります。年齢とともに、徴収金額を委託運営費を考慮した中で

決定する方式とお聞きしております。今後、本市の徴収基準の策定において、同方式を採用することは考えられませんか、お尋ねいたします。

さらに、本市の保育費負担額表に示されている階層区分を見ますと、A階層、B階層2区分、C階層2区分、さらにはD階層16区分と、4階層21区分となっております。国の基準は、7階層に所得区分されております。各区分の所得の範囲が広いことから、不公平感があると言われております。利用者の立場を考慮すると、徴収基準をA階層、B階層、C階層、そしてD階層の21に区分する徴収方法は、市民の所得階層をよく把握した徴収方法と認識しております。保育料の改定に当たりましては、本市内において、子どもを生ま育てる環境に大きく影響するということを配慮するとともに、全道平均を基準とするだけでなく、近隣他市の保育料は若い世代の居住地決定にも影響すると思われませんが、ご所見をお伺いいたします。

保育所運営経費の超過負担について、お尋ねいたします。全国の市町村には、2万2,000か所の保育所がありますが、長年にわたり運営上の見直しをかけることなく、財政的に過度の負担となっていることが見受けられます。そこで、本市の公立施設7か所総体の平成14年度運営経費決算額と国基準の運営経費の額及び中央保育所を含む民間施設、13か所総体の平成14年度に本市が支出した運営経費の額及び国基準の運営経費の額をお示してください。

この項、最後の質問となりますが、現在、運営主体を民間に移行させ、より柔軟な福祉サービスの充実、強化と運営経費の負担の軽減を目指すことが求められております。そこで、本市の今後の民間移行計画と移行に至る考え方について、お尋ねいたします。

次に、放課後児童クラブについて、お尋ねいたします。小学校1年生から3年生までを対象とした社会教育部の所管事業であります。現在、指導員がどのような指導計画の下に児童クラブを進めておりますか、お尋ねいたします。

また、授業終了後の時間ですので、伸び伸びとした活動をしたい児童もおりますが、過去には一つの部屋での活動に制約されていたともお聞きします。現在の状況をお聞かせください。

現状、クラブの終了時間は午後5時ごろとお伺いしておりますが、時間延長の要望等の把握はどのようにされておられますか、お尋ねいたします。

職業を持つ保護者にとりましては、小学校入学前の保育園では、特別保育授業の延長保育により、午後7時まで預け、仕事をされている方が増加傾向にあり、仕事を続けることと子育ての両立のためには、放課後児童クラブの充実が必要と思われれます。本市の今後の取組方について、お聞かせください。

また、今後、時間の延長を検討された場合、夕刻の帰宅時間が遅くなるほど、昨今、全国的に小学生が巻き込まれる犯罪の発生が報道されており、安全対策は最重要の問題と思います。小学校低学年を預かる立場からの犯罪予防の対策はありますか、お尋ねいたします。

次に、市道の維持管理について、質問をさせていただきます。道路の管理について、どのような人員の配置をし、通常の管理として、どのような業務をされておりますか、お伺いいたします。

市道の管理において、地域、町会等との連携はどのように行われておりますか、お伺いいたします。

道路パトロールカーが市内を巡回していると思いますが、日常の業務内容について、お尋ねいたします。

道路パトロールカーにより、発見された危険箇所について、平成15年度上半期の実績の補修箇所数と補修費用について、お尋ねいたします。

通常の維持、管理の中で、どのような場合に全面補修又は一部補修が行われておりますか、お尋ねいたし

ます。

本市の高齢者の方々が健康増進を兼ね、散歩をする身近な道路が市道であります。そこで、冬期間を含めた歩道の管理態勢について、お聞かせください。

続きまして、廃棄物処理に関連して質問をさせていただきます。本年11月、マスコミ報道によりますと、渡島廃棄物処理施設広域連合の最新鋭のごみ焼却施設がトラブルを起こし、焼却施設が稼働せず、周辺6町の処理できないごみ4,000トンが急きょ埋立処理されているとの報道がされております。今回、ごみ処理施設の建設にかかわり、関西地区のごみ処理施設の視察の機会をいただきました。その中で、自然災害等を含め、予定外のごみ処理に対応することも視野に入れる必要があると、視察先担当責任者より助言があり、本市におきまして、今後、自然災害や焼却施設の停止等によるごみの予定外の発生に対し、どのような対応を想定しておりますか、お伺いいたします。

また、南河内清掃施設組合では、3市3町1村の組合構成で事業を進めておりましたが、ごみの収集時にシール制を採用し、世帯人数区分に応じた一定量の無料シールとその範囲を超えた部分を有料シールで行い、加入市町村が同時実施をし、ごみの減量に努力すると個人の負担が少なくなる方法をとっておりました。本市のように、独居老人世帯や老人世帯など、経済的にたいへん小さな単位の世帯にとりましては、とてもよい方式と思われます。今後、有料化を進める段階で、このような方式を参考にされてはいかがでしょうか。提案いたします。

質問事項の最後でございますが、本市のテレビ難視聴地域の解消にかかわり、質問をさせていただきます。現在、本市における難視聴地域について、どのように把握されておりますか、お尋ねいたします。難視聴地域において、自主的に受信点を設置し、各家庭への配線をして、難視聴地域の解消に努力している組織、組合等の実態について、どのように把握されておりますか、お尋ねいたします。

本市は、地形的にテレビを鮮明に見ることのできる場所は、現在、あるテレビ放送会社の送信所では難しく、テレビの視聴は、市民が快適な生活をするための大切な部分となっており、今後、地上デジタル放送が開始されるに当たり、この点をもう一度見直し、市民サービスの一環としての取組が必要と思われます。市の今後の取組について、お伺いいたします。

市民一人一人が安心して暮らせる環境をつくるために、必要と思われる何点かの質問をさせていただきました。再質問はいたしませんので、市民が本市の未来に希望が持てるご答弁を期待申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 吹田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、特別保育事業につきましては、これまでもその拡大に努めてまいりましたが、国の「行動計画策定指針」では、新たな保育メニューが示されております。本市におきましては、先月、庁内に「行動計画策定会議」を設置し、計画策定の作業に入っておりますが、年明けにはニーズ調査を予定しており、その結果を勘案しながら、17年度スタートの行動計画の中に新たな特別保育事業の取組を位置づけてまいりたいと考えております。

次に、保育料に関連しまして、過去の保育料軽減率であります。前回保育料を改定いたしました平成元年度の軽減率は17パーセントでありましたが、その後国は基準額表の改定を行っておりますので、平成5年度では28パーセント、10年度では38パーセント、ここ数年では40パーセントを超える軽減率となっております。

次に、保育料徴収基準の区分であります。道内ではその市により、2区分、3区分両方の実態があります。国の徴収金基準額表は3歳未満、3歳以上の2区分となっており、小樽市におきましては、現行どおり2区分にしたいと考えております。

次に、保育料の居住地決定への影響であります。若い世代の居住地決定には、多くの条件があると考えておりますが、保育料は子育て環境の一つの要素ではあると認識しております。

次に、保育所運営費と国の定める支弁額であります。公立7保育所の運営費は6億1,410万円、支弁額は4億2,450万円であります。また、民間13保育所では、運営費が9億9,920万円、支弁額は9億9,120万円となっております。

次に、民間への移行についてであります。福祉事業の民間移行は、全国的にも積極的に進められているものと理解しております。市内には、保育所運営にじゅうぶんな経験と実績のある法人が数多くございます。市といたしましては、そうした法人との協議も含め、運営の委託、移管について、検討してまいりたいと考えております。

次に、市道の維持、管理についてであります。融雪後、冬期間に散布した砂やごみの除去を行うとともに、路面状況の調査や補修を行っております。また、夏季には道路沿線の草刈りや破損した側溝の取替え、柵などのしゅんせつ、さらには冬季に除排雪作業を行っており、これらの業務は職員約30名と民間委託で対応しております。また、町内会からの要望を受け、資材の提供など、市としてできることは実施し、町内会や住民の皆さんには、路面の清掃、側溝のしゅんせつなどの簡易な作業について協力をお願いするなど、地域町内会などとの連携を図りながら、効率的な維持、管理に努めております。

次に、道路パトロールの業務内容であります。通常は路面状況や障害物の確認、市民からの通報による現地調査などを行い、道路交通の安全確保に努めております。また、台風、豪雨などの災害のおそれがある場合にも、状況把握のため、パトロールを行っております。平成15年度の上半期の補修状況についてありますが、舗装や側溝の補修など、約7,800件で1億1,300万円の費用を要しております。また、大規模な補修につきましては、臨時市道整備事業により、全面補修を基本とし、老朽化などによる機能低下や学童や歩行者の安全確保など、緊急性や効果などを考慮して計画的に実施をしております。

次に、歩道の管理であります。市道には歩道を備えている道路は市道全体の約17パーセント、約94キロメートルありますが、通常は車道と一体で管理を行っております。しかし、積雪時には歩道幅が狭いため、除雪作業が難しいなどの理由で、堆雪スペースとして利用せざるをえない場所もありますが、歩道除雪のほか、市内中心部においては、歩道部の砂散布や交差点付近の段差解消や雪山処理などを行って、歩行者の安全確保に努めております。

次に、廃棄物処理に関連してのお尋ねであります。初めに自然災害や焼却施設の停止などによるごみの予定外の発生への対応であります。地震や台風などによる自然災害の場合には、その被災状況にもよりますが、通常のごみ処理が可能となるまでの間、市民や関係機関などの協力を得ながら、ごみの一時保管や埋立処分などにより、生活環境に支障が生じない方法で、ごみの適切な処理に努めていかなければならないも

のと考えております。また、焼却施設についてであります。北しりべし廃棄物処理広域連合で建設予定の焼却炉は、安全で安定した運転ができることを重視して機種を選定しております。万が一、予測しえないトラブルの発生により運転を停止することとなった場合においては、施設内で6日間相当分のごみを貯留できるピットで対応するとともに、運転の復旧がこの日数を超えた場合には、地域住民の理解を得ながら、最終処分場への埋立てなどにより、適切な処理をしていくことになるものと考えております。

次に、家庭ごみ有料化に係る問題であります。本年11月5日に廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問し、現在、ご審議をお願いしているところであります。有料化の方法については、ご質問にもありました南河内清掃施設組合のような一定量以下無料制も一つの方法であり、参考までに情報として審議会に提供していきたいと考えております。

次に、テレビの難視聴地域の解消についてであります。北海道総合通信局によりますと、現在、市内で共同受信施設を許可及び届出をされている箇所数は、137件とお聞きしております。北海道における地上波のアナログ放送からデジタル放送への移行は2006年と聞いておりますが、現時点では具体的な内容が不明でありますので、今後、北海道総合通信局と相談してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 吹田議員のご質問にお答えいたします。

まず、放課後児童クラブの指導計画についてですが、同計画は「放課後児童クラブ運営要綱」を定め、子どもたちが集団生活や自主性、規律ある生活習慣を身につけることを基本とした方針に沿って、常に家庭的な雰囲気を保ちながら、指導、運営を行っております。

次に、活動の現在の状況についてですが、子どもの安全確保という面から、教室や体育館など校内での活動が主となりますが、暖かい季節にはグラウンドで遊んだり、近くの公園に出かけることもあります。今後とも屋外での活動を含めた児童クラブの運営を図ってまいります。

次に、時間延長等の要望把握の方法についてですが、市長への手紙によるものや、保護者から指導員を通して連絡のあるもの、さらには議会議論などからであります。

次に、児童クラブの充実についてですが、市内の児童数は減少傾向にありますが、児童クラブへの入会を希望する児童は増加傾向にあり、また、仕事をお持ちの保護者も増えてきていることから、待機児童の解消や開設時間の延長、4月1日からの入会など、充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、帰宅時の犯罪予防対策についてですが、帰宅時間が遅くなる場合には、保護者の迎えを求めていくなど、家庭、地域の方々や学校の協力を得るとともに、通学路のパトロールについても警察に協力を依頼し、子どもの安全確保の方策を立ててまいりたいと考えております。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第7号、第10号、第11号及び第14号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員をご指名いたします。山田雅敏議員、大橋一弘議員、大島護議員、菊地葉子議員、吹田友三郎議員、成田晃司議員、小前真智子議員、大竹秀文議員、佐々木勝利議員、古沢勝則議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することいたします。

次に、議案第6号、第8号、第9号及び第21号は総務常任委員会に、議案第15号、第16号及び第18号については経済常任委員会に、議案第12号及び第13号は厚生常任委員会に、議案第17号、第19号及び第20号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第22号及び第30号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託いたしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の請願、陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月12日から12月18日まで7日間、休会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 井 川 浩 子

議 員 高 橋 克 幸

平成15年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第5日目

平成15年12月19日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	企画部長	山田厚
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	池田克之	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	中塚茂	小樽病院 事務局 長	小軽米文仁

消 防 長 田 中 昭 雄

社会教育部長 嶋 田 和 男

総務部総務課長 貞 原 正 夫

学校教育部長 菊 讓

監 査 委 員 厚 谷 富 夫
事 務 局 長

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充

庶 務 係 長 三 浦 波 人

調 査 係 長 大 門 義 雄

書 記 丸 田 健 太 郎

書 記 島 谷 和 大

書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥

議 事 係 長 中 崎 岳 史

書 記 渡 辺 美 和

書 記 山 田 慶 司

書 記 松 原 美 千 子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、斎藤博行議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号並びに平成15年第3回定例会議案第6号ないし第24号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

30番（秋山京子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、集中審議を行いました政策課題に関する質疑といたしましては、本市では過去に赤字再建団体に転落したことや、危機を回避できた経緯があるが、現時点での再建団体に陥る要件とは何か。現在、再建団体となることを回避するため、財政健全化に向け、大幅な事務事業の見直しを検討しているが、それにより、歳入歳出において、どれだけの財政効果を期待できるのか。また、今後の事業選択に当たっては、将来を見据えた視点を持ち、市民ニーズを的確にとらえた上で、慎重に決定していくべきと思うがどうか。

現状、国税と地方税との税源の関係においては、租税負担の割合は6対4であるが、歳出ベースでとらえると、国が4に対して地方が6という逆転現象が起こっている。真に地方自治の自主性、自立性を高めるためには、事務量に見合った税源の移譲が必要であり、市としては、さまざまな機会を通じ、国に対して申入れを行っていく必要があると思うがどうか。

「広報おたる」12月号において、現在、市が検討している財政再建の基本方針が示されたが、その掲載内容については、具体的な数字などの詳細が示されておらず、物足りない。方針決定時期と編集スケジュールとの兼ね合いから紙面確保ができなかったというが、市民にとっては非常に重要な内容であり、今後は、市の意思が的確に周知できるよう最大限の努力をすべきと思うがどうか。

市は、財政健全化における歳入見直しにおいて、手数料などについては、道内10万人以上の都市の平均にまで引き上げるとしておきながら、放課後児童クラブの受益者負担導入の検討についてのみ、町村を含むなど対象範囲を広げている。これは、道内10万人以上の都市の半数は無料であることから、有料化する上で不都合があると考えたからではないのか。仮に有料化するにしても、一律に5,000円の負担とするのではなく、段階的措置を講じた上で料金を設定していく手段もあるのではないか。

放課後児童クラブは、現在、学校、児童館、勤労女性センターなどで行っており、受益者負担の観点から有料化する考えとのことであるが、各施設が持つ開設目的に伴う課題や開設時間の格差を解消し、サービス内容を充実していかなければ、利用者の理解はとうてい得られないと思うがどうか。

経営支援特別資金は、商工信組の破たんに伴って創設された緊急経営安定資金に続いてつくり、厳しい経営環境にある中小企業に広く利用されてきており、現状においてさえ本制度の持つ意義は大きく、制度廃止を判断するのは性急すぎるのではないか。高く評価されている制度であり、廃止ありきではなく、融資上限額や借入条件の変更など、存続に向け、慎重な検討を行ってほしいがどうか。

市は、家庭ごみ収集の有料化を既に導入している道内他都市の収支に関する資料要求に対し、提出が遅れるなど対応に疑問がある。厳しい財政状況の中で、一定程度の収入を見込み、市民に負担を求めることとなる重要な案件であるだけに、審議に必要な関連資料を速やかに提供すべきと思うがどうか。

市が現在検討している、ふれあいバスの受益者負担導入の際、映画館やパークゴルフ場といったランニングコストが、入場者数に左右されない業界の協力を仰ぎ、割引や優待特典を付与するなど、何らかの付加価値をつけることは検討できないのか。こうした手法を実現する方が、単に市の負担引下げを中央バス側に了承させることより、バス自体の有益性が高まり、受益者負担に対する市民の理解を得られるものと思うがどうか。

本市の保育料については、長年にわたり改定に着手しておらず、現下の財政状況に応じた適切な引上げについてはやむをえないと思うが、見直しに当たっては、他都市の状況などを参考にした上でじゅうぶん研究するとともに、各世帯の生活実態に即した配慮が必要ではないか。

本市の福祉施策の中で、重度身体障害者見舞金やふれあい見舞金などについては、市財政全体から見れば、大きな影響を与えるものとは言えないのではないかと。これらの支給を受ける方々は、日常生活を送るだけでも大変な負担を伴っており、こうした方々に手を差し伸べ励ます意味合いから、金額の多寡によらず支給することこそ、行政としての本来の在り方と思うがどうか。

はり、きゅう、マッサージ等施術費助成は、視覚障害事業者の貴重な収入源となってきたが、現在、健常の事業者の比率が高くなり、当初の趣旨を損なってきているのではないかと。また、現行での存続は難しいとのことであるが、視覚障害者支援の趣旨を考慮し、券の利用を本人に限るなど厳格な運用をすることで費用が抑制でき、制度存続も可能となると思うがどうか。

水道料金・下水道使用料の減免制度については、見直しにより水道料金の減免は廃止され、下水道使用料のみの減免となり、その減免率を2分の1から4分の1とする考えというが、例えば3分の1とするなど、生活困窮世帯に配慮して、段階的に引き下げていく方法を検討すべきと思うがどうか。また、母子世帯における児童扶養手当受給の要件が一部緩和されたと聞かすが、市民への周知をどのように図る考えなのか。

本市の生活保護受給世帯への支給額については、札幌に比べ、国の級地区分が低いだけでなく、小樽では家賃が高いといった環境面から、生活水準に格差が生じていると言わざるをえないのではないかと。こうした実情の中、生活保護受給世帯を水道料金の減免対象から外すなどといったことは、弱者に追い打ちをかけるものであり、行政としてはあってはならないことと思うがどうか。

歴史的建造物については、当市の経済、観光両面にわたり、今日まで多大なプラス効果をもたらすという大きな役割を担ってきた。このたび財政再建に向けた事務事業見直しの一つとして、平成17年度からの歴史的建造物保全等補助金の休止が示されたが、建築物の保全というものは、仮に将来、財政状況が好転したからといって補てんできる性質のものではなく、このままでは後世につながる小樽の貴重な財産を失いかねない。市民や建物所有者をはじめとした民間の努力により保存が続けられてきた功績は非常に大きく、市が財政難を理由に助成の休止をするならば、保存するという意識も薄れてしまうおそれもあり、小樽の歴史的遺産の保全に対する支援は絶対不可欠なものと思うがどうか。

歴史的建造物保全等補助金については、現行の補助率を一定期間下げても、この事業を継続するべきではないかと。全国的に先駆的な役割を果たしてきた本制度の意義は非常に大きく、歴史的遺産を武器に新たな観光戦略を立て、財政状況を再生させる起爆剤にすべきと思うがどうか。何よりも市みずからが補助金を絶

つことで、建造物所有者をはじめ市民の機運が冷めてしまうことが懸念されることから、所有者の意向をしっかり把握し、改めて全棟の状況を調査するなど、保全に向けて対応が手薄にならぬよう望むがどうか。

次に、その他の質疑といたしましては、保健所職員の時間外勤務について、一部職員は、退庁時間から見て、職場の管理者が命令した時間数の4倍以上のサービス残業を行っているのではないかと。厚生労働省の通達では、職員の出勤時間の管理は、職場の管理者の責任であり、未払賃金が発生しているとすれば、看過できない問題である。職場の現状をじゅうぶん調査し、実態を明らかにすべきと思うがどうか。

現在、幼児こたばの教室、子ども発達支援室、さくら学園の相談部門を統合し、子ども発達支援センターとして旧東山中学校に移転する計画が進んでいる。しかしながら、こたばの教室については、現在、稲穂小学校に併設されており、利用する保護者の多くは、交通の便や設備などの条件が整った現地での継続を強く望んでいる。市は保護者に対する説明会を再度開催する予定というが、話し合う時間をじゅうぶんとり、保護者の声によく耳を傾けた上で判断すべきと思うがどうか。

地球温暖化対策の一環として、環境家計簿といったすばらしい施策があるが、市幹部においてすら実施されていない。市民啓発の前に、市職員みずからが手本となり、実践していくべきではないか。また、次代を担う子どもたちの中では、環境問題に対する関心が高まっており、教育の場においても、じゅうぶんな学習機会を提供することが必要と思うがどうか。

市立病院の新築・統合に向けた基本構想では、救急体制の整備がうたわれているが、現体制との相違点は何か。市は、現行の2次救急を24時間365日行う考えで進めるといっているが、先進地事例などを参考に、じゅうぶんな職員を配置するなど、市民が安心できる万全な受入れ態勢確立を目標に取り組むべきと思うがどうか。

本市の公立、民間病院合わせた精神科病床数は、道内全域と比較し、人口に占める割合は極めて大きいものがある。精神科における入院患者は、他の診療科に比べ、投薬治療が多く、長期化することや、手術や検査も少ないため、不採算部門となるのが一般的であり、今後の市立病院新築・統合に向けては、地域の民間病院の状況や採算面にも注意を払いながら、精神科をはじめ科ごとの病床数を決定していく必要があると思うがどうか。

旧拓銀から整理回収機構に引き継がれた多数の不動産のうち、不動産業者に転売された私道については、最近、付近住民が業者から法外な値段での買取りを迫られている。これらの土地は、整理回収機構から市が無償譲渡の申入れを受けながらも、市道とするには幅員などの条件を満たさないために断ったものである。現在、170世帯以上が通行を脅かされる事態となっており、市はいったん譲渡を受けてから、その後、処分や管理方について住民と話し合うなどといった、通常の手順とは異なった対応の仕方があったのではないかと。

小樽公園は再整備を検討する時期にあるが、これまでの行政が一方的に行うという手法ではなく、「市民との協働」で計画し整備することによって、市民が自覚と責任を持って利用できる公園に再生することができるのではないかと。また、潮見台公園は、取付け道路に難があるものの、見晴らしがすばらしく、新しい名所となる可能性を秘めており、地域住民の中には、ひっ迫した市財政にかんがみ、みずから進んで公園整備に協力する意欲を持った方もいることから、前向きに検討する考えはないかと。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第22号及び第30号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第1号、第10号、第11号及び第14号につきましては、賛成多数により可決と決定いたしました。

そのほかの各案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 日本共産党を代表しまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号、第10号、第11号及び第14号には反対、陳情第22号、第30号は採択を主張し、討論を行います。

初めに、議案第1号は、かねてから我が党が反対しています北しりべし廃棄物処理広域連合負担金にかかわる補正が含まれていますので、賛成できません。

次は、財政健全化にかかわってです。

指摘しなければならないのは、財政健全化の視点で、歳入では、他都市に比べて安いものは道内10万以上都市の平均まで引き上げると、基本的立場を明らかにしておきながら、今、実際に行おうとしているのは、みずからそのことを無視し、市民への負担増を第一にされていることが明らかになりました。

手数料条例の改定に当たっては、住民票を例にとれば、現行200円を、平均239円にもかかわらず、300円にするとしました。また、連絡所を廃止したら、連絡所を利用していた方は近くのコンビニを利用することになりますが、利用したときには取次手数料50円も合わせて支払うことになり、事実上350円になります。理事者の言いわけでは、本庁に取りに来れば、バス代往復400円かかるよりは安いとのこと。これまで最寄りの連絡所を利用している市民は、本庁まで向かずに済みました。子どもでも見破ることができる、き弁をろうさなければならないところに、今回の値上げの道理のなさが示されております。

次に、放課後児童クラブの利用者から1人当たり新たに5,000円を徴収することについてです。この歳入を確保するために、現在、学童保育をしている149の市町村の平均を持ち出して、5,000円を正当化されています。10万以上都市では、利用料無料は6市あります。これを含めると1,800円の平均です。これはまずいとして、今度は全道平均を持ち出すという、歳入の見直しの視点は、ここにもありません。しかも、利用料を徴収している10万都市の自治体では、旭川市、室蘭市を除き、おやつ代や保険料は利用料の中に含まれております。ところが、小樽市は、5,000円のほかにおやつ代1,500円は徴収するという、とんでもない市民負担の限りです。

歳入増では、できるだけ市民への負担を隠そうという思惑が感じられます。「広報おたる」12月号では、市民の皆さんにご理解とご協力をお願いしと呼びかけていながら、市民に正確な情報を提供しておりません。一例を挙げますと、家庭ごみ収集の有料化です。第3回定例会の予算特別委員会、厚生常任委員会での私の質問に、環境部は、函館並みにすると3億円、資源物回収には1億円、ごみ袋製作費、販売委託料、保管・運搬費用など、さらにお金がかかると説明しております。この答弁以降、我が党は、再三にわたり他都市の例を小樽市に当てはめたら、それぞれ幾らになるのか資料の提出を求めましたが、今議会の予算特別委員会が始まる直前まで断り続けてきました。この経過からも、市民負担が実際に幾らになるかを進んで明らかにしない態度がうかがえます。函館市を例にとり、小樽市の人口で割り返しても、有料化での市民負担は3億5,000万円です。環境部が説明する経費は1億円余り、小樽市が今後どういう方針で臨むかはこれからであることは承知しておりますが、財政部長は、ごみ有料化で財政効果を期待していることを隠してはおりま

せん。我が党は、資源物回収に新たにかかる経費を市民にかぶせることには同意しません。これを別にして、函館市との単純比較では、一般会計には2億5,000万円もお金が市民の負担で入ることになります。有料化に紛れて市民に億単位の負担をかぶせることは、許されるものではありません。

国民健康保険料の値上げも同様です。医療費の改定がどうなるかわからないから試算はできないという答弁でしたが、現在の医療費をベースにして試算すれば、およそわかるはずですが、これも明らかにしませんでした。国保料の値上げを撤回するならともかく、こういう具体的な、概算であっても金額を示すこともなく議論がされていくことは、無責任な話ではないでしょうか。市民は、こういう数字を参考にして、自分のお財布の中身と相談をし、自分の身に引き寄せて考えるのではないのでしょうか。

議案第14号にかかわってですが、今、北海道の完全失業率は5.6パーセントと悪化の一途であり、小樽市内の企業倒産も相次ぐ現状がある中だからこそ、地域経済と雇用を守る施策を充実させていくのが本来ではないのでしょうか。

重度身体障害者見舞金の存続にかかわって陳情が寄せられました。この見舞金は、障害者団体が要求して創設された、30年からの歴史ある制度です。重度身体障害者の大部分は、障害基礎年金、厚生年金といっても、生活保護並みの年金で生活されております。5,000円といえども生活を支える貴重なお金です。同じ障害を持ちながら支給される方と支給されない方の差別を生み出すほか、障害者の方々にとって貴重な、たいへん重みのあるこの見舞金を奪うこととなります。憲法第14条「法の下での平等」、憲法第25条「生存権」に照らしても、存続を願う陳情者の願意は妥当と考えます。

財政再建のためといって、無駄な税金の使い方をそのままにし、20億円を超える市民サービスを切り捨てて新たな負担を押しつけ、中小企業、商店への支援を廃止・縮小して財政再建を図るとしてありますが、これで果たして財政再建ができるでしょうか。日本共産党は、市財政再建のためには無駄な税金の使い方を改めて、将来への不安解消を図ることが一番大切だと考えます。財政が苦しいからと市民に負担と犠牲を押しつける後ろ向きの姿勢ではなく、主人公である市民の暮らしを守り、中小企業、商店を応援する建設的な方向こそ税収を伸ばすことができ、市民と本当に力を合わせてこそ、財政再建の道と考えます。この方向で健全化計画を根本から改めることを要求し、以上、討論いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第22号及び第30号について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、いずれも不採択と決しました。

次に、議案第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号、第10号及び第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

13番(前田清貴議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

一部の公用車については、経費などの面から廃止の意向を議会に報告したところであるが、今後、個別に内容を精査し、民間委託なども視野に入れ、運転手業務や公用車の適切な在り方について検討すべきと思うがどうか。

市の情報化推進については、IT推進本部と行政情報化推進委員会を庁内で組織し、進めていると聞く。庁内LANシステムを構築し、現在、その充実に努めているが、今後、文書管理システムなどを含め、効率的な事務に資するに足る運用ができるよう、さらなる研究が必要と思うがどうか。また、ホームページについては、1課1ページ立ち上げを目指しているというが、市民が求める情報を把握し、ニーズにこたえられるものでなければならないと思うがどうか。

「広報おたる」10月号掲載の小樽市の財政状況の記事では、市民1人当たりの額を算出しているが、歳出については、歳出総額を根拠としているのに対して、歳入については、市税収入のみに限っているのはなぜか。公共事業における借金が膨らんでいる実態の中で、なおもこうした事業への投資をやめようとならないが、地域経済の活性化に対し、どれだけの見返りがあるというのか。今後も広報などを通じて、当市の財政の状況を公表し、市民に協力を求めていくのであれば、当然、今日のひっ迫した財政状況に至った経過を、反省を含めて説明する必要があると思うがどうか。

行政事務執行の事後評価として、決算の分析は非常に重要である。不用額などの実績を、他都市の事例も参考にしながら、総括的かつ詳細に分析し、予算の在り方についてじゅうぶん検討した上で、次年度以降の予算編成に反映していくことこそが求められると思うがどうか。

財政難の中にあっても、ここ数年間の推移からは、教育予算への配慮が見てとれる。市としては、今後も未来を担う子どもたちのため、できうる限り予算を確保していくといった観点で、編成などに取り組んでもらいたいと思うがどうか。

今後、扶助費が増加傾向にあることが予想される中、福祉施策関連予算については、縮小や削減といった市の意向がうかがわれる。過大な施設建設や無駄な事業によってもたらされた多額の借金返済のために、福祉の後退や市民負担の強要につながるような市の姿勢は、絶対に許されるものではないと思うがどうか。

市の財政は、三位一体の改革の行方によって、その在り方が変わってくるとはいえ、市財政好転には、何よりも自主財源比率の向上が重要であることは言うまでもない。市としては、市長会などを通じて国へ要望しているというが、財源確保に向けた方策について、よりいっそう努めるべきと思うがどうか。

公共事業の経費圧縮のため、市は設計や原材料の変更などといった手法を用いているというが、コスト縮減を最優先するあまりに、使いがっての悪さや危険性を内在したものとなつては、全く意味をなさなくなってしまう。市としては、あくまで事業本来の目的をじゅうぶん踏まえた上で、最小の費用で最大限の効果を生み出すよう努力すべきと思うがどうか。

学校開放事業が26校で実施されているが、そのうち教室を開放しているのは2校のみとなっており、開放日数も少ない。本来の目的である地域に開かれた学校として校舎を活用していくためにも、教室開放日数や実施校の拡大に向けて、積極的に取り組むべきと思うがどうか。

現行の社会教育施設、社会体育施設の入館料・使用料については低廉であり、必ずしも時代に合っているとは思えない。入館料・使用料を値上げしてでも、それに見合った魅力あるサービスを提供していくことが求められているのではないか。

本市では、これまでに発掘された埋蔵文化財を、小中学校や旧消防支署などの空きスペースに収蔵している。このような状況下では、せっかくの財産が市民の目に触れることもなく、その価値を生かしきれていないのではないか。中心商店街の空き店舗など、市民の目に触れやすい場所での展示や、子どもたちの教材としての活用に向けた方策を検討すべきと思うがどうか。

年間2万人以上の利用者がある銭函パークゴルフ場には、仮設トイレが設置されているが、利用者が多いときには、隣接する銭函浄水場のトイレを使用せざるをえず、不便を来している。また、自然の村パークゴルフ場でも、トイレは実習館にしかなく、利用しづらいとの声を聞く。市は、財政難を理由に常設トイレの設置は難しいというが、現在、使用料が無料である70歳以上の利用者にもある程度の負担を求め、トイレなどの施設の充実や芝の維持・管理を行い、良好なプレー環境の維持を図ることがさらなる利用増につながると思うがどうか。

一般的に催事などで公園を利用する際には、使用料が課せられているが、潮見台・望洋両シャンツェにおいては、同様の目的での利用は無料となっている。このことは、市が管理する施設にあって、ある種の矛盾であり、市民に不公平感を持たれないよう、取扱いを検討すべきではないのか。また、維持管理費が計上されている以上は、各種スキー大会などの誘致を行い、よりいっそうの利用促進を図るべきと思うがどうか。

昨年度、問題点が浮き彫りとなり、契約変更がなされた観光物産プラザの清掃業務委託については、その後、適切に行われているのかどうか。また、委託先の小樽観光協会には元市職員が勤めているが、退職した市職員の再就職に当たっては、おおむね5年間までとの覚書を交わしているのではなかったか。できる限り民間で人材を確保するとともに、就業の際には、市民から疑念を持たれないよう配慮すべきと思うがどうか。

緊急地域雇用創出特別交付金事業の1人当たりの単価は、高いもので3万5,000円、低いもので3,900円と極めて格差が大きい。この原因は何か。昨年度のハローワーク小樽管内の求職者に対する就職率が13パーセントと低い状況にあるが、市として求職者がどんな仕事を求めているのかを分析し、更に雇用が創出されるような事業展開をすべきではないか。

市有林の樹木の樹齢は主に60年程度であるというが、市の財産としてとらえ、財産内訳書の中に資産として計上すべきではないのか。現状での立ち木の売払いは、木材市況の低迷により、運搬経費すら捻出できな

いとのことであるが、将来の事業展開を見据えた検討を始める必要があるのではないかと。

高島漁港に年間60隻ほどの外来のイカ釣り船が水揚げをしているとのことであるが、本港や高島漁港内には、しけなどによる緊急避難の際のじゅうぶんな係留場所が確保されておらず、不満を抱く外来船が多い。さらに多くの外来船が小樽港で水揚げするように、受入れ態勢の充実を図るべきと思うがどうか。

青果物卸売市場の運営については、平成20年ころに終了する公債費の償還を含め、少なからずの維持管理費を伴っている。流通形態が大きく変化し、つくり手の顔が見える安全で安心できる食品が求められ、産地から消費者に直接届けられるしくみが増えてきている昨今、市としては、行政改革の観点からも市場の存続方について議論し、方向性を打ち出すべき時期に来ていると思うがどうか。

道の「プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」が来年6月から施行され、この中で水域利用調整区域として、限定的に禁止水域が定められれば、それ以外の水域は利用可能という意味になり、海岸のごみをはじめとするさまざまな問題の発生が予測される。海岸線の管理は道が一義的に行うとしても、海岸線への車両の出入りに対する制限が有効な対策であることから、市としても、組織・機構の見直しの中で対応する所管を明確にした上で検討していく必要があると思うがどうか。

東南地区に計画されているコミュニティセンター建設について、調査費を計上する時期、建設規模、総工費、建設手法などについて、現時点でどのように考えているのか。また、東南地区は、公共施設が不足している現実があり、地域住民からは集会室や体育館、児童館の併設が要望されている。市においては、消防出張所の併設が議論されていると聞くが、図書館の分館的な位置づけで、図書室の設置についても検討すべきと思うがどうか。

市内8か所に設置されている連絡所は、開設当時に比べ、取扱件数が約3分の1ほどに減少した一方で、人件費などの管理経費は増加してきている。市は、事務事業の見直しの一環で連絡所を廃止し、3サービスセンターのサービス強化を図る考えというが、土日・夜間の住民票交付や高齢者や身体障害者宅へ直接届けるなど、行政サービスの強化についても検討すべきと思うがどうか。

市は、各種福祉施策や計画を打ち出しているが、その進ちょく状況をどのように把握しているのか。財政再建に向け、事業の見直しを行っているが、福祉については、その達成度を踏まえ、きめ細かく対応しなければならないと思うがどうか。

有害鳥獣捕獲実績では、推察される生息数から見て、タヌキの占める割合が高いが、農作物などの被害状況に応じ、適切に行われているのか。今後においては、自然保護の観点からも、直接捕獲に携わる方々などから意見を徴し、乱獲とならないよう注意すべきと思うがどうか。

建設リサイクル法が昨年5月に施行され、建物の解体に当たっては、分別してリサイクルすることが義務づけられているが、施行日以前に契約をしたものについては、分別することなく解体できるとのことである。契約時期によって取扱いに差が出ることを周知するなど、市民が不公平感を抱かないよう配慮すべきではないのか。また、一部業者による法に抵触する不適切な処理があったやに聞くが、同法のさらなる周知、啓発を図り、パトロールを強化した上で、悪質な業者については社名の公表も検討すべきと思うがどうか。

資源物収集運搬業務について、市は、従業員の雇用の安定と機材の確保を理由に、競争入札には適さないとして、従前から同一業者との随意契約を続けてきているが、見方を変えれば、特定の業者のみを保護していると受け取られかねず、極めて問題がある。今後、入札を行うなど、透明性の高い契約方法に改善すべきと思うがどうか。

産業廃棄物等処理事業会計については、処分料を徴収しながら、地元の要請により地域振興対策として、道路建設などにも支出していると聞くと、それでもなおかつ過大とも言える剰余金を持っている。処分料が安ければ、近隣市町村から廃棄物が流入してくる問題があることや、今後、防災工事や跡地利用などの経費が見込まれるというが、剰余金を見直し、利用者に過度の負担をかけないように配慮すべきと思うがどうか。

市は、一般廃棄物収集業務については、特定の業者に随意契約により委託し、その金額が予算の大半を占めているが、全く問題はないと言いきれぬのか。個人業者が扱っていた際に発生したさまざまな問題解決のため、会社を立ち上げたという過去の経緯があるとはいえ、規制緩和が叫ばれる現在にあっては、競争原理を排除し、一部業者を保護するといった論理は、とうてい認められず、ゆ着の疑念すら感じられる。さらに、一部業者の利益の少ない業務に消極的な姿勢などに対して、市の指導力が不足している感も否めない。今後、市としては、市民負担を軽減することはもとより、廃棄物処理行政に対する理解を得られるよう、透明性や公平性の確保に努めなくてはならないと思うがどうか。

ごみ収集に係る各種委託業務の中で、長年にわたる特定業者との随意契約締結を見受けるが、これはどのような根拠で行っているのか。ほかの業者が対応可能なものであっても、随意契約に固執する理由や業者選定の基準は不明確である。これら業務委託に当たっては、透明性や公平性の確保にじゅうぶん留意し、事務を遂行すべきと思うがどうか。

昨年の第3回定例会において、小樽病院の公宅の問題を取り上げた際、使用していない財産については有効活用を図りたい旨の意向が表明されたが、その後、どのようになっているのか。本市の置かれている財政状況にかんがみ、売却も視野に入れた適切な処分を行い、早急に決着すべき問題と思うがどうか。

塩谷の民間土砂処分場は、5、6年前から森林伐採をするなど大規模な整備を行っており、沈殿池を設けてはいるものの、雨の日には泥水があふれて、道路や塩谷川に流出しているという。しかしながら、市は、宅地造成等規制法の規制区域外で届出の必要がないので、業務内容や処理している土砂の性質など一切チェックしていないとのことである。現在は、全く業者の良識にゆだねた状態であり、市は、業務内容を把握し、地域住民の不安と周辺環境に配慮した指導をすべきと思うがどうか。

除雪については、出勤基準などを定めて実施しているが、市民からはさまざまな苦情が寄せられていると聞く。除雪を円滑に進める上で、業者側からの意見、要望なども踏まえながら、市民に理解や協力を求める部分については、きちんと周知すべきと思うがどうか。近年は、総合除雪として一括JVに発注することで、効率的な業務体制をとり、さらに排雪や雪捨場の管理についても、安価な手法を模索していると聞く。市民は、少ない予算できめ細かな除排雪を望んでおり、最大限、市民の期待にこたえてもらいたいと思うがどうか。

小樽公園「こどもの国」の利用者は年々減少傾向にあると聞くが、園内の急坂や段差など地形的なものや、施設の老朽化が原因ではないか。子どもたちにとってはじゅうぶん楽しめる遊具があり、今後、再整備に向けて、公園全体の利用しやすい姿を検討し、利用者増を図るべきと思うがどうか。

最近、市内では、北海道屋外広告物条例に違反する電柱などへの張り紙広告が目につく。これらは発見した市民がみずからはがすことはできない定めであるというが、市民団体などを通じて、写真などによる市への通報活動を喚起することで抑制につながると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成15年第3回定例会議案第6号ないし第10号、第12号ないし第18号、第21号ないし第24号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも認定と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、採決の結果、全会一致で、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、ただいまの決算特別委員長報告に反対し、平成15年第3回定例会議案第6号ないし第10号、第12号ないし第18号、第21号ないし第24号は不認定の討論を行います。

我が党は、平成14年度当初予算に反対し、予算修正案を提出いたしました。その内容は、石狩湾新港管理組合負担金、マイカルのための小樽港縦貫線整備事業費、中央通地区の土地区画整理事業費など不要不急の公共事業を削減、土地開発公社が抱えている保有地のうち目的がなくなった一部を処分、石狩開発株式会社、北海道国際航空株式会社、札幌国際エアカーゴターミナル株式会社、株式会社マリンウェーブ小樽などの有価証券の売却などを行って、高校生の臨時雇用を20人、消防職員を国の基準にするため年次計画による増員、介護保険低所得者保険料・利用料の第3段階までの助成、国民健康保険料に上乘せされる介護保険料の2分の1の助成、乳幼児医療費助成の所得制限廃止、商工業者への駆け込み緊急資金貸付金、小中学生の通学バス代通年助成、小学校1年生の35人学級実施のための市費での教員採用等々、市民の暮らしや営業、福祉、教育を守る予算に充てました。この修正案の財政規模は、民生費は6.3パーセント、教育費0.39パーセント、職員給与費0.2パーセントの増額、市債は約9.1パーセント減額することができ、財政再建の第一歩を踏み出すことになるものだったと考えております。

小樽市は、厳しい財政の中でも市民要望にこたえ、ふれあいパスの存続、経営支援特別資金の創設、中心商店街の近代化支援、所得制限を導入したが乳幼児医療費助成を1歳拡大したことなど、評価できる点はありました。しかし、その後、石狩開発とエア・ドゥの破たん、出資金7,800万円はふいになり、財政難に拍車をかけたことは、我が党が早くから提案してきたことが適切であり、市は受け入れるべきだったということを実証する結果となりました。

一方、小泉内閣による不良債権の強行処理で、倒産や失業が激増し、市税収入は前年度に比べ4億8,600万円も落ち込み、臨時財政対策債を除く普通交付税も3億8,500万円削減されたことや、10月の老人医療改善で高齢者への負担をかぶせ、さらには小樽市の国民健康保険は、今後4年間で20億円の赤字が見込まれるため、保険料の引上げで、またまた市民へ負担が転嫁されようとしていることなど、国が財源措置をせず、地方自治体に犠牲を強いていることは、許せないことであります。

しかし、小樽市の責任もあります。今回の予算特別委員会で、市長は、財政危機の対策が遅れた面もあったと答弁しておりましたが、本市の財政危機はもっと早い時期から現れていました。小樽市の財政は、平成8年度から公債費負担比率15.3パーセントと危険信号で、その後も悪化の一途をたどっていたのに、マイカル誘致の築港再開に140億円もの税金をつぎ込み、この借金だけでも元利で100億円を超え、以後の市財政の大きな負担となりました。さらに既存商店に打撃を与え、税収減に拍車をかけ、市税落込みをみずから招く結果になったのです。

石狩湾新港は、開業以来、負担金と関連地域からの市税収入の差引きで30億円以上の持ち出しになっているのに、14年度も4億5,092万円の負担金を支出していることが、なお市財政を悪化させている要因であるこ

とがますます鮮明になっています。大企業のための大型開発がいかにより自治体の負担になり、ひいては自治体本来の役割を投げ捨て、市民に痛みを強いるものか明白であり、石狩湾新港負担金は直ちに中止すべきです。

そのほか厳しい雇用情勢の下での緊急雇用の在り方も問題です。14年度ハローワーク小樽での求職者6万3,660人に対し、就職できたのは8,400人です。緊急雇用での採用は、わずか73人にしか過ぎません。しかも、図書資料マーク化事業では、単価が3万9,100円から7万4,060円と、異常な高さです。この制度には、なじまないものではないでしょうか。緊急雇用ですから、できるだけ多くの雇用ができるような事業を選択し、行政側の都合に合わせたものは抑えるべきです。

また、ごみ収集や資源物回収業者を、長年、随意契約で行っている問題点も浮き彫りになりました。これから家庭ごみの有料化で市民に負担を負わせようとしておりますが、その前にこのような問題を解決し、関係者に納得のいく行政であるべきです。

そのほか、第3回定例会で住吉中学校の不動産処分の議案が出された際に、我が党としては、住吉中学校が既に廃校となったこと、双葉高校が介護のコースを増やすということを知っていたので、売却代は教育予算に使うように付言して賛成をしました。ところが、その後、なくしてしまった住吉中学校跡に新しく中高一貫校の中学校ができることは、小樽市の教育の在り方が問題であり、また、卒業生の気持ちを逆なでするものであります。さらに後でわかったことですが、統廃合で受入れ校になった末広中学校のトイレはいまだに水洗化されていないことや、西陵中学校の通学路の街灯の問題など、教育環境整備に課題が残っています。このような問題を残して小学校の統廃合を進め、子どもたちにさまざまな負担を強いることは認められないことを申し添えて、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成15年第3回定例会議案第6号ないし第10号、第12号ないし第18号、第21号ないし第24号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 15番、大竹秀文議員。

(15番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

15番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

株の配当所得等の課税方式の見直しを主な内容とする市税条例の一部改正案が提案されているが、市税収入への影響額はどのくらいになるのか。今回の改正案の基となった地方税法の一部改正によって、配偶者特

別控除の上乗せ分が平成16年から廃止となるが、約1万2,000人の市民が対象となり、平成17年度においては、総額で1億6,000万円もの負担増になるとのことである。配当所得が受けられるような金持ちや、大企業優遇の税制改正と思うがどうか。

放課後児童クラブについて、道内に657クラブがあり、約40パーセントが児童館で開設しているが、有料にしているのは千歳市のみとのことである。しかも、小樽市の場合、児童館の利用時間は、一般の児童が午後5時まで、クラブの児童は午後6時までと、わずか1時間しか変わらず、サービスも何ら変わらないのに、一方は5,000円もの負担を強いられることになり、有料化は考え直すべきと思うがどうか。いったん白紙に戻し、保護者などを対象にどのくらいの負担なら可能かどうかということや、サービスに対するニーズを把握するための調査を行った上で、改めて検討する必要があると思うがどうか。

近年、子どもの食生活の乱れや、家庭内における食の崩壊が指摘され、アトピー性皮膚炎といった影響も出ているが、家庭内で親子が食について語り合うきっかけづくりとなるような、食育に対する認識を深める取組を学校給食の場で展開してもらいたいと思うがどうか。

今年は、小中学校の周年事業が7校で挙行されているが、式典で国旗を掲揚したのは4校、うち国歌も斉唱したのは2校で、3校はいずれも行っておらず、ステージを使用しなかった学校も4校あったとのことである。PTAが中心となって実行委員会を立ち上げ、学校側は協賛している形になっているが、周年事業も学校においては重要な行事であり、式典の在り方について、教育委員会として指導する必要があるのではないか。

自衛官養成学校の受験を呼びかけるチラシを学校に直接持ち込み、配布を依頼したことが問題となっているが、教育委員会からは、あたかも自衛隊の活動そのものが悪いととられかねない発言があった。過去にも、教育委員会を通さず、直接学校に依頼したということがあり、その際、以後は教育委員会を通すという約束が守られなかったということであれば、自衛隊の活動そのものには問題がなく、今後、教育委員会を通して依頼すれば配布すると理解してよいのか。

空き家対策について、平成10年の調査では約8,000軒の空き家があるとのことであるが、人口の高齢化が進んでおり、単身高齢者も平成12年の調査で約7,000人を数え、今後、ますます空き家予備軍が増加するものと思われる。中には、持家であるがために単身になっても家を離れられず、厳しい環境の中で生活している老人もいると思われる。こうした実態も踏まえ、空き家の実態調査結果を、今後、どのように施策に生かしていく考えなのか。

行政改革について、財政効果を上げるために行うというようにとらえられがちになるが、改革を成功させるためには、その目的を市民にわかりやすく説明し、理解と協力を得るための手続を進めることが不可欠と思うがどうか。

財政健全化について、約40億円の財政効果を上げるために、人件費で20億円、事務事業の見直しで15億円の削減、歳入で5億円の増を見込んでいるが、達成できるのか。人件費と歳入増については、ほぼ見通しが立ったが、事務事業の見直しについては厳しい状況にあるとのことである。平成14年度決算における経常収支比率も99パーセントを超えている中で、新年度予算の編成に当たって問題はないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第21号並びに陳情第18号、第19号及び第27号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と決定いたしました。

次に、陳情第23号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第6号、第8号及び第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、所管事項の調査につきましては、継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第6号、第8号、第9号は否決、議案第21号は可決、陳情第18号、第19号、第23号、第27号については採択の討論をいたしません。

議案第6号は、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例案です。

地方自治法の一部改正により、地方公共団体において指定管理者制度を導入し、指定管理者の指定、手続、その他必要な事項を定めるものです。この条例で対象となる施設は、そもそも現行地方自治法第244条の規定に基づいて、住民の福祉を増進する目的をもって設置されているものです。そのような目的を持った施設だからこそ、その管理は、当該地方自治体、利潤追求を主たる目的としない公共団体、あるいは当該自治体が出資している法人で政令で定めるものと、いずれも公共性を持つ団体が行わなければならないとされているのです。今度の改正は、こうした公の施設の管理を、公共性を持たない営利を目的とする民間法人にも委託できるようにするものです。地域住民にサービスを提供するということは、自治体本来の任務であり、それを民間法人にゆだねるということは、自治体の責任後退につながり、公共性を危うくするものです。

議案第8号は、小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案です。雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の一部改正に準じての改正です。

このたびの雇用保険の改正は、給付削減3,100億円、2年後の保険料引上げによる負担増が3,000億円に上るという内容です。さらには、常用雇用以外の再就職を進める就業促進手当を新設し、地域賃金の8割の条件でも紹介を拒否すると給付制限を設けるなど、雇用保険制度の名において、低賃金、不安定雇用を促進することになるものです。失業者の生活に打撃を与える支給額の削減は賛成できません。

議案第9号は、市税条例の一部を改正する条例案です。地方税法の一部改正による課税方式の見直しにかかわっての改正です。

地方税法の改正では、個人住民税の配偶者特別控除上乘せ分を廃止するなどの庶民増税が盛り込まれています。赤字企業への増税となる外形標準課税の導入もあり、経済危機に拍車をかけるものです。一方で、不動産取得税の大幅な軽減、特別土地保有税の凍結など、大企業優遇、庶民増税の改正に絡むものとの見地から反対するものです。

議案第21号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

ブッシュ政権が、9.11テロ事件以来、核体制見直しを行い、その後、国家安全保障戦略や大量破壊兵器拡散対抗戦略で先制攻撃と、かつてない核兵器使用戦略を公然として国家政策に押し上げていることは、核をめぐる緊張感が一段と高まっていることを意味しています。

他方で、日本非核宣言自治体協議会が8月に開いた全国大会では、非核宣言自治体は今や8割を超え、非核、平和を求める声は、日本国民のゆるぎない意思となっていることを確認しています。提案説明でも、小樽港に入港したアメリカ艦船がイラク戦争に参戦しているということを指摘しましたが、非核宣言都市の先駆者として、市民の安全を守るという自治体の姿勢を、非核港湾条例の制定で示そうではありませんか。

次に、陳情について採択の討論を行います。陳情第18号、第19号、第27号は、いずれもイラクへの自衛隊の派遣中止を求めるものです。

そもそも大義のない無法な戦争で、多くの罪のないイラク国民が犠牲になったことにとどまらず、終結宣言後も軍事占領を続けるアメリカ・イギリス軍に対し、イラク国民の怒りと憎しみが暴力とテロを広げる原因となっています。イラク問題の解決のためには、一日も早くアメリカ・イギリス軍主導の占領支配をやめ、国連中心の枠組みによる人道復興支援に切り替えることです。日本政府は、そのための外交に努力をするべきです。イラクの高校教師は、「日本を愛しているから敵にはならないでください」と、自衛隊派遣をやめるよう訴えるメールを送信してきました。

陳情第23号は、幼児ことばの教室の稲穂小学校での存続を求めるものです。

統合しようとしている旧東山中学校は、小さい子どもを連れては、自家用車でもなければ、なかなか大変な場所です。市民が利用することに不便を来すことは、制度の趣旨にも反することです。陳情者の願意を重く受け止め、採択を主張して討論とします。(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 12番、小前真智子議員。

(12番 小前真智子議員登壇)(拍手)

12番(小前真智子議員) 自由民主党を代表して、委員長報告に賛成し、陳情第18号、第19号、第27号のイラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書提出方について反対、陳情第23号は継続審査を主張し、討論を行います。

私たちは、イラク問題を対岸の火事と見ていていいのでしょうか。我が国にできることは何かを考え、手を差し伸べるべきです。今、イラクでは人道的見地から、復興支援が国際的に求められています。衛生的な飲料水の確保、医療の援助、子どもたちのための学校の整備など、我が国としても積極的に国際社会の一員として役割を果たすべきとの考えから、不採択を主張いたします。

次に、陳情第23号は、幼児ことばの教室の稲穂小学校の併設存続を求めるものです。

我が党は、統合することによる利便性や学校教育とのつながりが担保されることなどを考慮し、加えて今後行政と保護者との話し合いや説明会が行われると聞いておりますので、こうした経過をしっかりと見極めた上で態度を決めたいと思います。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

18番(佐々木勝利議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告のうち、議案第21号は可決、陳情第18号、第19号、第23号、第27号は、いずれも採択とする討論をいたします。

議案第21号は、小樽市非核港湾条例です。

振り返ってみますと、小樽市議会は、21年前、1982年6月28日、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。宣言は、「今、核兵器の廃絶、使用禁止は、最も緊急な課題であり、日本国民は世界の唯一の被爆国民として、これを積極的に実現する崇高な責務を負っている。小樽市は、我が国の非核3原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し核兵器の廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市とすることを宣言する」とうたっています。

先の12月10日、私の代表質問の中で、市長の平和観について伺いました。市長は、「戦争のない平和な世界が実現されることは、全人類の悲願であるとともに、世界で唯一の被爆国として、我が国が今後も国際社会の先頭に立って訴えるべきテーマであると思っています」と答えております。

小樽市民は、小樽市の平和の営みが世界の平和に通ずる確かな道であることの共通認識に立って、(仮称)平和行政の推進に関する小樽市民条例の制定が必要であると考えております。議案第21号は、核兵器廃絶平和都市宣言をいっそう発展させるために必要と考えます。

次に、陳情案件についてです。いずれも願意は妥当なものです。そのうち陳情第18号、第19号、第27号は、いずれもイラクへの自衛隊派遣中止を求める内容のものです。いずれも確かな現状認識に立ち、願意妥当なものです。そこで、特に今回、陳情第19号、ひめゆりの会(小樽市退職女教師有志・平和を願う会)から提出されている陳情に注目して、討論いたします。

「戦争も核もない平和な日本を目指して、1947年に世界に範となる平和憲法が成立し、約半世紀の間、日本は戦争反対、平和を求め続け、国民生活の安定を築き上げてきました。教え子を再び戦場に送らない、この固い決意は、私ども全国の教職員の熱い願いとなり、今も後輩に受け継がれ、教育基本法とともに、教育活動の根幹をなしている」と強く訴えております。

「今回の問題、派兵の中心となるのは、旭川の陸上自衛隊北部第2師団と札幌の第11師団とされています。自衛隊の活動地域は、サマワなど非戦闘地域だとされていますが、しかし、現在のイラクでは戦闘状態が終えんしておらず、非戦闘地域など指定される場所はないのではないのでしょうか。また、イラク国民は、70パーセントを超す失業者があり、今までの生活を破壊され、不満が爆発し、また、旧フセイン政権下の組織の反発、イスラムスンニ派の反乱、アルカイダ組織も入り込み、それに呼応する民衆など、混とんとした無政府状態で、テロ活動は日増しに活発化しているという状況にあります。11月中には、米兵79人、イタリア軍に自爆テロが突入28人、スペイン人7人、ついには11月29日に日本大使館員2人、韓国人2人が犠牲になり、尊い命をなくしました。国籍に関係なく、米・英に協力する国には無差別に攻撃が仕掛けられてきているのではないのでしょうか。イラク全土に戦争状態が存続し、危険地帯になっている状況です。イラクは、イラクの国民の手で復興を図り、国連をはじめ多くの国やNGOなどが、それを援助していくべき」こう指摘しております。

最後に、同じ北海道に住む者として、自衛隊員の生命と家族を守るためにも、派遣を中止するよう求めているものです。採択を主張して、討論を終わります。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

5番(森井秀明議員) 市民クラブを代表し、陳情第23号に対し、賛成の討論を行います。

これまで私どもは、さまざまな場面で子育て世代を応援する主張をしてまいりました。今回、私は、一般

質問において、保育所定員拡大や子ども発達支援センター設立を含めた子育て支援対策について、市長の見解を求めてまいりました。市長は、「子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりが最も重要なものと考えております」と答弁されました。私も、そのとおりだと思います。

そんな中、1本の陳情書が出されました。その内容は、幼児ことばの教室の移設反対についてです。私は、その内容を読んでショックを受けました。特に信じられなかったのは、事前説明がしっかりされていない、また、説明に当たり、移設は決定されているような状況であったことなど、保護者たちの不満は実に大きいものでした。子ども発達支援センターは、本当に市民のため、子どもたちのためになるのかという疑問まで考えさせられます。署名は実に1,122名を超し、その後も増え続けているそうです。

以前、本市では、中学校の適正配置計画において、事前説明がおろそかであったり、保護者の声が行き届かなかつたりなどの不満の声が上がったと聞きます。そのときの反省を生かし、現在、小学校の適正配置計画は、慎重に慎重を重ねて進んでおります。事前説明もしっかりと行われ、また、保護者の声を受け止め、一步一步進んでおります。しかし、なぜこの子ども発達支援センターに対しては、そのような配慮が見られないのか、疑問に思います。

陳情書に書かれている内容は、交通アクセス面、施設面、運営面などについて詳細に書かれておりますが、私たちは実際に陳情者のお話を伺い、ここに書かれていること以上に保護者の方々の思いは切実だと実感いたしました。その声をしっかりと受け止めるべきではないでしょうか。ぜひとも各会派の皆さんに採択の態度表明をお願いし、陳情第23号に賛成の討論とさせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 傍聴者の方に注意申し上げます。入るときに傍聴人規則をお読みになったと思いますけれども、ひとつご理解を願いたいというふうに思います。

討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第21号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、陳情第18号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第19号及び第27号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、いずれも不採択と決しました。

次に、陳情第23号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号、第8号及び第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

32番(佐藤利幸議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

改正ソーラス条約により、本港においても早急に港湾保安体制の整備が迫られている旨の報告がなされたが、この整備により、親水性が失われることや、一般市民までもが監視下に置かれる心配はないのか。

いまだに国から基準が示されていない現状において、16年7月までに整備を完了することは不可能なのではないか。市としては、港湾管理者の事業費負担を軽減するよう国に申し入れるとともに、該当バースの集約など費用の抑制に向け、早急に取り組むべきと思うがどうか。

警備システムの導入によって景観が損なわれ、観光のイメージダウンなどの弊害への対策も検討しておく必要があると思うがどうか。このたびの港湾保安整備がテロ対策であるなら、単に形式にとられることなく、真に目的を達成しうるものとなるよう、じゅうぶん検討しなければならないと思うがどうか。

市が所有する有形文化財の中で、教育委員会以外の部局が管理しているのは、鯉御殿だけであるという。これは、昭和33年の北海道大博覧会の際に泊村から現在の地に移転されて以来、主にレクリエーション施設として利用されてきた経緯があるというが、文化財としての位置づけが低く扱われるようなことは決してあってはならず、この点にじゅうぶん留意すべきと思うがどうか。

市内の散策コース周知のための「来ぶらり100選」については、着眼点は評価できるが、レイアウトの面で不便なものとなっていないか。観光基本計画策定に着手している現在、テーマ別の分類を行い、視覚に訴えるものに変更するなど、利便性向上に向けた方策を早急に検討すべきと思うがどうか。

観光が基幹産業とも言われる本市において、近年、観光入込み客数が若干の減少傾向にあることについて

は、不安感を払しょくできない。市としては、既存施策の充実はもとより、国土交通省の「観光交流空間づくりモデル事業」に後志地域が選定されていることから、近隣町村と広域連携した上で、より積極的に観光客誘致に取り組むべきと思うがどうか。

経営に関する知識や考え方といったものは、市の事務執行の上でも役立つものであると考える。この点から、市や民間が主催する経営者向けの各種セミナーなどへの市職員の参加について、庁内におけるサポート体制の確立を提言していくべきと思うがどうか。

本市に隣接する赤井川村は、風光明媚であり、土地が安く購入できる現状にある。農地取得に伴う条件を緩和し、入植者の手によって農業を生かした景観形成を図り、本市の知名度と連動することが実現できれば、大きな経済効果を生み出せると思うがどうか。

港湾区域内において、自動車の部品を取り外した残がい放置されている状況を散見するが、このような状態が続けば、観光地として大幅なイメージダウンになりかねない。市としては、景観を損ねることのないよう、早急に撤去するなどといった対策を講じるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第15号、陳情第20号につきましては、議案は可決と、陳情は継続審査と、賛成多数により決定いたしました。

次に、議案第16号、第18号、所管事項の調査につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対の討論を行います。

議案第15号には反対、陳情第20号については採択を求めます。

まず、議案第15号小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案であります。

文化財保護法第1条は、この法律の目的を「文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」と宣言しています。そして、第3条は、政府及び地方公共団体の任務として、文化財が我が国の歴史、文化などの正しい理解のためには欠くことのできないものであること、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであること、「国と地方公共団体など」ではありません。国と地方公共団体は、その保存が適切に周到の注意をもって、この法律の趣旨の徹底に努めなければならない、このように果たすべき任務を明確にしています。

本件議案第15号を考えると、実はこの立場に立つのかどうか分岐点、これが問われているのではないかと、このように思いました。小樽市内は、旧日本郵船株式会社小樽支店、手宮洞窟、五百羅漢像など、国、道指定の有形・無形の文化財施設があり、なおかつ日本銀行旧小樽支店、聖観音立像、高島越後盆踊りなど、市指定の文化財も数多く維持、保存されています。当然ではありますが、これら文化財は、国指定であれ道指定であれ、また、それが市指定であっても、先に述べました文化財保護法や、この法律に基づく北海道文化財保護条例あるいはこれらを受けて制定された当市の文化財保護条例によって、適切、周到な注意をもつ

て保存、活用されてきたものであります。したがって、所管管理も、当然のように、道も市も教育委員会がこれに当たっています。

ところが、鯉御殿であります。明治26年建築、明治から大正にかけて小樽を含む日本海沿岸のニシン漁のにぎわいを今に伝える貴重な建築物文化財として広く知られています。昭和35年、北海道が有形文化財に指定しました。

この案件がなぜ教育委員会所管で総務常任委員会ではなく、経常任委員会に付託されてきたのか。最初に突き当たった最も大きな疑問でありました。この点を経常任委員会でも、納得のいく答弁はいただいていません。昭和33年、泊村から現在地に移築、翌昭和34年、レクリエーション休憩施設、観光施設としての維持、管理及び活用、これを主たる目的として、現在ある小樽市鯉御殿条例が制定されています。以来、その直後の昭和35年の道指定文化財とされてからも、当市では、この鯉御殿に文化財としての名誉ある地位、適切なる位置を与えないまま今日に至っています。年間の入館者が約6万人、入館料収入が約1,200万円、管理者は、市経済部観光事業課長であります。問題解決をこのように先送りにしたまま、実は既に民間委託の方向が先行していた、これが本件議案提出の裏にある事情であったとすれば、とうてい賛成できるものではありません。貴重な文化財に対して、法が求めている責任、つまりは国民・市民が求めている責任、任務こそ果たすべきではないでしょうか。そもそも文化財として、確固たる立場で維持、管理をしてきたら、果たしてこのように鯉御殿だけを抜き出すようにして、民間に管理委託をする、こうした方向が打ち出されてきたのか、いま一度この点を自問してみる必要があるのではないのでしょうか。

この件に関し、もう一点申し述べておきます。地方自治法第244条の2第3項の改正に關してであります。

改正前の同条では、公の施設の管理は、一つに地方自治体の出資法人、二つに土地改良区などの公共団体、三つに農協や生協などの公共的団体に限定されておりました。これを自治体の指定を受けたあらゆる事業者へ委託できるとしたのが、今回の地方自治法第244条の改正であります。これでは、例えば病院も学校も図書館も保育所も、こうした公の施設すべてが利益追求の民間会社に投げ出しても構わない、管理委託しても構わない、つまり行政の責任を大きく改悪してしまう、後退させてしまうものであります。この法改正を受け、数多い文化財の中で、唯一の一番手を挙げた、これが本件条例の一部改正案であります。この点からいっても賛成できるものではありません。

次に、陳情第20号経営支援特別資金の継続方についてであります。

委員会における審議内容をまともに受け止めれば、もはや多くを語ることは要しません。ぜひ継続させようではありませんか。本件については、既に我が党の新谷とし議員の代表質問において、市長は、本年度をもって廃止を検討している、こうした答弁から、ぜひ中小企業を守るという点で残してほしいという新谷再質問に対して、廃止と提案したがさらに内部で検討していく、このように一歩踏み込んだ答弁をされております。さらに予算特別委員会3日目であります。この審議において、ただいま委員長報告をされた佐藤議員の質問の中で、制度を残すという趣旨で提案をいたしました。経済部長が、これに対して、提案のありました点を含めて協議をする、検討をすると答えられました。そして、一昨日であります。経常任委員会において、私の質問に対して、検討すべきステージが変わってきていることを認められました。であれば、にもかかわらず多くの会派が、なおこの案件は継続審査であります。このじゅ縛から、いま一歩が踏み出せないでいることを、たいへん残念に思うものであります。

中小業者や市民の身を切るような思いにこたえ、ぜひこの制度を継続させようではありませんか。その一

歩が何としても踏み出せないのでしょうか。本件の採択を求め、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第20号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第15号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、17年度に整備する特別養護老人ホームの運営法人について、社会福祉施設等整備審査委員会の審査結果を受け、3法人の中から1法人を選定したと聞く。審査に当たっては、規定の書類を提出させた上で、さまざまな審査項目を点数化して行ったというが、その作業過程が不透明ではないか。今後、公平性と透明性の観点から、審議内容の公表について検討し、選に漏れた法人にとっても納得できるような説明をすべきと思うがどうか。

市は、財政健全化を理由に、さまざまな福祉施策を切り捨てようとしているが、母子医療費助成における母親の通院分廃止は、母子世帯での大きな存在である母親の健康を害するおそれがあり、安心して子育てができる社会環境を整備するためにも、制度の継続が必要と思うがどうか。また、各種見舞金制度についても、受給者の苦しい生活の実態をよく調査すべきであり、市民の声を重く受け止め、住民福祉増進のため、温かな行政を行うことが市の責務と思うがどうか。

現在、「子ども発達支援センター」開設に向け、稲穂小学校に併設されている「幼児ことばの教室」を統合し、旧東山中学校に移転する見込みであるというが、設備や交通の便など、利用者から心配の声が上がっている。利用者の意を酌むよう、誠意を持って話し合いを続けてもらいたいと思うがどうか。また、今定例会に向け提出された陳情に対し、取下げを求める動きがあったやに聞くが、市はそのような事実を把握しているのか。

この冬のインフルエンザの流行は例年よりも早いと聞くが、市内の患者数などの状況を把握しているのか。

世界的にワクチン不足の状況が見られるが、市はマスク着用など有効な予防方法について検討し、周知すべきと思うがどうか。

小樽市温暖化対策推進実行計画については、市職員の意識向上を目的に研修会を開催し、理解が深まったとのことであるが、参加していない多くの職員に対しても、じゅうぶんな周知策をとってもらいたいがどうか。また、市民に対して、地球温暖化に関するアンケート調査を行い、現在、集計中であると聞くが、今後は環境教育の意味も込めて、未来を担う小中学生に対する意識調査も必要ではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第24号及び第26号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。次に、議案第13号、請願第1号、陳情第7号、第12号、第25号、第28号、第31号、第32号及び第33号につきましては、採決の結果、議案は可決と、請願及び陳情は継続審査と、それぞれ賛成多数により決定いたしました。

次に、議案第12号につきましては、採決の結果、全会一致により可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 日本共産党を代表しまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第13号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案には反対、請願第1号、陳情第24号ないし第26号、陳情第28号、陳情第31号ないし第33号はいずれも採択、継続審査中の陳情第7号、陳情第12号も採択を主張し、討論をいたします。

議案第13号は、商品先物取引をしたら、商品に限定をせず範囲を広げることになります。商取引を活性化させ、景気をよくしていこうというものです。国保料は支払いたくても支払えない保険料の滞納者が多く見られ、所得の低い方には大きな負担となっている今、そして国保財政が大変だと言いながら、高額所得者の方々を優遇していくことにつながる、この議案第13号には反対です。

請願第1号は、認可外保育所への予算増額方についてです。

認可外保育所は、これまで時間外保育、一時保育、産休明け保育、障害児保育など、小樽市がなかなか拡大してくることができなかつた面を、働く保護者などを応援するために、一線で頑張っており取り組んでこられました。小樽市の窓口に申込みに来て、満杯だから順番を待てという事務的な中身ではなくして、認可外保育所は利用できないという不安を抱える保護者を励まし、応援し続けております。地域で大きな役割を果たしております認可外保育所に、補助金増額の前向きな検討をやはりするべきではないでしょうか。請願者の願意は、妥当と考えます。

陳情第24号、第26号は、ごみ焼却施設の建設にかかわっての陳情です。

陳情の中にもありましたが、大型ごみ処理施設が建設されても、市民一人一人の協力がなければ、今、社会問題ともなっているごみの減量は図れないと考えます。そして、自治体は、市民の意識が向上していく努力をしなければなりません。リサイクルに対してもっと積極的に取り組めば、ごみは減量し、こんなに大きな施設は必要がないという陳情者の思いや、ごみ減量には市民一人一人の協力が不可欠だからこそ、市民と

の話合いをじゅうぶんに持ってほしいという願いは妥当と考えます。

陳情第25号は、市道築港海岸通線と市道築港2号線の信号のない交差点に、早期に信号設置を求めるものです。

平成15年11月18日には、死亡事故により市民の尊い命が奪われました。ここは、平成15年1月から11月末までに21件もの事故が起きております。昨日も車両事故が発生いたしました。交差点内は、右折車、左折車、直進車が入り乱れ、分離帯には渡りきれない歩行者が取り残され、たいへん危険な交差点です。理事者の答弁でも、信号機設置に向け、庁内での会議で話合いを進めているとのことですから、採択するのが当然です。

陳情第28号、第31号ないし第33号は、いずれも市民の身にしみる陳情です。

市長は、安心して子育てができるまちをつくっていくことを、言葉を変えながら繰り返し繰り返し述べておりますが、子どもの医療費を心配せずに子育てができることは、保護者にとって大きな子育て支援になるのではないのでしょうか。また、母子家庭では、母親は多様な役割を持ち、母親の通院の医療費助成等を廃止することは、母親の健康を損ねるだけではありません。母親は、子どもの笑顔に励まされ、仕事と子育てを両立し、そして子どもは、母親の元気な姿に安心して成長していくというように、支え合って過ごされています。こういう親子のきずなにも、大きな影響を及ぼします。

また、生活保護の方々は、入院された場合であっても、その生活の厳しさは変わりません。生活保護患者等見舞金は、ささやかではあるけれども、保護受給者を励ましてきたのではないのでしょうか。これまで、さまざまな制度に所得制限を設けるなどして、市民の生活はますます厳しくなってきました。ふれあい見舞金は、既に福祉灯油の後退の中、取り組まれてきたものです。これらの陳情は、市民の助けてほしいという生活に対する危険信号の発信です。さらに、この声をしっかりと受け止め、市民を苦しめるだけでなく、自治体に多大な負担を押しつけている政府に対しても働きかけるよう求める陳情者の願意は、極めて妥当です。

継続審査中の陳情第7号、第12号は、いずれもコミュニティセンターの設置を求めるものです。

市民が集い、交流する場の整備は、少子高齢化の中、最も大切なことと考えます。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし、討論とさせていただきます。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 9番、吹田友三郎議員。

(9番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

9番(吹田友三郎議員) 自由民主党を代表して、陳情第24号及び第26号について、不採択の立場からの討論をいたします。

現行、小樽市におけるごみ処理は、埋立処理の方法により進められており、処分地の規模もあり、近い将来には満杯となり、新たな最終処分場のことが心配されております。

小樽市では、6市町村から成る北しりべし廃棄物処理広域連合を立ち上げ、ごみ焼却施設とリサイクルセンターの建設を目指し、広域連合議会での審議に加え、小樽市議会予算特別委員会をはじめ、厚生常任委員会で市民の負託を受けた市議会議員が慎重審議を重ねております。

一方、市民の皆様への周知につきましては、広域連合を立ち上げてから市広報の紙面を使い、昨年7月、本年5月、11月と広域連合の内容、焼却施設の焼却方法等並びにごみ焼却施設生活環境影響調査書の縦覧等について行ってあり、地域住民との焼却施設建設にかかわる話合いも、平成12年度より20数回を重ね、ご理解をいただいております。

また、現在の埋立処理は、緊急的措置として行っており、今後、処分場周辺の方々をはじめ、市民の皆様
の安心して暮らせる環境づくりのため、小樽市は市民の理解をいただきながら、早急にごみ処理施設の建設
を進めていただきたい。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第24号及び第26号について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、いずれも不採択と決しました。

次に、陳情第33号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第1号並びに陳情第12号、第25号、第28号及び第32号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第13号並びに陳情第7号及び第31号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

13番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市内には、重度身体障害者の認定を受けている世帯主のいる世帯は1,200世帯ほどあるが、除雪サービスを

受けている世帯は、そのうちの100分の1にすぎないという。除雪サービスを受けていない世帯でも、障害者や高齢者など、置き雪に困っている世帯は、数多く存在する。今後、市として、置き雪解消に向けて、例えば除雪車のオペレーターが対象世帯を地図に落として把握し、作業を行うなど、他都市の事例も参考にして、プライバシーを確保しつつ作業できる方法がないか研究し、福祉部とも協議の上、早期に置き雪対策を実現させてほしいがどうか。

塩谷地区には集会所がなく、地元住民は、大変な不便を強いられており、早期建設を待ち望んでいるが、住宅再生マスタープランで計画されていた塩谷C団地の建替えと集会所建設工事の着工が遅れる見通しであり、そのため、実現は数年後になるとのことである。市営住宅条例では、市営住宅の入居者以外の者の集会所利用を認めていることから、住宅建替え前に集会所だけでも建設してほしいとの地域住民の要望は強く、したがって、平成17年度に策定する「公営住宅ストック総合活用計画」で、集会所建設の早期実現に努めるべきではないか。

富岡1丁目の民間業者の高齢者向け賃貸住宅建設において、基礎強化のため、地面を掘削する工事の影響で、隣接する住宅の地盤や石垣にき裂が入ったとして、住民が本年4月に工事中止を求める仮処分申請を行い、2か月間の工事中止の決定がされた。その後、工事は中断されており、業者が土砂の埋め戻し、石垣にシートをかけるなどの一時的な処置を行っているが、このままでは崩落などが危ぐされる。民間レベルの話ではあるが、市としても積極的に対策に乗り出し、安全確保に努めるべきではないか。また、工事着工後、近隣住民からの苦情が寄せられ、市もこれまでできる限りの対処してきたとは思いますが、今後、住民が市に対し、建築確認審査がふじゅうぶんだったということで訴訟を提起する可能性も想定されるため、市として何らかの対応が必要と思うがどうか。

財政健全化により、今後、人員削減された組織・機構の中で、各種事業の見直しが行われると聞く。例えば、道路、下水道、歴史的建造物の保全事業などでも、事業推進に当たっては、財政面を考慮しても継続すべきものもあるが、一方、財政的、経済的效果ということから考えて、休止するという決断をすべきものも出てくる。今後は、これまでも増して、コスト削減にも努めながら、事業の取捨選択にメリハリをつけて取り組むべきと思うがどうか。

小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱における減免対象世帯の基準では、障害者世帯とは、「世帯主が障害年金の支給を受けている世帯又は世帯主である妻が障害年金を受けている夫を扶養している世帯及び所得額の合計が360万4,000円を超えない世帯」となっているが、例えば世帯主の夫が健常者で失業中のため低所得、妻が身障2級という世帯ならば、減免対象世帯にはならないという。所得基準や世帯認定の面から見ても、現在の減免基準には不備があると思われるので、今後、福祉部とも協議し、減免対象世帯の認定基準見直しを図るべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号ないし第11号、第14号、第21号、第29号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情は継続審査中の案件を含め、すべて採択を求める討論をします。

陳情第21号は、今議会に新たに付託されたもので、銭函小学校通学路への歩道設置方についてです。

建設常任委員会では、土木部と一緒に現地視察をし、陳情者からお話も伺いました。陳情者は、陳情箇所
の市道銭函道営住宅横通線の道路幅は、おおむね6メートルであるため、通常の2メートル幅の歩道は無理
だと思つたので、児童が歩ける幅でよいこと、どうしても無理な場合は、例えば縁石で仕切るなど、児童が安
全に通学できるようにしてほしいと要望をしております。この道路わきにある道営住宅の奥には市立銭函保
育所があり、幼児たちは散歩に出るのが日課ですから、ますます安全な道路にしなければなりません。陳情
された方は、大型車も通ることから、何より子どもたちを交通事故から守りたいと、長年にわたって連合町
会を通して市に歩道設置を強く要望しております。議会として、陳情を採択して、住民要望実現の後押しを
すべきではないでしょうか。

なお、陳情は、憲法第16条で保障された権利です。現地視察の際、陳情者の方が立ち会うことが、これま
で数回ありました。そういうときは、陳情は受け付けないとはねつけるのではなく、まず市民の声を聞くこ
とが議員の責務であると思いますので、この際、申し添えておきます。

次に、陳情第29号水道料金、下水道使用料減免制度の存続方についてです。

上下水道料の減免制度は、昭和45年10月から生活保護世帯の水道料金の減免から始まり、昭和51年には福
祉年金受給の老人・母子・障害者世帯まで対象を拡大しました。その後、平成8年には水道料金値上げと消
費税が転嫁され、以後3回にわたり制度改定が行われ、減免の後退が起きています。

しかしながら、この制度のおかげで、多くの世帯がたいへん助かっています。新しい制度では、水道料金
減免の生活保護世帯は、第2類の扶助費で光熱水費が支給されているので対象から外すとしていますが、生
活保護の扶助費は最低生活を保障するものですから、生活に余裕がないのは当然です。殊に生保水準の具体
例として示されている72歳と70歳の老人世帯の一月の扶助費は、住宅扶助を除き13万6,150円、老人単身世帯
では8万5,700円と、ぎりぎりの生活費です。少しでも生活が助かるように、水道料の減免廃止をやめて、あ
わせて現行の制度を存続すべきです。

また、障害者世帯については、世帯主が障害年金の支給を受けている世帯又は世帯主である妻が障害年金
を受けている夫を扶養する世帯で、かつ所得制限以内という減免規定になっています。ところが、規定以外
の世帯構成員が障害年金を受給し、かつ非課税世帯でも減免を受けられないという矛盾があります。これを
改善し、障害者世帯の枠を広げるべきだと考えます。陳情で要望している現行制度存続方の願意は妥当です。
採択を主張します。

なお、公明党は、予算特別委員会最終日に、生保世帯の減免について質問した際、議案に出ないの
で論議のしようもないかもしれないが、私は反対だ、私たちとしては賛成できるものではないとしておりまし
たから、この陳情には、ぜひ賛成をしていただきたいと思います。

そのほか継続中の案件についても、すべてこれまでどおり採択を主張し、討論いたします。

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号、第6号、第8号及び第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第5号、第10号、第11号、第21号、第29号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時45分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2「議案第22号及び第23号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第22号公平委員会委員の選任につきましては、菊池正平氏の任期が平成15年12月31日に、議案第23号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、石川満氏の任期が平成15年12月25日に、それぞれ満了となりますが、引き続き両氏を選任するものであります。

なにとぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、一括採決いたします。

両件とも同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

意見書案第10号ないし第15号につきましては、提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第9号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号、第7号について、提案の趣旨説明をします。

意見書案第1号は、市町村合併と地方自治に関するものです。

政府が合併特例法の優遇期限をあおる中で、合併協議会の設置数は1,662市町村、426協議会に及んでいます。一方で、法定協議会で合併後の姿が具体的になるほどに、自分たちの町や村をなくしていいのかという気持ちが住民に広がっています。「全国2,497の町村は、2割の人口で国土面積の7割を支え、食糧の供給、水資源のかん養、自然環境の保全や労働力の供給など、極めて重要な役割を果たし続けてきた。将来にわたり、国民一人一人が真の豊かさや安らぎを実感するためには、日々の生活の拠点である地域社会が魅力にあふれ、活力に満ちたものでなければならない。その実現のためには、住民に最も身近な行政主体である町村が、まさに基礎的自治体として、地域の実情に沿った個性あふれる行政を、主体的・自主的に展開していくことが、何よりも重要である」。これは、12月3日、全国市町村大会での宣言ですが、全くそのとおりだと思い、この宣言をかりて提案説明にしたいと思います。

意見書案第2号は、生活保護に関するものです。

老齢加算については、小泉内閣が骨太の方針第3弾の中で、物価下落や賃下げなどを口実に、見直しが必要と指示したものです。財務省は、高齢になるほど消費支出は減少するとして、来年度予算編成で廃止を打ち出しました。しかし、生活保護制度の在り方に関する専門委員会の審議の中でも、財務省の廃止根拠に異論が続出しています。老齢加算は、高齢であるため特別に必要な費用、例えば消化、吸収のよい良質の食品、暖房、知人・親せきへの訪問などに対応するため、1960年につくられました。社会参加、文化的な要素のためには特別な費用が必要。母子加算についても、加算をなくせば母子家庭の生活はたちまち支障が出る、食費を切り詰めてまで子どもの教育費にお金を回している生活実態をよく見るべきだなど、存続を求める声が相次いでいます。

意見書案第3号は、年金制度の改悪に関するものです。

そもそも年金とは、国民の老後の安心と暮らしを支えるものであるはずですが、国民が今一番望んでいるのは、払える年金、老後の安定的な年金給付です。にもかかわらず、政府与党の論議の中心は、保険料をどこまで引き上げるかに始まり、年金課税の強化といった庶民増税です。年金課税強化は、国民健康保険料や介護保険料にも影響します。際限のない負担増は、国民の年金に対する不信を広げ、掛金を払えない人を増やし、年金の基礎を揺るがすことにつながります。

意見書案第4号は、不払残業規制など雇用安定に関するものです。

本市においても、サービス残業の実態が明らかになりました。何よりも不払残業横行の根底には、リストラによる圧倒的な人手不足があります。加えて不安定雇用の拡大は、年金や健康保険など社会保障の基盤整備にも大きな影響を及ぼすものです。経済の本格的な景気回復を果たさずには、国民の消費購買力を上げることです。正常な経済社会の再建のためにも、雇用の安定は緊急課題です。

意見書案第5号は、イラクへの自衛隊派遣の中止を求めるものです。

9日、自衛隊派兵に関する基本計画が閣議決定されました。戦争の大義に関する疑問を残したまま、また、不法な軍事占領支配を後押しするための自衛隊派兵は真の復興とはならず、さらなる犠牲を生みかねません。イラクの復興に当たって日本が果たすべき役割は、国連主体の人道復興支援に切り替えるための外交努力であり、憲法を踏み越えた、自衛隊をイラクに派兵することではありません。

意見書案第7号は、北海道警察における捜査用報償費流用疑惑の解明を求めるものです。

北海道警察旭川中央署で、捜査協力者への謝礼に充てる捜査用報償費が、実際には協力者に支払われず、不正流用されていた疑惑について内部告発された資料を、出所不明で受け取れないなどと言い、不正支出疑惑解明に背を向ける北海道警察と北海道庁の姿勢に、多くの道民から抗議の声が上がっています。疑惑解明を求める声は、日を追うごとに大きくなっています。道民が安心して暮らす北海道のために、疑惑の徹底的解明に当たり、警察と行政に対する道民の信頼を確立することは急務です。

以上、各会派の皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

18番(佐々木勝利議員) 意見書案第6号、第8号について、提出者を代表して、提案説明いたします。

意見書案第6号は、「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派遣に反対するものです。

今、小泉内閣の下で、国民への納得のいくじゅうぶんな説明のないまま、イラクへの自衛隊派遣を実施しようとしています。北海道を中心とした部隊が、その任を求められて、戦闘が続く地域に派遣されます。現在のイラクは、どの地域にあっても安全なところはなく、国連機関や赤十字国際委員会までが攻撃の対象にされるに至っては、なおさらです。このような状況の中で自衛隊が派遣されれば、米・英軍による戦闘、占領行為を支援するものとして、攻撃の対象となることは明らかであります。

また、今般、テロ組織と思われる者から、日本への警告と見られることも発せられています。日本の自衛隊派遣が、イラク国民の不幸と自衛隊をあえて危険にさらすようなことは、断じて容認できません。よって、日本は、イラク特措法に基づく支援体制を抜本的に見直し、新たな国連主体の人道復興支援を進めるとともに、イラク国民による速やかな政権樹立を目指すべきです。よって、政府は、イラク特措法に基づくイラクへの自衛隊派遣は、無理に無理を重ねることになり、派遣は見合わせるべきです。

次に、意見書案第8号は、裁判員制度に関するものです。この件につきましては、札幌弁護士会から要請を受けたものであります。

2004年春の通常国会に、刑事裁判のやり方を変えるための法律案が提出される予定になっています。法案が通れば、数年間の準備期間を経て裁判員制度を取り入れた刑事裁判制度を始めるとしています。裁判は社会を支える大切な制度で、現在、検討されている裁判員制度が取り入れられ、刑事裁判に市民参加の裁判員制度ができることとなります。世界では、国民が裁判に参加する制度、三審制や陪審制が多くで行われています。陪審制は日本でも戦前の一時期に行われていましたが、戦争中に停止されたまま、裁判官だけによる裁判が今まで続いております。司法制度を大きく変えて、主権者である国民が参加して、市民の良識や判断に基づいた裁判が行われるようにしなければなりません。そこで、裁判員制度が導入されることになって、今回の司法改革の一番重要な柱と位置づけられています。あるべき裁判員制度について、現在、検

討中の裁判員制度の内容について5項目にまとめ、要望するものであります。

以上、各会派の賛同をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

28番(高橋克幸議員) 意見書案第9号イラク滞在邦人の安全対策及び自衛隊派遣に関する意見書案について、提出者を代表し、提案理由を申し述べます。

政府は、イラク復興支援特別措置法に基づいて、人道復興支援のため自衛隊をイラクに派遣することとしております。イラクにおいては、武装攻撃の対象が無差別化の様相を呈しており、日本人外交官2名も犠牲となりました。今後も日本人が標的となるおそれがあることから、派遣される自衛隊員はもちろん、イラク滞在の日本人についても、安全対策に万全を尽くす必要があります。

よって、政府においては、イラク国民による統治体制の確立と人道的見地からのイラク復興支援の取組とあわせ、滞在邦人の安全を図るとともに、自衛隊の派遣について、現地の治安状況などを詳細に調査、分析した上で、じゅうぶん慎重に判断するように強く要望するものであります。

以上、各会派の賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、意見書案第1号ないし第9号について、一括討論に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、横田久俊議員。

(2番 横田久俊議員登壇)(拍手)

2番(横田久俊議員) 自由民主党を代表して、ただいま高橋議員から提案説明がありました意見書案第9号について、賛成の討論を行います。

12月9日、イラクへの自衛隊派遣が閣議決定されました。翌日の読売新聞は、これに賛同し、「無為は許されない」と題した論考を掲げました。国際社会の中で、このイラク問題に関し、日本だけが何もしないという無為が許されるわけがないというのが骨子です。なぜイラクの復興に支援、協力をしなければならないのか。反対派の方々は、アメリカの占領政策に加担することだ、国連中心の枠組みでやるべきだと主張しております。しかし、よく考えていただきたい。国連の中心組織が撤退している今、いくら国連中心の復興を叫んでも、それは空論にすぎません。

イラク国民には、医療、上水、給水、学校の建設、修理などの支援が、今まさに絶対に必要なことなのです。治安を回復させるためには、こうしたインフラの整備が必要不可欠なのであります。復興支援は、中東のエネルギーに8割以上依存している我が国の国益に直結するだけでなく、日本として果たさなければならない国際的な責務なのであります。そして、イラクの復興に協力するためには、最低限の武器さえ持たない民間人に行っていただくわけにはいきません。危険を回避するすべを持ち、苦しい訓練に耐え抜き、装備を持っている自衛隊にしか務まらない任務なのであります。

自衛隊が海外で武器を使えば、憲法第9条違反ではないかと言う人もおります。しかし、憲法第9条が禁じるのは、国際紛争の解決の手段としての武力行使であります。復興への協力は、あくまでも非軍事の人道支援であり、侵略戦争とは全く次元が違います。そもそも憲法は、テロ攻撃などを想定していません。人道復興支援に従事している際に、テロからみずからの命を守るための武器使用が、武力行使であるはずがない

ではありませんか。

派遣に当たって、安全が確認されるまで派遣すべきでない、テロの標的になるとの意見もあります。可能な限り安全を確保しなければならないのは当然であり、そのためには正当防衛、緊急避難に限定されている武器使用基準を国際標準並みにすることが必要です。現在、イラクでは、世界38か国の軍隊が、ある程度の危険を覚悟しながらイラクの民主化のために活動しております。日本だけが危険だからという理由で何もしないことが、許されるわけがないのであります。

昨日、小泉首相は、自衛隊のイラク派遣実施要綱を承認いたしました。自衛隊は、日本の国益を担う意志と覚悟を持って困難な任務につくわけであります。

先日、民主党・市民連合の斎藤博行議員が、派遣反対の立場から、自衛隊員の安全を心配していただく内容の一般質問をされました。海外へ派遣させられるのは契約違反ではないかというような趣旨だったように記憶しております。自衛隊員に外国を侵略するから戦争に行けというのであれば、確かにそのとおりかもしれません。しかし、何度も言うようですが、人道支援、復興支援に行くのです。どうして、それが契約違反になるのでしょうか。自衛隊、消防、警察、危険を承知でその仕事についている人たちは多数おります。危険な場所へ任務で行くのは、その仕事を選んだ人たちの責務です。今回の派遣を契約違反などと考えている隊員は一人もいないことを、私は確信しております。

過去、いわゆる左翼勢力は、沖縄など各地で自衛隊員の成人式への入場を実力で阻止しました。憲法違反の自衛隊が成人式の式典に参加することは許さないというものでした。自衛隊という職業についているだけで、まさしく差別を受けたのです。そのときの隊員たちの屈辱は、いかなるものだったでしょうか。左翼勢力は、自衛隊帰れとののしったその同じ口で、一方では、憲法の基本的人権の尊重、法の下での平等、職業選択の自由などを唱えているのであります。

今、民主党中央の岡田幹事長や枝野政調会長が、テレビの各種討論会あるいは国会などで復興支援は必要だと。行くなら自衛隊にお願いすることになるだろう。ただ、時期や安全性の問題だと言っております。自衛隊を否定するのではなく、隊員の身の安全を考えていただいております。自衛隊に対する認識では、隔世の感があります。反対派の皆さん方が真に自衛隊員のことを案じていただけるのなら、駐屯地前あるいは自衛隊艦船が出港するそのすぐ横で、家族が不安げに見守っている前で、無神経にシュプレヒコールを上げるのは、いかなるものなのでしょうか。反対運動を否定するつもりは毛頭ありません。が、自衛隊員に向かって反対を唱えるのではなく、政府や我々が党に向かって来ていただきたいものであります。我々は、しっかりと受け止め、反論いたします。それが民主主義ではないでしょうか。

非戦闘地域であっても、テロによる危険があることは事実です。最も憎むべきは、テロであります。ある自衛隊員は、報道の取材に対して、今一番欲しいのは世論の支持だと言っていました。どうか、この困難な任務につく自衛隊を敬意と感謝の念を持って送り出させていただきますよう、議員各位、理事者の皆様方をお願いいたします。意見書案第9号に対する賛成討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第5号、第7号に賛成、第9号には反対の討論を行います。

まず、第1号です。市町村合併と地方自治に関する意見書であります。

大事なことは、基礎的な自治体を確立することです。住民の意思がしっかりと反映すること、合併を上から強制で進めないことです。市町村を1,000にするという政府の目標に対して、地方から、今、挑戦が始まっています。小さくても元気な自治体、その可能性を求める新たな挑戦です。その町や村の在り方は、主権者である住民の意思によって決定していきたい、この当然の思いに政府はこたえるべきであります。

第2号生活保護に関する意見書です。

紹介しておきたいのは、札幌市議会が全会一致で可決した意見書です。国庫負担割合の4分の3から3分の2への引下げを行わないこと、同時に70歳以上の単身世帯や母子家庭などに上乘せして給付されている高齢加算や母子加算の廃止は行うべきでない、これが内容です。

本件意見書案は、国庫負担削減の先送りが政府決定されたことを受けてのものでありますから、これら高齢加算や母子加算の廃止はしないでほしいというだけの、極めて限定した控え目なものであります。賛同をいただけない会派があることを知り、驚きです。

第3号は、年金制度の改悪に関する意見書です。

今、国民の中に広がっている将来不安は、年金制度に対する不信、不安でもあります。これまで政府が繰り返してきた年金制度の相次ぐ改悪に加え、法律によって、国民に約束した国庫負担率まで、この際その引上げを簡単にほごにしてしまう、これでは不安をさらに広げてしまうことになってしまいます。

第4号不払残業、いわゆるサービス残業の規制と雇用安定に関する意見書です。

一昨年4月、厚生労働省は、サービス残業の根絶に向けた通達を出しました。適正な残業時間の申告を阻害している、例えば予算上限額の設定などは、直ちにやめる必要があります。使用者は、日々、従業員、労働者の労働時間を管理、把握する責務があることなど、いわば労働基準法違反、法律違反の未払賃金は許さないという内容の通達です。

しかし、こうした一方、現実には、リストラのあらしが吹き荒れ、長時間労働がはびこっています。残業に対して法令で定められた割増し賃金がきちんと支払われない、いわば企業犯罪です。サービス残業が大企業といわず、中小、ベンチャービジネスに至るまで、その上、公務職場の中でさえ、まん延しています。

保健所における勤務実態の一部が明らかになりました。これは決して保健所だけのことではありません。全庁内に存在する、いわば法律違反の実態の一部です。警備委託先からの月次報告書と時間外勤務等命令簿を照らし合わせ、看過できない長時間労働と未払賃金の実態が浮かび上がってきました。早急な改善を約束していますが、当然のことです。何よりも、全庁の実態調査と、それに基づく改善措置が求められています。未払賃金を不問にしたまま職員の給与削減など、もってのほかです。

第7号北海道警察における捜査用報償費の流用疑惑に関する意見書です。

税金が不正に使われているのではないかと。しかも、それが事もあろうに不正を正すべき北海道警察本部の中で。こうしたニュースは、道民の中でたいへん大きな怒りを今呼んでいます。この問題が道議会で取り上げられたのは、今月の3日です。道警旭川中央署が捜査協力者への謝礼に充てる捜査用報償費を、実際には協力者に支払わず、不正流用していた疑惑を追及したのは、本市選出、我が党の花岡ヨリ子道議会議員でありました。動かぬ証拠として、旭川中央署の内部文書を示しても道警は受け取ろうとしません。芦刈道警本部長も、また、高橋はるみ知事も、疑惑解明に背を向けたままであります。

その後、新聞、テレビなどを通じて、読者、道民の声が数多く寄せられています。一、二、紹介をいたします。「法を守り悪をくじくべき警察が、法を破り、悪事を働くとは許しがたい。」「試される大地で一番試されているのは、高橋知事であり、道庁官僚機構である」「不正流用とは、道民の税金を目的外に悪用したことになり、犯罪であると認識します」、これらの声であります。

今回の道警の問題は、道庁のかつての公金不正問題と構造上ほとんど同じであります。高橋知事は、道財政の建て直しに向けて、道民に、今、痛みを分かち合うよう呼びかけていますが、そうであるならば、なおさらのこと、この道警の報償費問題にメスを入れるべきではないでしょうか。読者の声の中に、こういう声がありました。「これまでの道庁の汚職体質、官官接待のほとぼりが冷めるや否や、今度は道警の横領疑惑で、もうほとんどうんざりといった感じです」、このようにありました。かつて北海道庁に籍を置いていた者として、その渦中にあった者の一人として、こうした道民の怒りは昨日のことにように突き刺さってきます。思い起こしますが、そのときに、こうした不正追及の先頭に立っていたのは、もちろん我が党はその一員でありましたが、だれであろう自民党の皆さんではなかったでしょうか。お忘れになったとは言わないと思います。この意見書に賛同いただけないのであれば、ぜひともそのご意見を聞かせていただきたいものであります。

さて、第5号と第9号についてであります。

第5号は、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書であります。

確認すべきことがあります。昨年の第3回定例会は、次のように議会の意思を決定いたしました。すなわち「アメリカによるイラク先制攻撃計画の中止を求めるとともに、国連憲章に基づいた国際平和秩序の確立を強力に進めていくことを要望する」、全会一致で可決した当議会の意見書であります。続いて、本年第1回定例会であります。「アメリカは、国連を無視した一方的な武力行使を行わないこと。」「日本政府は、この立場から、イラク問題で戦争行為にならないよう国連において努力することを強く要望する」、わずか半年前、全会一致の意見書であります。その後の経過は先刻ご承知のとおり、小泉内閣は、ついには今月9日、このイラクに自衛隊を派兵する基本計画を決定、そして昨日、派兵される自衛隊の活動内容を定めた実施要綱を承認いたしました。本日も、こうしているときにも出されているでありましよう航空自衛隊の先遣隊に対する派遣命令、このように報道されています。小泉首相も派遣命令を出す防衛庁長官も、盛んにそれが人道復興支援であることを強調しています。一、二、紹介したいと思います。小泉首相も会見をした、イラクの南部における民主化指導者であるリカービ氏が、次のように言います。「今の状況下で自衛隊を送れば、人道支援という目的を掲げても、占領軍の一部になるという本質を変えることはできない。」「いくら小泉首相が人道復興支援を強調しても、この自衛隊の派兵が例えば日本も連合軍に参加するということだ」、このように米軍マイヤーズ統合参謀本部議長が述べていること。さらには、また、アナン国連事務総長が国連安全保障理事会に提出したその報告書の中で、「何よりも必要なことは、高まる治安問題は軍事的手段では解決できないという認識に立って行動することである。必要なのは、政治的解決である」、このように述べていることを挙げるまでもなく、占領軍支援になるということは、変わりはありません。日本国憲法第9条を持つ国の政府が、その内閣が、その首相が、憲法を踏みにじることを、断じて容認できません。断固、自衛隊の派兵には反対であります。

なお、第9号であります。

先に述べた、これまでの当議会における意思決定とは、180度違うものであります。意見書の案文後段では、イラク国民の統治体制の確立や人道的見地などを述べつつ、自衛隊の派遣について、「現地の治安状況などを

詳細に調査、分析した上で、じゅうぶん慎重に判断するよう望む」とされています。一見、派遣の是非について触れているような文脈となっていますが、実はこの意見書は、12月9日以前に準備されたものだと思いますから、その文意、趣旨は、まず12月9日の閣議決定を受けて、自衛隊派遣を前提とした、自衛隊の派遣を認めた上での意見書というものであります。つまり提案会派の皆さんが、これまでみずからも参画して作り上げてきた当議会の意思決定、それを今みずからが踏みにじろうとしている。地方自治、住民自治の一角をなす議会人として、こうした在り方は、我が党にとっては断じて相いれないものであります。

この点をあえて述べ、議員各位の賛同を求めつつ、私の討論を終わります。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、ただいま提案されました意見書案第6号、第8号に賛成の討論を行います。

まず最初に、イラク特措法に基づくイラクへの自衛隊派遣に反対する意見書です。

政府は、今年7月にイラク復興特措法を強行成立させました。そして、今月に入り、9日には活動の大枠を決めた基本計画を決定し、さらに18日には活動内容の詳細を定めた実施要領を承認いたしました。なぜ新しい法律を必要としたのでしょうか。自衛隊の初めての海外派兵であった国連平和維持活動協力法、いわゆるPKO法では、どうして自衛隊は行けなかったのでしょうか。その理由は明らかです。PKO法は、国連の決定と紛争当事者の了解が必要だからです。また、憲法第9条が禁止する集団自衛権の行使に抵触しているのではないかと議論になっているテロ特措法による派遣は、どうしてできなかったのでしょうか。PKO法やテロ特措法では、地上における戦闘行為、また、明確な戦場への派遣を禁止しています。

イラクは、今なお戦場です。このイラクの地に米・英軍支援で武装した自衛隊が派遣されることは、どのように説明しようとも、国連を無視し、軍事優先の政策を進めてきたアメリカのイラク戦争を支持する以外、何ものの役割もありません。日本は、国連主導の人道的復興を支持し、その中心を担うべきです。よって、政府はイラク特措法に基づくイラクへの自衛隊派遣を見合わせるべきです。

次に、意見書案第8号についてです。

昨年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づき、司法制度改革に関する立法作業が進められています。そして、その中で、国民の意識からかい離が指摘されている刑事裁判手続に関しては、裁判員制度の創設が検討されております。この検討内容によると、裁判員制度は、裁判官と裁判員が協力して事実認定や量刑を定めようとする制度となっております。現在、世界的には、アメリカ、イギリス、ロシア、イタリア、ドイツ、フランス、そしてカナダなどでこの制度が活用されており、いわゆるG8参加国でこうした制度を持っていないのは我が国だけあります。

市民の参加する刑事裁判の手続が創設されることは、我が国司法制度上の画期的なことと言わなければなりません。それだけに裁判員制度の問題点を解消し、民主的で主体的・自主的に参加することが可能である制度とする必要があります。市民が参加すること、市民が自由に意見を述べること、それを保障するのがこの制度の趣旨だと思います。そのため、意見書案に具体的に記載してあります内容の実現が求められています。そして、世界の模範となるような制度にするため、国に要望する意見書を提出するものであります。

以上、述べましたように、ぜひとも意見書案第6号、そして第8号への全会派の皆さんのご賛同をお願い

し、私の討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第3号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号ないし第7号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第8号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第9号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本年を振り返りますとき、まずもって最大の関心事は、イラク復興支援に伴う自衛隊の派遣など、我が国の国際貢献の在り方に関する論議であります。

依然として抵抗勢力による自爆テロが続いており、不幸にして、日本人外交官2人の尊い命が失われました。この地に一日も早く平和が訪れることを願わずにはられません。

国内に目を転じますと、11月に衆議院議員選挙が執行され、小泉内閣の下、三位一体の改革や税制改革、年金改革などが検討されており、各自治体や国民にとりましても大きな転換期を迎えていると感じております。景気の動向につきましても、一部では明るい兆しが見えてきたとも言われておりますが、依然として厳しいものがあります。

こうした中、本市財政もひっ迫しており、市長を先頭に市職員が一丸となって行政改革や財政健全化に取

り組んできていただいており、その結果を踏まえ、今定例会においても、部の統廃合や政策課題に対する集中審議が行われたところであります。

4月の統一地方選挙を勝ち抜かれた議員各位におかれましては、市民の代表として、さらなる市政の発展と現下の難局を打開するために、ご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、この7か月間、微力な私にお寄せいただきました各位のご厚情に対しまして、衷心より感謝申し上げます次第でございます。

本年も残りわずかとなりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ご家族とともにご多幸な新年を迎えられますよう心から祈念申し上げ、本年最後の議事に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。(拍手)

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 成 田 晃 司

議 員 斎 藤 博 行

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成15年小樽市議会第4回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成15年10月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

市町村合併と地方自治に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	武 井 義 恵
	同	新 谷 と し

地方制度調査会は11月、基礎的自治体と市町村合併に関する最終答申を出しました。

小さな町村の権限取り上げや近隣との強制合併には踏み込んでいませんが、知事が構想づくりの勧告を行う制度をつくるなど、合併強制的しくみをねらっています。

答申が人口1万人未満を明記しながらも「地理的条件や人口密度、経済事情」を考慮するというのは当然です。しかしながら、人口規模で合併の線引きするのではなく、市町村の自主判断に任せるべきです。知事が合併を勧告したりするのは、市町村の自己決定権を侵害するもので自治の原則にも背きます。合併によって、住民サービスが低下し、特色ある歴史や文化が消え周辺がさびれる不安と危ぐが広まっています。

いかに小さな町村であっても、憲法で地方自治の機能は保障されています。それを法律をもって奪うことが許されないということは最高裁判決（1963年）でも明らかです。それぞれの自治体が小さくてもかがやくまちづくりを進めています。政府はそれを保障すべきです。

記

- 1 地域の未来は住民の意思に基づくよう、合併の強制は一切しないこと。
- 2 人口規模による根拠のない差別・選別はやめ、交付税の段階補正の改悪はしないこと。
- 3 交付税の財源保障機能を堅持するとともに、総枠を確保すること。
- 4 これまでのように財源不足に対しては、臨時財政特例債にかわる対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

生活保護に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	畠	護
	同	若	見	智
	同	菊	地	葉
	同	斎	藤	博

財務省は、新年度予算作成において、生活保護の「高齢・母子」加算を廃止する方針を固めたと報じられています。

70歳以上の単身世帯への給付は、本市においては16,680円が老齢加算として上乗せ、また、母子家庭は、母子加算として児童一人の場合21,680円が上乗せされています。

物価スライドにより、年金同様、消費者物価下落を適用し、15年度予算では0.9パーセント削減されました。16年度も0.4パーセント削減とする予定ですが、保護世帯には厳しいものがあります。

よって、政府においては、高齢・母子の加算給付を一時的に廃止することがないよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

年金制度の改悪に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	若 見	智 代
	同	菊 地	葉 子
	同	斎 藤	博 行

年金制度の改定に関する動きが急展開しています。

厚生労働省案では、厚生年金の保険料を来年度から段階的に引き上げ（最終的には20パーセント）、国民年金は13,300円を18,000円台まで毎年値上げし、他方で給付は、労働者の手取り賃金の59パーセントを保障する今のやり方を変更して、少子化や経済変動に応じて「調整」し、下限を50パーセントにするとしています。

これを「給付維持」というのは錯誤です。夫婦で月23万円の厚生年金の場合、月36,000円もの削減になります。これは現在と比べて15パーセントもの給付カットです。

年金問題で今大切なのは、国民の不信を取り除くことです。支給開始年齢を遅らせる、給付を削減する、さらには保険料の負担増を一方的に押しつける制度改悪を進めれば、年金の安心は得られません。重要なのは国民に約束していた基礎年金への国庫負担を現行の3分の1から2分の1に引き上げる「附則」を来年度実施することです。

記

- 1 一方的に保険料の段階的引上げ、給付の自動削減を強行しない。
- 2 基礎年金に対する国庫負担率を来年度から2分の1に引き上げること。
- 3 国民の合意のないまま、年金の財源に消費税を充てないこと。
- 4 物価下落を理由にして来年度の年金給付を一方的に引き下げないこと。
- 5 老齢者控除の廃止、公的年金等控除の縮小は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

不払い残業規制など雇用安定に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子
同 山 口 保
同 古 沢 勝 則

雇用の安定は、正常な経済社会の再建に不可欠の課題です。しかし、完全失業率 5 パーセント以上が 26 か月も連続し、高卒者の就職決定率が 30 パーセントと著しく低く、また若者の失業率が 10 パーセントを超えるなど、雇用状況は極めて深刻です。

政府は「200 万人雇用創出」を成果として強調しますが、その内容は明確ではありません。この 2 年間で雇用者は 50 万人減少、完全失業者が 28 万人も増えたのです。

「雇用創出」といっても、パートをはじめ不安定雇用が大半です。若者就職難と高失業は、日本社会の再生産と存続をも困難にする深刻な問題です。

サービス残業について、厚生労働省は「不払い残業解消」へ通達も出し、監督、是正指導を強めていますが、これを根絶すれば 160 万人の新規雇用が可能との試算も出されています。

政府においては、安定した雇用を増やし、人間らしく働けるルールを確立するため、次の諸対策をとられるよう、強く要望します。

記

- 1 不安定雇用の拡大でなく、安定した雇用を増やす施策をとること。
- 2 パート、有期雇用を正社員と均等待遇にするなど、不安定雇用者の雇用と権利を守ること。
- 3 不払い残業を根絶する有効な対策を強めること。
- 4 派遣労働、有期雇用契約など労働法制の改悪を行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 12 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 15 年 12 月 19 日	議決結果	否 決
-------	-------------------	------	-----

イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

政府は、「イラク復興支援特別措置法」に基づき、年内にもイラクへの自衛隊の派遣を実施しようとしています。派遣される部隊の中心は北海道の陸上自衛隊になることも決定しています。

いま、イラクは全土が戦闘地帯となっており、しかも、米英軍のみならず国連機関や赤十字国際委員会までが攻撃の対象とされるに至りました。自衛隊が派遣される地域においても、いつ戦闘がぼつ発するか分からない状態が続いています。

このような状況の中で自衛隊が派遣されれば、米英軍による戦闘、占領行為を支援するものとして一体化され、攻撃の対象となることは明らかです。

また、攻撃とこれへの応戦によって、イラク市民や自衛隊員の生命が危機にひんすることも明白です。

よって、政府においては、現在進められている自衛隊の派遣計画を中止し、あくまでも国連や中立機関を中心とした、武力によらない人道的見地からのイラク復興支援に積極的な役割を果たすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

ブッシュ大統領による戦争終結宣言がなされて既に半年が経過します。政府は、自衛隊派遣を前提に、この3月から11月まで計14回にのぼる調査団を派遣していますが、この間、国際赤十字や国連等がテロや襲撃等の標的となり、多大な犠牲が続出しています。11月29日には、ついにイラクで職務を遂行していた外務省の奥参事官及び井ノ上書記官が殺害される事態に至っています。

政府は、戦争の大義に関する疑問を残したまま「イラク特措法」を制定し、同法に基づき、非戦闘地域に自衛隊を派遣する準備を進めています。しかし、イラクは、非戦闘地域が一瞬にして戦闘地域に変わり得る状況であり、自衛隊派遣の枠組みを定めた同法的前提さえも満たしていません。

今、日本外交に求められるのは、日米同盟に基づく信頼関係により、ブッシュ政権を国際協調路線に引き戻すことです。日本は、「イラク特措法」に基づく支援態勢を抜本的に見直し、新たな国連安保理決議の採択などを通じた国連主体の人道・復興支援を進めるとともに、イラク国民による速やかな政権樹立を目指すべきです。

よって、政府は、「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派遣を見合わせるべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

北海道警察における「捜査用報償費」流用疑惑の解明を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋 一 弘
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利

先般の報道によると、道警旭川中央署が捜査協力への謝礼に充てる「捜査用報償費」が実際には協力者に支払われず、不正に流用したのではないかとの疑惑が明らかにされました。

北海道庁と北海道警察は、「事実はいっさいない」と否定するばかりか、調査すら拒否しています。もし、この疑惑をそのまま放置すれば犯罪撲滅を願う道民の期待を裏切るものとなり、警察に対する道民の信頼と協力は著しく低下せざるをえません。

よって、北海道庁と北海道警察は、事件の重大性をしっかりと受け止め、自ら疑惑解明を行ない、道民に明らかにすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

裁判員制度に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

菊 地 葉 子
佐々木 勝 利
秋 山 京 子

内閣に設置された司法制度改革推進本部においては、平成14年3月19日に閣議決定された「司法制度改革推進計画」に基づき、国民が刑事裁判に参加する裁判員制度の具体的な内容について、現在論議が行われています。

裁判員制度は、国民が職業裁判官とともに主体的・実質的に裁判を行うことができるような制度とすることが求められており、裁判に国民の社会常識を反映させるためには、裁判員が単なる「お飾り」ではなく、裁判官に対し不要な遠慮をすることなく自主的かつ積極的に自分の意見を述べ、実質的な評議ができる制度であることが必要であり、また、裁判員に選ばれた市民が過重な負担を負わないよう制度を整備する必要があります。

よって、国に対し、裁判員制度を世界の模範となるべき制度とするために、以下のとおり要望します。

現在検討中の裁判員制度の内容については、

- 1 裁判員の数は少なくとも裁判官の数の3倍以上とすること。
- 2 裁判官の数は1人ないし2人とすること。
- 3 有罪の評決は3分の2以上の多数決制とすること。
- 4 刑事裁判の原則である直接主義・口頭主義を重視した制度とすること。捜査の可視化を図ること。
- 5 裁判員が審理に参加することにより過重な負担のかからないよう、諸制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

イラク滞在邦人の安全対策及び自衛隊派遣に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 山 田 雅 敏
同 高 橋 克 幸
同 秋 山 京 子

政府は「イラク復興支援特別措置法」に基づいて、自衛隊をイラクに派遣することとしています。

イラクでは、戦闘終結宣言後も武装勢力による攻撃が続き、その標的は米英以外の駐留部隊や国連、赤十字にまで拡大し、ついに日本人外交官 2 名も犠牲となりました。

攻撃の対象が無差別化の様相を呈している中では、今後も日本人が標的となる恐れがあることから、派遣される自衛隊員はもちろん、イラク滞在の日本人についても安全対策に万全を尽くす必要があります。

よって、政府においては、イラク国民による統治体制の確立と人道的見地からのイラク復興支援の取組と併せ、滞在邦人の安全を図るとともに、自衛隊の派遣について現地の治安状況などを詳細に調査・分析した上で、じゅうぶん慎重に判断するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	森井秀明
	同	佐々木茂
	同	山口保
	同	古沢勝則
	同	斉藤陽一良

長引く不況の中で、厳しい状況が続く雇用情勢を打開するために、21世紀型新産業を中心に新たな雇用・起業創出のための施策を優先的に継続的に断行する必要があります。

なかでも、新しい事業・産業を生み出し、経済に活力をもたらす、雇用を創出する原動力となる中小・ベンチャー企業に対しての起業や創業をしやすい社会環境の整備に向けた取組が急務であり、新たに事業を開始しようとする個人や中小企業に対しての幅広い支援、また中小企業者の新技術やアイデアに着目した事業活動に対する継続的支援、さらに地域雇用と直結する地域産業資源を活用した事業創出環境の整備等を図ることが不可欠であります。

さらに、若年層と中高年層の雇用改善も大きな課題となる一方で、本格的な少子高齢社会の到来を目前にして、我が国の経済活力の維持・向上を図っていくためには、若年層や高齢層の雇用開拓に力を入れることはもちろん、若手・高齢者・女性起業家による新規事業の創出基盤を整備することも必要不可欠です。

しかし、一般的にベンチャー企業等は信用力や担保力が不足がちであることに加え、近年の景気低迷により民間金融機関からの融資等も厳しさを増しているなど、中小ベンチャー企業、若手・高齢者・女性起業家の起業・経営に必要な資金調達環境はいっそう困難な状況となっております。したがって、民間金融機関が敬遠しがちなこれらの起業家に対し、政府系金融機関が重点的に資金調達を図るべきであります。

よって、政府は以下の施策を早急に講じるとともに、制度を拡充されるよう強く要望します。

記

- 1 効果的な規制改革を行い、サービス産業の活性を図るとともに、環境・バイオテクノロジー・情報通信・ナノテクノロジーなど21世紀型産業への重点投資を行い、新たな雇用を500万人創出すること。
- 2 資源循環型社会を推進し、エコ産業の市場規模を拡大し雇用の創出を図ること。
- 3 外国人観光客の増加など観光産業を振興し、雇用の創出を図ること。
- 4 政府系金融機関及び民間金融機関などによる新たな創業・起業への資金調達の支援策のいっそうの拡充を図ること。
- 5 定年年齢の引上げや継続雇用制度等の普及で65歳までの雇用の確保を図ること。
- 6 若年者の失業率を半減させる施策を関係省庁が協力して強力に推進すること。
- 7 「土地担保主義」を転換し、技術力や新しいアイデアなど内容中心の新融資制度の確立を図ること。
- 8 投資を促進する税制支援策の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

グローバル化の進展は、様々な問題をはらみながら時代のすう勢となっています。モノ、カネ、技術、情報に加え、人々も世界的規模で、行き交う大交流時代に突入しています。こうした中で、世界の国々は、国際観光に新しい価値と将来性を見出そうとしており、単に観光資源としてのみならず、観光を通し、世界の国々及び人々の交流の拡大を図ろうとしています。世界観光機関（WTO）によると、全世界の外国旅行者数は、2010年には10億人に、2020年には16億人に増加すると予想されています。

しかし、我が国の現状を見ると観光先進国といわれる諸外国に比べ、我が国は観光振興に必要な社会資本の整備など様々な面で立ち遅れているために、日本人、外国人にかかわらず旅行者は少ないのが実態です。2002年に海外旅行した日本人は、1,652万人ですが、日本を訪れた外国人旅行者は、その3分の1の524万人にとどまっており、外国人の受入数で、日本は世界で35位、アジアでも9位に甘んじています。

今日、景気回復が叫ばれている我が国経済にとっても、ものづくりの復権のみならず、観光立国への転換も必須の課題となっています。観光産業が雇用総数600万人規模、その生産波及効果は100兆円規模の我が国の基幹産業に成長することも不可能ではなく、地域経済の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されています。

こうした、観点から、「観光立国行動計画」の積極的な推進とともに、国と地方公共団体が一体となって下記の諸対策を実施するよう強く要望します。

記

- 1 観光立国関係閣僚会議を充実させ、各省庁と整合性のとれた観光総合戦略を策定する観光局を設置すること。
- 2 家族旅行や個人旅行を推進するため、有給休暇連続取得の推進及びそのための環境整備として中小企業への省力化支援及びそのための雇用への奨励金の支給を図ること。
- 3 学校の長期休暇制度の分散化を図ること。
- 4 滞在型休暇の普及に成果をあげたフランスの休暇小切手制度を参考とする家族向けの旅行資金積立制度の創設を図ること。
- 5 外国人を受け入れるための人材の育成や外国語表示の観光案内を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

国から地方への税源移譲に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

2000年4月の「地方分権一括法」の施行により、国と地方公共団体の関係は、役割分担を明確にし対等・協力を基本とすることになりました。このことにより、地方公共団体は自主性、自立性を高め、自己決定・自己責任による地方自治へ大きな一歩を踏み出したものと言えます。

地方公共団体が、住民の意思と責任による住民自治、すなわち名実ともに真の地方自治を確立するためには、極力国への財源依存を縮減し、自主財源の確保が図られなければなりません。現在の租税負担の国税と地方税の割合は国税6対地方税4ですが、これに対して歳出は国4対地方6であり、歳入歳出の割合は逆転しています。これでは自主、自立の地方自治とはとうてい言えず、早急な自主財源の充実が必要です。

政府は、2003年6月27日の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う」との方針を閣議決定しましたが、税源移譲については、未だ移譲される税目も額も不分明です。地方自治体が財源不足になるような事態に陥れば、住民の意思と責任による住民自治の確立をなしえないどころか、地方公共団体の住民に対する一定水準の行政を保障することさえ、困難となるおそれがあります。

よって、事務量に見合った国税から地方税への税源移譲の速やかな実施を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け金融対策に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	吹田	友三郎
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

厳しい不況は、中小企業の経営者、従業員や家族の生活に打撃を与えています。大企業に比べると足腰が弱い中小企業は、金融機関からの貸し渋り、貸しはがし、担保価値の下落などによって深刻な経営危機に追い込まれています。

日本経済における中小企業の重要な役割を再認識し、再生可能な中小企業を倒産に追い込んだり、健全な中小企業を連鎖倒産に巻き込んだりすることを回避し、中小企業が現下の厳しい経済環境から脱却し、活力ある発展を遂げられるよう、抜本的な対策を講じることが不可欠です。

政府においては、中小企業予算の抜本的拡充、商店街・中小小売店の活性化に資する対策の充実・強化及び貸し渋り、貸しはがし対策の強化、政府系金融機関における個人保証の段階的な撤廃を図る措置の実施を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

地域における雇用対策の拡充強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	森井秀明
	同	井川浩子
	同	山口保
	同	古沢勝則
	同	斉藤陽一良

景気・経済状況の悪化に伴って、失業率が依然高い水準で推移しており、倒産、自殺者の増大など、厳しい経済・雇用情勢が続いています。しかし、中小企業をはじめ、地域経済の停滞はいつそう深まり、雇用情勢は改善の兆しをみせていません。特に中高年、若年者の就職難は深刻な社会問題となっています。

いまや雇用対策は、抜本的な制度改革、財源確保、労使協力を含めた総合的な推進が必要です。

よって、政府において、次の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 地域の実情に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やNPOなどの振興による雇用創出などを推進する施策の抜本拡充を図ること。
- 2 地方公共団体が職業相談・職業訓練・職業紹介等を一貫した体制で実施しうる支援策を拡充すること。
- 3 雇用保険財政の安定化を図ると共に、失業給付期間が終わっても就職できない人や、自営業を廃業した人などを対象として、「求職者能力開発支援制度」を創設すること。
- 4 ハローワークなどでの募集・採用における年齢制限の禁止に向けて実効性ある措置を確立すること。
- 5 特に厳しい障害者雇用について、障害者法定雇用率達成に向けて厳正な運用を図り、障害者雇用支援策の展開を図ること。
- 6 正社員とパート社員などとの間の合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現するパート労働法改正案を制定すること。
- 7 子ども看護休暇制度の義務化、有期雇用労働者への適用拡大など育児・介護休業法の拡充を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

奨学金拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大島	護
	同	菊地	葉子
	同	小前	真智子
	同	佐々木	勝利
	同	秋山	京子

日本育英会の奨学金制度は多くの学生・生徒が利用しており、我が国における教育の機会均等を実質的に保障する制度として定着しています。

景気が低迷する中で、父母や学生の経済的負担は従前にも増して大きくなっており、憲法第26条に定める国民の教育を受ける権利を保障する上で、奨学金制度は欠かせないどころか、いっそうの拡充・充実が求められています。

日本育英会を解散し、来年度から独立行政法人・日本学生支援機構が奨学金事業を引き継ぐにあたり、債務保証制度の導入、高校生向け事業の都道府県移行など、奨学金制度の後退を危ぐする声も出ているところであります。就職難のため、奨学生が卒業後の返済を滞らせてしまう例も多く、こうした実態に見合った奨学金給付制度を求める声も多くあります。

よって、政府においては、日本育英会が果たしてきた奨学金制度の貴重な役割を踏まえ、その内容が後退せず、いっそうの拡充・充実が図られるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成15年12月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成15年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成15年12月5日～平成15年12月19日(15日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成15年度小樽市一般会計補正予算	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
2	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
3	平成15年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
4	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
5	平成15年度小樽市水道事業会計補正予算	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
6	小樽市公の施設の指定管理者に関する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	総務	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
7	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
8	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	総務	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
9	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	総務	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
10	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
11	小樽市重度身体障害者見舞金支給条例を廃止する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
12	小樽市と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	厚生	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
13	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	厚生	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
14	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	予算	H15.12.16	可決	H15.12.19	可決
15	小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	経済	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
16	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H15.12.5	市長	H15.12.11	経済	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
17	不動産の取得について	H15.12.5	市長	H15.12.11	建設	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
18	公有水面埋立てについて	H15.12.5	市長	H15.12.11	経済	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
19	市道路線の認定について	H15.12.5	市長	H15.12.11	建設	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
20	市道路線の変更について	H15.12.5	市長	H15.12.11	建設	H15.12.17	可決	H15.12.19	可決
21	小樽市非核港湾条例案	H15.12.5	議員	H15.12.11	総務	H15.12.17	否決	H15.12.19	否決
22	小樽市公平委員会委員の選任について	H15.12.19	市長					H15.12.19	同意
23	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H15.12.19	市長					H15.12.19	同意
15年3定第6号	平成14年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定第7号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定第8号	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定第9号	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定第10号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定第11号	平成14年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定第12号	平成14年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
15年3定 第 13号	平成14年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 14号	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 15号	平成14年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 16号	平成14年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 17号	平成14年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 18号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 19号	平成14年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 20号	平成14年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 21号	平成14年度小樽市病院事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 22号	平成14年度小樽市水道事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 23号	平成14年度小樽市下水道事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
15年3定 第 24号	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.10.9	認定	H15.12.19	認定
意見書案 第 1号	市町村合併と地方自治に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 2号	生活保護に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 3号	年金制度の改悪に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 4号	不払い残業規制など雇用安定に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 5号	イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 6号	「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 7号	北海道警察における「捜査用報償費」流用疑惑の解明を求める意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	否決
意見書案 第 8号	裁判員制度に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 9号	イラク滞在邦人の安全対策及び自衛隊派遣に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 10号	新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 11号	観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 12号	国から地方への税源移譲に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 13号	中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け金融対策に関する意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 14号	地域における雇用対策の拡充強化を求める意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
意見書案 第 15号	奨学金拡充を求める意見書（案）	H15.12.19	議員					H15.12.19	可決
その他会議に付した事件	財政の健全化について（総務常任委員会所管事項）				総務	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について（経 済常任委 員会所管事項）				経 済	H15.12.17	継 続 審 査	H15.12.19	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
18	イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書提出方について	H15.12.1	H15.12.17	不採択	H15.12.19	不採択
19	イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書提出方について	H15.12.4	H15.12.17	不採択	H15.12.19	不採択
23	「小樽市幼児ことばの教室」の稲穂小学校併設存続方について	H15.12.9	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
27	イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出方について	H15.12.10	H15.12.17	不採択	H15.12.19	不採択

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
20	「経営支援特別資金」の継続方について	H15.12.4	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査

厚生常任委員会

請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	認可外保育所への予算増額方について	H15.12.8	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
24	市民への情報開示とじゅうぶんな協議を行った上でのごみ処理施設建設着手方について	H15.12.9	H15.12.17	不採択	H15.12.19	不採択
25	市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方について	H15.12.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
26	市民とのじゅうぶんな話し合いを持った上でのごみ焼却施設の建設着工方について	H15.12.10	H15.12.17	不採択	H15.12.19	不採択
28	乳幼児医療費拡充方について	H15.12.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
31	生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方について	H15.12.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
32	母子家庭医療助成の現行どおりの継続方について	H15.12.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
5	幸2丁目6番、7番付近道路の市道認定方について	H15.6.12	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査
29	水道料金・下水道使用料減免制度の存続方について	H15.12.10	H15.12.17	継続審査	H15.12.19	継続審査

予算特別委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
22	重度身体障害者見舞金の現制度継続方について	H15.12.9	H15.12.16	不採択	H15.12.19	不採択
30	重度身体障害者見舞金の存続方について	H15.12.10	H15.12.16	不採択	H15.12.19	不採択